

# 防衛省三宿地区施設管理業務 民間競争入札実施要項（案）

防衛省

## 目 次

1．対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
2．実施期間に関する事項	7
3．民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	7
4．入札に参加する者の募集に関するスケジュール	8
5．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	10
6．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項	12
7．民間事業者に使用させることができる防衛省の施設・設備等	12
8．民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	13
9．民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	18
10．対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	18
11．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	18
別紙第1 防衛省三宿地区の対象施設	20
別紙第2 対象施設の一覧	21
別紙第3 評価表	22
別紙第4 従来の実施状況に関する情報の開示	24
施設管理業務企画書（様式第1～様式第8）	32

## 防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、防衛省は、公共サービス改革基本方針(平成25年6月14日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として引き続き選定された防衛省三宿地区施設管理業務(以下「施設管理業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

### 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第14条第2項第1号)

#### 1.1 対象公共サービスの詳細な内容

##### (1) 対象施設の概要

###### 施設概要

施設名称：防衛省三宿地区

所在地：東京都世田谷区池尻1-2-24

敷地面積：102,034㎡

建物：施設配置図は別紙第1のとおり

各建物の構造、建設年月日、建築面積、延床面積は別紙第2のとおり

管理運営業務の範囲：別紙第1及び別紙第2に記載の建物等

###### 施設目的

三宿地区は、自衛隊中央病院・陸上自衛隊衛生学校・技術研究本部電子装備研究所等が所在しており、約1,900人の職員等(学生・研修医官含む。)が勤務し、病院としての医療行為や、衛生科の教育訓練及び調査研究、先進技術の研究業務を行っている。自衛隊中央病院の病床数は500床で外来受診者は日平均約550名、陸上自衛隊衛生学校の入校学生数は年間約350名である。

##### (2) 業務の対象と業務内容

防衛省・自衛隊が所在する三宿地区の各施設は、平時はもとより有事・災害発生時には危機管理(対処)官庁として、特に自衛隊中央病院は自衛隊の最終後送病院として機能する必要があるため、この特性を踏まえつつ、必要な執務環境を確保し、各種任務が適正かつ確実に実施されるよう、以下に示す施設管理業務を行うこととする。

###### 病院施設維持管理等業務

三宿地区内各施設及び各設備の性能及び状態を常時適切な状態にしておくため、防災設備、消火設備、厨房ダクト消火設備、エレベータ設備、エスカレータ設備、物品搬送設備、自動ドア、シャッター、冷凍機設備、空気調節装置、給排気ファン、

ポンプ設備、ファンコイルユニット、熱交換器、空調機、空調用純水設備、特殊空調設備、厨芥処理設備、非常用ろ過装置、浴槽ろ過装置、ごみ処理設備、排水再利用設備、院内呼出設備、放送設備、インターホン設備、無線通信補助設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、中央監視設備、特高受変電設備、高圧受変電設備、電灯・動力設備、直流電源設備、計装設備、交流無停電電源装置、自家発電設備（コジェネ）、ボイラー、蒸気発生器、製缶類、R I排水設備、人工透析排水処理設備、滅菌処理設備、厨房除外設備、井水ろ過設備及び厨房器材の点検保守、施設維持管理業務（中央監視・巡視）、防災監視・巡視及び病院受付業務、飲料水水質検査業務、グリストラップ定期整備業務、貯水槽・排水槽清掃業務並びにばい煙測定業務を行う。

#### 電気設備維持管理業務

陸上自衛隊衛生学校が管理する地域に設置されている高圧受電設備の点検保守業務及び施設維持管理業務（特高受電監視）、駐屯地非常用予備発電機の点検保守業務並びに技術研究本部が管理する施設に設置されている配電設備の定期点検業務及び電気工作物保安管理業務を行う。

#### 機械設備維持管理業務

陸上自衛隊衛生学校が管理する地域に設置されている消防設備、冷凍機設備、空気調節装置、ボイラー、地下燃料タンク等及び紙細断機の点検保守業務、ばい煙測定業務及び貯湯槽清掃業務並びに技術研究本部電子装備研究所の冷暖房機械室に設置されている冷却水用薬品注入装置の点検保守業務及びばい煙測定業務を行う。

#### 環境整備業務

自衛隊中央病院及び技術研究本部が管理する施設に設置されているシートクリーナー等の点検保守業務、技術研究本部電子装備研究所が管理する庁舎等の清掃業務（日常・定期清掃業務、屋外清掃業務、窓ガラス清掃業務、集積ゴミの整理業務、草刈り業務等）及び自衛隊中央病院が管理する施設の清掃等業務（日常・定期清掃業務、無菌病室定期清掃業務、手術室特殊清掃消毒作業業務、廃棄物資源化・減容化処理業務、植栽管理業務）を行う。

#### 警備・案内業務

技術研究本部電子装備研究所等が管理する施設の防犯・防災監視業務、出入管理業務、巡回監視業務、外来者受付・案内業務及び電話対応業務を行う。

### 1.1.1 施設管理業務全般に係る業務

業務の実施に当たっては、一企業とすることも、複数の企業で構成されるグループ（以下「共同体」という。）とすることも可能とする。

#### (1) 共同体の監理について

施設管理業務を実施するに当たり、共同体を構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業は共同体に参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、施設管理業務を包括的に監理すること。

#### (2) 発注者との連携について

施設管理業務を実施する民間事業者（以下「民間事業者」という。）は、定期的に

自衛隊中央病院総務部管理課長（以下「施設管理担当者」という。）と連携を図り、施設管理業務を円滑に実施すること。

(3) 代表企業の権限

共同体の代表企業は、施設管理業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって契約代金の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統括管理業務

統括管理業務

民間事業者は、防衛省に対する報告及び調整、各業務従事者（共同体で参加する場合は、各企業）への指示及び関係者との調整等の施設管理業務を円滑に実施するための業務（以下「統括管理業務」という。）を実施する。

統括管理責任者

ア 民間事業者は、統括管理業務を実施するに当たり、施設管理業務に関する高度の知見を有する者を統括管理責任者として選出することとする。ただし共同体で参加する場合の統括管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統括管理責任者は業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できる体制(態勢)であること。また、統括管理責任者が欠けた場合の代行者をあらかじめ定めておくこと。

イ 統括管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者に報告すること。

ウ 施設管理担当者からの指示は、業務責任者が受け、各業務責任者を通じて速やかに実行すること。

エ 各業務責任者は、統括管理責任者を通じて施設管理担当者に、報告書その他の関係書類を提出し、業務の重要事項に関することを報告するものとする。

副統括管理責任者

ア 統括管理責任者は、業務分野を定め、当該業務分野に関する高度の知見を有する者を副統括管理責任者として民間事業者から選出することができる。この場合、業務責任者との兼務を妨げないが、各業務が円滑に実施できる体制(態勢)であること。

イ 副統括管理責任者を選出した場合には、同責任者は統括管理責任者を補助し、統括管理責任者が不在の場合は、これに代わるものとする。

統括管理業務の実施時間

統括管理業務の実施時間は、下記 2 に示す本業務の委託期間中の土、日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間を除く平日の 8 時 30 分から 17 時 30 分までの間とする。

ただし、緊急の場合は除く。また、上記時間以外においても、常時、施設管理担当者と連絡が取れる体制であること。

三宿地区への常駐義務

ア 統括管理責任者は、勤務時間内は、常時、三宿地区内において業務を行う体制を整備しなければならない。

イ やむを得ない理由により、三宿地区内に統括管理責任者が不在となる場合は、

事前に施設管理担当者に報告し、その了解を得なければならない。また、不在となる間、統括管理責任者若しくは副統括管理責任者又はこれらの者の業務を代行できる者（常駐する者）の連絡先を施設管理担当者に報告しなければならない。

(5) 業務の引継ぎ

施設管理業務を落札した民間事業者（以下「受注予定者」という。）は、直ちに現在業務を請け負っている者（以下「現受注者」という。）から業務の履行に支障を来さないよう業務の引継ぎを受けなければならない。

現受注者は、受注予定者に対して確実に業務内容の引継ぎを行わなければならない。

受注予定者及び現受注者は、引継ぎ内容について防衛省側の確認を受けるものとする。

1.1.2 施設管理業務

施設管理業務の詳細は、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

1.2 サービスの質の設定

施設管理業務の実施に当たり達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 施設管理業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標
<p>施設管理業務を通して、職員の快適な施設利用、自衛隊中央病院における患者サービス及び医療活動の円滑な実施を可能にし防衛省・自衛隊の任務遂行に支障を与えないようにする</p>	<p>品質の維持</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務請負者の不備に起因した、三宿地区各機関の行う業務の中断回数 0 回</li> <li>・ 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数 0 回 いずれも、自然災害等による予測不能な場合を除く</li> <li>・ 災害、事故等の緊急時において、被災状況の把握、応急補修、二次災害防止対策を迅速に行うこと</li> <li>・ 外来及び入院患者や近隣住民への対応を適切に実施することによって、クレーム等の無いように努め、公共施設としての品位を保つこと 特に病院施設の特性を考慮し、関係諸規則等に準拠し常に衛生的で、かつ良好な医療環境の維持に努めること</li> </ul>

	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境配慮に関する各種法令を遵守し、業務を履行すること</li> <li>・ 東京都環境確保条例により課せられている温室効果ガス排出量削減義務を達成できるよう協力すること</li> <li>・ 本業務の委託期間中に、東京都環境確保条例以外の法令等により、別途温室効果ガス排出量削減義務が課せられた場合、当該義務を達成できるよう協力すること</li> <li>・ 上記の実施に当たっては、勤務環境低下を最小限に留めるよう、施設管理担当者と調整を図りつつ実施すること</li> </ul>
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務請負者の不備に起因した各施設入居者、病院施設利用者等の人身事故（病院での治療を要するもの）及び物損事故の回数 0 回</li> <li>・ 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数 0 回</li> </ul>

### 1.2.2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として下記 6. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

### 1.2.3 創意工夫の発揮可能性

施設管理業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

#### (1) 施設管理業務全般に対する提案

民間事業者は、別途定める様式に従い、施設管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこと。

#### (2) 従来の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を提案すること。

#### (3) コスト低減についての改善提案

民間事業者は、施設管理業務に係るコスト低減に関する提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、現行レベルの質が確保できる根拠等を付し提案すること。

#### 1.2.4 委託費の支払方法

防衛省は、施設管理業務について監督及び検査を行い、質の確保の状況及び企画書の提案事項実施状況を確認した上で、委託費を支払う。

委託費の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、防衛省との間であらかじめ定める書面により、当該月分の支払請求を行い、防衛省は、これを受領した日から30日以内に民間事業者に支払うものとする。

ただし、監督及び検査の結果、防衛省が質が確保されていない又は企画書の提案事項が履行されていないと判断した場合は、この限りではない。

この場合において、防衛省は、適切に業務を行うよう改善を求めるとし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善計画を防衛省へ提出し、承諾を得た上で業務を実施すること。

#### 1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

##### (1) 消耗品等

施設管理業務を実施するに当たり、必要な消耗品や付属品の負担区分は、仕様書によるものとする。

##### (2) 光熱水料

防衛省は、民間事業者が施設管理業務を実施するのに必要な電気・水・ガスを無償で提供する。

##### (3) 電話回線等

施設管理業務を実施するに当たり、外部との電話回線が必要である場合は、施設管理担当者と調整の上、防衛省の規則に基づく申請等を行うこと。また、当該回線の使用料については、民間事業者が負担するものとする。

同様に、インターネットへの接続が必要な場合は、施設管理担当者と調整の上、民間事業者が無線LAN設備等を用意し、定められた場所に設置すること。また、これらに要する経費及び無線LANへの接続料については、民間事業者が負担するものとする。

##### (4) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の からまでのいずれかに該当する場合には、防衛省が負担し、それ以外の法令変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

本件事業に典型的に又は特別に影響を及ぼす法令変更又は税制度の新設消費税その他類似の税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

上記 及び のほか、法人税その他類似の税制度の新設及び変更以外の税制度の新設又は変更（税率の変更を含む。）

#### 1.2.6 モニタリング方法

##### (1) 品質の維持

品質の維持に関するモニタリングは、報告書及び目視等により毎月確認する。

##### (2) 環境への配慮

環境への配慮に関するモニタリングは、報告書等により毎月確認する。

(3) 安全性の確保

安全性に関するモニタリングは、報告書及び目視等により確認する。

(4) 個別業務の質の確保

上記 1 . 2 . 2 の各業務において確保すべき水準に記載した質の確保については、報告書及び目視等により毎月確認する。

2 . 実施期間に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 2 号）

当該事業の委託期間は、平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間とする（上記に係る予算措置については、平成 2 6 年度予算要求予定であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る予算措置、予算示達がなされることを条件とする。）。

3 . 民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項（法第 1 4 条第 2 項第 3 号及び第 3 項）

(1) 法第 1 0 条各号（ただし、第 1 1 号を除く。）に該当するものでないこと。

(2) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号。以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予決令第 7 1 条の規定に該当しないこと。

(4) 平成 2 5 ・ 2 6 ・ 2 7 年度競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域における「役務の提供等」で A 等級に格付けされている者であること。

(5) 防衛省から指名停止又は取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(6) 企画書（ 4 . ( 2 ) に規定する企画書をいう。）に示した業務内容を契約期間終了後までの間、確実に実行し完了することができることを約した業務確認書を提出した者であること。

(7) 必要な資格等

施設管理業務の実施に当たり法令上必要な資格を有している者及び資格等を有している者を業務の実施に当たらせることができる者であること。病院施設維持管理等業務及び環境整備業務については、当該業務を行う企業が法令上の資格を有していること。

ア 病院施設維持管理等業務

ISO 9 0 0 1 の認証を取得済み、又は 2 6 年 3 月末までに取得が見込まれている。

イ 環境整備業務

ISO 9 0 0 1 及び 1 4 0 0 1 の認証を取得済み、かつ医療サービス認定マークを取得済み、また医療法施行規則第 9 条の 1 5 の基準を満たしている。

ウ その他、必要な資格等は仕様書による。

施設管理業務に従事する者については、日本国籍を有していること。

(8) 警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 4 条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。なお、共同体の場合は、警備業務を担当する者が認定を受けてい

ること。

- (9) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (11) 共同体による入札について

単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同体で参加することができる。その場合、入札書類提出時までには共同体を結成し、代表企業及び代表者を決め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の共同体に参加、又は単独で入札に参加することはできないものとする。また、代表企業及びグループ企業は、共同体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。

共同体で入札に参加する場合には、代表企業は上記(1)から(6)まで、(9)及び(10)の全ての要件を満たすこと。グループ企業は上記(1)から(3)まで、(5)、(9)及び(10)の全ての要件を満たし、さらに平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」においてA、B又はCの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお(7)及び(8)は、当該業務を担当する者が要件を満たしていれば良い。

#### 4. 入札に参加する者の募集に関するスケジュール（法第14条第2項第4号）

##### (1) 入札の実施手続及びスケジュール（予定）

手続	スケジュール
公告	平成25年10月上旬頃
入札説明会	平成25年10月中旬頃
現場説明会	平成25年10月中旬頃
入札等に関する質疑応答	平成25年10月中旬以降
入札書類の提出期限	平成25年12月下旬頃
入札書類の評価	平成26年1月頃
開札・落札者の決定	平成26年2月上旬頃
契約の締結	平成26年4月1日

##### (2) 入札実施手続

###### 提出書類

###### ア 各業務共通事項

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための業務実施の具体的方法、その質の確保方法等（以下「業務の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）及び上記3.（6）に示す業務確認書を提出すること。なお、上記の入札金額には、施設管理業務に要する一切の諸経費の108分の100に相当する金額を記載することとする。また、当該入札書は、必ず封筒に入れて封緘し、公告番号、入札者の氏名等を表記すること。

###### イ その他事項

（ア）コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を

有する施設において連続して複数年にわたり施設維持管理業務を統括して請け負った実績、又は前記と同等以上と官側が認めた類似施設において連続して複数年にわたり施設維持管理業務を統括して請け負った実績を証明する書類の写し。

- (イ) ビル管理(清掃)サービスにおいて、過去3年間継続して病院施設(病床数300床以上)の清掃委託業務を受注していて、契約解除の実績がないことを証明する書類の写し。

#### 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5.(1)で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載すること。なお、下記力における提案については、法令に反しない範囲のものとする。また、提案に当たり、入札参加者は、企画書提出期限前に防衛省に対し質問を行うことができ、防衛省は、入札参加者が企画書を提出期限内に提出できるよう、速やかに回答する。

#### ア 企業の代表責任者及び業務担当者(様式第1)

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び業務担当者

#### イ 必要とされる資格を証明する書類の写し(様式第1に添付のこと)

#### ウ 業務実績(様式第2)

本実施要項1.で示す業務ごとに過去3年間の実績

#### エ 施設管理業務実施の考え方(様式第3)

安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント

#### オ 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法(様式第4)

本実施要項1.で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法を示す(業務ごとに担当企業が異なる場合には、業務ごとに作成のこと。)

#### カ 業務に対する提案事項(様式第5、様式第6及び様式第7)

##### (ア) 業務の質の確保に関する提案

- (イ) 従来の実施方法(6.で開示された既存の仕様書等に示された内容)に対して提案を行う場合、提案を行う業務(項目)を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費削減効果(あるいはその両方)を具体的に示す。

#### キ 緊急時の体制及び対応方法(様式第8)

緊急時(施設管理業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を示す。

#### 開札に当たっての留意事項

ア 開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場に入場しようとするときには、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(所定のものがあれば別添添付)を提示又は提出しなければならない。

エ 入札参加者は、入札及び開札手続を実施している間は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者は再度の入札の締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、入札参加者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

カ 上記オの当初入札又は再度入札（入札執行回数は、原則2回）の結果、落札者がいない場合は、再度入札公告を行う。

## 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

施設管理業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式（除算方式）によるものとする。なお、評価の基準及び企画書等の評価は、契約の透明性の確保及び適正化を図るため防衛省に設置した委員会等において行うものとし、当該評価の客観性を確保するために部外有識者の意見を聴くものとする。

### (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が、施設管理業務の目的及び趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。なお、評価項目におけるそれぞれの配点については、別紙第3による。

#### 必須項目審査（250点）

必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。全て満たした場合は基礎点（250点）を付与し、一つでも満たしていない場合は失格とする。

#### ア 実施体制

- （ア）各業務の水準が維持される体制であること。
- （イ）提案された内容が実現可能な体制であること。
- （ウ）共同体で参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であること。

#### イ 業務に対する認識

施設管理業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。

#### ウ 現行基準レベルの質の確保の実態

各業務の提案内容は、要求水準が確保されるものになっているか。

#### 加点項目審査（最大405点）

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加点項目審査を行う。なお、提案内容については、具体的であり効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には従来の実施方法及び仕様書と提案内容との比較を行い、相対評価により加点する。

#### ア 業務の質についての提案内容（215点）

質の維持・向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計

画等が明記されているか。また、それらが実施可能な体制が確保されているか。

イ 改善提案内容（90点）

改善提案の内容は、現行基準レベルの質の維持が確保できるものか。また、質の向上が図られているか。

ウ 緊急時への対応についての考え方及び体制（100点）

具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか。また、緊急時等に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制や訓練等による現実的な対策が提案されているか。

(2) 落札者決定に当たっての評価方法

落札者の決定方法

必須項目審査により得られた基礎点（250点）と加点項目審査で得られた加算点（405点）を加算し、入札価格（予定価格の制限の範囲内であるものに限る。）で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

$$\text{総合評価点} = (\text{基礎点}(250\text{点}) + \text{加算項目審査による加算点}(405\text{点})) \div \text{入札価格}$$

留意事項

ア 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められた場合には、予定価格の制限をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者として決定することがある。

(ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されているか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）

(イ) 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、業務分担等が適切か否か等）

(ウ) 当該契約期間中における他の契約請負状況

(エ) 手持機械その他固定資産の状況

(オ) 国の行政機関等及び地方公共団体等に対する契約の履行状況

(カ) 経営状況

(キ) 信用状況

イ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者に直ちにくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるとき又は直接くじを引くことができないときは、これに代わって入札事務に関係ない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

ウ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要

について公表するものとする。

- (3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度入札公告に付することにする。

再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は業務の実施に必要な期間が確保できない等やむを得ない場合には、防衛省は入札によらない方法により当該業務を実施することとし、その理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

- (4) 入札の無効

入札後契約を締結するまでの間に、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者のした入札は無効とする。

## 6．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

従来の実施に関する情報は、別紙第4のとおり。

## 7．民間事業者を使用させることができる防衛省の施設・設備等（法第14条第2項第7号）

- (1) 使用施設

三宿地区内において施設管理業務を実施するために必要な場所は別紙第4の別添第2のとおりとする。

- (2) 事務スペース等の借受

民間事業者は、施設管理業務及び同業務の実施に付随する業務を遂行するため別紙第4の別添第2に示す事務スペース等を無償で借り受けることができる。

- (3) 使用設備等

使用可能な設備等については、仕様書に示したもの及び別紙第4の別添第3のとおりとする。なお、使用する設備等については、善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

民間事業者は、仕様書に示されている場合、又は必要な場合は、施設管理担当者と協議の上、必要最小限の機器・設備等を持ち込むことができる。

前記により民間事業者が持ち込んだ機器・設備等については、三宿地区における施設管理業務及び防衛省が実施する他の業務に支障を来すことのないよう、適切な管理を行うこと。

機器・設備等の持込みに伴う付帯工事等の措置等が必要な場合は、防衛省と協議の上、実施することができる。

なお、必要な措置等を実施した場合は、施設の使用を終了又は中止した後、直ちに原状回復を行い、防衛省の承認を受けなければならない。

- (4) 使用目的の制限

上記(1)から(3)までに示す施設等については、三宿地区における施設管理業務及び

同業務の実施に付随する業務以外の目的に使用してはならない。

(5) 施設及び設備等の使用に係る経費

民間事業者が施設管理業務を実施するために使用する三宿地区の施設及び設備等については、防衛省と協議を行い、承認を受けた上で、無償で 사용할ことができる。

民間事業者が、三宿地区に設備等を設置する経費及び設備等から生じる経費は民間事業者の負担とする。

8. 民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のための契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

(1) 報告等について

業務計画書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務を行うに当たり、防衛省が指定する期日までに、年度ごとの施設管理業務計画書を作成し、防衛省に提出すること。

業務報告書の作成と提出

民間事業者は、施設管理業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報及び年間総括報告書を業務報告書として作成し、業務終了後速やかに提出するものとする。

国等の監督及び検査体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の監督及び検査体制は以下のとおりとする。

- ・ 施設管理責任者
  - 自衛隊中央病院管理施設 : 自衛隊中央病院総務部管理課長
  - 陸上自衛隊衛生学校管理施設 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課長
  - 技術研究本部電子装備研究所管理施設 : 技術研究本部電子装備研究所総務課長
- ・ 分任支出負担行為担当官 : 自衛隊中央病院総務部会計課長
- ・ 分任支出負担行為担当官補助者
  - 自衛隊中央病院 : 自衛隊中央病院総務部管理課施設班長  
自衛隊中央病院総務部管理課施設班企画係長
  - 陸上自衛隊衛生学校 : 陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班長  
陸上自衛隊衛生学校総務部管理課営繕班企画管財係長
  - 技術研究本部電子装備研究所 : 技術研究本部電子装備研究所総務課用度係長  
技術研究本部電子装備研究所総務課庶務係長

(2) 防衛省による調査への協力

防衛省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、当該施設管理業務の状況に関し必要な報告を求め、

又は民間事業者の事務所（又は業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする防衛省の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

### (3) 指示について

防衛省は、次に掲げる事態が発生した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

- ・ 管理業務の不備により、職員等からの苦情が多数寄せられた場合
- ・ 管理業務の不備による設備の停止
- ・ 管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生等

また、業務の監督及び検査において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合及び業務改善計画の遂行が確認できない場合は、その場で指示を行うことができる。

なお、民間事業者が指示に従わない場合は、下記（5）ウに該当するものとみなし、契約を解除できるものとする。

### (4) 秘密の保持

民間事業者は、施設管理業務に関して防衛省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の施設管理業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

### (5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

#### 業務の開始及び中止

ア 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に施設管理業務を開始しなければならない。

イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、施設管理業務を中止しようとするときは、あらかじめ防衛省の承認を受けなければならない。

#### 公正な取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。

イ 民間事業者は、当該施設利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

#### 金品等の授受の禁止

民間事業者は、施設管理業務において、金品等を受け取り又は与えてはならない。

#### 宣伝行為の禁止

民間事業者及び施設管理業務に従事する者は、施設管理業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

民間事業者及び施設管理業務を実施する者は、施設管理業務の実施の事実をもって、第三者に誤解を与えるような行為をしてはならない。

#### 法令の遵守

民間事業者は、施設管理業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### 安全衛生

民間事業者は、施設管理業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### 記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに施設管理業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### 権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

#### 権利義務の帰属等

ア 施設管理業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

#### 再委託の取扱い

ア 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、施設管理業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所及び名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で防衛省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は、上記イ及びウにより再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止及び防衛省との契約によらない自らの業務の禁止について、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

#### 契約解除

防衛省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。

イ 法第14条第2項第3号又は第15条において準用される法第10条（第11号を除く。）の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ウ 本契約に従って施設管理業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

エ 上記ウに掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

オ 法律若しくは本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

カ 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。

キ 民間事業者又はその他の施設管理業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、施設管理業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

ク 暴力団を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ケ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

#### 契約解除時の取扱い

ア 上記 に該当し、契約を解除した場合には、防衛省は民間事業者に対し、当該解除の日までに施設管理業務を本契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払う。

イ この場合、民間事業者は、契約金額（本契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。契約の一部解除の場合には、当該一部解除の部分に相当する金額）の100分の10に相当する金額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

ウ 民間事業者は、上記イの規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

エ 防衛省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

#### 一般的損害

施設管理業務を行うにつき生じた損害については、民間事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、防衛省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、防衛省が負担する。

#### 業務途中における共同体からの脱退

民間事業者が、共同体による場合、代表企業及びグループ企業（以下「参加企業」という。）は、施設管理業務を完了する日までは共同体から脱退することはできない。ただし、代表企業と防衛省で協議を行い、防衛省の承諾を得た場合を除く。

#### 業務途中における参加企業の脱退、破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において脱退、破産又は解散した場合においては、防衛省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び防衛省の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して脱退、破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

#### 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

ア 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は防衛省の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として防衛省の指定する期間内に支払わなければならない。

（ア）この契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（イ）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（下記（ウ）において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（ウ）納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（エ）この契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

イ 民間事業者は、上記アの規定による金額を防衛省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

#### 委託内容の変更

防衛省及び民間事業者は、施設管理業務の質の向上の推進その他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について民間事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

#### 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と防衛省が協議するものとする。

9．民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10号）

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該施設管理業務に従事する者が、故意又は過失により、当該施設管理業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

- (1) 防衛省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、防衛省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存する場合は、防衛省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について防衛省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は防衛省に対し、第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
- (3) 民間事業者は、契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって、防衛省に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として防衛省に支払わなければならない。

10．対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

(1) 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成28年3月時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法等

防衛省は、民間事業者が実施した施設管理業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目及び方法

1．2「サービスの質の設定」により設定した事項

11．その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 監理委員会への報告等

防衛省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督及び検査の状況について、業務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ通知することとする。

(2) 防衛省の監督及び検査体制

本契約に係る監督及び検査は、支出負担行為担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他適切な方法によって行うこととする。

(3) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

### 民間事業者の責務等

施設管理業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

### 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は防衛省を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。



## 対象施設の一覧

区分	建物番号	建物名称	構造	建設年月日	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)
自衛隊中央病院	23	教育棟	RC-4	S47.3.30	947	3,669
	37	隊舎	RC-5	S50.3.25	164	821
	45	第6隊舎	RC-8	H12.10.3	2,265	16,646
	46	ゴミ置き場	RC-1	H12.10.3	22	22
	47	自転車置き場	S-1	H12.10.3	24	24
	48	自転車置き場	S-1	H12.10.3	68	68
	49	自転車置き場	S-1	H12.10.3	34	34
	52	倉庫	S-2	H17.7.12	60	121
	53	病院	RC-10一部SRC/B3	H21.1.29	7,388	68,261
	54	職能補導所	RC-4	H21.1.29	897	2,241
	56	ポンプ室	RC-1	H21.1.29	7	7
	57	自動車修理工場	S-1	S30.2.15	174	174
	58	カーバイト庫	S-1	S30.2.15	3	3
	59	マニホールド室	RC-1	H20.3.27	12	12
陸上自衛隊衛生学校	2	油脂庫	RC-1	S30.2.15	9	9
	4	警衛所	CB-1	S30.12.30	3	3
	5	医実隊庁舎	RC-4	S55.3.15	1,339	4,507
	6	倉庫	RC-1	S30.5.31	323	323
	7	汽缶室	S-1	S30.3.25	311	311
	8	特高受電所	RC-1	S30.5.31	129	129
	13	学校庁舎	RC-3	S30.5.31	1,914	5,811
	14	警衛所	RC-1	S30.12.30	26	26
	15	給水ポンプ室	RC-1	S30.10.17	58	58
	20	木工所	W-1	S30.10.30	59	59
	31	塗料保管庫	CB-1	S45.8.20	2	2
	34	面会所	S-1	S47.3.31	29	29
	36	油脂庫	CB-1	S49.4.30	9	9
	37	ポンプ小屋	CB-1	S49.11.25	3	3
	38	第1隊舎	RC-4	S50.5.20	592	2,371
	39	蒸気ポンプ室	RC-1	S53.3.20	10	10
	40	電話局舎	RC-1	S55.1.31	280	280
	42	変圧塔	RC-1	S30.12.30	9	9
	43	第2隊舎	RC-4	S57.2.28	503	2,033
	44	ポンプ室	RC-1	S57.2.28	7	7
	45	倉庫	RC-1	S57.2.28	60	60
	46	ポンプ室	RC-1	S58.3.2	3	3
	47	ポンプ室	RC-1	S62.11.27	3	3
	48	炭酸ガス室	RC-1	S62.11.27	5	5
	49	厨房・教場	RC-4	H5.3.22	1,047	3,396
	50	倉庫	S-1	H8.3.28	150	150
	51	保管庫	S-2	H11.7.16	280	560
	52	教場	S-2	H12.10.3	109	195
	53	保管庫	RC-1	H12.10.3	30	30
	55	第3隊舎	RC-3	S44.3.31	274	824
	56	第4隊舎	RC-5	S48.3.15	377	1,885
	57	第5隊舎	RC-5	S57.3.10	277	1,404
	58	自転車置き場	S-1	S55.7.1	14	14
	59	ポンプ室	RC-1	S57.3.10	7	7
60	電源室	RC-1	H14.10.8	44	44	
61	自動車修理工場	S-1	S37.3.31	144	144	
62	車庫	S-1	S46.3.25	166	166	
技術研究本部	1	庁舎本館	RC-5	S30.8.15	1,293	6,840
	2	庁舎別館	RC-2	S30.8.15	389	812
	3	渡廊下	RC-2	S30.8.15	32	106
	6	器材庫	S-1	S31.3.31	194	194
	9	自転車置場	W-1	S37.3.31	16	16
	13	冷暖房機械室	RC-1	S51.8.31	144	144
	14	トライパー控室	R(軽量)-2	H9.1.13	211	407
	16	実験棟(光・電子)	RC-3	H3.11.22	1,128	3,230
	17	試験室(電波暗室)	RC-4	H7.3.20	644	1,019
18	倉庫	R(軽量)-2	H9.1.13	80	139	

## 評 価 表

実施要項区分	業務区分 実施要領区分	項番	評価項目・評価の視点	得点配分		得点
				基礎点	加算点	
① 必須項目審査	業務共通					
	1) 実施体制	1	各業務の業務水準が維持される体制であるか (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	0/50	-	
		2	提案された内容が実現可能な体制であるか	0/50	-	
	2) 業務に対する認識	3	管理・運営業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか	0/50	-	
		4	本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか	0/50	-	
3) 現行基準レベルの質の確保の実態	5	各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか	0/50	-		
② 加点項目審査	管理・運営業務全般に係る業務に関する提案					
	1) 業務の質についての提案内容	6	本業務の包括的な管理・運営に関する提案がなされているか (方法、計画により、各業務の適正かつ円滑な実施が確保されるか)	-	0~30	
		7	業務遂行体制において施設管理者に対し、常時、適切に対応するための工夫が取られているか	-	0~20	
		8	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~20	
	各設備点検保守業務					
	1) 業務の質についての提案内容	9	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~20	
		10	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~20	
	2) 改善提案内容	11	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~20	
		12	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~10	
	病院施設維持管理等業務					
	1) 業務の質についての提案内容	13	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~20	
		14	施設、特に病院機能を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~20	
15		病院受付業務において病院の窓口として来院者に適切に対応する工夫がみられるか	-	0~10		
2) 改善提案内容	16	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~20		
	17	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~10		
環境整備業務						
1) 業務の質についての提案内容	18	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	-	0~20		
	19	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	-	0~10		
	20	病院施設清掃において患者への配慮及び病院としての衛生環境の保持等の工夫がみられるか	-	0~10		
2) 改善提案内容	21	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	-	0~10		
	22	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	-	0~10		

② 加 点 項 目 審 査	警備・案内業務					
	1) 業務の質についての提案内容	23	質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか	—	0~10	
		24	施設を適正な状態に保持する等の工夫がみられるか	—	0~5	
	2) 改善提案内容	25	改善提案の内容は、質の向上が図られているか	—	0~5	
		26	業務コスト等削減のための方策が提案されているか	—	0~5	
	緊急時及び非常時対応					
	3) 緊急時への対応についての提案内容	27	具体的な事態を想定し、現実的かつ効果的な対策が提案されているか	—	0~30	
		28	各業務における安全管理及び安全対策に対する提案は効果的なものであるか	—	0~20	
		29	緊急時の対策(連絡体制)は明確で効果的なものであるか	—	0~20	
		30	トラブル時や緊急時に円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか	—	0~30	
合計得点			250	405		

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費			(単位:千円)		
			平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費	常勤職員		0	0	0
	非常勤職員		0	0	0
物件費			0	0	0
委託費			360,675	412,003	360,910
計(a)			360,675	412,003	360,910
参考 値 ( b )	減価償却費		0	0	0
	退職給付費用		0	0	0
	間接部門費		0	0	0
(a)+(b)			360,675	412,003	360,910
(注記事項)					
1 委託費の内容は別添第1を参照。					
2 平成21年4月から新自衛隊中央病院を運用している。					
3 平成23年4月から平成26年3月までの間、三宿地区施設管理業務を実施している。					
4 平成22年4月から医学実験隊隊庁舎を運用している。					
2 従来の実施に要した人員			平成23年度	平成24年度	平成25年度
区 分					
常勤職員					
非常勤職員					
(業務従事者に求められる知識・経験等)					
○実施要項、「三宿地区施設維持管理等役務仕様書」を参照。					
(業務の繁閑の状況)					
○繁忙時期:通年					
(その他)					
○対象業務については、民間競争入札(総合評価落札方式)で外部委託により実施している。					

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

仕様書のとおり

(注記事項)

- ・仕様書に記載された施設及び設備は無償で貸与する。
- ・業務を実施するため別添第2及び別添第3に示すスペース並びに備品類を無償で貸与する。
- ・仕様書において民間事業者が用意すると記載された設備等は防衛省の業務に支障を与えないものとする。

### 4 従来の実施における目的の達成の程度

防衛省三宿地区で実施した施設管理業務に係る目的の達成程度

- 業務請負者の不備に起因した三宿地区各機関の行う業務の中断回数:0回
- 業務請負者の不備に起因した三宿地区各施設入居者、病院施設利用者のけが:0回  
(病院で治療を要する重大なもの)
- 業務請負者の不備に起因した空調停止、停電、断水、エレベータ等の停止回数:0回
- 業務に従事する者の健康管理上の不備に起因する事故の発生回数:0回

### 5 従来の実施方法

従来の実施方法(業務フロー図等)

- 1 従来業務の業務分担及び民間競争入札による業務分担の関係は別添第4の業務区分表のとおり。
- 2 従来業務を実施してきた部署は別添第5の組織図のとおり。

## 委託費の内訳

(単位:千円)

業務内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	備考
消防設備の保守				
エレベータ等の保守				
空調装置の保守				
ゴミ処理設備等の保守				
防災監視業務の部外委託				
集中監視システム等の保守等				
非常用自家発電装置の保守				
ボイラー保守				
給水設備の消毒				
水質検査料				
尿尿くみ取り料	343,501	392,384	343,724	
ばい煙測定の部外委託				
厨房器材点検保守				
配電設備の定期点検				
地下燃料タンク等点検保守				
駐屯地紙裁断機保守点検				
電気工作物(二次変電設備)の保安業務委託				
守衛業務の部外委託				
シートクリーナー等の保守				
庁舎清掃等				
病院施設清掃等役務				
計	343,501	392,384	343,724	
税込み額	360,676	412,003	360,910	

※ 平成23年度から平成25年度の間、三宿地区施設管理業務を実施

平成25年度の内訳は、契約額を計上

## 使用可能な施設の内訳

区分	建物名	場 所	面積(m <sup>2</sup> )	備 考
自衛隊 中央病 院	病院	B1清掃用具庫	25.412	病院施設清掃等業務
	病院	B1清掃員控室	23.893	病院施設清掃等業務
	病院	B1分別作業等作業場	127.717	病院施設清掃等業務
	病院	B1空瓶・空缶集積所	10.559	病院施設清掃等業務
	病院	B1ペットボトル集積所	9.129	病院施設清掃等業務
	病院	B1冷凍機械室の一部	490.247	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ボイラー室の一部	286.659	病院施設維持管理等業務
	病院	B1コージェネレーション機械室	326.794	病院施設維持管理等業務
	病院	B1ガスコン室	50.79	病院施設維持管理等業務
	病院	B1電気室	483.193	病院施設維持管理等業務
	病院	B1制御盤室	69.586	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視室	50.95	病院施設維持管理等業務
	病院	B1中央監視仮眠室	7.36	病院施設維持管理等業務
	病院	B1更衣室・シャワー室	7.139	病院施設維持管理等業務
	病院	1F防災センター	56.633	病院施設維持管理等業務
	病院	1F仮眠室・更衣室	7.039	病院施設維持管理等業務
	病院	1F前室の一部	4.619	病院施設維持管理等業務
技術研 究本部	ドライバー控室	1F用務員室	12.96	庁舎等清掃業務
	庁舎本館	1F当直室(課業中は守衛室)	27.3	警備・案内業務

## 使用可能な備品等の内訳

区分	建物名	場所	備品等名	数量	備考	
自衛隊中央病院	病院	B1ボイラー室の一部	鋼製書棚	4台	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1ボイラー室の一部	コピー機	1台	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視室	机(事務用)	8台	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視室	いす(事務用)	8台	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視室	監視装置機器	1式	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視室	PHS	2台	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視室	ホワイトボード	2個	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視仮眠室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1中央監視仮眠室	毛布	3枚	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1メンテナンスピット	更衣ロッカー1連	12個	病院施設維持管理等業務	
	病院	B1分別作業等作業場他	清掃用カート	2台	病院施設清掃等業務	
	病院	1F防災センター	鋼製書棚	4台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	机(事務用)	4台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	いす(事務用)	4台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	いす(監視機器等用)	3台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	監視装置機器	1式	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	PHS	1台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	冷蔵庫	1台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	電子レンジ	1台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	拡声器	2個	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	ホワイトボード	2個	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	プリンター(リース)	1台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F防災センター	キーボックス	1個	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	ベッド・マット・枕	各1	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	毛布	2枚	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	鋼製棚	1台	病院施設維持管理等業務	
	病院	1F仮眠室・更衣室	パイプいす	2台	病院施設維持管理等業務	
	技術研究本部	ドライバー控室	1F用務員室	電気ポット	1台	庁舎等清掃業務
		ドライバー控室	1F用務員室	応接セット	1セット	庁舎等清掃業務
		庁舎本館	1F当直室	更衣ロッカー(一人用)	1個	警備・案内業務
庁舎本館		1F当直室	冷蔵庫	1台	警備・案内業務	
庁舎本館		1F当直室	机(脇)	1台	警備・案内業務	
庁舎本館		1F当直室	机(両袖)	1台	警備・案内業務	
庁舎本館		1F当直室	いす(事務用)	1台	警備・案内業務	
庁舎本館		1F当直室	いす(会議用)	1台	警備・案内業務	
庁舎本館		1F庁舎本館裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設維持管理等業務	
光電子実験棟		1F光電子実験棟裏	エアシューズクリーナ	1個	病院施設維持管理等業務	

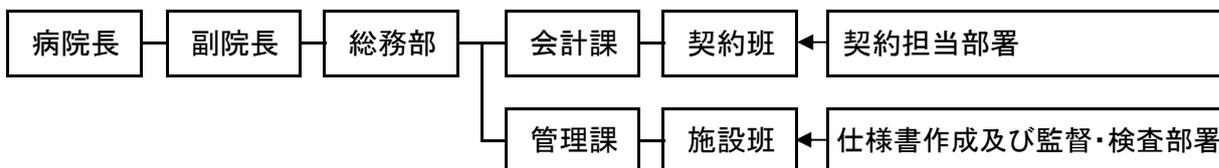
## 業務区分表

業務内容	業務細目	現 状		平成26年度～28年度			備 考
		民間競争入札		民間競争入札			
		防衛省	委託業者	防衛省	委託業者	経年劣化による部品交換等整備所要増	
1 病院施設維持 管理等業務	防災設備点検保守業務		○		○	○	業務詳細 は別冊1 「設備維持 管理等役 務仕様書」 管理番号 ×～×に よる
	消火設備点検保守業務		○		○	○	
	厨房ダクト消火設備点検保守業務		○		○	○	
	エレベータ設備等点検保守業務		○		○		
	エスカレーター設備点検保守業務		○		○		
	物品搬送設備点検保守業務		○		○	○	
	自動ドア(内部・外部)点検保守業務		○		○	○	
	シャッター点検保守業務		○		○		
	冷凍機設備点検保守業務		○		○	○	
	空気調節装置点検保守業務		○		○		
	給排気ファン点検保守業務		○		○	○	
	ポンプ設備点検保守業務		○		○	○	
	ファンコイルユニット点検保守業務		○		○		
	熱交換器点検保守業務		○		○		
	空調機点検保守業務		○		○	○	
	空調用純水設備点検保守業務		○		○	○	
	特殊空調設備点検保守業務	○			○		
	厨芥処理設備点検保守業務		○		○	○	
	非常用ろ過装置点検保守業務		○		○	○	
	浴槽ろ過装置点検保守業務		○		○	○	
	ごみ処理設備点検保守業務		○		○		
	排水再利用設備点検保守業務		○		○	○	
	院内呼出設備点検保守業務		○		○	○	
	放送設備点検保守業務		○		○	○	
	インターホン設備点検保守業務		○		○		
	無線通信補助設備点検保守業務		○		○		
	監視カメラ設備点検保守業務		○		○	○	
	防犯・入退室管理設備保守業務		○		○	○	
	中央監視設備点検保守業務		○		○	○	
	特高受変電設備点検保守業務		○		○	○	
	高圧受変電設備点検保守業務		○		○	○	
	電灯・動力設備点検保守業務		○		○		
	直流電源設備点検保守業務		○		○	○	
	計装設備点検保守業務		○		○		
	交流無停電電源装置点検保守業務		○		○	○	
	自家発電設備(コージェネ)点検保守業務		○		○	○	
	ボイラ一点検保守業務		○		○	○	
	蒸気発生器点検保守業務		○		○		
	製缶類点検保守業務		○		○	○	
	RI排水設備点検保守業務		○		○	○	
	人工透析排水処理設備点検保守業務		○		○	○	
	滅菌処理設備点検保守業務		○		○	○	
	厨房除外設備点検保守業務		○		○	○	
	井水ろ過設備業務				○		
	厨房器材点検保守業務		○		○		
施設維持管理業務(中央監視・巡視)		○		○			
防災監視・巡視及び病院受付業務		○		○			
飲料水水質検査業務		○		○			
グリストラップ定期整備業務		○		○			
貯水槽清掃業務		○		○			
排水槽清掃業務		○		○			
ばい煙測定業務		○		○			
上記業務の管理・監督		○		○			

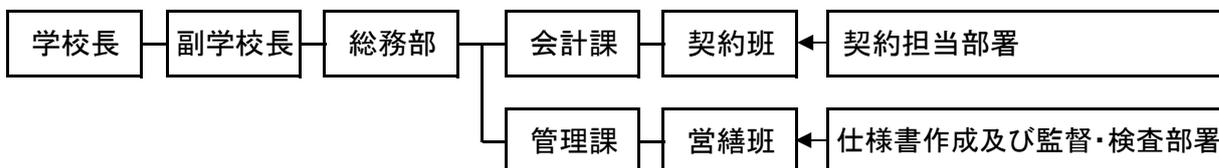
2 電気設備維持管理業務	高圧受電設備の点検保守業務	○			○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号×・×による
	施設維持管理業務(特高受電監視)	○			○	
	駐屯地非常用予備発電機点検保守業務				○	
	配電設備の定期点検業務		○		○	
	電気工作物保安管理業務		○		○	
	業務の管理・監督	○		○		
3 機械設備維持管理業務	消防設備点検保守業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号×～×による
	冷凍機設備点検保守業務		○		○	
	空調調節装置点検保守業務		○		○	
	ボイラ一点検保守業務		○		○	
	地下燃料タンク等点検保守業務		○		○	
	紙細断機点検保守業務		○		○	
	ばい煙測定業務		○		○	
	貯湯槽清掃業務		○		○	
	冷却水用薬品注入装置点検保守業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		
	4 環境整備業務	シートクリーナー他の保守点検業務		○		
庁舎等清掃業務			○		○	
庁舎等日常・定期清掃業務			○		○	
屋外清掃業務			○		○	
窓ガラス等清掃業務			○		○	
集積ゴミの整理業務			○		○	
草刈り業務			○		○	
病院施設清掃等業務			○		○	
病院等日常・定期清掃業務			○		○	
無菌病室定期清掃業務			○		○	
手術室特殊清掃消毒作業業務			○		○	
廃棄物資源化・減容化処理業務			○		○	
植栽管理業務			○		○	
上記業務の管理・監督	○		○			
5 警備・案内業務	防犯・防災監視業務		○		○	業務詳細は別冊1「設備維持管理等役務仕様書」管理番号×による
	出入管理業務		○		○	
	巡回監視業務		○		○	
	外来者受付・案内業務		○		○	
	電話対応業務		○		○	
	上記業務の管理・監督	○		○		

## 組 織 図

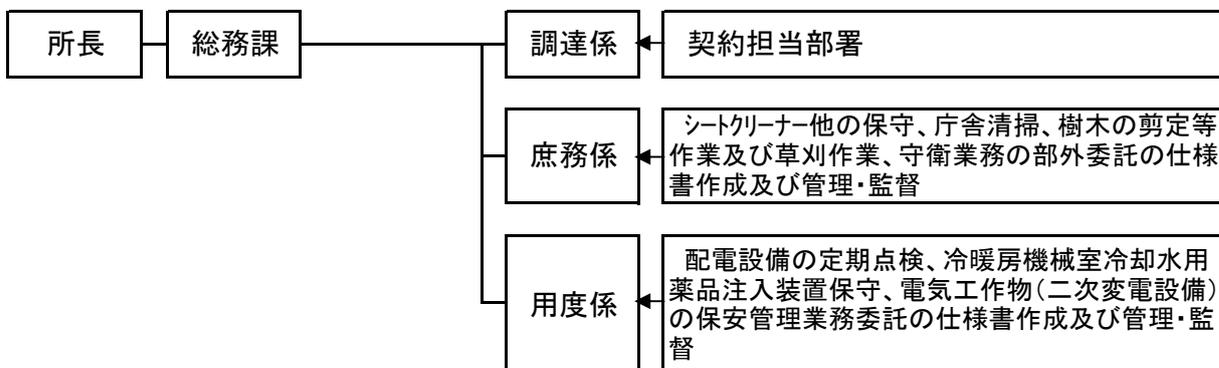
### 1 自衛隊中央病院組織図



### 2 衛生学校組織図



### 3 技術研究本部(電子装備研究所)組織図



## 施設管理業務企画書

### 1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

■複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者を記載すること。

2. 業務実績			
■本実施要項(1.)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1)病院施設維持管理等業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(2)電気設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(3)機械設備維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(4)環境整備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等
(5)警備・案内業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模
			請負金額等

3. 本業務実施の考え方

■安定した業務を実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を具体的に記載すること。

4. 業務ごとの実施体制及び業務全体の管理方法

■本実施要領(1.)で示す業務ごとに実施体制及び業務全体の管理方法等を具体的に記載すること。業務ごとに実施する企業が異なる場合は、業務全体の管理方法に加え、業務ごとの実施体制及び管理体制を記載すること。

5. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

■以下の項目について、具体的かつ簡潔にまとめること。なお、各設備点検保守業務、病院施設維持管理等業務、環境整備業務、植栽管理業務、警備・案内業務、病院受付業務の各業務毎に提案書を作成することができる。

1. 施設管理業務の実施全般に対する質の確保についての考え方

2. 質の確保に関する提案事項

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

6. 改善提案総括表			
<p>■従来の実施方法に対し、改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記の改善提案のない業務項目については、防衛省が提示する最低水準として従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1)各設備点検保守業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(2)病院施設維持管理等業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(3)環境整備業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		
(4)警備・案内業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に 定める項目を明記	提案の概略		

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

■簡潔に記載すること。

(1) 改善提案を行う業務及び項目

(2) 改善提案の趣旨

(3) 改善提案の具体的な内容

(4) 最低水準の確保に対する説明

8. 緊急時の体制及び対応方法

■緊急時(施設管理業務の実施に当たり想定していたとおりの業務実施が困難になる未知の事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を記載すること。

作成年月日：平成25年 月 日

作 成 者：自衛隊中央病院

総務部管理課

仕様書番号：管 第 2 2 号

## 三宿地区施設維持管理等役務仕様書

# 共通事項

## 1 総 則

本役務は、特記事項・特記仕様書に記載してある事項のほか、『防衛省三宿地区施設管理業務における民間競争入札実施要項』及び本共通事項、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成25年度版）」（以下、『共通仕様書』という。）の関係する項目を参照し、実施すること。また設計図及び本仕様書に記載されていない事項については、監督官との協議によるほか、技術上当然すべき事項については請負者の負担により実施すること。

## 2 目 的

### （1）設備維持管理等業務に関する事項

三宿地区内の各建物に設置されている各種設備等の点検保守業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ能率的に執行し、各種設備の良好な運転と延命を図ることを目的とする。

### （2）環境整備等業務に関する事項

三宿地区内の病院建物及びその関連する施設、研究所庁舎及びその関連する施設の清掃業務に関する仕様を定め、それぞれの施設の用途に応じた適切な清掃方法により常に衛生的かつ良好な環境の維持に努めるとともに、施設から排出される各種廃棄物の収集運搬及び処理を実施する。また、廃棄物の減量施策や適正な処理方法により環境の保全に努めること。

### （3）上記2項に共通する事項

請負業者は業務の実施に当り、常に効果的・効率的・経済的かつ環境に配慮した方法で業務を行うとともに、改善提案や作業効率向上のための提案を適時行うこと。

## 3 適用範囲

本共通事項は、施設管理業務に該当する事項のみ適用する。

## 4 請負者の業務遂行能力等の提示

請負業者は業務着手に先立ち、下記に示されている事項に関して業務実績及び必要な資格の写しを官側担当者に書面を持って提示すること。なお、共同企業体を結成する場合については、特記がない限り代表企業の実績等について提示すること。ただし（3）の事項については、共同体の全体が対象となる。

### （1）設備点検保守等に関する事項

- （ア） コ・ジェネレーション設備（ガスタービン発電能力1,000kw以上）を有する施設において、連続して複数年にわたり施設維持管理業務を統括して請負った実績
- （イ） 上記と同等以上と官側が認めた類似施設において、連続して複数年にわたり施設維持管理業務を統括して請負った実績
- （ウ） ISO9001の承認を取得済み、若しくは平成26年3月末までに取得が見込まれていること。

### （2）施設内清掃等に関する事項

- （ア） ISO9001及び14001（ビル管理（清掃））の承認を取得済み又は、取得申請中であること。
- （イ） 医療サービス認定マークを取得していること。また医療法施行規則第9条の15の基準を満たしていること。

### （3）上記2項に共通する事項

請負業者は過去5年間の間に国又は地方公共団体、独立行政法人等が管理する施設の委託業務を受注していて、かつ、契約解除の実績が無いこと。

## 5 請負業者の負担の範囲

### (1) 設備維持管理等業務に関する事項

- (ア) 中央監視・防災監視業務のための控室、仮眠室及び寝具類(ベット等)、作業台等については官側が提供する。業務管理に必要なOA機器等については請負業者負担とする。
- (イ) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、請負業者の負担とする。また、持ち込む機材等については、原則としてJIS工業規格等の指定品で、かつ、良好な物を使用し、保管管理に当たっては、整理整頓に努めること。
- (ウ) 保守に必要な消耗部品や材料及び油脂類等の他、各設備点検保守で記載されている指定交換部品については、請負業者の負担とする。ただし、空調用フィルター、ボイラー用薬品(並塩含む)、冷凍機用薬品、Vベルトは官側からの支給とする。細部は、官給品の種別については別冊1の各項目別に示すとおりとする。

### (2) 環境整備等業務に関する事項

- (ア) 清掃に必要な道具(機材及び運搬車含む)及び洗剤等の薬剤、ウエス等の清掃副資材、その他作業員のために使用する衛生管理用消耗品(手袋類、石鹼、消毒用アルコール、サージカルマスク等)、清潔区域の清掃時に着用する使い捨てエプロン、靴等については請負業者負担とする。
- (イ) 作業員が使用する更衣ロッカー、清掃用具入れ、洗濯機等で業務に必要な備品関係は請負業者の負担とする。
- (ウ) 塵芥用ビニル袋(東京都23区推奨ゴミ袋 可燃物用・LDPEポリ袋 不燃ゴミ用)及びトイレトーパー、手洗洗剤用補充液とその容器については官側からの支給とする。

### (3) 上記2項に共通する事項

- (ア) 業務の実施に必要な最小限の電気、ガス、水道等の光熱水料は、官側負担とする。ただし特記がある場合に限り請負業者の負担とする。
- (イ) 電話回線、インターネット設備を必要とする場合は、官側の許可を受けた上で設置すること。なお、その費用は全て請負業者負担とする。

## 6 各種法令等の遵守

請負業者は、当該役務に該当する関係法規及び駐屯地の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。

## 7 業務従事者

### (1) 設備維持管理等業務に関する事項

- (ア) 業務従事者は、点検保守の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
- (イ) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- (ウ) 外来及び入院患者と接触する可能性のある業務従事者は、就業にあたり麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の罹患歴を把握するとともに、母子手帳等の記録に基づきワクチン接種歴を確認する。

罹患歴のある業務従事者は抗体価の測定による検査で罹患歴を再度確認すること。

前記の諸記録でワクチン接種歴が確認できない者、罹患歴を問わず抗体を保っていない者には、ワクチン

の接種を推奨し、接種歴(抗体価)の記録を本人に携行させるとともに、その写しを官側に提出すること。

(2) 環境整備等業務に関する事項

(ア) 外来及び入院患者と接触する可能性のある業務従事者は、就業にあたり麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の罹患歴を把握するとともに、母子手帳等の記録に基づきワクチン接種歴を確認する。

罹患歴のある業務従事者は抗体価の測定による検査で罹患歴を再度確認すること。

あわせて、B型肝炎に対して感受性のある業務従事者には、ワクチンを接種させるとともに、HBs抗体検査を受検させ、ワクチンの効果を評価すること。

前記の諸記録でワクチン接種歴が確認できない者、罹患歴を問わず抗体を保っていない者には、ワクチンの接種を推奨し、接種歴(抗体価)の記録を本人に携行させるとともに、その写しを官側に提出すること。

(イ) 請負業者は、下記の項目に関する知識等について、従事者に周知徹底させ、業務実施期間中は遵守させること。

- ・「病院清掃」作業における実践的な知識
- ・「標準予防策」と「感染防止」に関する知識
- ・「マナー(接遇を含む)」に関する知識

(ウ) 病院内の清掃作業責任者は、医療関連サービスマーク制度で規定する病院清掃受託責任者の認定を受けている者であることとする。

(エ) 病院内の定期清掃作業に従事する者は、病院清掃に関して3年以上の実務経験を有した者を配置し、ビルクリーニング技術士の資格を有する者を1名以上含むものとし、作業時間中は少なくとも1名いること。また、業務従事者は同一の会社の者が行うこと。

(3) 上記2項に共通する事項

(ア) 官側は、業務従事者の業務履行中に、著しく不適格又は不適当な行動が明らかに認められた場合、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合は、請負業者は業務に支障を来たさないよう、直ちに必要な措置を直ちに採ること。また、請負業者は、業務地が防衛施設内という特性を十分理解した上で、業務従事者の人選を行うこと。

(イ) 請負業者は、業務従事者全員に対して統一された会社名入の作業服及び名札(写真付き)を着用させ、常に清潔な物を着用させること。なお、業務の効率的な遂行のため、請負業者の計画で業種区分別に作業服を分けることに関しては妨げないが、過度な細分化は行わず『設備点検保守等』と『施設内清掃等』程度に留めること。また、『警備・案内業務委託』の業務従事者及び『防災監視・巡視及び病院受付』の業務の内、『病院受付』の業務従事者についてはそれぞれの業務にふさわしい服装とする他、各種設備の二次請負業者に関しては当該条件外とする。

(ウ) 従事者は患者及び職員等に不快の念をいだかせる言動及び行動を慎むこと。また、身だしなみについては、華美な化粧、強い匂いの香水、また、無精ヒゲや汚れた作業服を身に着ける等、不快感を伴う身なりは慎むこと。特に『施設内清掃』に従事するものについては十分注意すること。

(エ) 請負業者は、業務従事者に対して健康診断を実施し、業務従事者の健康管理を行うこと。

(オ) 請負業者は、従業員及びその関係者に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の発生又は、その疑いがある場合は、当該従業員を業務に従事させることなく必要な措置を講じるとともに、その事実について直ちに、院内感染制御室及び施設管理担当者に報告しなければならない。

(カ) 請負業者は、全ての業務従事者それぞれ就業する業務に対して、本役務の仕様書の内容を十分に把握し、業

務実施に必要な知識等を教育すること。

## 8 統括管理責任者

- (1) 請負業者は、『施設維持管理等業務』及び『環境整備等業務』の業務を取りまとめる統括管理責任者を選出すること。
- (2) 統括管理責任者は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、各業務責任者及びそれぞれの従事者に対し指導・監督を実施するとともに、官側との連絡調整を行うものとする。
- (3) 三宿地区は東京都条例で定められている特定地球温暖化対象事業所に指定されているため、統括管理責任者は東京都が主催する講習会に参加し『技術管理者』の認定を受けること。その上で、地区内各種設備の負荷に応じた効率的な運転計画の立案及び省エネに寄与する設備等の改善計画の立案を逐次行うこと。また、毎月開催される『三宿地区 CO2 削減推進委員会会議』に参加し、技術的な面から進言等を行うこと。

## 9 副統括管理責任者

- (1) 請負業者は、『施設維持管理等業務』及び『環境整備等業務』の民間事業者の中から副統括管理責任者を選出することができる。なお、選任に当たっては部門別の業務に関して十分な知識を持ち、さらに5年以上の実務経験を有したものを選任すること。
- (2) 副統括管理責任者は、仕様書、その他関係書類により業務の目的、内容等を十分理解し、従事者に対し指導・監督を実施するとともに、統括管理責任者の補佐を行うものとする。

## 10 業務計画書

請負業者は、業務の実施に先立ち、業務実施体制、業務実施工程等、その他業務を適性に行う上で必要な事項を記載した業務計画書を官側に提出し、協議を経てその承認を得ること。

## 11 安全管理・衛生管理

業務の実施に当たっては、常に整理整頓を実施し、危険を伴う作業及び危険な場所については業務従事者に対して適切な安全措置及び注意喚起を講じて事故の防止を図るものとする。また業務実施中は、常に火災・障害・盗難等の事故防止に十分注意を払うこと。

- (1) 業務従事者の不注意等により施設等を損傷させた場合は、監督官に報告し指示を受けた後、請負業者の責任において原状復旧を行うものとする。また業務実施中は、隊員及び第三者に対して危害又は損害を与えないように、万全の措置を講じて作業すること。また、万一危害等を与えた場合は請負者の責任において誠実に対応し、補償すること。
- (2) 請負業者は、機会ある毎に業務従事者に対して安全管理・衛生管理教育を実施し、徹底させること。

## 12 保全上の注意点

- (1) 地区内への立入及び各施設の立入については、定められた部内規則を遵守し、必要な手続き等がある場合については所定の手続きを経た後に立入ること。
- (2) 許可を受けていない場所への立入については厳禁とするため、不必要に近づくことが無いように十分に注意すること。ただし、業務実施のために立入の必要が生じた場合は、監督官と調整の上、必要な手続きを経てから立入ること。

- (3) 業務関係図書等は、業務実施等の目的以外に第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。また、業務実施の目的で二次請負業者等の関係者に対して設計図書の複製が必要となった場合は、複製数を把握した上で関係者に配布し、紛失には十分注意すること。また、発注者から貸与された設計図書等(複製した設計図書含む)は業務完了後速やかに監督官へ返納すること。
- (4) 請負業者は、業務実施に必要なOA機器を施設内へ持込む場合は、事前に官側の許可を受けること。また業務実施中に知り得た各種施設に関するデータは、請負業者の責任において適切に管理し、漏洩させないこと。また、請負契約が満了した際は当該データを破棄し、官側の確認を受けること。

### 1.3 関連業務との調整

本業務とは契約対象外であっても、関連する業務については、官側と相互調整を図ること。

### 1.4 完了検査等

- (1) 点検保守の結果を報告書に記入し、業務終了後、速やかに官側に提出するものとする。なお、報告書式については、官側と協議の上、決定すること。
- (2) 業務が終了した場合は、監督官に申し出て検査官の完了検査を受けるものとする。

### 1.5 提出書類

請負業者は、官側の指定する期日までに次の書類を提出するものとする。様式については『役務完了届』を除き、任意の様式とするものの、それぞれ最適な様式にて提出すること。

#### (1) 契約後、速やかに提出する書類

##### (ア) 業務計画書

年間及び月毎の各設備点検・清掃実施予定表

##### (イ) 業務実施体制

- ・請負者の勤務員一覧(資格等の経歴を記載)
- ・設備保守の下請業者の連絡先及び担当者一覧
- ・非常時の体制

##### (ウ) 統括管理責任者、副統括管理責任者の選任届

##### (エ) 秘密保全実施計画書

請負業者は、勤務者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務体制や名簿について変更があった場合は、直ちに官側に報告し、承認を得ること。

#### (2) 各種業務完了後に提出する書類

業務日報及び作業記録等

毎日の業務の完了後、直ちに作成し、原則として翌朝(土日祝祭日の場合は次の平日)監督官へ報告すること。

#### (3) 役務完了後、速やかに提出する書類

役務完了届

#### (4) その他、各種業務毎に指定されている書類

それぞれ指定された時期に提出すること。

## 16 その他

官側から提供される事務室、守衛室、更衣室等については、常に整理整頓し、清潔に保つこと。

## 17 業務の再委託について

- (1) 請負業者は、本役務を一括して他の企業へ再委託することは禁止する。ただし、各種設備の点検に際して、製造メーカー等にその設備の点検保守を委任することに関して、官側は妨げないものとする。
- (2) 『環境整備等業務』については、当該業務について提携企業又は共同体の構成企業へ委任することを認める。ただし、委任先企業からの別業者への業務の一括再委託については禁止する。

## 18 疑義

仕様書等に明記なき事項で、その内容において疑義が生じた場合は、契約担当官と協議し、その指示を受けるものとする。

### 添付資料

- ・別冊1 : 設備維持管理等役務仕様書
- ・別冊2 : 環境整備等役務仕様書

## 19 仕様書における用語の定義

『保守』とは、当概設備における点検、修理、調整、整備などの内容を包括して指す。

# 設備維持管理等役務仕様書

管理番号 大項目	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考				
							内容	周期							
交換頻度															
1 消防設備の保守	消火設備保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 スプリンクラー設備	水源	水位・水質・電極確認	1	目視確認								
				ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認								
				起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	"								
				圧力タンク	配置・結線・外観・起動他	1	"								
				ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"			2/年					
				補助加圧ポンプ	配置・結線・外観・起動他	1	"								
				呼水装置	水位・水質・電極確認	1	"								
				アラーム弁	配置・結線・外観・起動他	37	"								
				末端試験弁	外観	37	"								
				消火用補助散水栓	配置・結線・外観・起動他	255	"								
				送水口	配置・結線・外観・起動他	2	目視確認								
				配線点検	各所配線確認	一式	目視または性能確認			1/年					
				S.Pヘッド	外観・個数他	5868	目視確認			2/年					
				放水試験	末端試験・補助散水栓放水試験	一式	性能確認			1/年					
								ホース・ノズル			1/年				
								泡消火設備							
								ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認				
								起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	"				
								圧力タンク	配置・結線・外観・起動他	1	"				
								ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"				
				泡ヘッド	外観・個数他	1	目視確認								
				アラーム弁	配置・結線・外観・起動他	5	目視または性能確認								
				一斉開放弁	配置・結線・外観・起動他	127	"								
				手動起動装置	外観・起動他	127	"								
				配線点検	各所配線確認	一式	目視確認								
				泡薬剤貯蔵槽	外観	1	目視確認								
				泡混合器	外観	1	性能確認								
				泡放出試験	泡放出試験	一式	性能確認								
				窒素消火設備											
				窒素ボンベ	外観・個数他	62	目視確認								
				起動用ガス容器	配置・結線・外観・起動他	22	目視または性能確認								
				手動起動装置	配置・結線・外観・起動他	11	"								
				制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	"								
				スベーカー	配置・結線・外観・起動他	17	"								
				放出表示灯	配置・結線・外観・起動他	27	"								
				配線点検	各所配線確認	1	"								
				開口部自動閉鎖装置	外観・起動他	34	"								
				噴射ヘッド	外観	70	目視確認								
				作動試験	外観・起動他	1	性能確認								
				放出試験	擬似放出試験	1	"								
				感知器	配置・結線・外観・起動他	105	目視または性能確認								
				消防用水設備											
				水源	水位・水質・電極確認	1	目視確認								
				ポンプ制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認								
				起動スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	"								
				ポンプ及び電動機	配置・結線・外観・起動他	1	"								
				呼水装置	水位・水質・電極確認	1	"								
				送水口	配置・結線・外観・起動他	2	目視確認								
				配線点検	各所配線確認	一式	目視または性能確認								



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
消防設備の保守	1	消火設備保守	各階	●	屋内消火栓設備	外観・電源等・起動他	2	目視または性能確認	2/年			
					加圧送水装置(庁舎本館・実験棟)	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	2/年			
					ポンプ表示盤( )	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	2/年			
					ポンプ操作盤( )	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	2/年			
					噴水装置( )	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	2/年			
					● 屋内消火栓(庁舎本館・別館・実験棟)	配置・結線・外観・起動他	25	目視または性能確認	2/年			
					起動スイッチ( )	配置・結線・外観・起動他	25	目視または性能確認	2/年			
					水源	水位・水質・電極確認	1	目視または性能確認	2/年			
					配管・配線点検	各所確認	1	目視または性能確認	2/年			
					放水試験	総合点検(ポンプ動作、圧力、水量)	1	性能試験	1/年			
					● 送水口	配置・結線・外観・起動他	6	目視または性能確認	2/年			
					● 配管点検	各所配管確認	一式	目視	2/年			
					消火器	強化液 3 <sup>1/2</sup>	17	目視または性能確認	2/年			
					● 消火器	粉末ABC 3 k g	61	目視または性能確認	2/年			
					● 消火器	Co2	2	目視または性能確認	2/年			
					● 消火器	車載型 粉末 20kg	1	目視または性能確認	2/年			
					誘導灯	外観・表示・電源他	3	目視または性能確認	2/年			
					● 避難口誘導灯(電波暗室)	外観・表示・電源他	3	目視または性能確認	2/年			
					● 設置場所：隣上自衛隊 衛生学校	外観・表示・電源他	3	目視または性能確認	2/年			
					● 二酸化炭素消火設備	外観・個数他	11	目視確認	2/年			
					● 点検用閉止弁	配置・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年			
					● 容器弁開放装置(電磁式)	配置・結線・外観・起動他	2	目視または性能確認	2/年			
					● 容器弁開放装置(ガス圧式)	配置・結線・外観・起動他	9	目視または性能確認	2/年			
● 手動起動装置	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年								
● 圧力スイッチ	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年								
● 制御盤	配置・結線・外観・起動他	1	目視または性能確認	2/年								
● 配線点検	各所配線確認	1	目視または性能確認	1/年								
● スピーカー	配置・結線・外観・起動他	1	目視確認	1/年								
● 噴射ヘッド	外観	14	目視確認	2/年								
● 動作試験	外観・起動他	1	性能試験	2/年								
● 放出試験	疑似放出試験	1	性能試験	1/年								
● 設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター	放出用テストポンベ	1	放出用テストポンベ	1/年								
● スプリンクラー設備	配置・結線・外観・起動他	4	目視または性能確認	2/年								
● アラーム弁	外観	4	目視または性能確認	2/年								
● 末端試験弁	配置・結線・外観・起動他	7	目視または性能確認	2/年								
● 消火用補助放水栓	各所配線確認	一式	目視または性能確認	1/年								
● 配線点検	外観・個数他	181	目視	2/年								
● SPヘッド	末端試験・補助放水栓放水試験	一式	性能試験	1/年								
● 放水試験	ホース・ノズル	1	性能試験	1/年								
● 酸素消火設備	各所配線確認	1	目視または性能確認	2/年								
● 配線点検	外観・起動他	3	目視または性能確認	1/年								
● 開口部自動閉鎖装置	外観	15	目視	2/年								
● 噴射ヘッド	外観・起動他	1	性能試験	2/年								
● 動作試験	外観・起動他	1	性能試験	1/年								
● 放出試験	窒素放出試験	1	性能試験	1/年								
● 感知器	配置・結線・外観・起動他	16	目視または性能確認	1/年								
● 連結送水管設備	外観	2	目視	2/年								
● 放水口	外観	2	目視	2/年								

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること。また、点検結果報告については法令で定められた様式にて取りまとめること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		交換頻度	官給品	備考							
								内容	周期	リスト	項目										
消防設備の保守	2	厨房ダクト消火設備保守 B1F		●	設置場所：自衛隊中央病院 KGL-34HD		14	外観・機能試験	2/年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年										
				●											KGL-34RF	4	外観・機能試験	2/年	制御ユニット 容器開放器 消火剤	5年 5年 5年	
				●																	KGL-34R2
				●											速隔操作パネル 温度センサー(感知器)	6	2/年				
				●																	
				●																	

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
消防設備の保守	3	防災設備保守	各階	●	設置場所：自衛隊中央病院	構造	1	2/年	外観及び法令で定められている機能試験	UPS・モニター	5年		能美防災機
					総合操作盤	デスタックタイプ	1			H26年H29HD交換			
					構成機能	LCDモニタ 18.1型 1台	1			H26年H29HD交換			
					GR型受信機	6000アドレスタブ異常自立型	1						
					インタフェース盤	火災通報装置組込ベース付自立型	1						
					非常電話制御盤	150回線 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-R2-1)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-B2-2)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-B1)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-1)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-2)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-3)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-4)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-5)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-6)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-7)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-8)	510アドレス 自立型	1						
					主中継器盤 (LM-9)	510アドレス 自立型	1						
					メッセージ表示機	壁掛型	14						
					中継器盤 (R-B2)		1						
					中継器盤 (R-B1)		1						
					中継器盤 (R-1)		1						
					中継器盤 (R-2)		1						
					中継器盤 (R-3)		1						
					中継器盤 (R-4)		1						
					中継器盤 (R-5)		1						
					中継器盤 (R-6)		1						
					中継器盤 (R-7)		1						
					中継器盤 (R-8)		1						
					中継器盤 (R-9)		1						
中継器盤 (R-10)		1											
機器収容箱	補助散水栓内蔵 発信機はアドレス付	98											
機器収容箱	補助散水栓内蔵	79											
機器収容箱	補助散水栓・連送併設型 発信機はアドレス付	23											
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型 発信機はR型	8											
機器収容箱	補助散水栓連送併設型 防滴型 発信機はR型	1											
機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	9											
機器収容箱	R型 理込型	2											
機器収容箱	R型 理込型 放水口上部設置	2											
機器収容箱	R型 露出型	6											
機器収容箱	連結送水管内蔵 発信機はアドレス付	4											
機器収容箱	連結送水管内蔵 防滴型	1											
消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	1											
消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	2											
機器収容箱	防災セカ・送水口連絡装置用 理込型	1											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		備考
								内容	周期	
消防設備の保守	3	防災設備保守			機器収容箱	防災セカー・送水口連絡装置用 防滴型	1			
					移動式粉末消火設備	表示灯のみ	24			
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	1042			
					光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 2種 自動試験機能付	1742			
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付、検知点検面付	11			
					差動式スボット型感知器	2種 露出型 自動試験付	483			
					差動式スボット型感知器	2種 埋込型 自動試験付	8			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出型 自動試験機能付	47			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込型 自動試験機能付	10			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出防水型 自動試験機能付	6			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込防水型 自動試験機能付	130			
					移温器（消火栓始動器）	4 OVA	1			
					メッセージ表示機	壁掛型	1			
					中継器盤 (R-S-2)		1			
					中継器盤 (R-S-4)		1			
					機器収容箱	補助散水栓内蔵 発信機はアドレス付	2			
					機器収容箱	補助散水栓内蔵 防滴型	2			
					機器収容箱	補助散水栓・連送併設型 発信機はアドレス付	1			
					機器収容箱	送水口、採水口用消火パネル内蔵	2			
					消火パネル	送水口、採水口用消火パネル内蔵	1			
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付	24			
					光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 2種 自動試験機能付	63			
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 2種 自動試験機能付、検知点検面付	1			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込型 自動試験機能付	2			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込防水型 自動試験機能付	5			
					光電式煙感知器	アナログ式 露出型 3種 自動試験機能付	67			
					光電式煙感知器	アナログ式 埋込型 3種 自動試験機能付	1			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 露出防水型	1			
					定温式スボット型感知器	アナログ式 埋込防水型 自動試験機能付	1			
					自動閉鎖装置	防火戸用ラッチ式	147			
					自動閉鎖装置	シャッター用（結線調整工事）	78			
					自動閉鎖装置	防火戸（引き戸用）用（結線調整工事）	177			
					自動閉鎖装置	（結線調整工事）可動垂れ壁用	61			
					自動閉鎖装置	（結線調整工事）タンバ用遠方復旧	120			
					自動閉鎖装置	（結線調整工事）排煙口用遠方復旧	245			
					自動閉鎖装置	（結線調整工事）排煙口用	245			
					電子ブザー	露出型	14			
					連動中継器（切換器）	タイマリレー付	135			
					自動閉鎖装置	防火戸用ラッチ式	5			
					自動閉鎖装置	（結線調整工事）シャッター用	7			
自動閉鎖装置	（結線調整工事）排煙口用遠方復旧	2								
自動閉鎖装置	（結線調整工事）排煙口用	2								
電子ブザー	露出型	3								
連動中継器	（切換器）タイマリレー付	3								
ガス濃検知器	都市ガス用	39								
ガス漏検知器用中継器	埋込型	4								
火災通報装置 本体	露出型	1								
電話増設装置	露出型	12								
増設装置用電源装置	露出型	2								
連動停止スイッチ		1								

定期点検  
内容  
2/年  
外観及び法令で定められている機能試験

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考			
								内容	周期						
消防設備の保守	3	防災設備保守		●	設置場所：技術研究本部 庁舎本館	受信機	1								
					差動式スボット型感知器	露出型	164								
					定温式スボット型感知器	露出型	8								
					煙感知器	露出型	21								
					発信機	露出型	12								
					音響装置	ベル式	12								
					表示灯		12								
					電源装置		1								
					制御盤		1								
					防火防火ダンパー		28								
					設置場所：技術研究本部 庁舎別館	受信機	1								
					差動式スボット型感知器	露出型	18								
					定温式スボット型感知器	露出型	8								
					煙感知器	露出型	4								
					発信機		2								
					音響装置	ベル式	2								
					設置場所：技術研究本部 光・電子実験棟	受信機	1								
					差動式スボット型感知器	露出型	60								
					定温式スボット型感知器	露出型	7								
					煙感知器	露出型	18								
					発信機		11								
					音響装置	ベル式	11								
					表示灯		1								
電源装置		1													
制御盤		1													
防火防火ダンパー		4													
設置場所：技術研究本部 電波暗室	受信機	1													
差動式スボット型感知器	露出型	18													
定温式スボット型感知器	露出型	4													
煙感知器	露出型	15													
発信機		4													
音響装置	ベル式	5													
表示灯		4													

※ 点検実施後に『点検済みシール』を各設備本体の視認しやすい場所に貼ること。また、点検結果報告については法令で定められた様式にて取りまとめること。



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		項目 交換 頻度	官給品	備考
								内容	周期	リスト				
エレベーターの保守	5	エスカレーター保守	1階	●	エスカレーター	600型 S-600MX 30m/min	2	建築保全共通仕様書による	1/年	外装照明ランプ	逆時 (故障 発生時)			
									12/年	主リレー用コンタクト 各ヒューズ 電動機カーボン刷子 点検用油脂 くし板				

管理番号 大項目	中項目	階数	法定点検 設置場所：自衛隊中央病院	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
							内容	周期			
6 エレベーター等の保守	物品搬送設備保守 各階			大型搬送設備	水平コンベア	1式	発熱、異常音の有無	2/1週	コンベヤモーター(200W)		備日本シユネーター
							シユネーターの摩耗確認		コンベヤモーター(90W)		
							ボルト類の脱落、本体の変形の有無		シャッターモーター		
							振れ、摩耗、損傷、キーの弛み確認		駆動ベルト		
							回転不良の確認		コンベヤ連結ベルト		
							発熱、異常音の有無		コンベヤ用ベルト		
							滑りの有無		伝達ベルト		
							伸び、摩耗、損傷の有無		軸受		
							張力不良の確認		トルクキーパー		
							伸び、摩耗、損傷の有無		通過検出器		
							LEDの点灯、スイッチ機能の確認				
							発熱、異常音の有無				
シユネーターの摩耗確認	2/1週	旋回用モーター		H28実施項目							
シユネーターの摩耗確認		駆動スプロケット									
発熱、異常音の有無		旋回スプロケット									
発熱、異常音の有無		チェーン									
異常音の有無		ケーブルベヤ									
変形の有無		IDコントローラー									
摩耗の確認 給油		IDセンサー									
キーの弛み有無確認		旋回センサー									
異常音、破損の有無		センサーシャフト									
LEDの点灯、スイッチ機能の確認		軸受									
LEDの点灯、スイッチ機能の確認		下部ローラー									
スイッチ機能の確認		緩衝ゴム									
変形動作確認の有無	防火扉本体										
発熱、異常音の有無	扉開閉モーター										
錆の有無	チェーン										
アンション状態の確認	扉スイッチ										
LEDの点灯、スイッチ機能の確認	ローラーシユネーター										
破損、摩耗の確認、給油	IDセンサー										
脱落の有無											
LEDの点灯、スイッチ機能の確認											
レール車輪走行箇の塗装のはがれ、変形の有無	レール										
ボルトの弛み、防振ゴムの劣化確認	取付脚及び防振ゴム										
ロープ溝の摩耗、亀裂の有無	ドライブユニット										
ロープ溝の摩耗、亀裂の有無	ガイドシユネーター										
摩耗、破断、錆の有無	検出器類										
形くずれの有無											
擦り戻りの有無											
発熱、異常音の有無	2/年	発熱、異常音の有無		H26実施項目							
油の付着の有無、ライニングの摩耗、ストロークの確認		発熱、異常音の有無									
変位の有無		変位の有無									
変形、亀裂の有無		変形、亀裂の有無									

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考						
								内容	周期	リスト	交換頻度								
エレベーター等の保守	6	物品搬送設備保守	各階		大型搬送設備	ロープ式ケージ	5台	錆、変形の有無 弛みの有無 損傷の有無 油量、油漏れの確認 摩擦、破損の有無 作動状態の確認 スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 テンション状態の確認 給油 変形、摩擦、破断の有無 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 ストラライカーの確認 LEDの点灯確認 取付状態の確認	2/年	フレーム									
														シャフト	スイッチ機能が正常か確認 エレベーターケージとの干渉を確認 スイッチ機能が正常か確認 スイッチとの干渉、ボルトの弛み確認 着床の確認 減速の確認 錆、変形、破損の確認 ハネの変形の確認 傷、干渉の有無 レール継ぎの段差有無	5～10年 5～10年 5～10年 7～10年 7～10年 7～10年	タッチパネル 直流電源装置 電磁閉閉器 インバータ(メイン) インバータ(シャッター) シーケンサ リレー	H26実施項目 H28実施項目	
														油圧ユニット	発熱、異常音の有無 絶縁測定、電流値測定 摩擦、亀裂、伸びの有無 油量、油漏れ、発熱の有無 錆、発熱、異常音、油量、油漏れ油圧の有無 回転方向の確認 空気抜き	2/1週	油圧バルブユニット チェーンユニット ガイドシユュー 作動油	15～20年 10～15年 10～15年 5～10年	H28実施項目 H26実施項目
														油圧シリンダー	錆、傷、油漏れの有無 空気抜き 摩擦、錆、伸びの有無 スイッチ機能の確認確認 弛みの有無	2/年	油圧シリンダー	25年	
														油圧式ケージ	錆、変形の有無 油量、油漏れの有無 摩擦、破損の有無 弛み 発熱、異常音の有無 摩擦、破断の有無 作動動作の確認 取付状態の確認 スイッチ機能の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認	2/年	ガイドシユュー 検出器類	10～15年 10～15年	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考									
								内容	周期	リスト	交換頻度											
エレベーター等の保守	6	物品搬送設備保守	各階		大型搬送設備	シャトル装置	6台	錆、発熱、異常音の有無 伸び、摩擦、損傷の有無 滑りの有無 テンション状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 発熱、異常音の有無 摩擦の有無 発熱、異常音の有無 変形、遊びの有無 ストラйкаーとの干渉の有無 ネジレの有無 変形、破損の有無	2/1週	ラバーズブリッジ コンベヤベルト 伸縮駆動ベルト・モーター コンベヤモーター コンベヤトルクキーパー 伸縮トルクキーパー 伸縮チェーン 原点復帰スイッチ IDコントローラー キヤッチングセンサー キヤッチング装置 搬入確認スイッチ 渡り板センサー	5～10年 5～10年 5～10年 10～15年 10～15年 10～15年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年	H26実施項目										
													変形、破損の有無	レベリングモーター	5～10年	H26実施項目						
													ホルトの弛み確認	レベリング制限スイッチ	7～10年		H28実施項目					
													発熱、異常音の有無									
													油量、グリス漏れ、異常音の有無									
													発熱、異常音の有無	シャッターユニット	30台	2/1週	錆、異常音の有無 錆、伸びの有無 テンション状態の確認 変形、摩擦、破損の有無 取付状態の確認 作動状態の確認 LEDの点灯、スイッチ機能の確認 スイッチ機能の確認	シヤッターモーター ドアスイッチ インターロックスイッチ ガイドシュー ワイヤー/チェーン スイッチ	10～15年 10～15年 10～15年 10～15年 10～15年 10～15年	H28実施項目		
													変形、破損の有無	ステーション							2/年	H28実施項目
													LEDの点灯、スイッチ機能の確認									
													変形、破損の有無									
													スイッチ機能の確認									
													ホルトの弛み確認									
													変形、破損の有無									
変形、破損、開き角度ワゴンとの干渉の有無																						
変形、破損、清掃	電源盤・制御盤	1式	2/1週	変形、破損、清掃 破損、取付状態の確認 絶縁測定、端子の締めつけ、接点確認 負荷、無負荷状態の確認 エアークイックの清掃	検出器類 押釦スイッチ類 タッチパネル プレーカー、マグネットスイッチ IDコントローラー インバーター リレー 直流電源装置 CRT表示部 プリンター ホストコンピュータ 総合確認	7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年 7～10年	H28実施項目															
総線測定、端子の締めつけ、接点確認																						
負荷、無負荷状態の確認																						
エアークイックの清掃																						
変形、破損、開き角度ワゴンとの干渉の有無																						
変形、破損、清掃																						
破損、取付状態の確認																						
絶縁測定、端子の締めつけ、接点確認																						
負荷、無負荷状態の確認																						
エアークイックの清掃																						
変形、破損、開き角度ワゴンとの干渉の有無																						



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考	
								内容	周期				
エレベーター等の保守	7	自動ドア保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院	片引 (オートロック式)		64	1/年	建築物保全共通仕様書による	戸車		寺岡ホトトギス	
					片引 (オートロック式)		7			戸車	3年		H26交換
					引分		18			自閉装置 (パネのみ)	3年		
					引分 (オートロック式)		6			スイッチ	5年		
					2連片引 (オートロック式)		1			自閉装置 (パネのみ)	5~7年		H26~28交換
					2連引分		2			補助光線SW	4~5年		H26, 27交換
					片引折戸		4			カチSW (送信機)	5~7年		H27, 28交換
					片引折戸 (オートロック式)		16			カチSW (受信機)	5~7年		
					引分折戸		6			センサー	8~10年		
					引分折戸 (オートロック式)		1			コントローラー	8~10年		
					引分折戸 (オートロック式)		1			電気錠	5年		
					引分フルオープンナー		1			制御コントローラー	8~10年		H27交換
					引分フルオープンナー		1			自閉装置本体	8~10年		
					引分 (リニアード型)		24			チェーンハルト	10年		
					引分 (リニアード型・オートロック式)		13			トリカ式	10年		
引分 (リニアード型)		2											
合計		167											
1階	設置場所：第6隊舎				MD-660W			4/年				昭和建産研	

大項目 設備 の1	管理 番号	中項目	階数	法定 点検	機 器 名 称	仕 様 ・ 内 容	数 量	定期点検		メンテナンス (整備) 項目		官給品	備 考
								内 容	周 期	リ ス ト	交 換 頻 度		
	8	シヤツタワー点検保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 防火シヤツタワー			26	建築保全共通仕様書による	1/年				文化シヤツタワー

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考																																								
								内容	周期																																											
空調装置の保守	9	冷凍機設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	吸収式冷凍機 (ARH-1-1) 吸収式冷凍機 (ARH-1-2) 吸収式冷凍機 (ARH-2-1) 吸収式冷凍機 (ARH-2-2)	蒸気式二重効用吸収冷凍機 800R t 蒸気式二重効用吸収冷凍機 800R t 蒸気式二重効用吸収冷凍機 400R t 蒸気式二重効用吸収冷凍機 400R t	1	・シース/ソフ点検 ・シース/ソフ点検 ・シース/ソフ点検	3/年	別紙参照		三洋電機㈱																																								
													細部内容は、建築保全 共通仕様書による																																							
														空冷チリングユニット 30R t	1	・シース/ソフ点検 ・シース/ソフ点検 (2回) ・シース/ソフ点検	4/年	冷凍機油		ダイキキン工業㈱																																
																					細部内容は、建築保全 共通仕様書による																															
																						冷却塔 (CT-1-1, 2)	2	充填材の清掃 モーターの異音 フアンベルトの緩み ボールタップの作動状態	2/年	Vペルト ペアリング交換(モーター、ファン) ブローリー ボールタップ他 充填剤	○	三菱樹脂㈱																								
																													薬液の補充 ボンブヘッド、補助リングの 清掃																							
																														ユニット型 4mφ/min×2台 ユニット型 4mφ/min×2台	1	随時 1/年	ポンプ整備			㈱アークアス																
																																					設置場所：技術研究本部 冷暖房機械室															
																																						東芝製 TAG-028	1	・シース/ソフ点検 ・シース/ソフ点検 ・シース/ソフ点検 ・ストレーナー清掃 ・チューブ洗浄 (10月実施)	4/年	分解整備(オーバーホール)		東芝キャリア7㈱								
																																													細部内容は、建築保全 共通仕様書による							
																																														冷却塔	1	充填材の清掃 モーターの異音 フアンベルトの緩み ボールタップの作動状態 散水装置動作確認 細部内容は、建築保全 共通仕様書による	2/年	ペアリング交換(モーター、ファン) ブローリー ボールタップ他 充填剤		東芝キャリア7㈱
H26, 28実施項目	3年 4年 4年 8年				H26~28段階的实施																																															
						東芝製 RTC-2906PNW																																														
							冷却塔	RF																																												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考		
								内容	周期						
空調装置の保守	9	冷凍機設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院 第6隊舎	吸収式冷温水発生機	矢崎総業㈱ CH-M80H	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>暖房シーズン(ON, OFF)点検</li> <li>暖房シーズン(ON)点検</li> <li>冷房シーズン(ON, OFF)点検</li> <li>冷房シーズン(ON)点検</li> <li>チューブ洗浄(10月実施)</li> </ul> 細部内容は、建築保全共通仕様書による	6/年	Pdセル Zインヒビター 溶液分析 溶解性 点火ロッド電線 点火トランス 風圧スイッチ UVチューブ 燃焼制御モーター(空気) バイロット遮断弁 閉確認スイッチ ガス圧力スイッチ パーナーファン(送風機) 点火ロッド ガス遮断弁 燃焼制御モーター(ガス) GPセンサー <small>ジェネレーターブレンドシステムスイッチ(常備)</small> <small>センサー(CTL, CTO, FTO, CON, EM, EE力)</small> リードホルダー 流量スイッチ(冷温水) インバーター(溶接ポンプ用) 冷却ファン Pdセルヒーター 基板(10-1, 2, 3) 燃焼制御基板 電磁閉閉器(送風機用) 冷暖切替弁 比例弁(冷媒, 中液, 濃溶液) 凍結防止弁 カヌ用電動ボールド弁					
							2	ファンベルトの緩み ボールタップの作動状態 細部内容は、建築保全共通仕様書及びびナーカー仕様書による	3/年	【冷却水薬品洗浄】 <small>ニューネオケラックス(カルシウム除染剤)</small> <small>シヨータリーナー(シリカ除染剤)</small> チヒロローP4(中和剤) チヒロローP6(中和剤) VC-2L(防食剤)	45kg 25kg 15kg 35kg 3本		H26実施項目(1号機) H27実施項目(2号機)		
					冷却塔	空研工業㈱ SKB-82GR							H28実施項目		







大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	官給品	備考				
								内容	周期							
空調装置の保守	10	空気調節装置保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 ハ ッカーズ エココン室内機	天井隠蔽ダクト型	20	熱交換器 薬品洗浄	2/年	メンテナンス							
					汚れ確認											
					天井カセット型	75	ファン電動機 定期判定		メンテナンス							
					絶縁測定											
					天井露出型厨房用	7	電流測定		メンテナンス							
					ファン本体		洗浄・塗装									
					ビル内隠蔽型	17	外観									
					運転コンデナー		交換									
					目視点検	5	ファン基板		交換							
					床置ダクト型冷房専用	3	作動確認									
					床置下吹型冷房専用	1	リモコン		交換							
					壁掛けドレUP付	1	作動確認									
					ドレンパン	5	ドレンパン		洗浄							
					外気処理ハ ッカーズ	2	他冷媒系統部品		修理							
					外気処理ハ ッカーズ	135	他電気・電子部品		交換							
					作動確認		作動確認									
					ヒス・ボットの緩み		交換									
					電線端子の増設等		交換									
					自然蒸発式加湿器		交換									
					作動確認及び汚れ		交換									
ドレンポンプ		交換														
絶縁測定		交換														
電流測定		交換														
設置場所：自衛隊中央病院 マルチ室外機	5	圧縮機		定期判定つき取替												
絶縁測定		絶縁測定														
電流測定	28	電流測定														
熱交換器		薬品洗浄														
単独室外機	7	汚れ確認		定期判定												
ファン電動機		定期判定														
絶縁測定		絶縁測定														
電流測定	40	電流測定														
ファン本体		洗浄・塗装又は交換														
外観		外観														
高圧圧力開閉器		交換														
作動確認		作動確認														
高低圧圧力センサー		交換														
作動確認		作動確認														
可溶性		交換														
外観		外観														
ファンケーパレーター		交換														
絶縁抵抗測定		絶縁抵抗測定														
運転コンデナー		交換														
目視点検		目視点検														
目視点検		目視点検														
電磁弁		交換														
作動確認		作動確認														
ファン基板		交換														
作動確認		作動確認														
他冷媒系統部品		修理又は交換														
作動確認		作動確認														
他電気・電子部品		交換														
作動確認		作動確認														
ヒス・ボットの緩み		交換														
電線端子の増設等		交換														
ファンポンプ		交換														



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考																																																					
								内容	周期																																																									
空調装置の保守	10	空気調節装置保守	各階	設置場所：技術研究本部 電波暗室 パッケージエアコン室内機	RDA308HYKSA	1	1	モータ動作確認(方) ・運転電流測定(ト) ・温度測定 ・サーモスタット動作確認 ・外観(配線、回路) ・フィルター点検整備	2/年	Vベルト (特高電圧至PACのみ)	随時	○	三菱電機機																																																					
														・絶縁測定(回路、圧) ・高圧圧力測定 ・低圧圧力測定 ・モータ動作確認(方)																																																				
														各階	設置場所：自衛隊中央病院 職業能 パッケージエアコン	RDA308KH-N	1	1	負荷電圧測定 ・負荷電流測定 ・無負荷電圧測定 ・絶縁測定(回路、圧) ・高圧圧力測定 ・低圧圧力測定 ・モータ動作確認(方)	2/年	7/10ヶ-清掃 運転状態確認・視観確	2/年	Vベルト (特高電圧至PACのみ)	随時	○	三菱電機機																																								
																											・冷房シーズン点検 ・熱交換器 薬品洗浄 ・フィルター清掃 年 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー仕 様書による																																							
																											各階	設置場所：衛生学校(電話局舎)	ダイキン工業機 UC60J	1	1	ファンベルトの緩み ボルトタッパの作動状 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー仕 様書による	1/年	7/10ヶ-清掃 運転状態確認・視観確	1/年	0Aフィルター清掃 0Aフィルター交換(27枚)	2/年	H27実施項目	ダイキン工業 機																											
																																								・冷房シーズン点検 ・熱交換器 薬品洗浄 ・フィルター清掃 年 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー仕 様書による																										
																																								各階	設置場所：衛生学校(医実隊庁舎)	ダイキン工業機 FRPJ280P ダイキン工業機 CRJ280PA	1	1	冷房シーズン点検 ・熱交換器 薬品洗浄 ・フィルター清掃 年 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー仕 様書による	1/年	7/10ヶ-清掃 運転状態確認・視観確	1/年	0Aフィルター清掃 0Aフィルター交換(27枚)	2/年	H27実施項目	ダイキン工業 機														
																																																					・冷房シーズン点検 ・熱交換器 薬品洗浄 ・フィルター清掃 年 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー仕 様書による													
																																																					各階	設置場所：衛生学校(医実隊庁舎)	GHP式空気調和機 AXMP112A(室内機) AXRP140MF(室内機) AXZP80GAM(室内機) AXYP280MF(室内機) AXFP28MC(室内機) AXFP36MC(室内機) AXFP45MC(室内機) AXFP56MC(室内機) AXPP71MC(室内機) AXFP80MC(室内機) AXFP90MC(室内機) AXPP112MC(室内機) AXFP140MC(室内機) AXCP22M(室内機) AXCP28M(室内機)	111	111	合計	3/年	7/10ヶ-清掃 運転状態確認・視観確	3/年	7/10ヶ-清掃 運転状態確認・視観確	随時	○	三菱電機機	
																																																																		・定期点検 ・フィルター清掃 細部内容は、建築保 全共通仕様書及びメ ーカー仕様書による

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考		
								内容	周期					
空調装置の保守	10	空気調節装置保守	各階	設置場所：衛生学校(体育館)	GHP式空気調和機	アイシン精機 網 AXGP224E1N (室外機)	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検</li> <li>フィルター清掃</li> <li>細部内容は、建築保全共通仕様書及びびりカー仕様書による</li> </ul>	3/年	7/メンテナンス契約		アイシン精機(株)		
						AXGP280E1N (室外機)	5							
						AXGP355E1N (室外機)	11							
						AXGP450E1N (室外機)	6							
						AXGP560E1N (室外機)	4							
						合計	27							
						天井カセット型2方向	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>定期点検</li> <li>フィルター清掃</li> </ul>				
						空気熱源ヒートポンプパッケージ型空調機 (室外機)	1			<ul style="list-style-type: none"> <li>細部内容は、建築保全共通仕様書及びびりカー仕様書による</li> </ul>	2/年			
												H27, 28実施項目		

大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
							内容	周期	リスト	交換頻度		
空調機保守置の	11	パネルヒーター保守	-	設置場所：陸上自衛隊 衛生学校(体育館) パネルヒーター	PH-1 2.0kw	1	運転状態確認・外観確認 各部位点検	1/年				H27,28実施 項目
					PH-2 1.7kw	1						
					PH-3 1.3kw	1						

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考						
								内容	周期									
空調装置の保守	12	給排気ファン保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院	給気ファン	ラインファン	15	1/年	起動状態の確認 振動・騒音 (芯出し、バランス) 異音(軸受) Vベルトの張力	グリス給油 Vベルト交換 ファンベアリング交換 モーターベアリング交換	○	H26～28 段階的実施						
						ストレートシロココファン	29											
						シロココファン	12											
						軸流ファン	3											
						アリベンドファン	2											
						ラインファン	25											
						ストレートシロココファン	261											
						シロココファン	50											
						軸流ファン	4											
						リミットロードファン	2											
						天井扇	3											
						圧力扇	10											
						有圧扇	6											
						アリベンドファン	12											
						レンジフードファン	1											
						リミットロードファン	13											
						軸流ファン	1											
						合計	449											
						1F	設置場所：技術研究本部						機械室	5SRP3H	起動状態 ファンベアリング点検整備 カウリング・アクリル装置調整 エアフロー清掃 給排気弁動作調整 燃料噴射弁動作調整	駆動部給油 Vベルト交換	○	標準原製作所
															送風機・排風機	送風機・排風機	○	
各階	設置場所：自衛隊中央病院	職業能力開発センター	空調換気扇	1/10ヶ清掃・絶縁試験 運転状態確認・外観確認	2/年													
			送風機・排風機	特高電気室換気	1/年	Vベルト交換 ファンベアリング交換 モーターベアリング交換	○	H26～28 段階的実施										
各階	設置場所：陸上自衛隊 衛生学校(体育館)	給気ファン	有圧扇	起動状態の確認 異音(軸受)	1/年													
			ストレートシロココファン	4	起動状態の確認													
			有圧扇	18	異音(軸受)													
			天井埋込型換気扇	3	細部内容は、建築衛生関係仕様書による													

大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考													
							内容	周期																	
空調装置の保守	13	ファンコイルユニット保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院	天井カセット2方向	345	・風量切替確認	2/年	中性能フィルター	1/年	○	昭和鉄工㈱													
				FCU-2D (S)-CK2	天井カセット2方向	170	・温度測定																		
				FCU-3D (S)-CK2	天井カセット2方向	111	・作動確認(異音振動)																		
				FCU-4D (S)-CK2	天井カセット2方向	166	・外觀点検																		
				FCU-6D (S)-CK2	天井カセット2方向	114	・電動弁作動確認																		
				FCU-8D (S)-CK2	天井カセット2方向	41	・ドレン排水確認																		
				FCU-12D (S)-CK2	天井カセット2方向	83	・コイル内エツ抜き																		
				FCU-2D (S)-CID	天吊埋込型	63	・フィルター確認																		
				FCU-3D (S)-CID	天吊埋込型	37																			
				FCU-4D (S)-CID	天吊埋込型	76																			
				FCU-6D (S)-CID	天吊埋込型	46																			
				FCU-8D (S)-CID	天吊埋込型	15																			
				FCU-12D (S)-CID	天吊埋込型	1267																			
				合計																					
				設置場所：技術研究本部 庁舎本館及び別館	ファンコイルユニット	床置型	116						・送風機点検	2/年	2/年	・風量切替確認	2/年	中性能フィルター	○	昭和鉄工㈱					
				ファンコイルユニット	天井カセット型	11	・温度測定																		
				ファンコイルユニット	床置型	7	・作動確認(異音振動)																		
				ファンコイルユニット	天吊り型	5	・外觀点検																		
				ファンコイルユニット			・電動弁作動確認																		
				ファンコイルユニット			・ドレン排水確認																		
				ファンコイルユニット			・コイル内エツ抜き																		
				ファンコイルユニット			・フィルター確認																		
				合計			139																		
設置場所：自衛隊中央病院	エアハンドリングユニット	DHU-15 本館機械室201, 302, 402	3	・送風機点検	1/年	1/年	・送風機点検調整	1/年	中性能フィルター	○	昭和鉄工㈱														
エアハンドリングユニット	DHU-20 本館機械室301, 502	2	・ファンベルトの外觀点検																						
エアハンドリングユニット	DHU-25 本館機械室202, 401	2	・加温器点検調整																						
エアハンドリングユニット	DHU-35S 本館機械室501	1	・スロープ分解整備																						
エアハンドリングユニット			・コイル内エツ抜き																						
エアハンドリングユニット			・ローフィルター点検確認																						
合計			8																						
設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター	フィルターユニット	DS-600-22H-REA-25J 変電室1, 2	2	・運転確認								2/年	2/年								・フィルター及び吹出口清掃	2/年	中性能フィルター	○	昭和鉄工㈱
フィルターユニット	DS-600-22-REA-25J 変電室1	1																							
合計			3																						
合計			48	・フィルター清掃・絶縁試験 運転状態確認・外觀確認																					

※ファンコイルの点検、清掃にあわせて空調機SA・EAの制気口(フエイス)清掃を実施すること。



大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		官給品	備考			
							内容	周期	リスト	交換頻度					
空調装置の保守	15	各階	設置場所：自衛隊中央病院	空調換気扇	天吊隠蔽形	67	・フルカ-点検清掃 ・異音確認					三菱電機㈱			
				空調換気扇	天吊吊钩形	8	・動作確認 ・風量測定							東プレ㈱	
				CAV		69									
				VAV		18									
				設置場所：技術研究本部											
				熱交換器 (ロスナイユニット)	FY-150ZB6 実験室601, 事務室101, 102 FY-150ZD6 ショールーム FY-250ZD6 事務室101	5 1 1	・スリ-ナー清掃 ・加通モ--ル清掃 ・パ-ル水抜、ノズル清掃	1/年							Panasonic電工㈱
				設置場所：技術研究本部別館											
				熱交換器 (ロスナイユニット)	天井カセット型	10	・フルカ-点検清掃 ・異音確認								
				設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 (体育館)											
				熱交換器 (ロスナイユニット)	天井カセット型	1	・フルカ-点検清掃 ・異音確認								
				設置場所：自衛隊中央病院											
				熱交換器 (HE-1-1)	プレ-ト型 蒸気-水熱交換器 1,890kw	1	性能検査 (第一種圧力容器)	1/年				(所轄労働基準監督署)			㈱日阪製作所
				熱交換器 (HE-1-2)	プレ-ト型 蒸気-水熱交換器 1,890kw	1	性能検査 (第一種圧力容器)					(所轄労働基準監督署)			
				熱交換器 (HE-2-1)	プレ-ト型 蒸気-水熱交換器 630kw	1	小型圧力容器					プレ-トガスケット	5年		26年度実施項目
				熱交換器 (HE-2-2)	プレ-ト型 蒸気-水熱交換器 630kw	1	小型圧力容器					Dプレ-トガスケット テイスタンピース Eプレ-トガスケット	5年 5年 5年		性能検査に伴う 洗浄整備を含む。



大項目	管理番号	中項目	階数	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考							
							内容	周期	リスト	交換頻度									
空調装置の保守	16	空調機保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター 外調機 設置場所：衛生学校 体育館 空気調和機	機受異常音有無の点検有無の点検 加圧レックの感測材消耗有無の点検 加圧レック本体の損傷の有無及びヒビ・割傷 アークの消耗有無点検の箇定実施 フィルターの清掃実施及びその頻度、換気機の点検 (3) 冷水・温水コイル クーリングの発錆、汚れ有無の点検 フィンチューブ、腐食有無点検 ヘリテージー腐食有無の点検 ヘリテージー、チューブからの漏れ有無の点検 (4) 加湿器タンク及びびびッガー 発錆、腐食有無点検 噴霧状態の点検 (5) 管格他 機器内部の汚れ、腐食有無の点検 (管格、底板、トランプ等) 外観内留保温材剥離有無の点検	2/年					昭和鉄工(株)	項目							
													1	各部位点検・フィルター清掃 運転状態確認・外観確認	2/年	Vべルト	随時	○	
													1	各部位点検・フィルター清掃 運転状態確認・外観確認	2/年	Vべルト	随時	○	H27,28実施



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
空調装置の保守	18	特殊空調設備保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 清潔エリア環境測定	清潔エリア清浄度測定 1F救急診療部門 1F放射線部門 1F薬剤部門 3F病理部門 4F手術室部門 4FICU部門 4F人工透析部門 5F特別病室部門 7F無菌病室部門 8F産科病棟部門	1式	1/年	浮遊粒子濃度測定 浮遊微生物測定 室内温度測定 室内空気差圧測定 換気回数測定 フィルター交換 清浄度回復測定(手術室)	別紙参照				
					無菌病室ユニット MIU-201 アイソテック 4FICU×1(MIU-401) 7F無菌病室×2(MIU-201)	1 2 3 合計	1/年	配電機点検 送風機点検 プレフィルター交換 アークセウォール、カーテン点検 照明装置点検 給水装置点検 手洗器、シャワーユニット点検 水洗便器点検 室内環境測定(清浄度、微生物) HEPAフィルター点検	プレフィルター 水フィルター 配管キット アークセウォール 洗浄ポンプ 洗浄ノズル アークセカーテン シャワーカーテン ファンモーター ローカルカーテン	2回/年 1年 1年 1年 1年 1年 3年 3年 3年 5年		毎年実施 H26実施項目	
					HEPAフィルター交換	1式	随時	HEPAフィルター交換 フィルター交換 風量測定	フィルターリスト参照	5年	H26～28段階的実施		
					空間気流確認	1式	1/年	気流可視化装置を用いて流れを自視確認する。また、差圧計に表示されている場合は参考として記録する。気流可視化装置については人体に影響のないものとする。					

※1 陰圧室のスモークテストは、定期的に実施すること。(月1回を基準)  
 ※2 陰陽圧室についても同様に検証すること。(患者入室時の日々の差圧確認は、各セクションで実施する。)

交換対象HEPAフィルター一覧表

階数	系統名	仕様	機器	HEPAフィルター (アルミ枠、アルミセパレーター)			
				仕様	型式	寸法 (H×W×D)	数量
1階	放射線系統		FBXYP-71M	多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
	放射線系統		FBXYP-71M	多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
	救急処置室	CFU	BFMX-700YW-P	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	4
	救急処置前室	CFU	BFMX-1000YW-P	多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1
	OR-1	CFU	BFMX-1000YW-P	特寸・多風量・オゾン滅菌	SPZ-269-A	410×915×150	4
	OR-1	CFU	BYM-700	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2
	無菌製剤室		BFMX-1300YW-P	多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
2階	7-3前	CAP	SPZ-60S GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2
	7-3前	CAP	SPZ-60S GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2
	第3PCR室	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	第3PCR室	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	第3PCR室	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	第3PCR室	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	第3PCR室	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	第3PCR室	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	検査室Ⅲ	CAP	SPZ-60S	多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2
	検査室Ⅲ	CAP	SPZ-60S	多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2
	検査室Ⅲ	CAP	SPZ-60S	多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2
	検査室Ⅲ	CAP	SPZ-60S	多風量・オゾン滅菌	SPZ-60S-A	305×305×150	2
	検査室Ⅲ	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	検査室Ⅲ	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
検査室Ⅲ	CAP	SPZ-270A	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1	
3階	病理検査室		FCS-60-L	多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1
				多風量・オゾン滅菌	MP-762-A	610×915×290	1
4階	ICUホール	CFU-4-6		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-270-A	610×610×150	6
	ICU-1	CFU-4-11		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	ICU-2	CFU-4-11		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	ICU-3	CFU-4-2		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	ICU (2床)	CFU-4-4		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	ICU (2床)	CFU-4-5		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	ICU (1床)	CFU-4-12		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	隔離 (陰圧) (1床)	CFU-4-1		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	1
	前室2	CFU-4-10		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1
	アキオ1	CFU-04-33-1		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	2
	アキオ1	CFU-04-33-2		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1
	アキオ2	CFU-04-34-1		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	2
	アキオ2	CFU-04-34-2		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1
	前室3	CFU-4-7		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
熱傷浴	CFU-4-40		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	

交換対象HEPAフィルター一覧表

階数	系統名	仕様	機器	HEPAフィルター (アルミ枠、アルミセパレーター)				
				仕様	型式	寸法 (H×W×D)	数量	
4階	手術ホール	CFU-4-22		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	5	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	3	
	回復ホール	CFU-4-23		殺菌酵素添着・多風量・オゾン滅菌	E-SPZ-340-A	610×760×150	3	
	OR-1	CFU-4-15		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
	OR-2	CFU-4-16		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
	OR-3	CFU-4-17		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
	OR-4	CFU-4-18		多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
	OR-5	CFU-4-19		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4	
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2	
	前室9	CFU-4-24		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1	
	OR-6 (連結)				多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	3
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	4
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	3
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	1
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	1
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	3
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	2
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
					特寸・多風量・オゾン滅菌	SPZ-161L-A	305×760×150	1
					特寸・多風量・オゾン滅菌	SPZ-161L-A	305×760×150	1
	OR-7 (連結)				多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
					多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	4	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-270-A	610×610×150	1	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-340-A	610×760×150	3	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-340-A	610×760×150	1	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	1	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	1	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	2	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	1	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	1	
多風量・オゾン滅菌					SPZ-550-A	610×1220×150	2	

交換対象HEPAフィルター一覧表

階数	系統名	仕様	機器	HEPAフィルター (アルミ枠、アルミセパレーター)			
				仕様	型式	寸法 (H×W×D)	数量
4階	OR-7 (連結)			多風量・オゾン滅菌	SPZ-130-A	610×305×150	1
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-130-A	610×305×150	1
	OR-8	CFU-4-20		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	4
				多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	2
	ME器材2	CFU-4-38		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
	ME器材2			多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
	検査室 (陰圧)	CFU-4-27		多風量・オゾン滅菌	SPZ-410-A	610×915×150	1
	既滅菌器材室	CFU-4-26		多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	既滅菌器材室			多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
	滅菌組立室 (陽圧)	CFU-4-30		多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	7
既滅菌器材保管 (陰圧)	CFU-4-29		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
器材3	CFU-4-39		多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1	
5階	特別病室2		SPZ-270 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	1
7階	無菌病室前室			特寸・多風量・オゾン滅菌		460×1220×150	1
	無菌病室	1T-5001219GS		特寸・オゾン滅菌	USL-500122066-A	500×1220×66	8
8階	未熟児室		SPZ-550 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
	未熟児室		SPZ-550 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-550-A	610×1220×150	1
	新生児室		SPZ-340・PS/150	多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	1
	新生児室		SPZ-340・PS/150	多風量・オゾン滅菌	SPZ-340-A	610×760×150	1
	分娩室		SPZ-270 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2
	分娩室		SPZ-270 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2
	LDR2		SPZ-270 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2
LDR1		SPZ-270 GI	多風量・オゾン滅菌	SPZ-270-A	610×610×150	2	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所：自衛隊中央病院	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
ゴミ処理設備の保守	19	厨芥処理設備保守	B1F		パルパー	(WR-1000型)	1	①運動運転チェック ②部品取替	4/年 適時	バックキン	1年	ホバートジャンパン類 毎年実施	
										リターダー	5年		
										デルターカタター	5年		
										バルビングディスク	7年		
										電磁弁ダイヤフラム	3年		
										シール水電磁弁	3年		
						スラリーポンプインペラー	5年	H27実施項目					
						①運動運転チェック ②部品取替	4/年 適時		スプラッシュガード	2年	H26実施項目		
									フライホール	5年			
									スラリーポンプインペラー	5年		H27実施項目	
									①運動運転チェック ②部品取替	4/年 適時	ブラシ		5年
											ブッシング		5年
					(W-38型)	1				グラインドパッドバックン	2年	H27実施項目	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
ゴミの処理設備	20	ごみ処理設備保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院 ごみ処理設備操作室	在プレス機制御盤		1	清掃・絶縁抵抗測定 外觀確認・締付確認	4/年				新明和工業株
					ペレットボトル圧縮機制御盤		1		1/年				
					自動梱包機制御盤		1		1/年				
							1		1/年				



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
ゴミ処理設備の保守	22	ブルーろ過装置保守	4F	設置場所：自衛隊中央病院	RAKS-10NL/50特	ろ過ポンプ	1	・作動確認	1/年	ろ過ポンプ本体		備 H28実施項目
						エアチェック	1	・電流・電圧測定		エアチェックパーツ		毎年実施
						ろ過容器	1	・温度確認		蓋締付けボルト		毎年実施
						温度調整用電動2方弁	1	・エアチェック等清掃		ろ材(セツシカ)		H28実施項目
						逆止弁	1	・薬品補充		回転軸シール部		〃
						電磁弁(緊急遮断弁)	1			逆止弁		〃
						電動5方弁	1			シートリング		H28実施項目
						電動6方弁	1			ポンネットパーツ		〃
						電動7方弁	1			Oリング		〃
						熱交換器	1			ポンネットパーツ		〃
							1			ポンプデータヤブ		〃
							1			殺菌液注入ポンプ		稼働4000時間または2年

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		官給品	備考								
								内容	周期	リスト	項目 交換 頻度										
ゴミ処理設備の保守	23	R1排水設備保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院 R1排水処理副御座	自立型、シーケンサー内蔵	1	1	1/年	シーケンサー電池	6年	ラドセーブ併										
						16	16			性能確認		3年									
						24	24			性能確認		3年									
						6	6			性能確認		2年									
						2	2			性能確認		3年									
						1	1			目視		3年									
						2	2			汚泥の回収		5年									
						1	1			槽内の清掃		2年									
						6	6			槽内の清掃											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	交換頻度	官給品	備考	
								内容	周期					
24 ゴキ処理設備の保守	B2F	減菌処理設備保守		設置場所：自衛隊中央病院	一次原水ポンプ	50A×0.1m3/分×10mH×0.75kw	2	作動確認・清掃	必要時	油脂類・Vベルト・フィルター等	必要時		H26実施項目 H27実施項目 H28実施項目	
					残渣除去減菌装置	50A×0.1m3/分×10mH×0.75kw	1	作動確認	12/年	ダイヤラム・フィルター等	必要時			
					二次原水ポンプ	588W×588L×500H	2	作動確認・清掃	必要時					
					残渣除去装置	φ1400×1373H(第一種压力容器)	2	作動確認・清掃	3年	調整プロア一整備	3年			
					● 加熱減菌装置	給水ユニット	32A×0.14m3/分×15m×0.75kw	1	作動確認・清掃	3年	中和槽攪拌機整備	3年		
						移送ポンプ	50A×0.20m3/分×5m×0.75kw	2	作動確認・清掃	3年	アルカリ注入ポンプ整備	3年		
						放流ポンプ	50A×0.20m3/分×10mH×0.75kw	2	作動確認・清掃	2年	中和槽PH計電極	2年		
						一次原水槽攪拌プロロ	32A×0.55m3/分×19.6kPa×0.75kw	1	作動確認・清掃	12/年	監視槽PH計電極	2年		
						二次原水槽攪拌プロロ	32A×0.55m3/分×19.6kPa×0.75kw	1	作動確認・清掃			5年		
						冷却槽攪拌プロロ	φ13×0.15m3/分×19.6kPa×0.15kw	1	作動確認・清掃					
						調整槽攪拌プロロ	40A×0.75m3/分×19.6kPa×0.75kw	1	作動確認・清掃					
						放流槽攪拌プロロ	φ13×0.2m3/分×19.6kPa×0.21kw	1	作動確認・清掃					
						排気ファン	2.5m3/分×0.98kPa×0.4kw	1	作動確認・清掃	1/年				
						除菌フィルター		1	フィルター交換・清掃					
						感染系排水処理設備制御盤		1	作動確認					
						調整槽ポンプ	50A×0.05m3/分×5mH×0.4kw	2	作動確認・清掃					
						中和槽	900L×1020W×900H	1	水質確認					
						中和槽攪拌機	300rpm×0.2kw	1	作動確認・清掃					
						酸注入ポンプ	31~156mL/分×0.5MPaG×0.025kw	1	作動確認・清掃					
						アルカリ注入ポンプ	31~156mL/分×0.5MPaG×0.025kw	1	作動確認・清掃	12/年				
						酸タンク	1.5m3	1	薬液補充					
						アルカリタンク	0.2m3	1	薬液補充					8760kg/年
						酸タンク攪拌機	300rpm×0.4kw	1	作動確認・清掃					913kg/年
						アルカリタンク攪拌機	300rpm×0.07kw	1	作動確認・清掃					
	検査・ボイラー系排水処理設備制御盤		1	作動確認										
	処理水槽	RC水槽	1	水質確認・清掃	1/年									

※ 第一種压力容器については性能検査にもなり洗缶等整備清掃を含む。



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考				
								内容	周期							
ゴミ処理設備の保守	26	非常用ろ過装置点検保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院	原水ポンプ		2	作動確認	1/年	原水ポンプメカシール・ベアリング		三菱レイヨン(株)				
													2	電流・電圧測定	薬液ポンプメカシール・ベアリング	H26, 28実施項目
													1	フロア量測定	薬液ポンプ	H26, 28実施項目
													1	水質検査(51項目)	薬液ポンプ	毎年実施
													2		薬液ポンプMC	H26実施項目
													12		薬液ポンプMC	
															コンプレッサー部品(圧縮機等)	H26, 28実施項目
															フロア部品(ベアリング/バベルト)	H26, 28実施項目
															MF膜	H26, 28実施項目
															消毒剤	H27実施予定
		次亜塩素酸ナトリウム6%	20	薬品補充	2/年											

- 1 件 名 防災監視及び病院受付業務
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院
- 3 業務概要 自衛隊中央病院内の消防設備、放送設備、エレベーター制御設備、防犯設備、ITV 設備等の運転監視・確認及び施設内の巡視業務を行う他、病院1階の総合受付にて受付業務を行う。

4 業務対象建物

建物用途	名称	構造	備考
医療施設	自衛隊中央病院	SRC-10、2F	
	職業能力開発センター	RC-4	

5 細部業務実施項目

(1) 医療施設

(ア) 防犯・防災監視

- ・ 防災監視設備及び監視カメラ設備等からの情報に基づく異常発生箇所の確認及び緊急措置
- ・ 非常時及び通常時の館内放送の実施
- ・ 対象施設内の巡視、監視対象設備の監視操作及び目視点検の実施。監視対象設備については、『24 業務対象設備等一覧』のとおりとする。

(イ) エレベーター運行管理

- ・ エレベーターの運行管理及び緊急時（火災、救急時等）の操作

(ウ) 受付案内

- ・ 病院総合受付にて来院者に対する案内の実施、職員への連絡等の実施

6 従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次のとおりとする。

(ア) 勤務期間及び時間等については下記のとおりとする。

施設区分	業務区分	期間及び時間	備考
病院施設	防犯、防災監視等	期間：通年 土日祝祭日を含む 時間：08：30～翌08：30（3交代制を基準）	エレベーター運行管理含む
	受付案内	期間：通年 土日祝祭日及び年末年始除く 時間：07：45～17：30	

(イ) 勤務者配置表（基準）

- ・ 防災監視、巡視 日中（08：30～17：30）：2名以上  
夜間（17：30～08：30）：2名以上（交代要員含む）
- ・ 病院受付 日中（07：45～17：30）：1名以上（ " ）

## (2) 資格等

防災監視、巡視業務従事者に関する事項

- ・防災センター要員講習終了証
- ・自衛消防技術認定証

## (3) その他

- ・ 当該業務に従事するものは、原則として請負業者の正規社員が就くものとする、また共同体を結成し業務の委任をする場合については、当該委任企業の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。
- ・ 業務に関して、十分な実務経験を有し、心身共に健全で、業務遂行に支障を来たさない者。
- ・ 業務従事者は外来者との対応に際し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に対応するものとし、また病院受付案内の業務に従事する者は、当該施設が自衛隊医療の最高位機関であることを十分に理解し、来院者に対して接すること。なお、従事者については、来院者に対する印象の観点から『女性』とし、受付業務にふさわしい者を選定すること。

## 7 一般事項

### (1) 共通事項

『共通事項 1 総則』の項を参照のこと。

### (2) 保全上の注意点

『共通事項 1 1 保全上の注意点 (1) ～ (3)』の項を参照の事。

### (3) 業務体制

請負業者は、それぞれの業務対象建物の規模及び業務種別に応じて業務従事者を必要数配置すること。

## 8 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、防災監視業務等に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練及び再講習を実施するものとする。

## 9 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者 (1), (3)』の項を参照のこと。

## 10 業務計画書等

『共通事項 1 5 提出書類 (1)』の項を参照の他、個々の業務に関して指定された書類を提出すること。

警備業務概要記載書 (警備業法第19条に基づく書類)

### 1 1 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 1 5 提出書類 (2)』の項を参照のこと。

### 1 2 監督官の立会等

請負業者は、業務の実施に当たって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。ただし、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

### 1.3 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- (1) 官公署等の立入検査
- (2) 官側が実施若しくは参加する防災訓練、その他施設運営上必要な訓練
- (3) その他、官側からの協力を求められた事項

### 1.4 非常時の施設に関する措置

停電、断水及びその他天災等の各種災害時に施設に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な対応を速やかに行うこと。

### 1.5 協力体制

災害、事故等の緊急時には、防災機器等の操作及び作動状況の確認の実施、館内非常放送及び関係各所への連絡を行うほか、現場へ業務従事者を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。

### 1.6 破損箇所に対する措置

業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うと共に、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。

### 1.7 業務の安全確保等

『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1)～(3)』の項を参照のこと。

### 1.8 光熱水料及び控室の提供

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (1)の(ア)、(3)の(ア)』の項を参照のこと。

### 1.9 危害及び損害予防措置

『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1)～(3)』の項を参照のこと。

### 2.0 記録及び報告等

監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。ただし、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。

### 2.1 業務従事者の健康管理

『共通事項 7 業務従事者 (3)の(エ)』の項を参照のこと。

### 2.2 遺失物及び不審物等の取扱

請負業者は、施設内巡回の際に取得した遺失物については、速やかに官側担当者に報告し、拾得物した場所時間等を簡潔に書面にまとめ、物品と共に提出すること。また不審物及び不審者を発見した場合については、速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。

## 2.3 業務内容

### 一般業務

当該業務の細部内容は、共通仕様書の第6編『施設警備』の項の『防災監視』による。

## 2.4 業務対象設備等一覧

- 1 エレベーター制御管理設備
- 2 I T V設備
- 3 出入場管理設備（電気錠）
- 4 防災監視設備
- 5 消防設備

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所：自衛隊中央病院	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
防災監視及び び病院受付業務	28	放送設備保守	1F	アンプ・非常電源	280W	1	・機能確認 全数音出確	2/年	【全館放送用】 BGM用CDプレイヤー CDプレイヤー ニカド蓄電池、アンプユニット 【2F外来、1F内視鏡】 BGM用CDプレイヤー パケットインカム交換機 パケットインカムユニット 多機能マスター端末 ハンズフリー専用標準マスター端末 卓上型60W 5局 主電源パネル(2式) マイク/ライオンアンプ プログラムマ-8回線用(機器更新)	7年 7年 4年		H26実施項目 H28実施項目	
			1F	スピーカーセレクト	140局	1	認、任意音測 ・年2回						
				非常制御部	30曲	8	1回目：外観、機能点 検						
				遠隔操作部		6	2回目：外観、機能点 検						
				スピーカ(アツテネータ無)		832							
				スピーカ(アツテネータ有)		735							
				音量調節器		570	検+精密点検						
				非常用カッターリレー		8							
				自火報連動(140局)		1							
				フロアユニット		4							
				モニタ-パネル		1							
				プリアンプ		1							
				ラジオチューナーユニット		1							
				プロگرامタイマー		1							
				メモアイクス		1							
				BGM用CDプレイヤー		1							
				コンバクトディスクプレイヤー		1							
				ミニディスクデッキ		1							
				デジタルアナウンスマシン		1							
				入力マトリクスパネル		2							
	電源分配パネル		3										
	接続端子盤		3										
	直流電源パネル		1										

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考				
								内容	周期								
防災監視及びび病院受付業務	28	インターホン設備保守	-	設置場所：自衛隊中央病院	ドアホン親機		8										
					ドアホン親機		1										
					ドアホン増設親機		3										
					ドアホン子機		13										
					ドアホン親機 6局用		3										
					ドアホン増設親機 6局用		8										
					親子式インターホン親機 10局用		1										
					同上20局増設運局部		1										
					ドアホンアダプタ10局用		1										
					親子式インターホン子機		10										
					ドアホン子機		7										
					ドアホン親機 3局用B		1										
					ドアホン親機 3局用A		2										
					ドアホン親機		1						1/年				
					ドアホン増設親機A		2										
					電気錠コントローラ		5										
					ドアホン子機		5										
					カメラ付玄関子機		2										
					モニター付ドアホン親機		2										
					インターホン親機		6										
					インターホン子機		6										
インターホン親機 3局用		1															
電源アダプタ		1															
インターホン子機 3局用		1															
インターホン親機 6局用		2															
電源アダプタ		2															
インターホン子機 6局用		7															

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
防災監視及びび病院受付業務	29	無線通信補助設備保守	B2, B1, ISS	設置場所：自衛隊中央病院	難燃耐熱性漏洩同軸ケーブル	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
					耐熱形UUアンテナ	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	7	・外観、通話確認					
					UU共用器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
					2分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	12	・外観、通話確認					
					3分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
					4分配器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認		2回/年			
					2分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	2	・外観、通話確認					
					1分岐器	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
					非耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	9	・外観、通話確認					
					耐熱形機器収納箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	1	・外観、通話確認					
					消防用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					
					警務用無線機接続端子箱	漏洩同軸ケーブル+空中線方式	3	・外観、通話確認					

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考																									
								内容	周期																													
防災監視及び病院受付業務	30	防犯・入退室管理設備保守	1F	設置場所：自衛隊中央病院 セキユリテイエーセンター装置 中央処理装置 液晶ディスプレイ キーボード・マウス メッセージ・プリンタ	主処理装置3.2ビットCPU・AC100V 1.7型・表示2.56色以上 JISキーボード・機械式	1	システム機能確認 LED等の表示機能確認 印字濃度確認、調整 伝送電圧等確認、調整 伝送信号点検 外観点検 目視点検及び清掃	1/年	HDD 無停電電源装置	3年 3年	}	H26~28 段階的実施	}																									
														セキユリテイエーモーター盤 通信インターフェース 入出力モジュール	供給電源・AC100V 照合方式・個別照合 供給電源・DC24V	12	供給電源電圧及び各制御 電圧チェック ソフトウェアモジュール・各 I/Oスロット取付状態チェック 盤面表示灯の確認 外観点検・絶縁抵抗試験 定電圧特性試験 内外面清掃	1/年																				
																			カードアクセスユニット	供給電源・DC24V カード種類・非接触ICカード	65	リアルタイムロッキングの確認 電源電圧、リップルの測定 LED表示・ヒューズ点検 動作確認	1/年															
																								電気錠	供給電源・DC24V 適用動作型式・瞬時通電施開錠型	128	外観点検 取付状態確認 ミラー角度の微調整 警報出力確認 動作確認	1/年										
																													熱線センサー	供給電源・DC12V	12	動作確認	1/年					
																																		ストライクスイッチ	供給電源・DC12V	20	接点の確認 動作確認	1/年



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	自給品	備考					
								内容	周期								
集中監視システム等の保守	32	中央監視設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	中央監視装置	クライアントPC	2	各部清掃、動作状況を	冷却ファン(フロント)	交換							
						データサーバー(ヒートシフト装置)	3	テストプログラム等に	冷却ファン(リア)	1/3年				H26実施項目			
						中央監視制御盤 (Icon装置)	1	より確認。	中央監視装置用HDD	1/3年							
						中央監視制御ネットワークサーバー	2		中央監視装置用HDD	1/3年							
						レーザープリンター	1	紙送り機構	1	インク					H27実施項目		
						ネットワークリピーター	1	駆動ワイヤの緩みガ	1	インク					使用頻度による		
						カメラハードコピー	1	タつきの有無確認。	1	インク					使用頻度による		
						グラフィックパネル	1	通信状態表示ランプの	1	1/年							
						インターホン	1	点灯状況確認、及び接	1								
						液晶カラーディスプレイ	3	続ケーブル、コネクタ	3								
								類の取付状況確認。	2								
								清掃・機械入力による	1								
		試験・ゼロスパン調整	1														
		供給電源電圧確認。	1														
		同上	1														
		同上	1														
		清掃・機械入力による	2														
		試験・ゼロスパン調整	1														
		供給電源電圧確認。	1														
		同上	1														
		同上	1														
		清掃・機械入力による	2														
		試験・ゼロスパン調整	1														
		供給電源電圧確認。	1														
		同上	1														
		同上	1														
		清掃・機械入力による	2														
		試験・ゼロスパン調整	1														
		供給電源電圧確認。	1														
		同上	1														
		同上	1														
		中央監視装置 (セントラルシステム)	1														
		同上	1														
		総合点検	1														
		巡回点検	3														
		1回/1年															
		1回/1年															
		*巡回点検は、シーズン動静時(夏季/秋季)の機能確認と、法定停電作業時の立会い確認(作業等)を実施。															

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
集中監視システム等の保守	33	特高受変電設備保守	1F	設置場所：自衛隊中央病院 ● 22kVトランス絶縁開閉装置 ● ガス絶縁変圧器 ● 主変二次盤 ● G-TR盤 ● 高圧配電盤 ● 高圧配電盤 ● 高圧配電盤 ● 高圧配電盤 ● 高圧配電盤 ● 高圧母線連絡盤 ● 高圧切替盤 ● 所内引込盤 ● 所内TR盤 ● 所内MCCB盤 ● 高圧コンデンサ盤 ● 高圧コンデンサ盤 ● 特高現場操作盤 ● 系統連携保護リレー盤 ● 中継端子盤 ● 制御用直流電源盤 ● 接地端子盤	(C-GIS) 8000kVA A系 A系 A系 B系 B系 B系 A系 A系 A系 B系 A系 B系 A系 B系 A系 B系	1 2 2 2 1 4 1 1 4 1 1 2 8 1 1 1 1 5 5 1 1 1 1 1 1	1/年	建築保全共通仕様書による		随時			





大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		官給品	備考
								内容	周期		
集中監視システム等の保守	34	高圧受変電設備保守	B1F	●	一般電灯盤	No.1 MCCB盤3	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃</li> <li>締付確認</li> <li>外観確認</li> <li>開閉器の開閉確認</li> <li>継電器動作試験</li> <li>保護連動試験</li> <li>インテグレーション試験</li> <li>停復電連動試験</li> <li>各種操作試験</li> <li>絶縁抵抗試験</li> <li>変圧器温度計動作確認</li> </ul>	1/年		
				●	一般電灯盤	No.2 MCCB盤1	1				
				●	一般電灯盤	No.2 MCCB盤2	1				
				●	一般電灯盤	No.2 TR盤	1				
				●	一般電灯盤	No.3 LBS盤	1				
				●	一般電灯盤	No.3 TR盤	1				
				●	一般電灯盤	No.3 MCCB盤1	1				
				●	一般電灯盤	No.3 MCCB盤2	1				
				●	一般動力高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1				
				●	一般動力盤	No.1 MCCB1	1				
				●	一般動力盤	No.1 MCCB2	1				
				●	一般動力盤	No.1 TR盤	1				
				●	一般動力盤	No.1, 2 LBS盤	1				
				●	一般動力盤	No.2 TR盤	1				
				●	一般動力盤	No.2 MCCB盤1	1				
				●	一般動力盤	No.2 MCCB盤2	1				
				●	一般動力高圧切替盤2	高圧盤 (VCB)	1				
				●	一般動力盤	No.3 MCCB盤1	1				
				●	一般動力盤	No.3 MCCB盤2	1				
				●	一般動力盤	No.3 TR盤	1				
				●	一般動力盤	No.3, 4 LBS盤	1				
				●	一般動力盤	No.4 TR盤	1				
				●	一般動力盤	No.4 MCCB盤1	1				
				●	一般動力盤	No.4 MCCB盤2	1				
				●	放射線動力高圧切替盤	高圧盤 (VCB)	1				
				●	放射線動力盤	No.1 TR盤	1				
				●	放射線動力盤	No.1 MCCB盤	1				
				●	放射線動力盤	高圧盤 (VCB)	1				
				●	放射線動力盤	LBS盤	1				
				●	放射線動力盤	No.2 TR盤	1				
				●	放射線動力盤	No.2 MCCB盤	1				
				●	放射線電灯盤	TR盤	1				
				●	放射線電灯盤	MCCB盤	1				
				●	UPS電源高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1				
●	UPS電源盤	No.1 TR盤	1								
●	UPS電源盤	No.1 MCCB盤	1								
●	UPS電源盤	高圧盤 (VCB)	1								
●	UPS電源盤	No.2 TR盤	1								
●	UPS電源盤	No.2 MCCB盤	1								
●	保安電灯高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1								
●	保安電灯盤	No.1 MCCB盤1	1								
●	保安電灯盤	No.1 MCCB盤2	1								

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		官給品	備考		
								内容	周期				
			メンテナンス(整備)項目		リスト		交換頻度						
集中監視システム等の保守	34	高圧受変電設備保守	B1F	●	保安電灯盤	No.1 TR盤	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃</li> <li>縮付確認</li> <li>外観確認</li> <li>開閉器の開閉確認</li> <li>継電器動作試験</li> <li>保護連動試験</li> <li>インターロック試験</li> <li>停復電連動試験</li> <li>各種操作試験</li> <li>絶縁抵抗試験</li> <li>変圧器温度計動作確認</li> </ul>	1/年				
				●	保安電灯盤	No.1, 2 LBS盤	1						
				●	保安電灯盤	No.2 TR盤	1						
				●	保安電灯盤	No.2 MCCB盤	1						
				●	保安電灯高圧切替盤2	高圧盤 (VCB)	1						
				●	保安電灯盤	No.3 MCCB盤	1						
				●	保安電灯盤	No.3 TR盤	1						
				●	保安電灯盤	No.3, 4 LBS盤	1						
				●	保安電灯盤	No.4 TR盤	1						
				●	保安電灯盤	No.4 MCCB盤	1						
				●	保安動力高圧切替盤1	高圧盤 (VCB)	1						
				●	保安動力盤	No.1 TR盤	1						
				●	保安動力盤	No.1 MCCB盤	1						
				●	保安動力盤	保安動力高圧切替盤2	1						
				●	保安動力盤	No.2 TR盤	1						
				●	保安動力盤	No.2 MCCB盤1	1						
				●	保安動力盤	No.2 MCCB盤2	1						
				●	保安動力高圧切替盤3	高圧盤 (VCB)	1						
				●	保安動力盤	No.3 TR盤	1						
				●	保安動力盤	No.3 MCCB盤1	1						
				●	保安動力盤	No.3 MCCB盤2	1						
				●	保安動力高圧切替盤4	高圧盤 (VCB)	1						
				●	保安動力盤	No.4 TR盤	1						
				●	保安動力盤	No.4 MCCB盤1	1						
				●	保安動力盤	No.4 MCCB盤2	1						
				●	非常動力電灯高圧切替盤	高圧盤 (VCB)	1						
				●	非常動力盤	LBS盤	1						
●	非常動力盤	TR盤	1										
●	非常動力盤	MCCB盤1	1										
●	非常動力盤	MCCB盤2	1										
●	非常電灯盤	TR盤	1										
●	非常電灯盤	MCCB盤	1										
●	DT盤	電灯	1										
●		動力	1										





大項目	管理番号	中項目	階級	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考				
								内容	周期	リスト	交換頻度						
集中監視システム等の保守	35	高圧受電設備保守	1F	設置場所：地中引込盤 ● 断路器点検 ● 高圧関係絶縁抵抗測定 ● 接地抵抗測定 ● 配電盤 設置場所：地中引込盤 ● 断路器点検 ● 高圧関係絶縁抵抗測定 ● 接地抵抗測定 ● 配電盤 設置場所：新設体育館 ● 保護継電器 (OCR, DGR) ● 断路器点検 ● 負荷開閉器 (LBS) 点検 ● 変圧器点検 ● 絶縁油酸価耐圧試験 ● 高圧関係絶縁抵抗測定 ● 低圧関係絶縁抵抗測定 (幹線) ● 接地抵抗測定 ● 配電盤	5				1/年		随時						
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												
					1												

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所：自衛隊中央病院	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換 頻度		
集中監視システム等の保守	36	直流電源設備保守(制御用)	B1F		直流電源装置(制御部)	サイリスタ全自動方式 整流器：TR-SNTR10020	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>交流入力電圧確認</li> <li>浮動充電電圧確認</li> <li>負荷電圧確認</li> <li>補償負荷電圧確認</li> <li>整流器室力電流確認</li> <li>縮付確認</li> <li>清掃</li> </ul>	1/年	整流器本体部品交換	10年		H27実施項目
					直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 100Ah 18tℓ 蓄電池：SNSX-100-6	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>縮付確認</li> <li>清掃</li> <li>単電池電圧確認</li> <li>内部抵抗値測定</li> <li>蓄電池温度確認</li> </ul>	1/年	蓄電池	13~15年		
		直流電源設備保守(非常用)			直流電源装置(制御部)	サイリスタ全自動方式 整流器：TR-SNTR10075	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>交流入力電圧確認</li> <li>浮動充電電圧確認</li> <li>負荷電圧確認</li> <li>補償負荷電圧確認</li> <li>整流器室力電流確認</li> <li>縮付確認</li> <li>清掃</li> </ul>	2/年	整流器本体	10年		6ヶ月点検 1カ年点検 H27実施項目
		直流電源装置(蓄電池)	MSE長寿命型 800Ah 54tℓ 蓄電池：SNSX-800	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視外観検査</li> <li>縮付確認</li> <li>清掃</li> <li>単電池電圧確認</li> <li>内部抵抗値測定</li> <li>蓄電池温度確認</li> </ul>	2/年	蓄電池本体	13~15年			6ヶ月点検 1カ年点検		

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
集中監視システム等の保守	37	計装設備保守	B1F	設置場所：自衛隊中央病院	中央管制装置	savic-netEVmode100 (セントラルシステム本体) ・MCU (セントラルシステム周辺機器) ・LCD ・IUC ・SMS	1 1 1 1 3	1/年	【中央監視装置】 コインバッテリー 冷却ファン FDD装置 HDD装置 電源ユニット PMX用バッテリー Infirex用バッテリー IUC用バッテリー UPS用バッテリー SMS用バッテリー	H28実施項目	備山武	
					熱源・ローカル一般機器							
					配電挿入形温度調節器	TY6800Z	8					
					室内形温度検出器	TY7043Z	246					
					室内形温度検出器	HTY7043T	2					
					室内形CO濃度検出器	CY7200A	4					
					室内形CO2濃度検出器	CY7100A	4					
					ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z	13					
					ダクト挿入形温度検出器	HTY7803T	23					
					ダクト挿入形露点温度検出器	HTY7903T	42					
					エコ用温度検出器	TY7820Z	45					
					配電挿入形温度検出器	TY7830B	60					
					ワイヤ・アンカ式温度検出器	TY83	2					
					室内形温度調節器	HY8000Z	36					
					室内形温度検出器	HY7043T	8					
					微差圧スイッチ	PYY-604	56					
					差圧送信器	JTD9	4					
					圧力発信器	JTC9	4					
					静圧発信器	PY8000D	25					
					電磁流量計		2					
					蒸気流量計		22					
					水用流量計		4					
					熱量モータ	NV70	16					
					冷却水ロー装置	R7010B	4					
					レバースイッチ	LC-12	6					
					ミニスイッチ	MS-21	35					
					排煙濃度計	GY-S2000	1					
					液面計	GY-ELR	2					
					液面調節器	GY-DL	2					
					マグダージ	FM-12	3					
					感震装置	N-725	6					
					デジタル指示調節計	R36	40					
					FCUコントロー	WY5205W	1460					
					CAV/VAVコントロー	WY5206C	20					
					ダンパ操作器	MY6040A	283					
					補助スイッチ	QY603TB	81					
					電動2方弁 (冷水・温水用)		1					
電動2方弁 (蒸気用)		1										
電動2方弁 (FCU用)		1										
電動ボール弁	YV6300B	41										
電動ボール弁 (蒸気用)	YV5115J	2										
電動ボール弁 (蒸気7リク・リク用)	PMK	10										
水用電磁弁	ADK21	2										
電動バタフライ弁 (2位置)	YV6971C	24										
電動バタフライ弁 (比例)	508V-4I	4										
偏心軸回転形調節弁	VFR	2										
デジタル式操作器	QY7205A	820										
集中操作器	QY7209A	16										
フロー・ストスイッチ	FM-17	5										

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考					
								内容	周期				リスト	交換頻度			
集中監視システム等の保守	37	計装設備保守	B2F	自動制御盤	自動制御盤	RP-B2-1・3~5・8~10	7										
			B1F			RP-B1-1・3~9・CGS	9										
			ISS			RP-ISS-1~7	8										
			1F			RP-1-1~5	5										
			2F			RP-2-1~5	5										
			3F			RP-3-1~5	5										
			4F			RP-4-1~5	5										
			5F			RP-5-1~5	3										
			6F			RP-6-1	1										
			7F			RP-7-1	1										
			8F			RP-8-1	1										
			9F			RP-9-1	1										
			10F			RP-10-1・2	2										
			屋外			RP-6	1										
			1F			排気切替操作盤 ダンプ操作盤 ダンプ操作盤 警報プガ一盤 ダンプ操作盤 FCU室圧操作盤 OR8圧力操作盤 OR8室圧表示盤 ダンプ操作盤 室圧切替盤 室圧切替盤 ダンプ操作盤 ダンプ操作盤	(AC-01-01系) (AC-01-02系) (AC-02-09系) (AC-03-03系) (AC-04-02系) (AC-04-06系) (AC-04-08系) (AC-04-10系) 5F 6F 8F 9F	1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
							設置場所：第6階舎										
							自動制御盤			CP-B1-1	3						
							感震装置			ヒコソウV-725	4						
							室内型温度調整器			H615A2036	2						
							レンジホールドモータ			M904F1076	11						
							弁リリクソフ			Q455C	2						
							直結型ダンプ操作器			MY6040A1001	2						
							切替付遠隔設定器			QN406BIP	9						
							排煙濃度計			GY-S2000-1	1						
							手動スイッチ			APN2102	11						
							アークカット			T631C1046	7						
							挿入型温度調節器			T991A	18						
							室内型温度検出器			TY70-2-3	1						
							挿入型温度検出器			TY78-00-C	2						
							配管温度検出器			TY7830B-0-B	2						
		マダチキセキス			TY110A04J1	1											
		デジタル指示調節計			R31-0D-001	3											
		デジタル指示調節計			R31-2G-0	1											
		電子式温度調節器			R7701A	1											
		電子式温度調節器			Q7705A	1											
		トランス			AT72-J1	2											
		混合理三方弁			V5065A	11											
		小型集中管理ハコ			マートリクサ	1											
		設置場所：技術研究本部 庁舎本館 各機械室等															
		空調用自動制御機器				8											
		制御盤				8											
		換気Fan発停器				13											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考
								内容	周期			
集中監視システム等の保守	37	計装設備保守	各階	設置場所：自衛隊中央病院 職業能力開発センター	集中管理装置		1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観点検</li> <li>・回路及び端子確認</li> <li>・プログラム、ハードウェア点検</li> <li>・各信号伝送確認</li> </ul>	1/年			
					自動制御盤	SRP-1・4	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃・絶縁抵抗測定</li> <li>外観確認・締付確認</li> </ul>				
					室内形温度検出器	TY7043Z	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>清掃・単体動作確認</li> </ul>				
					室内形温度検出器	HTY7043T	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観確認・締付確認</li> </ul>				
					ダクト挿入形温度検出器	TY7803Z	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>ループ点検</li> </ul>				
					ダクト挿入形温度検出器	HTY7803T	1					
					室内形温度調節器	HV6000Z	16					
					微差圧スイッチ	PYY-604	1					
					FCUコントローラ	WY5205W	48					
					ダンパ操作器	MY6040A	5					
					電動2方弁(冷温水用)	YV5302A/MV5340	1					
					電動2方弁(FCU用)	YV5502A/MV5560C	45					
					小型電動弁(弁)	YV6051A	3					
					電動バタフライ弁(2位置)	YV6971C	4					
					デジタル式操作器	QY7205A	17					
					集中操作器	QY7209A	1					

1 件 名 施設維持管理役務（中央監視・巡視）

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 自衛隊中央病院、衛生学校

3 業務概要 自衛隊中央病院及び職業能力開発センターに設置されている各種電気設備、機械設備等の運転状況確認及び巡視確認業務を行う。

4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10、B2F 延べ床面積 68,261 m <sup>2</sup>	運転確認及び、 巡視、監視	
職業能力開発センター及び 特高開閉所	RC-4 延べ床面積 2,241 m <sup>2</sup>		

5 業務対象設備等

業務対象設備は、『2.6 業務対象設備等一覧』のとおりとし、対象機器の機器点数等は管理番号別仕様・機器表の該当する設備の項目によるものとする。

6 用語の定義

- (1) 巡視とは、設備機器の運転状態及び、施設設備の機能低下の状況について、日常行う現場巡視をいう。
- (2) 運転確認とは、設備機器を稼働させ、その状況を確認すること及び、制御を適切に行い、効率的な運転を行うことをいし、中央監視室等において業務することをいう。
- (3) 監視とは、自動制御される設備機器の状況を監視することをいし、中央監視室等において業務することをいう。

7 業務従事者の勤務時間及び資格等

(1) 勤務時間は原則として次のとおりとする。

(ア) 巡視業務は、平日及び土日祝祭日（通年）の08：30～翌08：30までの間とする。

(イ) 運転確認及び監視業務についても上記と同様とする。

(ウ) 運転確認・監視等の業務従事者配置表（基準）

・ 統括管理責任者	平日	08：30～	17：30	1名以上
・ 電気及び機械設備監視員	平日	08：30～	17：30	4名以上
		17：30～	翌08：30	2名以上
	休日	08：30～	17：30	〃
		17：30～	翌08：30	〃

休日とは、土日祝日及び官側が定めた休日とする。

(2) 資格等

- ・ 第3種電気主任技術者
- ・ 危険物取扱者（乙種4類）
- ・ 1級ボイラー技士
- ・ 2種ボイラータービン技術者

- ・第3種冷凍保安責任者
- ・第1種電気工事士
- ・建築物環境衛生管理技術者

勤務者の資格要件は上記による、ただし、2種ボイラータービン技術者については1級ボイラー技士、第1種電気工事士及び第3種電気主任技術者の資格を同一人が有する場合のみ同等とする。

エネルギーの仕様の合理化に関する法律に基づき、エネルギーを消費する設備のエネルギーの使用方法の管理提案、改善及び監視を行い、省エネ推進の支援を行うこと。

(3) その他

当該業務に従事する者は、原則として請負業者の正規社員が就くものとし、請負業者と従事者との雇用関係が証明できる書類を官側担当者に提示すること。

8 一般事項

(1) 共通事項

『共通事項 1 総則』の項を参照のこと。

(2) 保全上の注意点

『共通事項 1.2 保全上の注意点(1)～(3)』の項を参照のこと。

(3) 業務体制等

業務従事者及び業務体制

- ・ 請負業者は、統括管理責任者、業務主任、業務従事者をもって業務体制を組むものとする。また他の業務と兼務させる場合は、支障の出ない範囲で兼務を認める。
- ・ 統括管理責任者とは、契約内容の履行、業務主任及び業務従事者に対する指揮監督、官側担当者及び関係部署との連絡調整業務等について統括できる者とし、請負者が官側に届け出た者とする。

区分	技能等	備考
統括管理責任者 技士補	運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者	
業務主任 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で1名選任し、この中から『業務責任者』を選任する。
業務従事者 技術員	監視設備の運転確認・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、業務主任の指示に従って作業を行う能力を有する者	運転確認、監視、巡視の単位で業務量に応じて適当数選任する。

9 業務従事者への教育

請負業者は、その責任と負担において、施設管理業務に従事する勤務者に対して業務に必要な教育訓練を実施するものとする。

## 10 業務従事者の服務規律

『共通事項 7 業務従事者(1),(3)』の項を参照のこと。

## 11 業務計画書等

『共通事項 15 提出書類(1)』の項を参照のこと。

## 12 業務報告書等の提出及び保管

『共通事項 15 提出書類(2)』の項を参照のこと。

## 13 監督官の立会等

統括管理責任者は、業務の実施にあたって、必要に応じて監督官の立会いを求めるものとする。ただし、監督官が承認した場合は、立会いによらず写真・記録等により確認を受けることができる。

## 14 官側に対する協力

請負業者は、下記事項の立会い等について、官側に協力するものとする。

- (1) 官公署等の立入検査
- (2) 施設の整備(保守業務関連)に伴う測定試験、検査その他
- (3) 官側が実施する自主保全検査及び調査

## 15 使用機器について

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲(1)の(イ)』の項を参照のこと。

## 16 保安材料等の経費負担

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲(1)の(ウ)』の項を参照のこと。

## 17 非常時の施設に関する措置

停電、断水及びその他施設等に異常が発生した場合は、速やかに官側へ連絡し指示を受け、適切な処理を速やかに行うこと。

## 18 協力体制

請負業者は、業務対象建物において、官側から別途発注している業務について作業工程等を緊密に連絡調整し、施設管理業務の実施に支障を生じないようにすること。特に、災害、事故等の緊急時には、勤務者及び機器等を派遣する等協力し、適切な処理を速やかに行うこと。

## 19 破損箇所に対する措置

業務実施中に破損、故障箇所を発見した場合、請負業者は適切な判断の元に、応急措置等適切な処理を行うとともに、この状況及び経過を記録し、監督官へ報告するものとする。

## 20 業務の安全確保等

『共通事項 11 安全管理・衛生管理(1)~(3)』の項を参照のこと。

## 2.1 光熱水料及び控室の提供

『共通事項 5 請負業者の負担の範囲(1)の(ア)(3)の(ア)』の項を参照のこと。

## 2.2 危害及び損害予防措置

『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理(1)～(3)』の項を参照のこと。

## 2.3 記録及び報告等

監督官が指示した事項及び、監督官と協議した事項については、正確に記録・整理し、監督官に報告するものとする。ただし、軽易な事項で監督官の承諾を受けたものについては、省略することができる。

## 2.4 業務従事者の健康管理

『共通事項 7 業務従事者(3)の(エ)』の項を参照のこと。

## 2.5 業務内容

### (1) 一般業務

#### (ア) 運転確認・監視及び巡視

当該業務の細部内容は、共通仕様書の第3編『運転・監視』による。

#### (イ) 特別運転確認・監視及び巡視

当該業務は、別途契約の各種点検保守役務及び工事等が実施された際は、監督官と調整の上、当該業務を実施する。細部内容は上記と同様とする。

#### (ウ) 光熱水量の検針補助

官側が行う電気、ガス、水道、油等の検針の記録補助を行う。

### (2) 電気設備

(ア) 当該業務の細部内容は、共通仕様書の第2編『電気設備』の該当項目による。

#### (イ) 電力制御等

電気主任技術者の指示の下、次の制御・調整を行うものとする。

- ・最大電力の制御
- ・力率の調整
- ・不平均電流、電圧変動の監視

### (3) 機械設備

当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第3編『機械設備』の該当項目による。

### (4) 監視制御設備

当該業務の細部内容は、建築保全業務共通仕様書の第4編『監視制御設備』の該当項目による。

### (5) コ・ジェネ設備

発電機・タービン部・排熱ボイラー部のシステムを安定かつ効率的な運転・監視業務を行うものとし、巡視業務内容はそれぞれの下記の該当設備一覧による。

## 2.6 業務対象設備等一覧

### A 巡視

#### 1 電気設備

- (1) 受変電設備
- (2) 自家発電設備
- (3) 監視制御設備
- (4) 特高開閉所中央監視盤

#### 2 機械設備

- (1) 温熱源機器
- (2) 冷熱源機器

### B 運転確認・監視

- 1 中央監視設備
- 2 コ・ジェネ監視設備
- 3 ボイラー設備
- 4 高圧受電設備
- 5 特高受電設備

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考	
								内容	周期	リスト	交換頻度			
集中監視の保守	39	動力制御盤保守	各階		設置場所：自衛隊中央病院 動力制御盤 動力手元開閉器 接地端子盤		56	清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1/年				備かわでん	
							93							
		電灯分電盤保守	各階		電灯分電盤 手元開閉器		92	清掃・絶縁抵抗測定 外観確認・締付確認	1/年					備別川製作所
							10							



- 1 適用範囲：本仕様書は、「特高受電設備等監視及び点検業務」について必要事項を記載する。
- 2 場所：東京都世田谷区池尻1-2-24 陸上自衛隊三宿駐屯地
- 3 履行期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日
- 4 業務概要：特高受電設備の監視・操作業務、電気設備の日常点検業務、機械設備(空調・給湯)の運転・日常点検業務及び消防用設備の不測時における対応業務
- 5 一般共通事項
  - (1) 本業務は本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成20年版)」により実施する。また、電気事業法及び自衛隊関連規則等による自家用電気工作物の維持及び運用についての保安規定を遵守して設備の運転・監視及び日常点検業務を行うものとする。
  - (2) 本業務の実施にあたっては、関係諸法令、条例等を遵守するものとする。
  - (3) 仕様書に記載なき事項で、その内容に疑義を生じた場合は、官側及び監督官と協議しその指示に従い実施するものとする。
  - (4) 庁舎内施設への立入りについては、定められた関係規則に従うものとする。
  - (5) 業務関係図書は、第三者に貸与・複写又は閲覧させてはならない。また複製したものを含め、業務終了後は速やかに返却すること。
  - (6) 用語の定義
    - ア 「施設管理担当者」とは、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。
    - イ 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。
    - ウ 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受注者側の担当者をいう。
    - エ 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
    - オ 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有するものとする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。
- 6 特記事項
  - (1) 業務実施要領  
別紙第1「業務実施要領」による。
  - (2) 業務対象設備  
別紙第2「運転・監視対象点検設備機器一覧表」による。
  - (3) 勤務体制
    - ア 勤務時間は平日及び土日祝祭日(通年)の0830～翌日0830までの間、請負者側3名以上と官側1名の4名以上による交代制で実施する。
    - イ 請負者側が勤務する時は、業務関係者1名以上の勤務とする。
    - ウ 勤務者は、施設管理担当者に対して平日の0800から0830までの間に特高受電所内で報告及び引継ぎを行う。
    - エ 勤務計画については受注者の計画とするも、事前に官側と協議すること。また勤務

員のシフト体制に変更が生じる場合についても同様とする。

オ 勤務体制は、労働基準法に抵触しない勤務体制とし、細部は請負者計画とする。

カ 請負者は役務の履行に際し、必要により官側の支援を受けることが出来る。

キ 請負者は不測の事態等で勤務員を変更しても対応できるよう、交代要員を当駐屯地で実務研修（2週間程度）させること。また、契約期間等に伴い請負業者が変わったときは事前準備期間（2週間程度）を設けて引継ぎに協力すること。

#### （4）勤務員の資格

ア 勤務員は、特高受電設備の監視・操作及び電気・機械・消防用設備の維持管理業務について内容の判断ができる技能を有し、官側の指示に従って業務を行う能力を有するものとする。

イ 業務責任者は、第3種電気主任技術者の有資格者とし、運転・監視及び日常的な点検保守業務について10年以上の実務経験を有する者とする。

ウ 業務担当者は、第1種または第2種電気工事士の有資格者とし、運転・監視及び日常的な点検保守業務について5年以上の実務経験を有する者とし、かつ監視勤務中に消防用設備等に不具合が生じた場合でも速やかに対応ができるよう消防設備士（乙4）または消防設備点検資格者（1種または2種）を有するものとする。

#### （5）勤務員の服務規律

ア 勤務員は、業務を行うに適した統一した服装で名札及び腕章を付けるものとする。

イ 勤務員は、勤務中に知り得た情報等を外部に漏洩してはならない。

ウ 勤務員は、許可を受けていない施設に立ち入ってはならない。

エ 勤務員は、駐屯地の規則を理解し、遵守できる者とする。

オ 勤務員に不適格事項があった場合、官側はその理由を明示して交代等必要な措置を求めるものとする。

#### （6）安全管理

請負者は、勤務員に対し安全管理に関する教育を十分に行うとともに、勤務員の不注意により施設等に損傷を与えた場合は速やかに請負者の責任において復旧するものとする。

#### （7）提出書類

請負者は、官側の指定期日までに次の書類を提出し、施設管理担当者の承認をうけるものとする。なお、各機械室の点検表は設置機器類等の状況に応じ、様式を基準として個々にあった内容に修正して使用すること。

ア 勤務員の指定（取消）届（官側が示す様式）

イ 業務関係者の経歴書及び免状の写し（様式随意）

ウ 業務体制表及び緊急時連絡網（様式随意）

エ 当直勤務計画表（様式随意）

オ 運転監視及び業務日誌（官側が示す様式）

カ 設備巡視点検表（官側が示す様式）

キ その他官側の指定するもの

（ア）役務に関する提出書類は全て官側で示す規格様式により官側が提供するPCにて保管・管理・作成の上、A4ファイルに整理し提出すること。

（イ）官側より受けたデータは一切請負業者側に残してはならない。関連した情報が漏洩した際には、請負業者が全ての責任をとること。

## 7 その他

### (1) 請負者の要件

ア 勤務員の労働災害及び管理に関する事項は、すべて請負者が行うものとする。

イ 請負者は、業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、自ら実施できること。

(2) 請負者は、官側の不測の事態及び災害派遣、訓練演習、行事等により運転監視等業務の変更、修正を求められた場合、その趣旨に沿うよう適切に対応するものとする。

(3) 本業務を行うにあたって使用する場所の借料、光熱水料は無償とする。ただし、勤務に必要と思われる備品類や工具類については請負者が準備すること。

## 業務実施要領

## 1 監視・操作・運転業務

- (1) 「監視設備機器」の異常及び機器故障時の状態把握：別紙第 2
- (2) 「業務日誌」の記録：別紙第 5
- (3) 「運転日誌」の記録：別紙第 6
- (4) 運転データ等の整理（記録・確認）
- (5) 第 1、第 4、第 5 隊舎及び医実隊舎機械室の給湯ボイラーの運転・停止：別紙第 8  
及び貯湯槽の温度を「運転日誌」に記録：別紙第 5
- (6) 第 4、第 5 隊舎の冷温水発生機の運転・停止：別紙第 8
- (7) 食厨・教場機械室の食堂用空調機の運転・停止：別紙第 8
- (8) 第 2、第 3 隊舎の空調機の運転・停止：別紙第 8

## 2 点検保守業務（別紙第 2、別紙第 3 を対象）

- (1) 構内受変電設備の巡視点検：別紙第 3  
及び各種「設備巡視点検表」の記録：別紙第 7
- (2) 点検・処置等（異常を発見した場合は、原因探求する。）の実施
- (3) 監視設備機器の異常報知の点検及び対応
- (4) 各変電室及び機械室内の各種設備の異常の有無及び機器故障時の状態把握
- (5) 不測事態の対応
  - ア 駐屯地当直勤務者と連携し、電気設備（各隊舎の分電盤）、機械設備及び消防用設備等の不具合状況の確認をする。
  - イ 応急対応及び処置（原因究明を含む。）が軽微であれば現状復旧し、完了後その旨を駐屯地当直に報告する。
  - ウ 応急対応及び判断が困難な場合は、まず業務責任者に連絡しその指示に従い対応を行うこと。それでも対応が困難であると業務責任者が判断した場合は、駐屯地当直を通じて施設管理担当者へ連絡しその指示に従う。
  - エ 不測事態があった場合は、その状況を書面にて報告する。
  - オ 後日、改善のための提案書や見積書及び今後の処置の提示等、協力体制をとる。

## 3 その他

- (1) 備品及び工具類の整理並びに保管をすること。
- (2) 特高監視室の整理整頓、清掃を実施すること。
- (3) 備付けの PC を利用し、データ類が統合化できるものは整理すること。
- (4) 法定点検や計画停電等、特高監視システム停電時における保守点検業務（別契約業務）や部隊作業等実施の際には、施設管理担当者の指示に応じて業務支援をすること。
- (5) その他特に明記なき事項であっても、技術上必要な内容については施設管理担当者の指示に従い確実に実施すること。

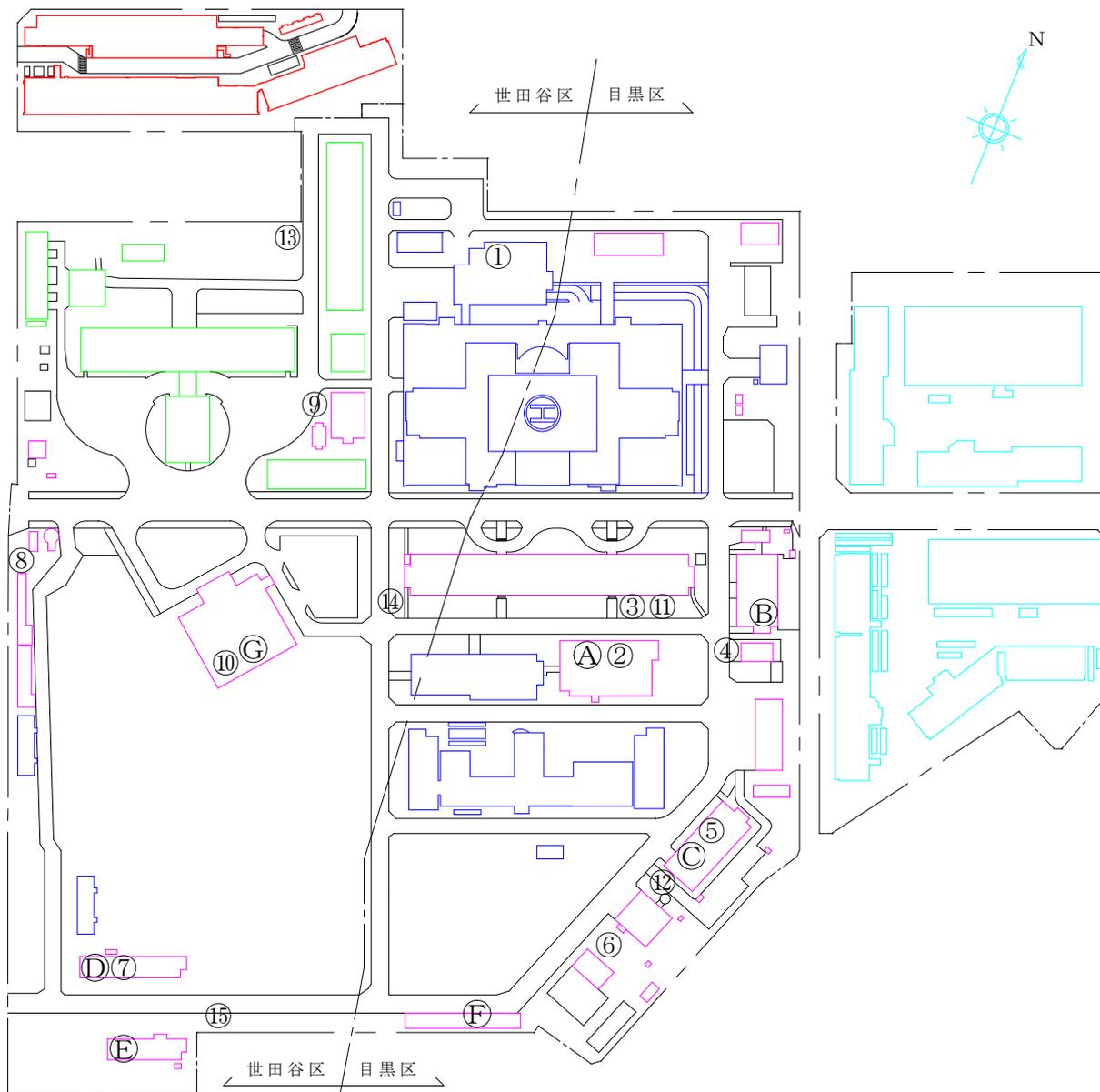
運転・監視対象点検設備機器一覧表

運転・監視対象設備機器				
監視設備機器の内訳				
番号	設備種目	設備の詳細等	数量	備考
1	電気設備	特別高圧電気設備機器	1式	
		高圧電気設備機器		
		その他設備機器		
2	監視設備	特別高圧監視装置	1式	日新電機 MATE370U

点検保守設備機器			
自家用電気工作物の仕様			
番号	設備種目	規模容量等	備考
1	受電方式	交流3相3線式	
2	受電電圧	22,000V	
3	周波数	50HZ	
4	電気方式	2回線受電(本線及び予備線)	
5	特別高圧トランス	8,000KVA×2台	日新電機 SF6ガス絶縁変圧器
6	供給電力会社	未定	
7	契約電力	3,120KW	
8	契約種別	特別高圧季節別時間帯別電力A	
9	構内電線路電圧	特別高圧 22,000V 高圧 6,600V 低圧 210V/105V	
10	構内受変電設備	特別高圧変電所 高圧電気室: 4箇所	
	高圧変圧器容量	キュービクル式受変電設備: 14箇所 21台 2,775KVA	
11	負荷設備容量	電灯合計: 273KW 4,252灯 動力合計: 779KW 327台 その他機器合計: 724KW 2,346台 負荷設備合計: 1,776KW	
12	直流電源設備	1組	
13	外灯設備	66基	
14	監視制御設備	無停電電源装置(UPS)含む: 1組	DL 9145-103JL
15	消防用設備	屋内消火栓設備、自動火災報知設備 及び誘導灯	不測事態における対応のみ

## 構内受変電設備詳細

番号	機器名等 変電設備名等	特別高圧 設備 (組)	高 圧 配電盤等 (面)	計器用 変成器 (台)	高圧進相 コンデンサ (台)	変圧器 (台)	備 考
1	特別高圧変電所	1	36	106	10	2	
2	本館動力屋外キュービクル		1	6		1	
3	食厨・教場変電室		1	22	1	3	
4	第1隊舎変電室		1	8		2	
5	第2隊舎屋外キュービクル		2	8		2	
6	第4隊舎変電室		1	6		2	
7	医実庁舎変電室		1	24		5	
8	ボイラー屋外キュービクル		1	4		2	
9	警衛所屋外キュービクル		1	6		2	
10	基地通信隊屋外キュービクル		1	2		2	
11	引込盤-1・4		2				
12	引込盤-2		1				
13	引込盤-3		1				
14	引込盤-5		1				
15	引込盤-6		1				
	合 計	1	52	192	11	23	



三宿駐屯地配置図 S = 1 / X

・電気設備点検場所一覧

- ① 特高監視室
- ② 食厨・教場変電室
- ③ 学校庁舎屋外キュービクル
- ④ 第2隊舎屋外キュービクル
- ⑤ 第1隊舎変電室
- ⑥ ボイラー屋外キュービクル
- ⑦ 第4隊舎変電室
- ⑧ 警衛所屋外キュービクル
- ⑨ 基地通信隊屋外キュービクル
- ⑩ 医学実験隊庁舎変電室
- ⑪ 高压地中引込盤-2
- ⑫ 高压地中引込盤-3
- ⑬ 高压地中引込盤-6
- ⑭ 高压地中引込盤-1・4
- ⑮ 高压地中引込盤-5

・機械設備（空調・給湯）点検場所一覧

- Ⓐ 食厨機械室空調機 スイッチ 入・切
- Ⓑ 第2隊舎空調機 ブレーカー 入・切
- Ⓒ 第1隊舎機械室 温水ボイラー 入・切
- Ⓓ 第4隊舎機械室 温水ボイラー 入・切
- Ⓔ 第5隊舎機械室 温水ボイラー 入・切
- Ⓕ 第3隊舎パネルヒーター スイッチ 入・切
- Ⓖ 医学実験隊庁舎機械室 温水ボイラー 入・切

項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)	項目交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
集中監視システム等の保守	42	診断案内表示システム保守	-	設置場所：自衛隊中央病院 表示サーバ用PC (モニタ分離型) 診察室表示盤 (小型PC付) 診察室表示盤 (大型) 診察室表示盤 (大型)用PC プロック入力・検査表示制御PC (モニター一体) PC用UPS HUB HUB 会計入力PC (モニター分離型) PC用UPS 会計案内表示盤 (大型) 会計表示盤 (大型)用PC PC用UPS 薬局入力PC (モニター分離型) PC用UPS 薬局案内表示盤 (大型) 薬局表示盤 (大型)用PC	ラックマウント型サーバステーション 15型 TFT 1677万色 42型 TFT 1677万色 Intel® Pentium4 3.0GHz 15型 TFT 1677万色 出力容量：350VA 10BASE-T/100BASE-TXポート×8ポート 10BASE-T/100BASE-TXポート×8ポート 15型 TFT 1677万色 出力容量：350VA 42型 TFT 1677万色 Intel® Pentium4 3.0GHz 出力容量：350VA 15型 TFT 1677万色 出力容量：350VA 42型 TFT 1677万色 Intel® Pentium4 3.0GHz	1 44 8 8 9 8 2 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1	機能点検 外観清掃 PC内部清掃 システムログ確認 HDDデータバックアップ モニターローテーション	12/年 (定期点検)  1/年 (総合点検)	リ	スト			
													モニタ×7 増加予定
													分配器×7 増加予定

- 1 作業の内容
  - 本作業は、病院内各所に設置されている診断案内表示等のモニタ及び関連するパソコン等の点検保守の実施の他、地下1階電算機室内のサーバ本体の点検保守を実施する。
- 2 作業の詳細
  - 2.1 上記の表に記載された機器について、機能点検及び外観清掃等を実施し動作に異常が無いかを毎月1回、確認を行う事。また、年1回全てのシステムの総合点検(動作確認及びイベントログ等の確認解析)を行い、動作に異常が無いか確認する事。
  - 2.2 定期点検保守の際に各所に設置されているパソコン(小型PCを含む)の内部部品(ファンモータ部、基板部等)に堆積している埃等を取り外し、清掃を行う事。  
なお毎月の実施台数については請負者計画とするものの、役務契約期間内にすべて完了するように計画する事。
  - 2.3 定期点検保守の際にサーバ及び各パソコン(小型PCを含む)端末のシステムログ確認を行い、重度の障害に繋がる深刻なエラーログが発見された場合は速やかに官側担当者へ報告し、エラーログの解析等を行い原因究明をする事。
  - 2.4 定期点検保守の際に各パソコン端末(※サーバについては除く)のハードディスク内のデータバックアップを行い、万一障害発生した場合には速やかに復旧を行うこと。なお、ハードディスクの物理的障害が伴うものについてはハードディスクの交換は別途契約とする。また診察室表示盤の小型PC端末についてはIPアドレス等の登録情報をバックアップする事。  
なお、毎月の実施台数については請負者計画とするものの、役務契約期間内に全て完了するように計画する事。
  - 2.5 毎月の定期点検保守の際に表示モニタの使用頻度の多い箇所と少ない箇所を調査し、必要と判断された場合は、表示時間が均等になるように表示モニタのローテーションを実施する事。
- 2.6 定期点検又は、システム障害発生対応時に部品故障が生じた場合は、当該部品の交換及び設定復旧まで行う事。ただし、次の事象については本役務対象外とし、不具合発生の場合は官側担当者へ報告する事。
  - ・液晶パネルの画面焼付き、液晶面劣化に伴う色変
  - ・無停電電源装置のバッテリー劣化による交換
- 2.7 修理の際に、即日復旧が困難な場合は、代替品により仮復旧を行い、後日改めて現状に復旧する事。
- 2.8 保守範囲外での不具合が発生した場合、不具合箇所の特定を行なうなどの技術支援を行なう事。



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考				
								内容	周期							
集中監視システム等の保守	44	院内呼出設備保守	各階		設置場所：自衛隊中央病院 本館											
					ナースコール情報サーバ											
					バックアップサーバ											
					呼出アンプ 1元											
					呼出アンプ 2元											
					卓上形マイク 1元											
					同上コンセント 1元											
					同上フロアコンセント 1元											
					卓上形マイク 2元											
					同上コンセント 2元											
					手術室用インターホン交換機											
					手術室用インターホン											
					手術室内インターホン											
					同上鼎込ボック											
					X線インターホン親機 1局用											
					X線インターホン親機 3局用											
					X線スピーカ											
					電源アダプタ											
					呼出表示器 1窓用											
					呼出表示器 3窓用											
呼出表示器 5窓用																
呼出表示器 10窓用																
呼出表示器 15窓用																
呼出表示器 20窓用 夜間受入																
呼出表示器 3窓用 夜間切替																
呼出表示器 5窓用 夜間切替																
呼出表示器 10窓用 夜間切替																
スピーカ子機																
トイレ用押ボタン																
引きひも付トイレ用押ボタン																
確認灯付コンセント																
呼出握りボタン																
呼出握りボタン(フロアコンセント用)																
フロアコンセント																
天井付廊下灯																
代表廊下灯 プザー付																
代表廊下灯																
復旧ボタン																
20局用ナースコール親機(夜間切替)																
20局用ナースコール親機																
ハンド型子機																
同上コンセント																
8ポートHUB																
ナースコールパソコン																

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換頻度		
集中監視システム等の保守	44	院内呼出設備保守	各階		デジタル表示式親機		10	親機、子機間の相互呼出、通話および表示の動作確認 1/年 トイレ押しボタン等の動作確認					備アイホン
					ナースコール制御機		10						
					ナースコール親機 20局用		1						
					ナースコール親機 40局用		1						
					サウナ 祓用I/Oユニット 1~4床用		236						
					サウナ 祓用I/Oユニット 1~4床用		2						
					I/Oユニット 3回線		2						
					I/Oユニット 1回線		9						
					I/Oユニット 3回線		24						
					ハンド型子機		464						
					握り押しボタン		464						
					コンセント		464						
					マイクスピーカ押しボタン(3ヶ所)		50						
					マイクスピーカ押しボタン		4						
					アクトスイッチ		3						
					同上コンセント		3						
					埋込型子機(処置室)		4						
					握り押しボタン(処置室)		4						
					トイレ・浴室用押しボタン		266						
					引きひも付トイレ用押しボタン		190						
					マイク・スピーカユニット		276						
					天井埋込マイク子機		5						
					天井埋込スピーカ子機		5						
					代表廊下灯		81						
					復旧ボタン		81						
					チャイム		2						
					患者別表示部(1床)		2						
患者別表示部(1床+トイレ)		114											
患者別表示部(2床)		8											
患者別表示部(2床+トイレ)		32											
患者別表示部(4床)		9											
患者別表示部(4床+トイレ)		67											

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		項目交換頻度	官給品	備考
								内容	周期	リスト				
システム集中監視の保守	45	構内情報通信網設備保守	-	設置場所：自衛隊中央病院	電子交換機 保守用コンソールPC 留守番応答装置 料金管理装置 無停電電源装置 液晶ディスプレイ	日立製作所機 CX9000M2	1			HDD交換 HDD交換 HDD交換 HDD交換	随時 随時 随時 随時	○ ○ ○ ○	日立製作所機	

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		交換頻度	備	考
								内容	リスト			
				設置場所：自衛隊中央病院								
					UPS入力盤	入出力 210V 三相3線 50Hz 受電自動切換MCCB、分岐MCCB収納	2	目視点検 動作確認 盤内清掃・増締め MCCB精密点検	1回/年 1回/年 1回/年 1回/8年	制御回路ヒューズ MCCB精密点検 AVR	8年 8年 10年	機日立製作所 H27実施項目
					200kVA UPS	入出力 210V 三相3線 50Hz 出力容量・200kVA (160kW) 連続 システム方式：2台並列冗長システム 主回路素子：IGBT式PWM制御 バイパス：リリフットによる自動 無瞬断切換方式	2	盤内清掃・増締め 制御回路確認 MCCB/CTI精密点検	1回/年 1回/8年 1回/8年	制御回路ヒューズ 主回路ヒューズ MCCB/CTI精密点検 液晶表示器	8年 8年 8年 8年	H27実施項目 H25実施済
	46	交流無停電電源装置保守	B1F		UPS蓄電池盤	制御弁式据置蓄電池(超寿命MSE) MS1-500 (500Ah/10h) ×144枚 停電補償時間10分間、温度25℃ 期待寿命9~12年 条例適合バッテリー収納	2	盤内清掃・増締め 電圧・内部抵抗測定	1回/年 1回/年	蓄電池本体	10年	
					UPS出力盤	入出力 210V 三相3線 50Hz UPS出力並列制御回路、MCCB収納	2	目視点検 制御回路確認 盤内清掃・増締め MCCB精密点検	1回/年 1回/年 1回/年 1回/8年	制御回路ヒューズ MCCB精密点検 AVR	8年 8年 10年	H27実施項目
					UPS出力分岐盤	入出力 210V 三相3線 50Hz 出力分岐MCCB収納 変圧器：200kVA スコト結線 H種乾式 210V/210V-105V 単相3線 低励磁突入仕様	2	目視点検 動作確認 盤内清掃・増締め MCCB精密点検	1回/年 1回/年 1回/年 1回/8年	制御回路ヒューズ MCCB精密点検	8年 8年	H27実施項目



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	交換頻度	自給品	備考
								内容	周期				
					設置場所：自衛隊中央病院								
								《原動機関係》					
								ガスタービン・ボアスコープ点検	1年				
								減速機・年次点検	3年				H26実施項目
								バックゲージ内補機・ターニンクモーター	2年				H26, H28実施項目
								バックゲージ内補機・年次点検	4年				
								バックゲージ内補機・部品整備交換	8年				H27実施項目
								高温部分解点検					
								交換部品					
								《周辺機器関係》					
								ガスタービン盤・年次点検					
								排ガスダンプ・簡易点検					
								ガス圧縮機・安全弁点検					
								冷却水循環ポンプ・年次点検					
								冷却塔・目視点検・清掃	1年				
								ガス漏れ検知器・年次点検					
								始動弁ユニット・簡易点検					
								水噴射装置・総合点検					
								始動弁ユニット・簡易点検					
								ガス安全遮断弁・緊急開放弁					
								緊急遮断弁・駆動部開放整備					
								計装用空気圧縮機・年次点検					
								始動弁ユニット・ダイヤフラム交換					
								軟水器・3年次点検	3年				H26実施項目
								純水製造装置・3年次点検					
								純水加圧ポンプ・電動機・オーバーホール					
								排ガスダンプ・シリンドラ分解点検	4年				
								始動用空気圧縮機・分解整備	2年				H26, H28実施項目
								ガス圧縮機・2年次点検	3年				
								ガス圧縮機・オーバーホール	2年				
								始動用空気圧縮機・2年次点検	8年				H27実施項目
								パワージェクション交換費					
								ガス圧縮機・年次点検：保護装置	3年				H28実施項目
								安全管理審査立会					

非常用自家発電装置の保守

47

自家発電設備保守

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	交換頻度	自給品	備考	
								内	容					
ボイラー保守	48	ボイラー保守	B1F	● ● ●	貫流ボイラー (B-2-1~5)	ガス・油切替型 2,000kg/h	5	安全装置他整備	メンテナンス(音備支給)	随時	随時		三浦工業㈱	
								給水制御系整備	電極保持器					1年
								点火機器系整備	PTM保護板					1年
								制御機器系整備	ゲーシガラス					3年
								送風機系整備	点火ロード(ガス・油)					3年
								燃焼系統整備調整	開閉器(給水ポンプ・ファン・油ポンプ)					3年
								給水制御系統整備調整	紫外線光電管					3年
								送風機系統整備調整	着火碍子					3年
								薬注装置整備調整	点火トランス					3年
								給水ポンプ整備	電磁弁(高濃縮ブロー用)					3年
油ポンプ整備	オイルポンプ													
送風機整備	送風機													
バーナー整備	給水ポンプ	故障時												
エコノマイザ整備	制御基板(CPUボード)													
制御機器整備	制御基板(リレーボード)													
缶体、水管整備	安全弁													
細目メーカー所定の整備を実施	(東京都大気保全課)													
ばいじん測定(大気汚染防止法)	(東京都大気保全課)													
性能検査整備														
設置場所：自衛隊中央病院 第6隊舎														
ボイラー保守	48	ボイラー保守	B1F	●	温水ヒーター	ガス型 1,047kw	2	バーナー等整備		4年			㈱巴商會	
								点火機器系整備						
								温度制御装置整備						
								水位検出器分解整備						
								電磁弁分解清掃						
								圧力スイッチ整備						
								煙道・煙突整備						
								缶体整備						
								燃焼状態確認						
								排ガス測定						
自動制御装置整備														
総合試験														
細目メーカー所定の整備を実施														
設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 汽缶場														
ボイラー保守	48	ボイラー保守	1F	●	貫流ボイラー	ガス式	2	安全装置他整備		1年			㈱日本サトー	
								給水制御系整備						
								点火機器系整備						
								制御機器系整備						
								送風機系整備						
								燃焼系統整備調整						
								給水制御系統整備調整						
								送風機系統整備調整						
								薬注装置整備調整						
								給水ポンプ整備						
油ポンプ整備														
送風機整備														
バーナー整備														
エコノマイザ整備														
制御機器整備														
缶体、水管整備														
細目メーカー所定の整備を実施														
性能検査整備														
設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 汽缶場														

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	自給品	備考	
								内容	周期				
ボイラー保守	48	ボイラー保守	1F	設置場所：衛生学校(第1隊舎)	RC-4F	昭和鉄工(株) SKS-500WDG	1	・定期点検 細部内容は、建築保全 共通仕様書及びメーカー 仕様書による	1/年	ファンユニット		5年	昭和鉄工(株)
										イグナイター		3年	
										イグニッションロッド		2年	
										フレームロッド		2年	
										ボイラーコントロールラー		4年	
										リモートスイッチ		4年	
										適合バルブ(パイロット・メイン)		4年	
										サニスターセンサー		4年	
										異常高温スイッチ		4年	
										感震器		4年	
										風圧スイッチ		3年	
										マイコンコントロールラー		4年	
バフブプレート		7年											
真空スイッチ		4年											
配気窓ガラス・パッキン類		3年											
ファンモーター用電磁開閉器		3年											
ガス圧力計		3年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
熱交換器(右回路)類		7年											
熱交換器(左回路)類		7年											
真空ポンプ		5年											
抽気電磁弁(逆止弁)		3年											
溶解栓		3年											
水位検出電極		5年											
ファンモーター		5年											
イグナイター(高圧リード線付)		3年											
適合カ・トリド(パイロット・メイン)		4年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
マイコンコントロールラー		4年											
バフブプレート		7年											
真空スイッチ		4年											
配気窓ガラス・パッキン類		3年											
ファンモーター用電磁開閉器		3年											
ガス圧力計		3年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
熱交換器(右回路)類		7年											
熱交換器(左回路)類		7年											
真空ポンプ		5年											
抽気電磁弁(逆止弁)		3年											
溶解栓		3年											
水位検出電極		5年											
ファンモーター		5年											
イグナイター(高圧リード線付)		3年											
適合カ・トリド(パイロット・メイン)		4年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
マイコンコントロールラー		4年											
バフブプレート		7年											
真空スイッチ		4年											
配気窓ガラス・パッキン類		3年											
ファンモーター用電磁開閉器		3年											
ガス圧力計		3年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
熱交換器(右回路)類		7年											
熱交換器(左回路)類		7年											
真空ポンプ		5年											
抽気電磁弁(逆止弁)		3年											
溶解栓		3年											
水位検出電極		5年											
ファンモーター		5年											
イグナイター(高圧リード線付)		3年											
適合カ・トリド(パイロット・メイン)		4年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
マイコンコントロールラー		4年											
バフブプレート		7年											
真空スイッチ		4年											
配気窓ガラス・パッキン類		3年											
ファンモーター用電磁開閉器		3年											
ガス圧力計		3年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
熱交換器(右回路)類		7年											
熱交換器(左回路)類		7年											
真空ポンプ		5年											
抽気電磁弁(逆止弁)		3年											
溶解栓		3年											
水位検出電極		5年											
ファンモーター		5年											
イグナイター(高圧リード線付)		3年											
適合カ・トリド(パイロット・メイン)		4年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
マイコンコントロールラー		4年											
バフブプレート		7年											
真空スイッチ		4年											
配気窓ガラス・パッキン類		3年											
ファンモーター用電磁開閉器		3年											
ガス圧力計		3年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
熱交換器(右回路)類		7年											
熱交換器(左回路)類		7年											
真空ポンプ		5年											
抽気電磁弁(逆止弁)		3年											
溶解栓		3年											
水位検出電極		5年											
ファンモーター		5年											
イグナイター(高圧リード線付)		3年											
適合カ・トリド(パイロット・メイン)		4年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
マイコンコントロールラー		4年											
バフブプレート		7年											
真空スイッチ		4年											
配気窓ガラス・パッキン類		3年											
ファンモーター用電磁開閉器		3年											
ガス圧力計		3年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											
熱交換器(右回路)類		7年											
熱交換器(左回路)類		7年											
真空ポンプ		5年											
抽気電磁弁(逆止弁)		3年											
溶解栓		3年											
水位検出電極		5年											
ファンモーター		5年											
イグナイター(高圧リード線付)		3年											
適合カ・トリド(パイロット・メイン)		4年											
イグニッションロッド(接続子付)		2年											
カ・トリド(高圧リード線・接続子付)		2年											



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	自給品	備考
								内容	周期			
ボイラー保守	48	蒸気発生器保守	B1F	●	設置場所：自衛隊中央病院	間接蒸気発生器 2,400kg/h	1	フロートスイッチの点検清掃	1/年	支給品により 同左交換(状況により)	○	株島倉鉄工所
					蒸気発生器 (CS-1)			蒸気発生器 (CS-1)				
ボイラー保守	48	蒸気発生器保守	4F	●	設置場所：自衛隊中央病院	間接蒸気発生器 200kg/h	1	フロートスイッチの点検清掃	1/年	支給品により 同左交換(状況により)	○	株島倉鉄工所
					蒸気発生器 (CS-2)			蒸気発生器 (CS-2)				

※第一種圧力容器については性能検査にともなう洗缶等整備清掃を含む。



大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス	交換頻度	自給品	備考
								内容	周期				
				設置場所：自衛隊中央病院									
				ポンプ (WP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 6,410%/min×330	2	目視点検 (軸受、油量)	日常	オイル交換	随時		機テラルキョクトウ	
				ポンプ (WP-1-2)	片吸込渦巻ポンプ 6,410%/min×280	2	電圧、電圧変動、ネジ緩み	2/年	ベアリング (ポンプ)	3年			
				ポンプ (WP-2-1)	片吸込渦巻ポンプ 6,500%/min×330	1	羽根車の詰まり磨耗	1/年	ベアリング (モーター)	3年			H26～28
				ポンプ (WP-2-2)	片吸込渦巻ポンプ 6,500%/min×280	1	主軸廻り状況	1/年	メカニカルシール	3年			段階的実施
							軸受けの発熱		カップリングゴム	3年			
							クランパッドハットキップ漏れ状態	1/月					
							外観 (異常音、振動)	日常					
							絶縁抵抗 (メガ)	1/年					
				ポンプ (CP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 4,750%/min×140	1	目視点検 (軸受、油量)	1/年					
				ポンプ (CP-1-2)	片吸込渦巻ポンプ 4,750%/min×140	1	電圧、電圧変動、ネジ緩み	1/月	ベアリング (ポンプ)	3年			
				ポンプ (CP-2-1)	片吸込渦巻ポンプ 2,380%/min×180	1	羽根車の詰まり磨耗	1/年	ベアリング (モーター)	3年			H26～28
				ポンプ (CP-2-2)	片吸込渦巻ポンプ 2,380%/min×180	1	主軸廻り状況	1/年	メカニカルシール	3年			段階的実施
				ポンプ (CP-3-1)	片吸込渦巻ポンプ 188%/min×250	1	軸受けの発熱		カップリングゴム	3年			
				ポンプ (CP-3-2)	片吸込渦巻ポンプ 188%/min×250	1	クランパッドハットキップ漏れ状態	1/月					
				ポンプ (CP-4-1)	片吸込渦巻ポンプ 3,570%/min×240	1	外観 (異常音、振動)	日常					
				ポンプ (CP-4-2)	片吸込渦巻ポンプ 3,570%/min×240	1	絶縁抵抗 (メガ)	1/年					
				ポンプ (CP-4-3)	片吸込渦巻ポンプ 3,570%/min×240	1							
				ポンプ (CP-4-4)	片吸込渦巻ポンプ 3,570%/min×240	1							
				ポンプ (CP-4-5)	片吸込渦巻ポンプ 380%/min×240	1							
				ポンプ (HP-1-1)	片吸込渦巻ポンプ 3,390%/min×120	1							
				ポンプ (HP-1-2)	片吸込渦巻ポンプ 3,390%/min×120	1							
				ポンプ (HP-1-3)	片吸込渦巻ポンプ 1,140%/min×120	1							
				ポンプ (HP-1-4)	片吸込渦巻ポンプ 1,140%/min×120	1							
				ポンプ (HP-2-1)	片吸込渦巻ポンプ 1,820%/min×270	1							
				ポンプ (HP-2-2)	片吸込渦巻ポンプ 1,820%/min×270	1							
				ポンプ (HP-2-3)	片吸込渦巻ポンプ 1,820%/min×270	1							
				ポンプ (HP-2-4)	片吸込渦巻ポンプ 1,820%/min×270	1							
				ポンプ (HP-2-5)	片吸込渦巻ポンプ 1,820%/min×270	1							
				ポンプ (P-1)	ライオンポンプ 3000%/min×100kpa	2	目視点検 (軸受、油量)	日常	ベアリング (モーター)	3年			H26～28
				(CGS補給水)			電圧、電圧変動、ネジ緩み	2/年	メカニカルシール	3年			段階的実施
							羽根車の詰まり磨耗						
							主軸廻り状況	1/年					
							軸受けの発熱						
							メカニカルシール漏れ状態	1/月					
							外観 (異常音、振動)	日常					
							絶縁抵抗 (メガ)	1/年					

ポンプ設備保守

49

ボイラー保守





大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	官給品	備考	
								内容	周期				
給水設備の消毒	51	厨房除害設備点検保守	B2F	設置場所：自衛隊中央病院	ばっ気プロロー 調整プロロー 調整ポンプ 放流ポンプ 生物脱臭装置 フローストスイッチ	80A×3.37m <sup>3</sup> /min×20kpa×3.7kw 40A×0.92m <sup>3</sup> /min×20kpa×1.5kw 40A×0.1m <sup>3</sup> /min×3.43m×0.25kw 80A×0.3m <sup>3</sup> /min×19.6m×2.2kw ホエ260kg処理ガス量8.6m <sup>3</sup> /min 本体AAS樹脂製	2 1 2 2 1 8	作動確認・清掃・絶縁測定・各種部品交換 臭気測定 作動確認・清掃・絶縁測定	48/年	ベルト・オイル	随時 1回/年 6年 5年 5年 1回/2年 1回/2年 6年 4年 4年		日光プラント工業株 使用頻度による 毎年実施 H26実施項目 H26、28実施項目 H27実施項目 H28実施項目
										汚泥貯留槽引抜実施			
										調整ポンプ交換			
										調整ポンプフローストスイッチ交換			
										放流ポンプフローストスイッチ交換			
										調整槽清掃			
										脱臭材ボア交換			
										放流ポンプ交換			
										調整槽ボア交換			
										脱臭ボア交換			

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	自給品	備考
								内容	周期			
給水設備の消毒	52	貯水槽清掃	-	●	設置場所：自衛隊中央病院 高架水槽(上水系統)	46m <sup>3</sup>	1	清掃	1/年			
					高架水槽(中水系統)	11m <sup>3</sup>	1					
					高架水槽(感染系統)	1m <sup>3</sup>	1					
					高架水槽(給配管系統)	18m <sup>3</sup>	1					
					中水受水槽	169.6m <sup>3</sup>	1					
					原水槽(非常用系統)	670m <sup>3</sup>	1					
					受水槽	440m <sup>3</sup>	1					
					設置場所：第6隊舎							
					高架水槽	30m <sup>3</sup>	1					
					受水槽	70m <sup>3</sup>	1					
					設置場所：研修医官隊舎							
					高架水槽	1m <sup>3</sup>	1					
					受水槽	4m <sup>3</sup>	1					
					設置場所：その他							
					食厨房高架水槽	6m <sup>3</sup> (2槽式)	1					
食厨房貯水槽	36m <sup>3</sup> (2槽式)	1										
第1隊舎貯水槽	9m <sup>3</sup>	1										
第2隊舎貯水槽	9m <sup>3</sup>	1										
第4,5隊舎貯水槽	20m <sup>3</sup>	1										

上水系統については、清掃後の水質検査を実施する。  
色度・濁度・臭気・味・残留塩素含有率

大項目	管理番号	中項目	階数	設置場所	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目	交換頻度	官給品	備考
								内容	周期				
給水設備の消毒	53	井水ろ過設備保守点検	B2F	施設点検 設置場所：自衛隊中央病院	原水ポンプ		2	作動確認	12回/年	原水ポンプ整備	7年		H26実施項目
					攪拌ローラー		1	作動確認		次亜塩素酸注入ポンプ整備	3年		H27実施項目
					逆洗ポンプ		1	作動確認		攪拌ローラー整備	3年		H28実施項目
					下水道放流ポンプ		2	作動確認					
					移送ポンプ		2	作動確認					
					次亜塩素酸注入ポンプ		2	作動確認					
					活性炭吸着塔5方弁		2	作動確認					
					原水貯留槽			水質確認・レベルスイッチ点検					
					排水槽			水質確認・レベルスイッチ点検					
					逆洗水槽			水質確認・レベルスイッチ点検					
薬液タンク			作動確認・薬液補充					次亜塩素酸ソーダ		○			

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内 容	周 期	リ ス ト	交換頻度		
水質検査料	54	飲料水水質検査	10F	●	設置場所：自衛隊中央病院								
					高架水槽(上水系統)	46m <sup>3</sup>	水質検査	1	50項目				
					高架水槽(中水系統)	11m <sup>3</sup>	水質検査	1	9項目				
				●	原水槽(非常用系統)	670m <sup>3</sup>	水質検査	1	9項目				

上水 50項目2回/年 9項目10回/年

上水(非常用)過装置 50項目 1回/年

原水 9項目12回/年

中水 9項目12回/年

本仕様書に記載されている設備・機器については、記載の年度に対して実施する。但し、設備・機器の状況に於いて実施年度に変更がある場合は別途協議する。  
メンテナンス(整備)項目については、記載の年度に対して実施する。但し、設備・機器の状況に於いて実施年度に変更がある場合は別途協議する。



大項目	管理番号	中項目	階数	法定 点検	機 器 名 称	仕 様 ・ 内 容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		項目 交換 頻度	官給品	備 考			
								内 容	周 期	リ ス ト							
尿 汲 取 り 料	56	グリストラップ定期整備	B1, B2	設置場所：自衛隊中央病院 本館	B1階厨房グリストラップ	250L	3	清掃									
						200L	1	清掃									
						80L	1	清掃									
						35L	2	清掃					1/年				
						B1階厨芥処理グリストラップ	500L	1	清掃								
						2階厨房グリストラップ	62L	1	清掃								
	B2階駐車場ガソリントラップ	300L	1	清掃													

※ 清掃実施に伴い、槽内の汚泥及び清掃の際に発生した汚水も併せて処分すること。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)		官給品	備考
								内 容	周 期	リ ス ト	項目 交換 頻度		
ばい 外煙 委託 託定 の部	57	煤煙測定(発電機)	PHF	●	設置場所：自衛隊中央病院 コ・シエネレーション設備(2機) Nox等：年2回 煤塵：年2回	1							
		煤煙測定(冷温水発生機)	1F		設置場所：技術研究本部 冷暖房機械室 冷温水発生機(1機設置) Nox等：年2回 煤塵：年2回								
		煤煙測定(ボイラー)	1F		設置場所：陸上自衛隊 衛生学校 貫流ボイラー(2機設置) Nox等：各機年2回 煤塵：各機年2回								
		煤煙測定(温水ボイラー)	B1F		設置場所：第6隊舎地下1階 温水ボイラー(2機設置) Nox等：各機年2回 煤塵：各機年2回								

※なお、中央病院に設置されている『貫流ボイラー』のばい煙測定については、『管理番号48 ボイラー保守』内の項目を参照し、実施すること。





1 件 名 厨房器材点検保守

2 業務場所 東京都世田谷区1-2-24 防衛省 三宿地区 自衛隊中央病院厨房内

3 総 則

3.1 適用範囲

本仕様書は、自衛隊中央病院地下1階厨房内に設置されている厨房器材点検保守（以下「本役務」という。本役務を請負契約した業者を以下「請負業者」という。）について規定する。

3.2 法令等

請負業者は本役務に係わる各種法令等を遵守し、業務を実施すること。

4 役務に関する要求

4.1 概要

本役務は「大型浄水器×2台」「軟水機×5台」「真空冷却機」「オゾン水製水機×3台」「空気除菌脱臭装置×3台」「電磁調理器、2連×3台」「食缶洗浄機」「長靴殺菌庫」（以下「厨房器材他」という。）の定期検及び指定部品の交換、薬剤やフィルター類等の消耗品の交換、補充を実施すること。

4.2 役務の内容

4.2.1

本役務作業要領は、以下に示す厨房器材他の取扱説明書手順に示された作業行程で実施すること。

なお、請負業者は業務実施にあたり、事前に設置されている厨房器材の取扱説明書を取り寄せし、メーカー所定の整備を実施すること。また本役務に含まれない修理交換部品等がある場合（その修理交換役務が本役務に必要不可欠の時は）は請負業者自ら、製造販売業者、及び官側と調整し（見積、再度出張費等は本役務に含まれるものとする）官側の指示のもと再度、本役務を実施する。

4.2.2

厨房器材他の本役務詳細

4.2.2.1 大型浄水器

大型浄水器は別紙に示すとおりとする。

4.2.2.2 軟水器

軟水器は別紙に示すとおりとする。

4.2.2.3 真空冷却機

真空冷却機は別紙に示すとおりとする。

4.2.2.4 オゾン水製水機

オゾン水製水機は別紙に示すとおりとする。

4.2.2.5 空気除菌脱臭装置

空気除菌脱臭装置は別紙に示すとおりとする。

4.2.2.6 電磁調理器、2連

電磁調理器、2連は別紙に示すとおりとする。

#### 4. 2. 2. 7 食缶洗淨機

食缶洗淨機は別紙に示すとおりとする。

#### 4. 3 性能・機能点検及び本役務実施作業員要件

取扱説明書に示された性能及び機能を完全に満たすこと。また本役務実施作業員は日本国籍を有する者に限る。

### 5 検査

4. 2項について監督官または検査官立会い及び点検報告書により実施する。

### 6 品質保証等

定期保守点検検査合格後、交換部品消耗品等については原則半年間を責任保証期間とし（交換部品消耗品等に製造販売業者の保証期間がある物はその期間とする、また「フィルター等」使用頻度等により、原則半年間の責任保証期間を満たせないものは除く）作業材料及び本役務実施上の不備による本品、その他の箇所又はその他の物件等に損傷を与えた場合については、速やかに現状に復するものとする。

### 7 役務実施時期

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間とする。

### 8 その他指示

9. 1 本役務に必要な資材または点検器材は請負業者が準備する。
9. 2 請負業者は事前に官側と日程等調整し作業日程表1部を提出する。
9. 3 請負業者は事前に点検報告書を2部作成し官側に提出する。
9. 4 請負業者は、本役務検査合格後、又は官側が定めた期日ごと「役務完了届」を提出する。
9. 5 請負業者は本役務実施中、安全及び火災予防について万全を期すものとする。
9. 6 請負業者は本役務による発生材については、（官側が指示するもの以外）請負業者の責任において適法に廃棄処分等実施する。
9. 7 請負業者は本役務を実施するに当たり、交換部品消耗品等は製造販売業者の純正または推奨された物品を使用すること。
9. 8 請負業者は本役務作業終了ごと、本役務作業周辺の清掃を実施し原状回復すること。

### 9 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議する。

厨房機器一覧表

器材名称 (規格等)	台数	役務内容	交換部品・消耗品等			備考
			リスト	個数	時期	
大型浄水器 (PF-50)	2	1 ろ剤交換 2 保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	株式会社 メイスイ
軟水器 (MS-10)	2	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	
軟水器 (SSH-03B)	3	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	株式会社 ホンザキ
真空冷却機 (CMJ-40QE)	1	1 イオン交換樹脂再生塩の 補充 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	イオン交換樹脂再生 塩(18kg)	1	毎年	株式会社 三浦プロテック
			ドアパッキン	1		
			测温抵抗体	1		
			フィルタ	1	26 年度	
			電極保持器	2		
			圧力計	1		
			安全弁	1	27 年度	
			電磁弁	1		
			圧力スイッチ	2		
			開閉器 200V 2.8-4.2A	1		
			開閉器 200V.95-1.45A	1		
			逆止弁	1		
			真空計	1		
			真空破壊弁	1		
接触器	1					
電磁弁	3					
ホールタップ	1					

オゾン水製水機 (SAT-030GW140)	3	1 ヲゾナ付ユニットの清掃等 平成23年度に実施 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	トレンセパレーターフィルター	1	毎年	三協エアテック 株式会社
			ルーバーフィルター	2		
			コンプレッサーフィルター	1		
			オゾン分解触媒	1	26 年度	
			酸素PSA用吸着剤	1		
			ピストリングセット	1	27 年度	
			メンキット	1		
			コンプレッサー	1	26 年度	
			オゾン用逆止弁	1		
			オゾナ付ユニット冷却ファン	1	27 年度	
排気ファン	2					
酸素PSA用逆止弁	2					

空気除菌脱臭装置 (SAT-012GL120)	3	1 本体・制御板の清掃等 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等点検は (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施)	UVランプ	1	26,28 年度
			オゾンランプ	1	26 年度

器 材 名 称 (規 格 等)	台 数	役 務 内 容	交 換 部 品 ・ 消 耗 品 等			備 考
			リ ス ト	個	時 期	
		3 保守点検は毎年実施			26 年度	
電磁調理器、2連 (TIS-96-55T)	3	1 サーミスター組立等 2 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	サーミスター	2	26 年度	(株) コメット カトウ
			フィルター	2		
			プリント基板	2	27 年度	
			ヒューズ	6		
			トランジスタ	2		
			コンデンサー	2		
			トッププレート	2		
食缶洗浄機 (UXTH-AB)	1	1 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗 品等の時期に実施) 2 保守点検は毎年実施	洗浄ポンプシールキット	2	27 年度	(株) ホバー ト・ジャパン
			給湯電磁弁	1		
			ドレーンホース	1		
			水位検知プレッシャースイッチ	1		
			タンクヒーター	1		
			ドレーンポンプ	1		
			リンスポンプ	2		
			モーター用コンデンサー	3		
			ドアスプリング	2		
			ドアリッドスイッチ	1		
			スチーム電磁弁	1		
			キーボード	1		
			温度センサー	1		
			ノズルサービスキット	4	26 年度	
			エアークップ	1		
			エアークャップ	1		
			洗浄ポンプ	2	28 年度	
			過昇サーモ	1		
			ドアマグネット	1		
			スチームトラップ	1		
			洗浄ノズル	4		
			オベーションユニット	1		
			ケーブル	1		

厨房機器一覧表

器 材 名 称 (規 格 等)	台 数	役 務 内 容	交 換 部 品 ・ 消 耗 品 等			備 考
			リ ス ト	個 数	時 期	
大型浄水器 (PF-50)	2	1 ろ剤交換 2 保守点検は毎年実施	ろ剤	1	毎年	(株)メイスイ
軟水器 (MS-10)	2	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	
軟水器 (SSH-03B)	3	1 ろ剤交換 2 塩化ナトリウム補充 3 保守点検は毎年実施	ろ剤 塩化ナトリウム (30kg)	1 1	毎年	
真空冷却機 (CMJ-40QE)	1	1 イオン交換樹脂再生塩の 補充 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消 耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	イオン交換樹脂再生 塩(18kg)	1	毎年	(株)三浦プロテック
			ドアパッキン	1		
			测温抵抗体	1		
			フィルタ	1		
			電極保持器	2	26 年度	
			圧力計	1		
			安全弁	1	27 年度	
			電磁弁	1		
			圧力スイッチ	2		
			開閉器200V 2.8・4.2A	1		
			開閉器200V.95-1.45A	1		
			逆止弁	1		
			真空計	1		
			真空破壊弁	1		
接触器	1					
電磁弁	3					
ホールタップ	1					
オゾン製水機 (SAT-030GW140)	3	1 オゾナイザーユニットの清掃等 平成26年度に実施 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消 耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	ドレンセパレーターフィルター	1	毎年	三協エアテック(株)
			ルーバーフィルター	2		
			コンプレッサーフィルター	1		
			オゾン分解触媒	1	26 年度	
			酸素PSA用吸着剤	1		
			ヒストリングセット	1	27 年度	
			メンケット	1		
			コンプレッサー	1		
			オゾン用逆止弁(26、28年度)	1	26年度	
			オゾナイザーユニット冷却ファン	1		
排気ファン	2					
酸素PSA用逆止弁	2	27 年度				
空気除菌脱臭装置 (SAT-012GL120)	3	1 本体・制御盤の清掃等 (オーバーホール) 2 指定部品の交換等 (右側に示す交換部品・消 耗 品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	UVランプ	1	26,28 年度	
			オゾンランプ	1	26 年度	

管理番号：58 別紙1-1

厨房機器一覧表

器材名称 (規格等)	台数	役務内容	交換部品・消耗品等			備考
			リスト	個数	時期	
電磁調理器、2連 (TIS-96-55T)	3	1 サーミスター組立等 2 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施) 3 保守点検は毎年実施	サーミスター	2	26年度	(株)コメットカトウ
			フィルター	2		
			プリント基板	2	27年度	
			ヒューズ	6		
			トランジスタ	2		
			コンデンサー	2		
			トッププレート	2		
食缶洗浄機 (UXTH-AB)	1	1 指定部品の交換 (右側に示す交換部品・消耗品等の時期に実施) 2 保守点検は毎年実施	洗浄ポンプシールキット	2	27年度	(株)ホバート・ジャパン
			給湯電磁弁	1		
			ドレンホース	1		
			水位検知プレッシャースイッチ	1		
			タンクヒーター	1		
			ドレンポンプ	1		
			リンスポンプ	2		
			モーター用コンデンサー	3		
			トアスプリング	2		
			トアリートスイッチ	1		
			スチーム電磁弁	1		
			キーボード	1		
			温度センサー	1		
			ノズルサービスキット	4	26年度	
			エアークラップ	1		
			エアークラップ	1		
			洗浄ポンプ	2	28年度	
			過昇サーモ	1		
			トアマグネット	1		
			スチームトラップ	1		
			洗浄ノズル	4		
			オーバーレションユニット	1		
			ケーブル	1		

管理番号：58 別紙1-2

1 件 名 配電設備の定期点検作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総 則

(1) 適用範囲

本仕様書は、技術研究本部庁舎等に設置されている配電設備の定期点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

(2) 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書の一部をなすものであり、入札書・見積書提出時における最新版とする。

(ア) 法令等

- ・ 電気事業法第42条
- ・ 東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号

4 役務に関する要求

(1) 概要

本作業は、3(1)及び(2)の規定に基づき、受変電設備(6.6KV)及び動力設備(200V/100V)の定期点検を実施し、電気設備の安全管理を図るものである。

(2) 役務の内容

受変電設備及び動力設備の定期点検を行うものとし、細部は別紙1によるものとする。  
なお、3(2)(ア)に規定されている定期点検の内容及び試験を実施するものとする。

5 検査

4(2)項について、検査官立会い及び点検報告書により実施する。

6 役務対象設備及び数量

役務の対象となる設備は、別紙2に示すとおりとする。

7 役務実施時期

役務実施期間中の毎年3月中の官側担当者の指定する日時に行うものとする。

8 その他の指示

- (1) 本作業に必要な資材は、請負業者において準備するものとする。
- (2) 請負業者は、契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、作業日程等の細部の調整を事前に行うものとする。
- (3) 請負業者は検査実施前までに点検報告書2部を官に提出するものとする。
- (4) 請負業者は、作業実施中の安全及び火災予防について万全を期すものとする。

- (5) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において廃棄処分するものとする。
- (6) 本作業を実施するに当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (7) 請負業者は、本作業終了後、周辺の整理及び清掃を実施するものとする。

## 9 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

定期点検整備基準

項目	規格等	点検整備内容	備考
断路器		外観目視点検 本体の点検及び清掃 荒れ具合確認 操作機構部の点検 絶縁抵抗の測定	
遮断器	V C B	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
開閉器	L B S L O S F O S P A S P O S P F P C	本体の点検及び清掃 一般機構部の点検及び清掃 変形、ゆるみ、腐食点検 操作機構部の点検 極柱の点検 引出装置の点検 絶縁抵抗の測定	
配電用変圧器	6. 6 K V	本体の点検及び清掃 主回路端子締付部の点検漏油の有無 絶縁抵抗の測定 絶縁油試験	
保護継電器		現整タップレバーによる特性試験 保護連動試験、リレー接点による遮断 トリップ及び故障表示の確認	
配電盤		盤内外の外観目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
進相コンデンサー		盤内外の外観目視点検及び清掃 コンデンサーケースの膨張の有無 変色、変形、ゆるみ 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
母線線路		目視点検及び清掃 接続ボルト類の締付、変形、亀裂 絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
分電盤	200V 200V/100V	目視点検及び清掃 接続部の締付、変形、亀裂 各分岐回路絶縁抵抗の測定 接地抵抗の測定	
接地端子盤		接地抵抗の測定	

## 対象設備・主要機器の概要及び数量

受変電設備（細部は付紙1～4による）			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤（QB型）	6面	
2	低圧版（QB型）	14面	
3	変圧器	15台	
4	電力コンデンサー（SC）	4台	
5	リアクトル	3台	
6	過電流継電器	5台	
7	地絡継電器	3台	
8	VCB（真空遮断器）	4台	
9	DS（断路器）	3台	
10	LBS（開閉器）	19台	
11	VC（コンデンサー）	1台	
12	接地端子盤	1台	

※ OGR試験（地絡試験、過電流蓄積試験）を実施すること

動力設備（細部は付紙5による）			
番号	機器名等	数量	備考
1	低圧分電盤	1式	

## 庁舎本館1階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧受電盤 (QB型)	1面	
2	高圧饋電盤 (QB型)	1面	
3	高圧コンデンサー (QB型)	1面	
4	低圧盤 (QB型)	2面	
	低圧盤 (QB型)	3面	
5	変圧器	5台	3φ4W 300KVA×1 3φ3W 300KVA×1 3φ4W 150KVA×1 1φ3W 200KVA×1 1φ3W 200KVA×1 絶縁油試験は該当しない。
6	電力コンデンサー (SC)	2台	3φ 200Kvar×1 3φ 150Kvar×1
7	リアクトル	2台	29.9Kvar×1 22.4Kvar×1
8	過電流継電器	2台	
9	地絡継電器	3台	1台は引込口に設置
10	低圧分電盤	1式	
11	V C B (真空遮断器)	2台	
12	D S (断路器)	1台	
13	L B S (開閉器)	8台	
14	接地端子盤	1台	

※ 二次変電設備 (新中央病院変電所より受電)

## 光・電子実験棟1階変電室 配電設備

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤 (QB型)	1面	
2	高圧コンデンサー盤 (QB型)	1面	
3	低圧盤 (QB型)	4面	
4	変圧器	5台	3φ3W 300KVA×2 3φ3W 100KVA×1 1φ3W 200KVA×2 絶縁油試験は該当しない。
5	電力コンデンサー (SC)	1台	3φ3W 100Kvar×1
6	過電流継電器	2台	
7	低圧分電盤	1式	
8	VCB (真空遮断器)	1台	
9	DS (断路器)	1台	
10	LBS (開閉器)	5台	
11	VC (コンデンサー)	1台	

※ 二次変電設備 (新中央病院変電所より受電)

## 電波暗室外キュービクル（6連） 配電説に

配電設備詳細			
番号	機器名等	数量	備考
1	高圧盤（QB型）	1面	
2	低圧盤（QB型）	5面	
3	変圧器	5台	3φ3W 150KVA×1 3φ3W 75KVA×1 3φ4W 50KVA×1 1φ 50KVA×1 1φ 20KVA×1 絶縁油試験を実施する。
4	電力コンデンサー（SC）	1台	3φ 50Kvar×1
5	リアクトル	1台	
6	過電流継電器	1台	
7	低圧分電盤	1式	
8	VCB（真空遮断器）	1台	
9	DS（断路器）	1台	
10	LBS（開閉器）	6台	

※ 二次変電設備（三宿駐屯地新受電所より受電）

イ オイルサーピスタック

件名 地下燃料タンク等点検役務

- 1 適用範囲  
本仕様書は、「地下燃料タンク等点検役務」について必要事項を規定する。
- 2 実施場所  
東京都世田谷区地尻1-2-24 防衛省 三宿地区
- 3 実施概要  
本役務は、「危険物の規制に関する政令・同規則」等、関係法規に基づき、地下貯蔵燃料タンク及び地下埋設配管等の定期検査を実施するものである。
- 4 一般事項  
本役務は本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「平成25年版建築保全業務共通仕様書」による。
- 5 実施内容  
(1) 地下貯蔵燃料タンクの種類  
ア 地下式オイルタンク（灯油80KL）  
イ オイルサーピスタック（灯油496L）  
(2) 点検実施内容  
「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」で定められている方法により、地下貯蔵燃料タンク及び地下埋設配管（地下タンクからオイルサーピスタックまで）の、漏れの点検を実施する。（測定方法：微加圧法）

点検項目	点検内容
1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール	1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール 1. 基礎 a. 上部スラブ b. マンホール 2. 本体 3. 配管 4. 通気口 5. 標識・掲示板

6 特記事項

- (1) 点検は、危険物取扱者及び点検の方法に関する知識及び技能を持った資格者が実施する。
- (2) 点検によりタンク等の不具合事項を発見した場合は、直ちにその内容を監督官側に報告するとともに、監督官の指示に従うこと。
- (3) 点検方法により関係官公署等への届出手続等が必要な場合は、遅滞なく行う。
- (4) 点検日は、監督官と調整し実施すること。
- 7 提出書類等
  - (1) 危険物取扱者免状等の写真
  - (2) 作業員名簿
  - (3) 地下タンク等定期点検実施結果報告書
  - (4) 写真及び原簿  
（役務に関わる一連の作業内容が明確なものと及び監督官側が指示する箇所）

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	① 基礎及び防油堤のき裂及び損傷の有無を点検する。 ② 架台の曲がり、さび、損傷等の有無を点検する。 ③ 基礎ボルト、取付ボルト、固定金具等の緩み、損傷等の有無を点検する。 ④ 配管が正しく取り付けられ、配管の荷重が接合部又は本体にかからないよう平均に負担していることを確認する。 ① 損傷、腐食等の有無を点検する。 ② 漏れの有無を点検する。
2. 外観の状況	
3. 管・弁	
a. 管	① 漏れ、損傷、腐食等の有無を点検する。 ② 緩衝装置の取付及び機能の良否を点検する。
b. 弁	① 作動の良否、損傷等の有無を点検する。
4. 計器	① 汚れ及び損傷の有無を点検する。 ② 正常値を示していることを確認する。
5. 液面制御装置 【フロートスイッチ】	③ 固定の良否を点検する。 ① フロート浸水、損傷等の有無を点検する。 ② フロートの上下によりポンプ及び警報の電源が入・切りし、その位置が許容範囲内であることを確認する。
6. 警報装置 電極スイッチ	① 電極棒の異物付着の有無及び浸食の状態を点検する。 ② 作動の良否を点検する。
7. 通気口	取付けの良否を点検する。
8. はしご・点検扉	取付けの良否及びさび、腐食等の有無を点検する。
9. 標識・掲示板	汚れの有無を点検し、表示が明瞭であることを確認する。

役務名	地下燃料タンク等点検役務	図面番号	
種別	仕様書	縮尺	—



1 件 名 冷却水用薬品注入装置保守点検整備等作業

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区 技術研究本部

3 総則

3.1 適用範囲

本仕様書は技術研究本部電子装備研究所の冷暖房機械室に設置されている冷却水用薬品注入装置の保守点検整備等作業（以下「本作業」という。）について規定する。

4 役務に関する要求

4.1 概要

本作業は、冷却水用薬品注入装置の冷房運転前、冷房期間中及び冷房運転終了時の保守、点検及び整備等を実施するものである。

4.2 役務の内容

4.2.1 冷房運転前の保守点検整備等

4.2.1.1 薬液タンク

(1) 外観点検

液漏れ、破損等状況点検

4.2.1.2 薬注ポンプ

(1) 外観点検

液漏れ、破損等状況点検

(2) 作動確認

手動運転・ON/OFFタイマーの設定確認

(3) エア抜き

エア抜き及び薬品の送液を確認

(4) 吐出量確認、調整

時間当たりの吐出量確認、調整

4.2.1.3 自動ブロー装置

(1) 電動ボール弁

開閉確認

(2) 電極センサ

(a) 電極部清掃

(b) 設置位置確認

(c) 作動幅確認

(3) 補正及び調整

簡易測定結果より必要に応じて調整

4.2.1.4 その他

(1) 薬液補充

薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充

- (2) 補給水量確認  
対補給水薬品濃度を確認
- (3) 水質分析調査  
補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析
- 4. 2. 2 冷房運転中の保守点検整備等
  - 4. 2. 2. 1 薬液タンク
    - (1) 外観点検  
液漏れ、破損等状況点検
  - 4. 2. 2. 2 薬注ポンプ
    - (1) 外観点検  
液漏れ、破損等状況点検
    - (2) 作動確認  
ON/OFFタイマーの設定を確認
    - (3) 吐出量確認、調整  
時間当たりの吐出量確認・調整
    - (4) エア抜き  
エア抜き及び薬品の送液を確認
    - (5) ブレードホース  
液漏れ、破損等状況点検
  - 4. 2. 2. 3 自動ブロー装置
    - (1) 電動ボール弁  
開閉確認
    - (2) 電極センサ
      - (a) 電極部清掃
      - (b) 設置位置確認
      - (c) 作動幅確認
    - (3) 補正及び調整  
簡易測定結果より必要に応じて調整
  - 4. 2. 2. 4 その他
    - (1) 薬液補充  
薬品タンクを確認し、必要量の薬品を補充
    - (2) 補給水量確認  
対補給水薬品濃度を確認
    - (3) 水質分析調査  
補給水・冷却水をサンプリング調査し、分析
    - (4) レジオネラ属菌分析調査  
冷却水をサンプリング調査し、分析
- 4. 2. 3 冷房運転終了後の保守点検整備等
  - 4. 2. 3. 1 薬液タンク
    - (1) 外観点検  
液漏れ、破損等状況点検

- 4. 2. 3. 2 薬注ポンプ
  - (1) 外観点検  
液漏れ、破損等状況点検
- 4. 2. 3. 3 自動ブロー装置
  - (1) 電極センサ  
電極部清掃
- 4. 2. 3. 4 その他
  - (1) 操作盤  
薬液装置・ブロー装置の主電源OFF
  - (2) 補給水量確認  
対補給水薬品濃度を確認
- 4. 2. 4 保守点検整備等作業報告
  - 4. 2. 4. 1 メンテナンス報告書  
冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備等作業終了後、メンテナンス報告書を作成するものとする。
  - 4. 2. 4. 2 水質分析結果報告書  
循環水1系統、補給水1系統について水質分析を行い、冷房運転前、冷房運転中及び冷房運転終了時の計4回の保守点検整備等作業終了後、水質分析結果報告書を作成するものとする。
  - 4. 2. 4. 3 レジオネラ属菌試験成績書  
冷却水についてレジオネラ属菌分析を行い、冷房運転中（7月～8月）の毎月1回の計2回、レジオネラ属菌分析試験 成績書を作成するものとする。
- 4. 2. 5 保守点検整備等実施時期  
保守点検整備等実施時期については原則として毎月月末とし、冷房運転前（6月）に1回、冷房運転中（7月～8月）2回、冷房運転終了時（9月）に1回の計4回実施するものとする。  
なお、実施時期について変更する場合は官と調整を行うものとする。

## 5 検査

- 2. 2項について、提出書類により検査を実施する。

## 6 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部 冷暖房機械室

## 7 その他の指示

- 7. 1 契約相手方は契約後速やかに作業日程表1部を官に提出し、日程等の調整を行うものとする。
- 7. 2 本作業に必要な資材・機材及び薬液以外の消耗品は、契約相手方において準備するものとする。  
ただし、薬品タンクに補充する薬品については官で準備するものとする。

7. 3 契約相手方は、2. 2. 4で作成したメンテナンス報告書、水質分析結果報告書及びレジオネラ属菌試験成績書をそれぞれ1部ずつ、作成後速やかに官に提出するものとする。
7. 4 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分をするものとする。
7. 5 本作業の実施に当たり、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、予め養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合、速やかに原状に復するものとする。
7. 6 本作業を実施するに当たり、契約相手方は本仕様書に規定する範囲内において、官の保有する施設及び物品等を使用する必要がある場合、予め官と別途協議の上、無償で支援を受けることができるものとする。

## 8 その他

本仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

1 件 名 電気工作物保安管理業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、特高受電所から供給されている技術研究本部電子装備研究所内の各施設の電気工作物保安管理業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

(ア) 電気事業法（昭和39年法律第170号）

(イ) 陸自東部方面隊電気施設保安規定 東部方面隊達第103-1号

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、庁舎本館及び光・電子実験棟、並びに電波暗室の電気工作物の保安管理業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

電気工作物の点検

(ア) 保安規程に基づく通常点検（毎月1回、合計12回）を行う。

(イ) 保安規程に基づく定期点検、または精密点検（年1回）に保安監督として立ち会いを行う。

(ウ) 通常点検の実施内容については、関連法規及び保安規定によるほか、別途官と契約する電気工作物の保安業務に関する契約書のとおりとする。

(エ) 上記役務は、電気主任技術者の資格を有する者が実施するものとする。

5 検査

4(2)項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部（付図参照）

7 役務対象施設

本役務の対象となる施設は、別紙1～3に示すとおりとする。

8 役務実施期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日とする。

9 その他の指示

(1) 本役務に必要な資材、機材及び消耗品は、契約相手方において準備するものとする。

(2) 契約相手方は、本役務を実施するに当たり、官の保有する施設・設備等を使用する必要がある。

る場合、予め官と協議の上、無償で支援を受けることができる。

- (3) 契約相手方は、通常点検の実施日については、事前に官と協議の上、日程の調整を行うものとする。
- (4) 契約相手方は、毎月の通常点検終了後、自家用電気工作物点検月報を施設ごとに1部官に提出するものとする。また、定期点検、若しくは精密点検終了後、点検実施結果に基づく監督者所見を1部官に提出するものとする。
- (5) 本役務によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。
- (6) 本作業を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、契約相手方の責任において速やかに原状に復するものとする。

#### 10 その他

この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

1 件 名 警備・案内業務委託

2 業務場所 東京都世田谷区池尻1-2-24 防衛省 三宿地区内 技術研究本部

3 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、警備・案内業務委託（以下「本役務」という。）について規定する。

(2) 関連文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

(ア) 警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）

(イ) 三宿地区における駐屯地業務等に関する訓令（昭和30年12月27防衛省訓令第79号）

4 役務に関する要求

(1) 概要

本役務は、技術研究本部電子装備研究所が管理する施設において、外来者の受付・案内、施設の警備、構内の警備及び出入り者の監視等を行うとともに、構内における規律の維持、火災予防及び災害防止に当たる業務を委託するものである。

(2) 役務の内容

請負業者は、『3 総則』に記載されている事項及び文書等を遵守するとともに官と連携し、次の業務を行うものとする。

なお、細部については、従事基準（別紙第1）によるものとする。

(ア) 受付・案内等

- ・外来者・面会者の受付・案内
- ・外来車両の誘導、指示及び関係部署への連絡調整
- ・郵便物、宅配便及びメール便業者への対応
- ・電話対応

(イ) 警備等

- ・建物内及び建物外周の警備
- ・消火器、消火栓、防火扉、排煙設備、火災報知器等の目視点検
- ・建物、事務室及び窓等の施錠確認
- ・施設の破損等不良箇所の発見・報告

(ウ) 鍵の授受

- ・鍵の保管・管理
- ・鍵の授受及び鍵授受簿の管理

(エ) その他

- ・緊急事態発生の際には、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに官に通報するものと

する。

- ・官側より貸与される室については常に整理整頓し、清潔に保つとともに業務効率化に努めるものとする。
- ・外来者に対し、礼儀正しく、明朗、かつ丁寧に応接するものとする。
- ・08：30に当直勤務者から業務（申し送り事項）の引継ぎを受け、17：15に当直勤務者に業務を引き継ぐものとする。
- ・従事者記録及び業務日誌に必要事項を記入し、官に提出するものとする。

(3) 従事者の資格

- (ア) 実務経験を有する者又はこれに準ずる者
- (イ) 心身ともに健全で、業務遂行に支障をきたさない者

(4) 役務実施期間及び従事時間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、土日祝祭日及び年末12月29日～年始1月3日までを除く。従事時間は、08：30から17：30までの間とする。

5 検 査

4. 2項について、提出書類により実施する。

6 役務実施場所等

(1) 役務実施場所

防衛省 三宿地区 技術研究本部

(2) 警備範囲

守衛業務の警備対象範囲は、防衛省三宿地区技術研究本部が管理する施設及び構内とする。

7 その他の指示

- (1) 請負業者は、従事者名簿2部を契約後速やかに官に提出し、承認を受けるものとする。なお、従事者名簿には経歴書及び健康診断書を添付するものとする。
- (2) 提出書類 契約相手方は、表の提出書類を官に提出すること。

表

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	警備業務概要記載書	1部	契約後速やかに	警備業法第19条に基づく書類
2	従事者記録	1部	検査実施前	別紙第2参照
3	業務日誌	1部	検査実施前	別紙第3参照

(3) 官側の支援

- (ア) 机、いす、ロッカー等業務遂行に必要な備品
- (イ) 業務遂行に必要な機器類、消耗品等

- (ウ) 業務遂行に必要な電気及び水道
- (4) 請負業者の負担
  - (ア) 従事中の労務災害、事故等の負担
  - (イ) 従事者の不注意等により官側に与えた損害の責任
  - (ウ) 従事者の制服、靴、帽子、名札等
  - (エ) 従事者の安全対策、健康管理
- (5) 請負業者は、本役務履行にあたり知り得た内容について守秘義務を負うものとし、その効力は契約履行後も持続するものとする。
- (6) 官側が従事者の従事上、その他の理由により不相当と判断した場合、請負業者に対し交代を命じることが出来るものとする。
- (7) 請負業者は、従事者が疾病等により従事できない場合、交代者を従事させるものとする。
- (8) 請負業者は、従事者に対し風紀、規律及び安全管理責任を負うものとする。
- (9) 従事者は、本役務遂行に当たり着替えを行う際は、官の指定する控え室において行うものとする。
- (10) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官側と協議するものとする。

大項目	管理番号	中項目	階数	法定点検 設置場所	機器名称	仕様・内容	数量	定期点検		メンテナンス(整備)項目		官給品	備考
								内容	周期	リスト	交換 頻度		
非常用 機子備 守備発	65	非常用予備発電機保守	-	設置場所：陸上自衛隊衛生学校 非常用予備発電機		定格出力500KW	1	1月例点検	12/年				メーカー スペック不明
								年次点検	1/年				



# 環境整備等役務仕様書

- 1 件 名 病院施設清掃等役務
- 2 業務場所 東京都世田谷区池尻 1-2-24 防衛省 三宿地区
- 3 業務概要 三宿駐屯地内の指定された建物内の清掃の実施及び各種廃棄物等の収集分別処理業務を実施する。
- 4 業務対象建物

名称	構造	業務種別	備考
自衛隊中央病院	SRC-10	院内清掃、 廃棄物収集及び分別	病院内清掃
職業能力開発センター	RC-4		
教育棟	RC-4	窓ガラス清掃	
第6隊舎	RC-8		

- 5 請負業者の負担の範囲  
『共通事項 5 請負業者の負担の範囲 (2)、(3)』の項を参照の事。
- 6 各種法令等の遵守  
請負業者は、当該清掃業務等に該当する関係法規及び部内規則の規定を遵守し、業務の円滑な推進に努めるものとする。
- 7 業務従事者  
『共通事項 7 業務従事者 (2)、(3)』の項を参照のこと。
- 8 業務責任者（※『副統括管理責任者』）  
業務責任者は、『共通事項 7 業務従事者 (2)、(3)』及び『共通事項 9 副統括管理責任者』の項を参照のこと。
- 9 業務実施体制  
日常清掃実施時の人員数については仕様書の内容を確実に実施できる人員配置、業務量に十分対応できる人員の配置とし、業務実施に遅延等を発生させないこと、各施設に対しての人員配置表を官側担当者へ提出すること。なお、人員配置の変更があった場合は速やかに官側担当者へ提出すること。
- 10 業務内容  
病院内清掃  
(1) 清掃区域等  
清掃実施区域については別図第 1-1～1-22 に示すとおり。

(2) 基本的清掃実施要領

基本的な清掃の実施要領については、別紙第1『清掃実施要領』に示すとおり。

(3) 日常清掃業務

日常清掃においては、施設の利用状況等から作業不能箇所が生じる事もあるが、この場合、当該箇所の清掃を実施せずに、これに見合う他の汚れの多い箇所の作業回数を増やして実施すること。細部要領は別紙第2『日常清掃作業実施要領』の示すとおり。

(4) 定期清掃業務

定期清掃については、専用洗剤を用いて行うが、それぞれの施設の特性及び床材保護の為、『湿式』が困難な場合は、『ドライ法』とする、但し汚れが除去され埃を飛散させずに済む方法を取る。細部要領は別紙第3『定期清掃作業実施要領』の示すとおり。

(5) 臨時タイルカーペット清掃

臨時タイルカーペット清掃は、定期清掃以外にタイルカーペットの汚れやシミが目立つと担当者が判断し、洗浄の依頼をした時に専用機材と洗剤を用いて洗浄を行うこと。また作業については依頼のあった日から5日以内に作業計画書を提出し、日程の調整を図るものとする。

(6) 特殊消毒清掃業務 ※病院内清掃のみ適用

手術室等における院内感染防止を目的とした消毒清掃等業務実施要領は、別紙4『手術室等特殊清掃消毒作業実施要領』及び別図第2-1～2-5『クリーンルームエリア図』を参照のこと。

(7) 清掃箇所及び清掃回数

(ア) 清掃回数は指定されている回数以上に行うこととし、部分的には利用の頻繁な箇所も在るので、汚れの状況に応じて全体的に同一の清潔度が保たれるように清掃すること。

(イ) 患者の入退院、転院等で病室等を清掃する必要が生じた時は速やかに清掃を実施すること。

(ウ) 清掃場所及び回数は別紙6『日常・定期清掃作業基準表』による。

(8) 各種廃棄物回収及び資源化、減容化処理業務

(ア) 一般ゴミ収集作業

- ・ 病院内の4階～9階の病棟及び1・2階の外来診療部門から排出される一般ゴミ(可燃・不燃・その他)を回収し、ゴミ集積所へ運搬集積し、別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』の関係項目を参照し、実施要領に基づき、収集したゴミの内部確認と整理を行うこと。
- ・ 病棟階以外の一般ゴミ等については、指定されている時間帯にゴミ集積所にて病院職員が運搬してくるゴミを受け取り、別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』に基づき、分別整理を実施すること。
- ・ 回収時間及び廃棄物の種別、分別要領については別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』を参照の上、確実に実施するものとする。

(イ) 医療廃棄物収集作業

- ・ 病院内の4階～9階の病棟及び1・2階の外来診療部門から排出される感染性廃棄物収容箱(以下『MDボックス』)を回収し、感染性廃棄物集積所まで運搬集積し、新しいMDボックスを回収してきた先に配布すること。細部実施要領は別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』の関係項目を参照し、実施すること。
- ・ 病棟階以外の感染性廃棄物の収集については、指定されている時間帯にゴミ集積所にて病院職員が運搬してくるMDボックスを受け取り、感染性廃棄物集積所に集積し、新しいMDボックスを病院職員へ配布すること。

- ・ 回収時間及び細部要領については別紙第7『廃棄物資源化・減容化処理業務』を参照の上、確実に実施するものとする。

#### (9) 各種清掃対象数量等

- (ア) 床清掃対象の材質別清掃数量については別紙第8『床材質別面積表』に示すとおり。
- (イ) 衛生器具別の清掃数量については別紙第9『各種衛生器具数量表』に示すとおりとする。
- (ウ) 窓ガラス、網戸の清掃数量については別紙第10『窓ガラス、網戸清掃面積表』に示すとおりとする。

#### 庁舎施設

業務実施要領については、別途仕様書の管理番号：清掃1-2『庁舎等清掃作業』を参照の上、確実に実施するものとする。

### 1.1 業務時間等

- (1) それぞれの施設の清掃時間帯は、原則として下記のとおりとする。

(ア) 病院施設 : 08:00 ~ 17:00

なお、外来診療部門については診療時間前迄に完了すること。また、診療等の都合により時間内にできない場合については、時間外に実施すること。

(イ) 庁舎施設 : 08:30 ~ 17:30

- (2) 日常清掃実施日は、原則として下記のとおりとする。

(ア) 病院施設 : 土日及び祝祭日を除く毎日実施する。ただし、土日祝祭日が3日以上連続する場合は、間に1日実施日を設けること。なお、実施日については官側担当者調整の上、実施する。

(イ) 庁舎施設 : 別途仕様書の清掃1-2『庁舎等清掃作業』を参照

- (3) 廃棄物の搬出については、日常清掃に併せて毎日実施する他、必要に応じて適時行うこと。なお、実施要領については、『管理番号：2 廃棄物収集処理業務』及び『庁舎等清掃作業』の実施要領を参照し、行うこと。

### 1.2 業務管理等

- (1) 部門別責任者は、業務の実施状況を1日1回以上巡回実施し、業務従事者の業務実施状況の把握と業務指導を逐次行うこと。また、1日の業務の実施内容を作業記録書にまとめ、翌日官側担当者に報告すること。なお、提出要領については『共通事項 1.5 提出書類 (2)』を参照のこと。
- (2) 時間外業務については、原則として行わないように作業量に応じた作業スケジュールを組み実施すること。ただし、清掃対象場所の都合により実施する必要がある場合は、事前に官側担当者に作業人員数及び氏名を届けること。

### 1.3 安全管理・衛生管理

『共通事項 1.1 安全管理・衛生管理 (1) ~ (3)』及び『共通事項 7 業務従事者 (2) (ア)、(イ)』の項を参照のこと。

### 1.4 注意事項等

- (1) 病院内清掃作業の注意事項

(ア) 作業中は、埃等が立たないように細心の注意を払い実施すること。また使用したモップや雑巾等を汚

れたまま運搬せずに、ゴミ袋等に入れて持ち運ぶこと。

- (イ) ノロウイルス及びインフルエンザの流行期は、患者接触部位の乾式清拭回数を適宜増加させること。
- (ウ) 床面の清掃作業（水拭き、ワックス掛け）実施の際は、通行人に注意喚起し、転倒事故の未然防止に努めること。
- (エ) 清掃実施中は、患者等の安静、療養の妨げにならないように患者等の周辺での作業には特に慎重に行うこと。
- (オ) 清掃作業開始、終了時は各部署の担当者及び各病棟師長等に報告後、清掃終了後の点検を受けること。
- (カ) 病院内清掃で使用する清掃用具等（運搬に使用する台車も含む）は、院内感染防止上の観点から『清潔区域用』『不潔区域用』に道具を色別に別け、混用はしないようにすること。また清掃用具類は毎日洗浄し、常に清潔を保つように心掛けること。なお、用具類の洗浄に使用する洗濯機等についても『清潔区域用』『不潔区域用』に区分して使用すること。
- (キ) 院内では感染症に感染する恐れがあるため、業務従事者は感染対策として手袋、サージカルマスク等を着用するとともに、手洗い・うがいを励行すること。（感染エリアは、N95マスクを着用すること。）また各々の作業実施の都度、手洗い及び消毒を行い、常に清潔を保つこと。従業員の針刺し事故が発生した場合、院内感染制御室に速やかに報告し、必要な措置を講じる。（当院は労災指定の病院でないため、受託業者の連携病院があることを確認しておくこと。）

清掃時及び官側からの連絡要請により嘔吐物、体液、便等の処理を実施する際は『ウィルス類の飛散拡大防止』『不快臭を残さない十分な消臭』を十分考慮し効果的な方法を用い、消毒洗浄剤の選定には表面仕上材を傷めない物を使用し行うこと。

- (ク) 消耗品（トイレットペーパー等）の紛失、無駄使いを防止するために、所定の場所に収納し必要以上に予備を使用箇所には置かないこと。また不足が発生しないように清掃実施の都度点検し補充すること。

(2) 庁舎等清掃作業の注意事項

- (ア) 作業実施上の注意事項については、別途仕様書の『庁舎等清掃作業』を参照し、遵守すること。

(3) その他共通事項

- (ア) 業務責任者は、業務従事者が施設又は備品等の不良個所を発見した場合には速やかに担当者に報告すること。  
また、業務従事者が遺失物又は不審な放置物等が発見した場合は、直ちに担当者に通報すること。この際、各業務従事者単独で不審物等の処理をしないこと。
- (イ) 作業計画を検討する際は、必ず統括管理責任者及び副統括管理責任者と官側担当者の3者間で調整を行うこと。また請負業者は清掃業務従事者全体のグループミーティングを行い意見交換等を行うこと。

病院内清掃区域平面図カラーリング及びゾーニング表

清浄度 クラス	清掃区域	カラーリング	室名
清浄度 I	高度清潔区域	アオ	手術室OR-6・7（無菌）、前室9、ICU（無菌室）及び7階無菌病室
清浄度 II	清潔区域A		救急手術室、X線一般撮影室2、手術室1～5及び8、手術ホール、回復ホール、既滅菌器材保管庫、滅菌・組立室、ICU前室3、熱傷浴室、7階無菌室面会、分娩室

清浄度 Ⅲ	清潔区域B	ミドリ	救急処置室、前室3、ICU、前室2、アンギオ1・2、人工透析室 隔離室（透析）、特別病室2、7階無菌室前室、LDR1・2 未熟児室、新生児室
清浄度 Ⅳ	準清潔区域	オレンジ	手術室（外科）（皮膚、形成）、前室4、ICUナースステーション、 乗換ホール、手術室ナースステーション、麻酔科医控室、手術ホール、 回収廊下、各病棟リネン室、各病棟観察室、ハイリスク（2床E） 前室3（産婦人科）、沐浴室、授乳室、前室4・5、 清潔リネン室（9階）、各病室、放射線一般区域
清浄度 Ⅴ	一般区域	シロ	救急外来室、各診察室、各待合室、各浴室等、各食堂・デイルーム
	汚染拡散 防止区域	アカ	RI検査室、感染症病室、中央材料室洗浄室、解剖室
	汚染区域		各トイレ、各汚物処理室

## 院内清掃の基本的清掃実施要領

### 1 実施要領

- (1) 清掃要領は汚染度合いの低い箇所から高い箇所へ、位置の高い箇所から低い箇所へ向かって行う。
- (2) 清掃の基本は『こすり落とし』とするが、各種部材の破損、劣化、変色させない薬剤及び機材を使用すること。また強い刺激臭等を伴う薬剤の使用は禁止する。
- (3) ダスティング
  - (ア) ダスティングは化学製品のクロスとモップ、ウールダスターを使用する。また清掃後のこれらの用具の取扱は十分注意し、埃等を飛散させないように振ったりしないこと。
  - (イ) 肩の高さ以上のダスティング（ハイダスティング）は、この目的で使用するために製作された用具を用いて行うこと。なお、ハイダスティングには額縁、棚の上やドアの上辺を含む。
  - (ウ) 日常清掃におけるハイダスティングは、目に見えて、若しくは触れてみて汚染のある場合に行う。その際は、上述の機材を使用し埃の飛散を極力防ぎながら行うこと。
- (4) 手摺、ドアノブ、案内標識及び鏡やガラス等の建具類の清掃は『湿式清掃』とし、雑巾又はクロスにより全体を清掃し、汚れや手垢等が残らないように実施すること。なお、手摺やドアノブ等の頻繁接触部位は除菌洗浄剤等を使用し清拭すること。
- (5) トイレ清掃は、特に上記の（1）に留意しながら、全体を除菌洗浄剤を染み込ませたクロス等を用いて拭き掃除すること。床面は化学モップ等にて除塵し、モップにて拭き掃除する。便器類は便座、蓋、便器外側のすべてを除菌洗浄剤を染み込ませたクロスで清掃し、便器の内側は専用の用具と除菌洗浄剤を使用して洗浄し、目の届きにくい箇所も綺麗に除菌洗浄すること。特に小便器は排水口やその周辺部も綺麗に洗浄する。
- (6) 洗面化粧台及びシンク等の清掃は、特に上記の（1）に留意しながら、全体を洗浄剤を含ませたスポンジ等で磨き上げること。なおこの際、表面に磨き傷が付かないように使用する面に注意すること。また、汚れが酷い場合は、専用の洗剤を用いて汚れを落とすこと。
- (7) 床（ワックス塗布箇所）の清掃は、化学モップ等で除塵し、汚れの酷い箇所は専用洗剤を用いて確実に除去すること。なお、化学モップの交換は一般病室で2～3部屋清掃したならば交換すること。また嘔吐物、体液、便等の処理を実施する際は『ウィルス類の飛散拡大防止』『不快臭を残さない十分な消臭』を十分考慮し効果的な方法を用い、消毒洗浄剤の選定には表面仕上材を傷めない物を使用し、拭き取ったモップについては直ちに交換すること。
- (8) 床（ワックス塗布箇所）の光沢復元作業は、専用機材にて洗浄し、ワックスの表面に出来た傷を埋め、バフイニング機材にて回転研磨し、光沢の復元をすること。ワックス塗布された全ての場所は、月に1回以上当該作業を実施すること。なお、官側が必要と判断し、指示された場合は別途、当該作業を行うこと。
- (9) カーペット清掃は、真空掃除機及び高性能超微粒子フィルター付電気掃除機にて砂塵等を取り除くこと。またシミがある場合は洗浄剤等を用いて取り除き、血液等の落ちにくい汚れについては、専用の機材と除菌洗浄剤を用いて洗浄すること。
- (10) 壁面の清掃及び収納家具、造り付家具類の清掃は、全体をウールダスターで拭き掃除を行い、手垢や飛沫等の汚れがある場合は、除菌洗浄剤を染み込ませたクロスを用いて清掃すること。またシミ等がある場合は、専用の洗剤を使用しシミ抜きを行うこと。なお、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。（絵画や掲示物も含む）
  - (11) 天井面の清掃は、著しい汚れがある場合、壁面清掃に準じた方法で実施すること。またブラインド、カーテンレール上面も同様に行うこと。なお、官側が必要と判断し、指示された場合は、別途作業を実施すること。
  - (12) 照明器具等の清掃は、器具全体をウールダスターにて拭き掃除すること。また笠内部に汚れがある場合は、専用洗剤とクロスを用いて拭き掃除すること。

- (13) いす、テーブル類の清掃は、除菌洗剤を染み込ませたクロスを用いて全体の拭き掃除を行う、清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
- (14) 共用場所の電話機及び照明等のスイッチ類の清掃は、除菌洗剤を染み込ませたクロスを用いて全体の拭き掃除を行う。清掃終了後は、手垢、埃等の汚れが残らないように実施すること。
- (15) 浴室及びシャワー室（シャワーカーテン等含む）の清掃は、室内全体を十分に水洗いし除菌洗剤を染み込ませたブラシ及びクロスを用いて清掃すること。室内の状態によりカビ取剤、防止剤を使用し清掃すること。また排水口に髪の毛等のゴミも残さず取り除くこと。
- (16) 清掃作業は可能な限り静かに行い、患者の療養、診療行為及び病院職員の業務の妨げにならないように行い、埃等を飛散させない方法で行うこと。また作業内容が業務等に影響が与えられる場合は、官側担当者等と調整し、影響の無い時間帯に行うこと。なお、官側担当者から業務に差支えが無くなった場合は直ちに当該箇所を清掃できるように準備しておくこと。
- (17) 清掃作業後は、不快な臭いやカビ、ゴミ、埃等が残らないように清掃対象箇所の隅々まで清掃すること。
- (18) 嘔吐物、血液や体液等の回収は拡散しない、かつ衛生管理上、有効な方法で行うこと。
- (19) 清掃作業中、官側担当者等から緊急で他箇所の清掃依頼があった場合は、状況に応じて優先すべき場所の清掃を行うこと。
- (20) 床面の水拭き作業や機材を使用した作業を行う場合は、注意喚起用の看板を立てる等の処置を行うこと。
- (21) 清掃に使用した用具類は、十分に洗浄し乾燥させること。ただし、モップ及びクロス等については消毒液に漬け置きすることは厳禁とする。なお、用具類は常に予備品を置き、毎日交換すること。

## 日常清掃作業実施要領

作業対象箇所	作業内容
個別作業 病棟等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面の清掃は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落とすこと。</li> <li>2 洗面台（鏡含む）は洗剤等を含んだクロスにて拭き掃除を行い、排水口のゴミを併せて取り除くこと。</li> <li>3 個室内のトイレ及び共用場所のトイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>4 個室内のシャワー室及び共用場所の浴室等については、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</li> <li>5 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。また、診察灯及びベッドライト等については拭き掃除を行うこと。</li> <li>6 5階特別病室については、通常毎日清掃を行うこと。なお、使用予定が事前に通知された際は、前日に清掃を実施すること。また清掃実施時に水廻り関係から異臭等が無いか確認すること。その他担当師長から指示があった場合はその指示に従うこと。また実施の際はスタッフステーションに寄ってから行き、清掃終了後は担当師長等に報告し点検を受けること。</li> <li>7 診察室、処置室の診察台等及び診察灯の埃の拭き掃除を行う。埃の除去後、診察台及び処置台については消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。また内部の窓ガラス及びその枠、鏡の拭き掃除を行うこと。清掃後、手垢や埃が残っていないか確認すること。</li> <li>8 病室内及び共用場所のトイレのトイレトペーパーの補充を行うこと。</li> <li>9 収納家具及び造り付家具類の清掃は必要に応じて行うが、使用中の病室に関しては家具内の清掃は行わず、扉表面等の拭き掃除を行うこと。</li> <li>10 デイスペース部はガラス窓の手垢等の拭き取り及び窓枠の埃の拭き取り清掃を行うこと。</li> <li>11 患者が入室していない病室も定期的に清掃を行うこと。</li> </ol>
外来受付 外来診療室等 救急外来	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を高性能フィルター付真空掃除機及び化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は水拭きし落とすこと。</li> <li>2 各流し台、汚物流し、洗面器等は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、台の周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>3 診察室は、机及び診察台等の埃をクロスにて拭き掃除する。その後、診察台については消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。なお、OA 機器周辺は注意して清掃を行うこと。</li> <li>4 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。また、診察灯及びベッドライト等については拭き掃除を行うこと。</li> <li>5 待合室のいす等は埃をクロスにて拭き掃除を行い、その後、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>6 窓ガラス、窓枠、ガラススクリーン、鏡等の拭き掃除を行う。清掃後に手垢や埃が残っていないか確認すること</li> </ol> <p>→ 次ページへ続く</p>

作業対象箇所	作業内容
外来受付 外来診療室等 救急外来 (続き)	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 各所にあるカウンター（総合案内、外来受付、各ブロック受付）上面の埃等の拭き掃除を行う。清掃後に消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>8 床面や壁、家具類に血液等が付着している、若しくは官側担当者から連絡があった場合は、速やかに拭き取り、消毒剤を用いて清拭すること。</li> <li>9 各手術室（外来、救急外来）等の清潔区域は専用の用具を使用し、他区域との混用は厳禁とする。</li> <li>10 无影灯のライト、アームの拭き掃除については、適時実施するものとする。なお、その際に汚れ、埃、飛沫や手垢等が残らないように清掃を行うこと。（高所部については専用の用具を使用すること）</li> <li>11 プレイルームの本棚等の拭き掃除を行う。また、遊具等の整理整頓を行うこと。その後、床面の化学モップ等で拭き清掃を行い、埃や汚れ等の除去した後、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭する。なお、遊具についても同様に清拭する。</li> <li>12 授乳室の流し台、洗面化粧台及びゴミカゴ等の清掃は専用洗剤にて洗浄する。また排水口のトラップ内及びゴミカゴのゴミを除去すること。</li> <li>13 授乳室内の幼児用ベッドの清掃は、清潔なクロスにて埃や汚れの拭き掃除を行い、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。また室内に設置されている『オムツ入れ』は溢れている場合は処理を行う。なお処理したものはMDボックスに入れて処置する。</li> <li>14 大理石貼りの柱部分の清掃については、手の届く範囲で拭き掃除を行うこと。</li> </ol>
個別作業  手術室エリア	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。</li> <li>2 各流し台、手洗器、洗面器等は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</li> <li>3 手術室内の清掃は、手術台、床面、棚、ワゴン、无影灯及びスイッチ類を消毒剤を含ませたクロスで拭き掃除を行い清拭すること。</li> <li>4 床面や壁等に血液・体液等が付着している場合は、速やかに拭き取り、消毒剤を染み込ませたクロス又はモップにて清拭すること。</li> <li>5 スタッフステーション、回復ホールの窓ガラス清掃は内面外面とも毎日実施する。</li> <li>6 廊下、回復ホール等にある各器材等の埃取を行うこと。</li> <li>7 男女更衣室床面を真空掃除機等にて埃を取り除き、ロッカー上面の埃拭きは専用の用具を用いて拭き掃除すること。またシャワー室内の床面清掃を行い、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。更衣室内のトイレ清掃については、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。その後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>8 手術室エリアに立入の際は、専用の衣服に着替えてから作業を行うこと。</li> </ol>

作業対象箇所	作業内容
中央材料室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 滅菌組立室の床面清掃は化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。洗浄室内の床面清掃は汚染区域専用のモップで清掃し、汚れの酷い場所は洗剤等を用いて落とすこと。なお、血液等が付着していた場合は消毒薬を染み込ませたモップにて拭き掃除すること。</li> <li>2 滅菌組立室の作業台、ワゴン等の拭き掃除は1箇所毎にクロスを換えて拭き掃除を行うこと。なお、実施の際は消毒薬を噴霧しながら清拭すること。一度使用したクロスは破棄すること。</li> <li>3 エアシャワー室内の床、壁面の清掃は毎日実施すること。また扉のガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> <li>4 滅菌組立室及び洗浄室に入る際は、専用の衣服に着替えてから作業を行うこと。特に洗浄室内の清掃時に履く靴については洗浄室専用にする事。</li> </ol>
分娩室 未熟児室等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は清潔エリア専用のモップにて水拭きし落とすこと。</li> <li>2 分娩室の清掃は、手術室と同等の清掃方法で行い、无影灯のライトとアームの埃の拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 新生児室の窓側とベッド間の清掃は柄の長い化学モップ等を使用し拭き掃除すること。</li> <li>4 沐浴、流し台、洗面器、汚物流し等は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>6 ドアノブ、手摺、スイッチ類については、消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>7 前室等の窓ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> </ol>
心カテ I V R-CT	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を化学モップ等で埃等を清掃し、汚れの酷い箇所がある場合はモップにて水拭きし落とすこと。血液及び体液等が付着していた場合は、消毒薬を染み込ませたモップ又はクロスにて拭き掃除すること。</li> <li>2 无影灯のライトとアーム、診察機材等の埃のハイダスティングを行うこと。</li> <li>3 ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> </ol>
理学療法室 運動療法室 作業療法室 水治療室 屋外歩行訓練	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面の清掃は、体育館用モップにて埃等を拭き掃除すること。</li> <li>2 診察台、訓練台、訓練用階段、平行棒、運動器具、テーブル、いす等の拭き掃除を行うこと。なお、人の手が多く触れる場所等は消毒薬を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>3 ガラス清掃は必要に応じて適時実施し、汚れや埃、手垢等がある場合は速やかに清掃すること。</li> <li>4 各流し台、手洗器、洗面器等は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</li> </ol> <p>→ 次ページへ続く</p>

個別作業

作業箇所	作業内容
理学療法室 運動療法室 作業療法室 水治療室 屋外歩行訓練 (続き)	<p>5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>6 シャワー室内は床面清掃を行い、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。また排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</p> <p>7 水治療室内の床面清掃は、モップにて水拭き掃除を行うこと。汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を使用し落すこと。</p> <p>8 プール内の清掃は、水が張られていない場合はガラス面の拭き掃除を行い、タイル面の清掃を行うこと。</p> <p>9 屋外歩行訓練場の床面清掃については、埃等の掃き掃除及び水溜りがある場合は、モップ等にて拭き掃除を行い、ベンチ、手摺等については拭き掃除を行うこと。また1ヶ月に1回以上、ルーフドレン周辺の泥や雑草の除去を行うこと。</p>
個別作業 食堂・ ダイニング	<p>1 床面の清掃は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落すこと。</p> <p>2 ゴミ入れの内容物を処理し、ゴミ入れの表面及び容器内の汚れの拭き掃除を行うこと。</p> <p>3 各ドア、ガラスの拭き掃除を行うこと。</p> <p>4 金属部分の磨き、手摺、ドアノブ等の拭き掃除を行うこと。窓ガラス及びガラススクリーンの手垢等の拭き取り及び窓枠（棧も含む）の拭き掃除を行うこと</p> <p>5 洗面化粧台等の流し台は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。</p> <p>6 テーブル、いす等の家具類については、埃等の拭き掃除を行い、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</p> <p>7 本棚等については、拭き掃除を行い、本類の整理整頓を行うこと。</p> <p>8 畳が有る場所については、真空掃除機にて埃等を除去し、湿らしたタオル等を使用し、拭き仕上げすること。</p>
浴室等	<p>1 脱衣室の床面は、真空掃除機及び化学モップ等で清掃し、汚れの酷い箇所がある場合は専用洗剤を用いて落すこと。浴室内の床面清掃については、床面及び壁面の清掃は洗剤を使用して洗い流し、水分が残らないように拭き取ること。また天井面は拭き取り清掃すること。清掃対象面にカビ等が発生している場合は専用洗剤にて洗い流し、防止剤等を吹き付け発生防止すること。またシャワーカーテンの清掃の実施、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。なお、1ヶ月に1回は室内全体の清掃を行うこと。</p> <p>2 水栓類（シャワーヘッド含む）、手摺等の汚れを除去し、金属類については磨き上ること。</p> <p>3 衣類棚については、埃等を除去し拭き掃除すること。</p> <p>4 浴室内の天井換気扇及び照明器具の清掃は、専用洗剤を染み込ませたクロスを用いて、月1回を基準に清掃を行うとするものの、汚れが酷い場合は適時清掃を行うこと。</p> <p>5 浴室マットが設置されている箇所については、毎日洗濯を行い、予備品と交換すること。</p> <p>6 浴室内に長期間放置されている物品（石鹸や歯ブラシ等）がある場合は、官側担当者に連絡し、指示を受けること。</p>

作業対象箇所	作業内容
<p style="text-align: center;">外来玄関 入口等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正面玄関及び各出入口（東西北）の床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、付着物（ガムやヒールマーク等）がある場合は、適した方法にて除去すること。また設置されている靴拭マットについては、真空掃除機にて埃等を除去すること。</li> <li>2 正面玄関前及び各出入口前（東西北）の床面及び側溝の掃き掃除を行い排水構内のゴミを除去すること。また汚れが酷い箇所については、洗剤等を用いブラシ掛け又はモップ等にて除去すること。</li> <li>3 正面玄関の風除室天井（内外面とも）の清掃については、月1回以上、クロス等を用いて清掃すること。</li> <li>4 各入口の扉及びガラスの拭き掃除については、手垢、汚れ、埃等を確実に除去すること。また、ドアノブ、スイッチ類（人の手が多く触れる箇所）の清掃は、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>5 エントランスホール正面のガラス及び2階吹抜け部の強化ガラスの清掃は、拭き掃除を行い汚れや手垢等が残らないように行うこと。なお、エントランスホール正面のガラスは1段目までを毎日拭き掃除すること。</li> <li>6 エントランスホール内の柱の清掃については、手の届く範囲内で拭き掃除を行い、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">エレベーター エスカレーター</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。また、付着物（ガムやヒールマーク等）がある場合は、適した方法にて除去すること。</li> <li>2 手摺、スイッチ類については、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 壁、扉、鏡及び操作パネルについては、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>4 エスカレーターの手摺部分の清掃については、消毒薬を染み込ませたクロスを用いて清拭すること。なお、汚れが酷い場合は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">階段 附室等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）又は化学モップ等にて清掃すること。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> <li>2 手摺については、手垢や汚れを除去し消毒剤を含ませたクロスを用いて拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 ノンスリップ及び金属部分については、磨き掃除を行うこと。巾木については拭き掃除を行い、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去すること。</li> <li>4 照明器具の清掃については、埃等の拭き掃除（ハイダスティング）を行うこと。</li> </ol>
<p style="text-align: center;">湯沸室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）にて清掃し、化学モップ等にて拭き掃除を行うこと。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、乾いたモップにて仕上ること。</li> <li>2 流し台は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去すること。なお、茶殻入れ等の屑入れが備え付けられている場合は、その物についても清掃すること。</li> <li>3 流し台のカウンター天板及び戸棚（内部を含む）の拭き清掃を行い、週1回以上、室内の壁面天井等の除塵を行うこと。</li> </ol>

個別作業

作業箇所	作業内容
<p style="text-align: center;">トイレ 汚物処理室</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面を真空掃除機（高性能フィルター付）にて清掃し、化学モップ等にて拭き掃除を行うこと。なお、汚れが酷い場所は専用の洗剤を用いて除去し、乾いたモップにて仕上ること。</li> <li>2 トイレブース表面の拭き掃除を行うこと。</li> <li>3 ドアノブ、スイッチ類（人の手が多く触れる箇所）の清掃は、消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>4 汚物入れの内容物を処理し、容器の洗浄を行うこと。</li> <li>5 トイレについては、便器を洗剤等で汚れを洗浄し、便器及び床面を水分が残らないように拭き掃除すること。事後、便座及び手摺等を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>6 流し台（サテライトファーマシー含む）、洗面器、汚物流し等は洗剤等を用いて汚れを洗い流し、排水口及びトラップ内のゴミを除去し、周辺を消毒剤を含ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>7 鏡については、拭き掃除を行い手垢、汚れ等が残らないように拭き上げること。</li> <li>8 水栓類等の金属部分については、磨き清掃すること。</li> <li>9 トイレトペーパーの補充を行い、予備品は置かないこと。また在庫品の管理は厳重に行うこと。</li> <li>10 洗浄便座のノズル部分は、毎日、専用洗剤を使用し清掃すること。</li> <li>11 手洗い石鹼液の残量確認は毎日行い、巡回時に石鹼液が少ない場合は容器を回収し予備容器と交換すること。回収した容器は洗って乾燥させた後に、石鹼液を充填して交換用の予備とする。</li> </ol> <p>石鹼液容器の交換箇所は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B 1 F : 放射線待合室多目的トイレ、R I 検査室男女トイレ、P E T 検査室 P E T 待合室、放射線受付前多目的トイレ、男女トイレ、南側男女トイレ</li> <li>・ 1 F : 夜間受付前男女トイレ、多目的トイレ、放射線 C T 検査室、M R I 多目的トイレ、操作廊下、中央 E L V 男女トイレ、内視鏡検査室、外来中待合トイレ</li> <li>・ 2 F : 中央 E L V 男女トイレ、男女トイレ（採尿）、外来中待合トイレ、授乳室</li> <li>・ 3 F : 東西男女トイレ、来賓用トイレ</li> <li>・ 4 F : 多目的トイレ（リハ P T 室）、共用男女トイレ</li> <li>・ 5 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 6 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、観察室 2 隣トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 7 F : 東西男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 8 F : 西側多目的トイレ、東側男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> <li>・ 9 F : 西側多目的トイレ、東側男女トイレ及び多目的トイレ、食堂デイルーム</li> </ul>
<p style="text-align: center;">屋上庭園 非常階段</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 植栽部分に雑草等が伸びてきた場合は、速やかに除去作業を行うこと。特に春先から夏に掛けてはこまめに行うこと。また、5 階特別病室前の庭園については、通年 2 週間に一度、作業を行うこと。なお、作業実施の際は、該当する病棟の師長又は主任等に許可を得た後に行うこと。</li> <li>2 月 1 回以上、ルーフトレン周囲の枯葉や泥等の除去を行うこと。</li> <li>3 樹木の転倒、枯死又は損傷箇所がある場合は速やかに官側担当者に連絡し、指示を受けるものとする。</li> </ol> <p>→ 次ページへ続く</p>

個別作業

作業箇所		作業内容
個別作業	屋上庭園 非常階段 (続き)	4 非常階段の床面等清掃は、埃が過度に飛散しない方法で掃き掃除すること。また、鳥の糞及び汚れが酷い箇所についてはブラシ等にて洗い流し、壁面及び建具表面についても同様の処置とする。なお、非常階段の清掃頻度は週2回以上とし、官側担当者から指示された場合は、その都度速やかに作業を行うこと。
	無菌室等	<p>1 高所部分の埃取り カーテンレール上部、棧、ドア上部等の全般を毎日清掃作業時に作業の一環として消毒剤を含む溶液（以下『溶液』とする）に浸したクロスにて埃の除去と消毒を行うこと。</p> <p>2 床の埃取り、清拭 室内の床面のゴミや埃取りが完全に行われ、かつ空中に舞い上がらないように、化学モップを使用し清拭すること。清掃後、消毒剤を染み込ませたモップにて拭き残しがないように拭き上げ、清拭すること。</p> <p>3 上拭き、消毒 消毒剤を染み込ませたクロスにて病室内のいす、棧、点滴台等の『衛生⇒不衛生』の流れで拭き取りし、壁面の汚れやシミについても同様に実施すること。清浄度クラス100については、テーブル、ベッド柵、手摺、インターホン、物入れ作業台等に関して上記と同様に清拭すること。また、ドアノブ、スイッチ類等の直接手の触れる箇所については、退室時に実施し、指紋や汗染み等の付着が残らないように注意すること。なお、すべての拭き掃除に関しては『一箇所一方向』へ拭き取りし、クロスの重複使用は禁止する。</p> <p>4 トイレ、浴室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 便器の内部（洗浄便座のノズルを含む）をトイレ用洗剤で洗浄し、十分に水洗して洗剤成分が残らないようにすること。</li> <li>・ 手洗い器、便器（便座、蓋、洗浄便座のスイッチ類、水洗レバー等）、配管パイプ等は消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>・ 窓枠、棧等は消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>・ シャワー器具、浴槽等は消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> <li>・ 浴室内の壁の汚れや石鹸カス、排水口内のゴミ等を除去し、消毒剤を染み込ませたクロスにて清拭すること。</li> </ul>

## 定期清掃作業実施要領

床面材質・場所	作業内容
ビニル系シート ビニル系タイル ・病院全館  コルクタイル ・2階プレイルーム ・8階西プレイルーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 机、いす等の障害となる移動可能な物品（医療機器、重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。</li> <li>2 床面を除塵し、洗剤等を染み込ませたモップ又はフロア清掃機等にて洗浄し、床面の汚れに応じてパッドを交換し、床面に傷をつけないように洗い落とすこと。</li> <li>3 床面にある点字ブロックの汚れを落とし、ワックス仕上げを行うこと。</li> <li>4 汚水、ゴミ等を取り除き、モップ等を使用し完全に除去すること。</li> <li>5 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しの無いように均一に3回塗ること。</li> <li>6 コルクタイルにシミや汚れが付着していた場合は、専用の洗剤にて除去すること。またコルクタイルに使用するワックスについては、専用ワックス（抗菌仕様）とし、乾燥後に滑りにくい物とする。</li> <li>7 ワックスの剥離清掃については、年1回実施し、時期等については官側担当者調整の上、実施すること。</li> <li>8 使用するワックスは、病院専用樹脂ワックス（抗菌、対アルコール）を使用すること。</li> </ol>
タイルカーペット 1階 ・医事課控室 ・健康相談室 ・中待合、外待合 2階 ・健康管理センター ・中待合、外待合 3階 ・廊下、院長室等 4階 ・職業リハ室 ・メンタルリハ室 ・自律訓練リハ室 手術室 ・男女更衣室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 机、いす等の障害となる移動可能な物品（医療機器、重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。</li> <li>2 パイルブラシを使用し、カーペットの毛を起毛させながら内部の埃や砂、毛髪等を除去すること。</li> <li>3 バルチャーでカーペット用洗剤を散布しながら丁寧に洗浄すること。</li> <li>4 洗浄後、浮かした汚れをスチームクリーナーでリンスしながら丁寧にバキュームクリーナーで吸い取ること。</li> <li>5 シミ等がある場合は、シミ抜き剤を使用し除去すること。また、各種シミ及び汚れに応じた除去方法を採用すること。</li> <li>6 タイルカーペットの廻りはビニルシートになっているので、当該部分は床シートと同様の清掃方法を採用すること</li> <li>7 タイルカーペットの種類により毛足の長さが異なる為、それぞれに応じたブラシを使用すること。</li> </ol>
木質系（フローリング）  4階 ・理学療法室（PT） ・作業療法室（OT） 職業能力開発センター ・運動療法室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運動器具等の障害となる移動可能な物品（重量物除く）を移動すること。その際、医療機器、OA機器等のコンセント脱着は作業場所の職員の指示に従うこと。</li> <li>2 床面を除塵し、モップにて水拭きし、乾いたモップにて水分を取り除くこと。</li> <li>3 ワックス掛けは、モップに十分ワックスを含ませ、塗り残しの無いように均一に3回塗ること。</li> <li>4 使用するワックスについては、木質系専用のワックス（抗菌仕様）とし、乾燥後に滑りにくい物とする。</li> <li>5 ワックスの剥離清掃については、年1回実施し、時期等については官側担当者調整の上、実施すること。</li> </ol>

床面材質・場所	作業内容
磁器質タイル  4階 ・水治療室 5～9階病棟 ・介助浴室 ・特殊浴室 ベランダ、屋上庭園 ・3～6階	1 床面及び壁面を洗剤を用いて、ブラシ又はスポンジたわし等で汚れを洗い落とすこと。 2 汚れの酷い箇所については、ポリッシャー等の機材を使用し洗浄すること。なお、その際に床面に傷が付かないように注意して行うこと。 3 カビ、コケ等が発生している箇所については、専用の洗剤等を用いて除去すること。なお、その際に使用する洗剤については、素材を傷めない物を使用し、屋内の使用にあつては換気を十分に行いながら実施すること。 4 ベランダ、屋上庭園の床面清掃は、箒にて掃き掃除を行うこと。特に鳥の糞等の酷い汚れがある場合は、ブラシ等にて水洗いすること。また、排水口及びブルー dren 内のゴミや泥等の除去も併せて行うこと。
畳  4階 ・作業療法室 (OT) ・9階東病棟テイルム	1 畳表面を真空掃除機を使用し、埃を吸い取ること。 2 畳全面を固く絞った雑巾等にて水拭きし、汚れの目立つ箇所については専用の洗剤を使用し取り除くこと。また畳周辺の板の間等については、木質系の床と同様の掃除方法にて行うこと。 3 畳本体については、年2回日干しを行うこと。日干しの場所については屋上にて実施し、その際に埃等の叩き落しを行うこと。なお実施時期については官側担当者との調整の上、行うこと。
窓ガラス等清掃  ・病院 ・職業能力開発センター ・教育棟 ・食厨教場 ・第6隊舎	1 ガラス面の清掃については、内外面及びサッシ周り、溝部分の清掃及び網戸が取り付けられている箇所については、網戸の清掃も行うこと。窓ガラス内側の清掃を行う際は、事前に清掃実施場所の関係職員との調整の上、行うこと。なお、地下1階、1階 (薬剤・放射線)、2階 (検査部門)、3階事務室系統に関しては外部のみの清掃とする。但し院長室等指定された部屋については、内部も実施すること。 2 無菌ユニット等が設置されている病室の2重サッシ内側についても清掃を行うこと。設置箇所については下記のとおり。 4階 ICU 無菌室×1部屋、7階西病棟無菌室×2室、8階西病棟感染症1類室×2室 ※出入場については、管理する部署の看護師の指示に従うこと。 3 トップライト (正面玄関、救急外来裏側) の清掃については、内外面及びトラス構造物等の清掃を実施すること。ガラス面については、水垢及び埃等の除去した後、水洗いを行うこと。トラス構造物等の構造体については、埃等の除去を確実にすること。なお、当該場所は、高所作業に当たる為、作業従事者の安全管理には十分注意して作業すること。 4 外窓清掃の実施でロープを使用した作業を行う場所は、下記の箇所とする。 5～9階南北デイスペース (各4箇所)、東西階段室採光窓 (各階2箇所)、4階渡廊下、職業能力開発センター4階運動療法室 (2箇所)、第6隊舎ホール窓 (各階3箇所) 5 職業能力開発センター4階運動療法室内部のガラス清掃については、高所作業リフト等を使用し、ガラス面及び棧部分の埃及び汚れの清掃作業を行うこと。また、職業能力開発センターの窓ガラス清掃は1～4階まで実施し、居室及び事務室については外面のみ実施し、1階入口 (2箇所) のドアについては内外面行うこと。 6 教育棟、食厨教場の窓清掃については『休日作業』、第6隊舎については『平日作業』とし、実施日については官側担当者との事前調整の上、決定すること。 7 病院の窓ガラス清掃については、年2回実施し、教育棟、食厨教場、第6隊舎、職業能力開発センター (3階まで) については、年1回実施すること。

床面材質・場所	作業内容
樹木剪定、庭園管理  1階 ・東西南北植栽 ・救急車寄せ  3階 ・東西屋上庭園  4階 ・東西南屋上庭園  5階 ・東西北屋上庭園  6階 ・北側屋上庭園	1 樹木の剪定等の実施については、樹木に応じた整枝及び刈り込みの実施を行い、景観を良くし、庭園の除草については、植えられた草木類と雑草との区別を十分に把握し、雑草のみを確実に除草すること。なお、剪定作業は年3回とし、実施時期については、官側担当者と事前調整の上、決定するものとする。また、除草作業については、春先から秋口に掛けて、庭園の状況及び官側担当者からの要請により適時実施すること。  2 刈り込んだ枝等については、請負業者の負担で一般廃棄物として処分し、受入証明及び処理場の許可証の写しを官側担当者に提出すること。また、除草した雑草については、官側指定のゴミ集積所まで搬入し、一般廃棄物の回収時に一緒に積み込むこと。  3 5階特別病室前の庭園の整備作業の実施については、事前に官側担当者又は該当する棟師長と事前に調整した上で実施すること。  4 作業終了後、周辺の泥や枝葉等の清掃を実施し、業務従事者の靴裏の汚れを落すこと。 ※必要に応じて水洗いを実施すること。
人造大理石  1, 2階 エントランスホール	1 エントランスホール内の柱（7本）の清掃については、埃や汚れ等の拭き掃除を行うこと。なお範囲については、高所部分及び照明器具を含めた全体を実施し、年2回清掃を行うこと。  2 柱、壁面の清掃については、休日等の人通りの少ない日に実施し、柱周辺の床面及び照明器具等を養生した後に行うこと。  3 当該作業は、高所作業となる為、ローリングタワー等を使用、安全帯を業務従事者に装着させて実施すること。なお機材については請負業者負担とする。  4 清掃作業の実施工程については、1ヶ月前に官側担当者と調整し、決定するものとする。

無 菌 病 室 定 期 清 掃 要 領  
作 業 準 備

NO	実施場所	実施面積	準備事項
1	救急手術室	124.59 m <sup>2</sup>	
2	X線一般撮影室	124.69 m <sup>2</sup>	(1) 使用する消毒液
3	I C U無菌室	21.15 m <sup>2</sup>	①ヒビテングルコネート液 (0.5%)
4	熱傷浴室	14.64 m <sup>2</sup>	②ブロナゾール液 (0.02%)
5	前室3	13.47 m <sup>2</sup>	(2) 使用する器材
6	7階無菌室1	69.23 m <sup>2</sup>	①滅菌消毒用噴霧器
7	面会室1	37.99 m <sup>2</sup>	②滅菌衣 (フード、シューカバー、腕カバー、
8	前室1	28.25 m <sup>2</sup>	オーバーオール、防塵メガネ)
9	7階無菌室2	69.23 m <sup>2</sup>	③脚立 (無菌室専用)
10	面会室2	37.99 m <sup>2</sup>	④バケツ (無菌室専用)
11	前室2	28.25 m <sup>2</sup>	⑤モップ (無菌済みのもの)
12	分娩室	44.02 m <sup>2</sup>	⑥雑巾 (無菌済みのもの)
			⑦サンダル (無菌済みのもの)
			(3) 作業員の入室前の処置
			①頭髪、爪を清潔にする。
			②露出部の薬浴 (ヒビテングルコネート液、アルコール溶液)
			③衣類の着替え (清潔な作業衣)
			※ 作業衣は、毛羽だたない化繊もので行なう。

## 無菌病室定期清掃要領

## 作業実施要領

無菌病室	前室	作業実施要領
滅菌衣に着替える		
養生		コンセント等電源部及び医療用配管部、室内の器材等をヒビテングルコネート液にて清拭し、ビニール等で養生する。
清掃		滅菌消毒用噴霧器は雑巾に消毒液を噴霧するために使用し、消毒液を器材等に直接噴霧してはならない。
プレフィルターの交換及び清掃、消毒		
病室内の器材等をヒビテングルコネート液で清拭	※ ヒビテングルコネート液で清拭	
ヒビテングルコネート液で清拭		
1時間放置		
ヒビテングルコネート液で清拭		
30分間放置		
滅菌水にて清拭	滅菌水にて清拭	①雑巾を往復させないこと ②上下拭きをしないこと ③床上50cmを境とし下部の清拭には格別の注意を払うこと ④拭上げ時は風上（HEPAフィルター）より横に拭くこと ⑤落とした雑巾は絶対拾わないこと ⑥足カバーをぬらさないこと⑦壁面に手をつかないこと
病室内の器材等をプロノゾール液で清拭	※ プロノゾール液で清拭	滅菌消毒用噴霧器は雑巾に消毒液を噴霧するために使用し、消毒液を器材等に直接噴霧してはならない。
プロノゾール液で清拭		
30分間放置		
プロノゾール液で清拭	※プロノゾール液で清拭	
30分間放置		
養生を取りヒビテングルコネート液で清拭		
滅菌水にて清拭	滅菌水にて清拭	①雑巾を往復させないこと ②上下拭きをしないこと ③床上50cmを境とし下部の清拭には格別の注意を払うこと ④拭上げ時は風上（HEPAフィルター）より横に拭くこと ⑤落とした雑巾は絶対拾わないこと ⑥足カバーをぬらさないこと ⑦壁面に手をつかないこと
清掃・消毒完了		
退室		

## 手術室特殊清掃消毒作業業務実施要領

### 1 目的

本業務は、当病院の手術室等における院内感染防止を目的とし年1回実施する清掃消毒作業の要領について定めるもの。

### 2 作業従事者の資格

本業務実施に当たり、米国疾病管理センター（CDC）ガイドラインやスタンダードプレコーション（標準予防）に精通し、ビルディングブロック（世界特許）及びブラッドボーンパーソゲン・血中病原体（BBP）対策をビデオ等により教育を受けている者、又は、環境殺菌消毒の実績が有り、自社にて検査機能を有していること。

### 3 使用薬液及び器材等

#### (1) 使用薬液

薬剤効果と安全性、環境を考慮し、米国環境保護局（EPA）登録洗剤又は、両面界面活性剤、他+消毒エタノール、血液・体液に対しては次亜塩素酸ナトリウム等の消毒用洗浄剤を選定し、使用する。なお、事前に使用する薬液リストを官側担当者に提出し、承認を得ること。また、使用する薬液は請負者負担とする。

※参考薬液

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ① テゴ-51    | ③ 次亜塩素酸ナトリウム              |
| ② 消毒用エタノール | ④ EPA登録洗剤他、化学洗浄剤（各什器・機器類） |

#### (2) 使用器材

- |                   |                                                  |
|-------------------|--------------------------------------------------|
| (ア) クリーンルーム用バキューム | (ク) ステンレス製ワゴン                                    |
| (イ) 電動式洗浄機        | (ケ) サンドル                                         |
| (ウ) スクイージ         | (コ) プラスチックタイプディスポーザブル手袋<br>(使用前にアルコール消毒すること)     |
| (エ) ステンレスバケツ      | (サ) モップ（高度殺菌剤に1時間以上浸透殺菌すること）                     |
| (オ) 脚立            | (シ) 清拭用ウエス<br>(再汚染防止の為、滅菌バックを使用し、オートクレーブにて滅菌した物) |
| (カ) ラテックスグローブ     |                                                  |
| (キ) マスク           |                                                  |

※ (ア)～(コ)までのものについては、アルコール消毒後、再汚染防止の為ビニルにて養生し搬入、使用すること。

#### (3) 菌数測定用品

- |              |              |              |             |
|--------------|--------------|--------------|-------------|
| (ア) 表面付着一般細菌 | ・・・ 標準寒天培地   | (エ) 表面付着緑膿菌  | ・・・ MAS寒天培地 |
| (イ) 表面付着真菌   | ・・・ サブロー寒天培地 | (オ) 落下菌(暴露法) | ・・・ SCD寒天培地 |
| (ウ) 表面付着MRSA | ・・・ MOS寒天培地  |              |             |

#### (4) ガウンテクニック

クラス100対応無塵衣一式（再汚染防止の為、滅菌処理された物を使用すること）

### 4 作業要領

#### (1) 清掃・滅菌処理前の菌採取（測定ポイントは付紙第2のとおり）

- |                  |                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 表面付着菌（スタンプ法） | ・・・ 標準寒天培地は測定ポイントに圧力50g/cm <sup>2</sup> 5秒の操作で押し付ける。押し付けたポイントはエタノールで拭き取る。 |
| (イ) 落下菌（暴露法）     | ・・・ 寒天平板培地を測定ポイントに置き、静かに蓋を取り30分間暴露した後、培地を下にして蓋をする。                        |

(2) 特殊清掃、清拭滅菌及び滅菌処理工程

(ア) レベルⅠ (クラス100～1,000) : OR-6, 7, 前室、ICU無菌病室、7階西無菌室 (2床)

・吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| ① 天井部            | ④ 壁面空調吸気フィルター |
| ② HEPAフィルタープレネット | ⑤ 壁面空調吸気ボックス  |
| ③ 壁面             | ⑥ 床面          |

・清拭滅菌作業

高所から低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材 (テゴー51+アルコール又はEPA登録洗剤) で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤 (次亜塩素酸ナトリウム等) を用いて清拭する。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ① 天井部            | ⑩ 保温庫・保冷库      |
| ② HEPAフィルタープレネット | ⑪ 記録台          |
| ③ 照明器具           | ⑫ 情報パネル        |
| ④ メディカルスライドハンガー  | ⑬ 各種スイッチ類      |
| ⑤ 无影灯 (アーム含む)    | ⑭ 扉            |
| ⑥ 天井部酸素供給ホース     | ⑮ フットスイッチ      |
| ⑦ 壁面部            | ⑯ 壁面空調吸気ボックス内外 |
| ⑧ シェイクカステン       | ⑰ 手術台          |
| ⑨ 器具戸棚           | ⑱ 各什器・機器類      |

・洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを7枚分塗布 (硬度の高い抗菌ワックス剤を使用) する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド (0.5%水溶液) にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

(イ) レベルⅡ (クラス10,000) : 救急手術室、X線撮影室2、無菌製剤室、ICU401号室前室、熱傷浴室、OR-1～5・8、手術・回復ホール、滅菌器材庫、器材庫、1・2、滅菌・組立室、7階西無菌室、8階東分娩室

・吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 天井部            | ③ 壁面 |
| ② HEPAフィルタープレネット | ④ 床面 |

・清拭滅菌作業

高所から低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材 (テゴー51+アルコール又はEPA登録洗剤) で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤 (次亜塩素酸ナトリウム等) を用いて清拭する。

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① HEPAフィルタープレネット | ④ 各種スイッチ類 |
| ② 照明器具           | ⑤ 扉       |
| ③ 壁面             | ⑥ フットスイッチ |

・洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを3枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

(ウ) レベルⅢ（クラス100, 000）：救急総合診療処置室、手術室前室、ICU（病室・ホール・廊下）  
心カテ・IVR-CT検査室、人工透析室、隔離室、CAPD、  
5階東501号室、7階西無菌室前室、8階東（新生児室・未熟児室・  
831号室・832号室）

・吸塵作業

高所から低所へ次の手順によりクリーンルーム用バキュームで吸塵する。

- ① 天井部
- ② 床面

・清拭滅菌作業

高所から低所へ、室の奥から入口に向かって次の順序にて滅菌材（テゴー51+アルコール又はEPA登録洗剤）で清拭する。また、血液・体液が付着している場合は消毒用洗剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭する。

- ① 照明器具
- ② 壁面
- ③ 各種スイッチ類
- ④ 扉
- ⑤ フットスイッチ

・洗浄作業

床面の洗浄作業は、次の手順で行う。

- ① 室の奥より入口に向かって殺菌洗浄剤を散布する。
- ② ポリッシャーにて洗浄する。
- ③ スクイージーで汚水を回収する。
- ④ 殺菌水を含ませたモップで2度拭きする。
- ⑤ ワックスを2枚分塗布（硬度の高い抗菌ワックス剤を使用）する。
- ⑥ ワックス乾燥後、ステリハイド（0.5%水溶液）にて室の奥より入口に向かって後ずさりの姿勢で薬液を散布する。

(3) 清掃・殺菌処理後の菌採取

- (ア) 表面付着菌（スタンプ法）                      (ウ) 培養及び計測  
(イ) 落下菌（暴露法）

(4) 培養及び計測

- (ア) 表面付着一般細菌 35°                      (エ) 表面付着緑膿菌 37°  
(イ) 表面付着真菌 23°                      (オ) 落下菌（一般細菌） 35°  
(ウ) 表面付着MRSA 35°

恒温器にて培養し、寒天培地上に形成されたコロニー数（cfu）を測定して清浄度を判定する。

(5) 清潔管理（全体清拭消毒）

(ア) 院内清浄度区分

① 清浄度区分

清浄度レベル分類	清潔区域分類	NASA規格	清浄度レベル
----------	--------	--------	--------

レベルⅠ	超清潔区域	クラス 100・1,000	細菌、真菌を完全にゼロにする
レベルⅡ	清潔区域分類	クラス 10,000	〃 をほぼ完全にゼロにする
レベルⅢ	準清潔及び管理区域	クラス 100,000	〃 を減少させる

(イ) 培養した微生物写真及びコロニー数集計票を添付した報告書を2部提出すること。

※ 作業日程及び詳細は事前に官側担当者と調整すること。

## 5 その他

- (1) 対象面積表は、付紙第1『環境殺菌消毒対象面積表』による。
- (2) 殺菌測定ポイント数は、付紙第2『殺菌消毒管理対象ポイント表』による。
- (3) 各室天井取付器具リストは、付紙第3『各室天井取付機器リスト表』による。

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		床材質面積							日常清掃	定期清掃
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他		
西階段・西附室	B2F	34.32							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	32.08							〃	〃
東階段・東附室	〃	34.39							〃	〃
歩道部・ELVホール1・2	〃	99.12							〃	〃
<b>B2F 小計</b>		<b>199.91</b>	-	-	-	-	-	-	<b>199.91</b>	<b>199.91</b>
西階段・西附室	B1F	43.79							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	41.35							〃	〃
東階段・東附室	〃	44.77							〃	〃
廊下・ELVホール1・2	〃	604.19							〃	〃
前室・搬出廊下	〃	52.76							〃	〃
前室5・6WC・湯沸し	〃	32.00							〃	〃
霊安室1・2	〃			74.18					週2回	年2回
解剖更衣室(男・女)	〃	20.32							週2回	年4回
放射線治療・RI検査室	〃	251.58							1日2回以上	〃
多目的トイレ・職員用トイレ	〃	7.10							〃	〃
職員用シャワー室(男・女)	〃	23.50							〃	〃
供用トイレ(男・女)	〃	30.42							〃	〃
<b>B1F 小計</b>		<b>1,151.78</b>	-	<b>74.18</b>	-	-	-	-	<b>1,225.96</b>	<b>1,225.96</b>
西階段・西附室	1F	41.23							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.07							〃	〃
東階段・東附室	〃	42.44							〃	〃
ELV1～8・10	〃	35.10							〃	〃
待合1・2・3、廊下1・2	〃	744.94	554.92	347.29					〃	〃
放射線検査(画像診断)	〃	406.22	201.50	11.10					〃	〃
内視鏡検査室	〃	369.06							〃	〃
泌尿器科・整形外科・リハビリ科	〃	212.20		62.65					〃	〃
耳鼻咽喉科・放射線・泌尿器科	〃	162.30		60.97					〃	〃
外科・心臓血管外科・麻酔科	〃	328.20		58.04					〃	〃
救急外来	〃	395.55							〃	〃
供用トイレ1(男女)・多目的トイレ	〃	23.72							〃	〃
時間外入口・風除室	〃				43.02			33.84	〃	年2回
医事課控室1・2・相談室1・2	〃			42.19					〃	〃
DI室前通路	〃	36.74							〃	〃
中央供用・多目的トイレ2(男女)	〃	37.28							〃	〃
配膳ELVホール	〃	14.55							〃	〃
正面玄関・風除	〃				760.92				〃	年2回
屋外非常階段(南北)	〃							57.68	週2回	〃
正面玄関・救急車・屋外道路	〃							848.10	1日2回以上	〃
<b>1F 小計</b>		<b>2,880.60</b>	<b>756.42</b>	<b>582.24</b>	<b>803.94</b>	-	-	<b>939.62</b>	<b>5,962.82</b>	<b>5,057.04</b>
西階段・西附室	2F	43.83							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	32.11							〃	〃
東階段・東附室	〃	44.02							〃	〃
歯科外来	〃		285.33						〃	〃
産婦人科・中・外待合・7番受付	〃	170.75		84.66					〃	〃
内科・眼科外来	〃	411.30		122.93					〃	〃
皮膚科・形成外科・小児科	〃	338.61		97.70			9.08		〃	〃
プレイコーナー・授乳室	〃	11.29					9.29		〃	〃
臨床検査受付・採血・中待合	〃	63.23							〃	〃
生理検査室・中待合	〃	167.24		78.14					〃	〃
精神神経科	〃	188.46							〃	〃
廊下・待合	〃	427.51	478.37	124.26					〃	〃
採尿トイレ(男女)	〃	56.97							〃	〃
中央供用・多目的トイレ(男女)	〃	29.75							〃	〃
健康管理センター	〃	60.11		205.62					〃	〃
西側供用トイレ	〃	19.29							〃	〃
エスカレーター	〃							27.92	〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							51.93	週2回	〃
<b>2F 小計</b>		<b>2,064.47</b>	<b>763.70</b>	<b>713.31</b>	-	-	<b>18.37</b>	<b>79.85</b>	<b>3,639.70</b>	<b>3,559.85</b>
西階段・西附室	3F	42.71							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	32.06							〃	〃
東階段・東附室	〃	43.68							〃	〃
西供用トイレWC(男女)・多目的・湯沸室	〃	43.81							〃	〃
東供用トイレWC(男女)・多目的・湯沸室	〃	44.87							〃	〃
来賓用トイレ	〃	22.23							〃	〃
院長・副院長・応接室・秘書・湯沸室	〃			173.74					〃	〃
配膳ELVホール	〃	13.64							1日2回以上	〃
廊下・ELV1・2ホール	〃	38.49		1,063.58					〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							34.20	週2回	〃
<b>3F 小計</b>		<b>281.49</b>	-	<b>1,237.32</b>	-	-	-	<b>34.20</b>	<b>1,379.27</b>	<b>1,518.81</b>

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		床材質面積							日常清掃	定期清掃
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他		
西階段・西附室	4F	40.05							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	33.59							〃	〃
東階段・東附室	〃	43.68							〃	〃
理学療法室(PT)	〃					239.55			1日1回以上	年1回
水治療室等	〃				94.77				〃	年4回
作業療法室(OT)	〃					158.51		11.16	〃	年1回
トイレトレーニング室	〃	3.74							〃	年4回
入浴トレーニング室	〃	9.84							〃	〃
メンタルリハ	〃	78.30		41.36					〃	〃
集中治療室(ICU)部門	〃	448.73	95.96	16.41					1日2回以上	〃
手術室部門	〃	903.03	63.96	44.10					〃	〃
回収廊下	〃	113.21							〃	〃
中央材料室(滅菌・組立室)	〃	124.07						65.36	1日1回以上	〃
ME器材庫	〃							75.09	〃	〃
人工透析室部門	〃	180.78							1日2回以上	〃
家族控室	〃			52.67				1.00	〃	〃
共用トイレ(男女)	〃	25.61							〃	〃
多目的トイレ	〃	7.27							〃	〃
TELコーナー	〃	6.47							〃	〃
配膳ELVホール	〃	12.72							〃	〃
廊下・ELV1・2ホール	〃	700.63							〃	〃
職能開センター4階トイレ	〃	8.49							〃	〃
職能開センター運動療法室	〃					240.77			1日1回以上	年1回
屋外非常階段(南北)	〃							62.10	週2回	〃
4F 小計		2,740.21	159.92	154.54	94.77	638.83	-	152.61	3,865.79	3,803.69
西階段・西附室	5F	33.47							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.58							〃	〃
5階西側(北)病棟等	〃	219.58							〃	〃
5階西側(西)病棟等	〃	267.48							〃	〃
5階西側(南)病棟等	〃	201.18							〃	〃
5階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.30							〃	〃
5階西側職員・多目的トイレ	〃	26.84							〃	〃
5階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.19							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
5階西スタッフステーション	〃		82.30						〃	〃
処置室	〃	19.53							〃	〃
5階東側(北)病棟等	〃	211.57							〃	〃
5階東側(東)病棟等	〃	266.91							〃	〃
5階東側(南)病棟等	〃	201.67							〃	〃
特別室	〃	16.32		120.69				6.55	〃	〃
5階東側共用トイレ汚物処理室	〃	33.22							〃	〃
5階東側職員トイレ	〃	25.22							〃	〃
5階東側介助浴室	〃	4.19			6.95				〃	〃
5階東側観察室2・3	〃	38.10							〃	〃
5階東スタッフステーション	〃		85.94						〃	〃
総合指導室	〃	21.46							〃	〃
東側シャワー室3・4	〃	3.39							〃	〃
東側洗濯・乾燥室	〃	8.55							〃	〃
廊下・デイスベース1~6・配膳ホール	〃	845.51							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	86.65							〃	〃
TEL・面会室	〃	9.68							〃	〃
仮眠室	〃	9.22							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							91.41	週2回	〃
5F 小計		2,668.47	168.24	120.69	13.96	-	-	97.96	3,069.32	2,977.91
西階段・西附室	6F	33.27							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.57							〃	〃
6階西側(北)病棟等	〃	199.38							〃	〃
6階西側(西)病棟等	〃	236.47							〃	〃
6階西側(南)病棟等	〃	198.92							〃	〃
6階西側共用トイレ汚物処理室	〃	32.25							〃	〃
6階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.20							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.48							〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.50							〃	〃
観察室1	〃	41.69							〃	〃

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		床材質面積							日常清掃	定期清掃
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他		
6階西スタッフステーション	6F		82.68						1日2回以上	年4回
職員用トイレ(男女)	〃	15.32							〃	〃
処置室・観察室2・トイレ	〃	40.92							〃	〃
6階東側(北)病棟等	〃	198.84							〃	〃
6階東側(東)病棟等	〃	236.44							〃	〃
6階東側(南)病棟等	〃	199.25							〃	〃
6階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.22							〃	〃
6階東側介助浴室	〃	4.15			7.01				〃	〃
6階東側特殊浴場	〃		85.78		19.51				〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	6.89							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
TEL・面会室	〃	9.25							〃	〃
6階東スタッフステーション	〃								〃	〃
食堂・デイルーム	〃	87.69							〃	〃
廊下・デイスベース1～6・配膳ホール	〃	866.56							〃	〃
東器材収納庫1	〃	19.85							〃	〃
西器材収納庫2	〃	20.69							〃	〃
東リネン庫1	〃	8.06							〃	〃
西リネン庫2	〃	7.88							〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							77.30	週2回	〃
<b>6F 小計</b>		<b>2,639.41</b>	<b>168.46</b>	<b>-</b>	<b>33.53</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>77.30</b>	<b>2,918.70</b>	<b>2,841.40</b>
西階段・西附室	7F	33.45							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	31.99							〃	〃
東階段・東附室	〃	33.75							〃	〃
7階西側(北)病棟等	〃	137.84							〃	〃
プレイルーム	〃							13.57	〃	〃
処置室	〃	18.82							〃	〃
無菌病室	〃	62.65							〃	〃
7階西側(西)病棟等	〃	236.53							〃	〃
7階西側(南)病棟等	〃	200.86							〃	〃
7階西側共用トイレ汚物処理室	〃	37.79							〃	〃
7階西側介助浴室	〃	4.13			7.01				〃	〃
西リネン庫1	〃	10.29							〃	〃
西器材収納庫1	〃	20.69							〃	〃
西側シャワー室1・2	〃	7.19							〃	〃
西側洗濯・乾燥室	〃	8.45							〃	〃
7階西側共用トイレ汚物処理室	〃	33.18							〃	〃
処置室・観察室1・トイレ	〃	40.96							〃	〃
7階西スタッフステーション	〃		81.71						〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.50							〃	〃
職員用トイレ(男女)	〃	15.32							〃	〃
7階東側(北)病棟等	〃	198.43							〃	〃
7階東側(東)病棟等	〃	236.38							〃	〃
7階東側(南)病棟等	〃	322.68							〃	〃
7階西側共用トイレ汚物処理室	〃	34.20							〃	〃
7階東側介助浴室	〃	4.15			7.02				〃	〃
7階東側特殊浴場	〃				19.39				〃	〃
東側シャワー室3・4	〃	7.19							〃	〃
東側洗濯・乾燥室	〃	8.54							〃	〃
処置室・観察室2・トイレ	〃	39.75							〃	〃
東リネン庫2	〃	10.29							〃	〃
東器材収納庫2	〃	19.85							〃	〃
7階東スタッフステーション	〃		86.10						〃	〃
廊下・デイスベース1～6・配膳ホール	〃	850.09							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	88.70							〃	〃
面会室	〃	7.58							〃	〃
TEL・車椅子対応TEL	〃	4.65							〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
屋外非常階段(南北)	〃							74.10	週2回	〃
<b>7F 小計</b>		<b>2,814.88</b>	<b>167.81</b>	<b>-</b>	<b>33.42</b>	<b>-</b>	<b>13.57</b>	<b>74.10</b>	<b>3,103.78</b>	<b>3,029.68</b>
西階段・西附室	8F	33.23							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	30.25							〃	〃
東階段・東附室	〃	32.63							〃	〃
8階西側(北)病棟	〃	183.41							〃	〃
リネン庫1	〃	6.39							〃	〃
プレイルーム	〃	13.60							〃	〃
処置室	〃	18.82							〃	〃

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		床材質面積							日常清掃	定期清掃
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他		
浴室(幼児)・浴室1	8F	8.57							1日2回以上	年4回
サブスタッフステーション	〃		81.38						〃	〃
職員トイレ・更衣室等	〃	15.69							〃	〃
器材庫(感染症病棟)	〃	4.70							〃	〃
8西汚物処理室	〃	5.22							〃	〃
8階西側(西)病棟	〃	189.54							〃	〃
8階西側(南)病棟	〃	196.73							〃	〃
8西汚物処理室1	〃	10.28							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.49							〃	〃
洗濯乾燥室	〃	7.41							〃	〃
浴室2	〃	4.91							〃	〃
病室(2床)850号室	〃	20.31							〃	〃
8西スタッフステーション	〃		81.97						〃	〃
仮眠室	〃	12.01							1日1回以上	〃
職員用トイレ(男女)	〃	11.05							1日2回以上	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.53							〃	〃
病室(2床)835号室	〃	24.54							〃	〃
TEL(車椅子)	〃	3.03							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	88.46							〃	〃
内科処置室	〃	18.61							〃	〃
洗濯乾燥・浴室3	〃	10.18			5.76				〃	〃
8階東側供用トイレ汚物処理室	〃	32.04							〃	〃
分娩室	〃	39.40							〃	〃
LDR1・2、洗浄室	〃	80.24							〃	〃
シャワー室1	〃	1.65							〃	〃
分娩室前トイレ	〃	3.54							〃	〃
授乳室・沐浴室1	〃	26.99							〃	〃
新生児・未熟児室・前室3	〃	70.30							〃	〃
処置内診室	〃	15.68							〃	〃
沐浴室2	〃	7.34							〃	〃
シャワー室2	〃	5.20							〃	〃
器材収納室	〃				18.59				〃	〃
8階東側(東)病棟等	〃	241.01							〃	〃
8階東側(南)病棟等	〃	196.64							〃	〃
8東スタッフステーション	〃		85.69						〃	〃
リネン庫3	〃	3.37							〃	〃
廊下・ディスプレイ1～6・配膳ホール	〃	818.90							〃	〃
屋外非常階段(南北)	〃							74.40	週2回	
<b>8F 小計</b>		<b>2,531.89</b>	<b>249.04</b>	<b>-</b>	<b>24.35</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>74.40</b>	<b>2,879.68</b>	<b>2,805.28</b>
西階段・西附室	9F	33.31							1日2回以上	年4回
中央階段・中央附室	〃	30.58							〃	〃
東階段・東附室	〃	36.73							〃	〃
9階西側(北)病棟	〃	180.60							〃	〃
リネン庫1・器材庫1	〃	15.81							〃	〃
処置室	〃	9.47							〃	〃
仮眠室	〃	9.40							1日1回以上	〃
8階西側(西)病棟	〃	176.42							1日2回以上	〃
陰圧処置室	〃	13.16							〃	〃
西汚物処理室2	〃	9.77							〃	〃
収納1	〃	6.54							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.59							〃	〃
TELコーナー	〃	1.15							〃	〃
更衣室・トイレ	〃	7.84							〃	〃
サブスタッフステーション	〃		22.52						〃	〃
浴室1	〃	4.27			6.88				〃	〃
9西デイルーム1	〃	41.82							〃	〃
9階西側(南)病棟	〃	174.80							〃	〃
9西汚物処理室	〃	7.08							〃	〃
TELコーナー(車椅子)	〃	2.82							〃	〃
多目的トイレ	〃	3.63							〃	〃
9西洗濯・乾燥室	〃	6.88							〃	〃
浴室2	〃	2.66							〃	〃
9西スタッフステーション	〃		66.70						〃	〃
病室(1床室)950号室	〃	16.23							〃	〃
職員用トイレ(男女)	〃	9.94							〃	〃
東・西側カンファレンス・面談室	〃	36.23							〃	〃
北側トイレ(廊下93)	〃	5.46							〃	〃
食堂・デイルーム	〃	47.93							〃	〃

## 日常・定期清掃作業基準表

## (1)床部分

実施場所	階	作業箇所							作業回数及び面積	
		床材質面積							日常清掃	定期清掃
		ビニル床シート	ビニル床タイル	タイルカーペット	磁器質床タイル	フローリング	コルクタイル	その他		
面会室1	9F	7.55							1日2回以上	年4回
器材庫2	"	13.46							"	"
病室(910・911号室)	"	39.27							"	"
私物庫	"	13.43							1日1回以上	"
9階東供用トイレ・汚物処理室	"	36.85							1日2回以上	"
9階東側(北)病棟	"	145.09							"	"
リラクゼーションルーム	"	5.15							"	"
介助シャワー室	"	3.09							"	"
観察・治療室	"	26.91							"	"
面会室2	"	10.80							"	"
シャワー室2・浴室4・5	"	16.87							"	"
9東(北)トイレ	"	4.60							"	"
9階東側(東)病棟	"	186.33							"	"
ディールーム2	"	57.17						20.90	"	"
リネン庫2・3	"	9.09							"	"
9東洗濯・乾燥室	"	10.10							"	"
浴室3	"	7.53			8.42				"	"
9階東側(南)病棟	"	164.31							"	"
9東スタッフステーション	"		89.07						"	"
廊下・ディスプレイ1~6・配膳ホール	"	933.89							"	"
屋外非常階段(南北)	"							74.51	週2回	
9F 小計		2,585.61	178.29	-	15.30	-	-	95.41	2,874.61	2,800.10
西階段・西附室	10F	37.28							1日1回以上	年2回
中央階段・中央附室	"	29.26							"	"
東階段・東附室	"	37.25							"	"
廊下・ELV1、2ホール	"	139.84							"	"
10F 小計		243.63	-	-	-	-	-	-	243.63	243.63
西階段	PHF	13.52							1日1回以上	年1回
東階段	"	13.52							"	"
		27.04	-	-	-	-	-	-	27.04	27.04
メインエントランス柱・壁	1F							267.19		年2回
エントランスホール柱・壁	"							154.61		"
風除室 天井	"							25.31	月1回以上	"
風除室	"							62.83	1日2回以上	"
エントランスホール柱・壁	2F							87.35	1日1回以上	
1F 小計		-	-	-	-	-	-	597.29	175.49	509.94
合計		22,829.39	2,611.88	2,808.10	924.50	638.83	31.94	2,188.54	31,497.26	30,498.32

## (2)窓ガラス・網戸清掃作業基準表

## 日常・定期清掃作業基準表

実施場所	階	窓ガラス		網戸			日常清掃	定期清掃
		日常清掃	定期清掃	定期清掃	枚数	備考		
病院本館	地下1階	-	94.16		26.12	20.00	日1回以上	年2回
	1階	68.33	1,544.48		70.77	43.00		
	2階	91.54	1,025.38		57.22	42.00		
	3階	11.95	699.39		180.28	66.00		
	4階	73.43	673.51		93.30	66.00		
	5階	100.93	948.58		126.48	80.00		
	6階	81.32	976.02		135.24	89.00		
	7階	99.51	976.02		135.24	86.00		
	8階	139.42	898.65		122.43	78.00		
	9階	114.70	1,050.17		126.65	80.00		
	10階	-	41.40		-	-		
PH階	-	24.00		-	-			
小計		781.13	8,951.76		1,073.73	650.00		
職業能力開発センター	1階	-	31.98		-	-		年1回
	2階	-	95.11		29.95	20.00		
	3階	-	98.37		32.05	20.00		
	4階	-	535.10		-	-		
小計		-	760.56		62.00	40.00		
第六隊舎		-	413.26					年1回
食厨教場		-	132.88					"
教育棟		-	90.83					"
小計		-	636.97					
合計		781.13	10,349.29		1,135.73	690.00		

## (3)屋外部分

## 日常・定期清掃作業基準表

実施場所 (病院本館)	階	床 材 質 面 積				定期 清掃	植 裁 剪 定 等	定期清掃	
		磁器質 床タイル	塗り床	コンクリ ート打ち	木床				
北・東側外部通路	1階	565.22	-	-	-	年2回	29.92	年3回	
南側外部通路		28.83	-	-	-		97.89		
西側外部通路		64.47	-	-	-		234.85		
小計		<b>658.52</b>	-	-	-		<b>362.66</b>		
北側外部通路	2階	-	117.34	-	-		-	-	
東側外部通路		-	103.53	-	-		-	-	
西側外部通路		-	103.22	-	-		-	-	
小計		-	<b>324.09</b>	-	-		-	-	
北側外部通路	3階	-	109.92	-	-		-	-	
東側・屋上外部通路		132.29	192.28	-	-		-	163.43	
西側・屋上外部通路		132.33	192.16	-	-	-	163.30		
小計		<b>264.62</b>	<b>494.36</b>	-	-	-	<b>326.73</b>		
北側外部通路	4階	86.99	-	-	59.75	-	-		
東側・屋上外部通路		-	-	81.14	-	-	39.17		
南側外部通路		-	46.16	-	68.80	-	-		
西側・屋上外部通路		-	266.99	-	6.46	-	135.76		
小計		<b>86.99</b>	<b>313.15</b>	<b>81.14</b>	<b>75.26</b>	-	<b>174.93</b>		
北側・屋上外部通路	5階	83.46	-	214.83	59.75	-	420.46	年3回	
東側外部通路		-	61.85	-	-	-	355.13		
南側外部通路		-	98.66	-	-	-	-		
西側外部通路		-	61.85	-	-	-	166.57		
小計		<b>83.46</b>	<b>222.36</b>	<b>214.83</b>	<b>59.75</b>	-	<b>521.70</b>		
北側・屋上外部通路	6階	-	134.08	-	-	-	86.25		
東側外部通路		-	138.50	-	-	-	-		
南側外部通路		-	99.11	-	-	-	-		
西側外部通路		-	138.64	-	-	-	-		
小計		-	<b>510.33</b>	-	-	-	<b>86.25</b>		
北側外部通路	7階	-	122.08	-	-	-	-		
東側外部通路		-	140.43	-	-	-	-		
南側外部通路		-	99.81	-	-	-	-		
西側外部通路		-	140.43	-	-	-	-		
小計		-	<b>502.75</b>	-	-	-	-		
北側外部通路	8階	-	121.96	-	-	-	-		
東側外部通路		-	139.28	-	-	-	-		
南側外部通路		-	98.59	-	-	-	-		
西側外部通路		-	140.54	-	-	-	-		
小計		-	<b>500.37</b>	-	-	-	-		
北側外部通路	9階	-	121.53	-	-	-	-		
東側外部通路		-	129.76	-	-	-	-		
南側外部通路		-	98.56	-	-	-	-		
西側外部通路		-	139.70	-	-	-	-		
小計		-	<b>489.55</b>	-	-	-	-		
合計		<b>923.14</b>	<b>3,356.96</b>	<b>295.97</b>	<b>135.01</b>	-	<b>1,472.27</b>		

実施場所 (職能開発能力センター)	階	床 材 質 面 積			定期 清掃	植 裁 剪 定 等	定期清掃	
		磁器質床タイル	コンクリ ート打ち	塗り床				
北側外部通路	2階	-	104.16	-	年2回	134.72	年3回	
東側外部通路		-	-	22.09		-		
南側外部通路		-	-	63.53		-		-
小計		-	<b>104.16</b>	<b>85.62</b>		-	<b>134.72</b>	
北側外部通路	3階	-	-	-		-	-	
東側外部通路		-	149.00	-		-	-	
南側外部通路		-	-	-		-	-	-
小計		-	<b>149.00</b>	-		-	-	
北側外部通路	4階	-	-	-		-	-	
東側外部通路		-	417.13	19.87		-	70.89	
南側外部通路		-	-	-	-	97.50		
小計		-	<b>417.13</b>	<b>19.87</b>	-	<b>168.39</b>		
合計		-	<b>670.29</b>	<b>105.49</b>	-	<b>303.11</b>		

## 日常・定期清掃作業床材質等総括表

材質	ビニル床シート									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	270.67	44,467.30	20.32	-	小計	27.04	487.26	-	88,942.40	
合計	44,758.29				合計	89,456.70				
材質	ビニル床タイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	5,225.76	-	-	小計	-	-	-	10,357.44	
合計	5,225.76				合計	10,357.44				
材質	タイルカーペット									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	41.36	5,533.48	148.36	-	小計	-	148.36	-	11,232.40	
合計	5,723.20				合計	11,380.76				
材質	磁器質タイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	122.69	1,821.08	-	-	小計	-	3,795.06	-	861.32	
合計	1,943.77				合計	4,656.38				
材質	コルクタイル									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	63.88	-	-	小計	-	-	-	127.76	
合計	63.88				合計	127.76				
材質	フローリング(木床)									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	638.83	-	-	-	小計	638.83	-	-	-	
合計	638.83				合計	638.83				
材質	塗床									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	65.36	-	-	-	小計	-	6,924.90	-	561.80	
合計	65.36				合計	7,486.70				
材質	その他の床材質									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	76.52	1,876.62	1,046.24	-	小計	-	929.64	-	83.60	
合計	2,999.38				合計	1,013.24				
材質	大理石(柱・壁)									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	87.35	125.66	-	-	小計	-	969.26	-	-	
合計	213.01				合計	969.26				
材質	窓ガラス・網戸清掃									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	-	-	-	小計	924.42	11,005.56	-	-	
合計	-				合計	11,929.98				
材質	植栽剪定									備考
日常清掃	日/1回	日/2回	週/2回	月/1回	定期清掃	年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
小計	-	-	-	-	小計	-	-	5,326.14	-	
合計	-				合計	5,326.14				

ビニル床シート								
日常清掃				定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回
B2F	399.82	-	-		-	-	-	799.64
B1F	2,262.92	-	20.32		-	-	-	4,607.12
1F	5,724.46	-	-		-	-	-	11,375.44
2F	4,128.94	-	-		-	-	-	8,257.88
3F	558.28	-	-		-	-	-	1,116.56
4F	5,048.52	-	-		-	-	-	10,097.04
5F	5,318.50	-	-		-	-	-	10,637.00
6F	5,254.80	-	-		-	-	-	10,509.60
7F	5,605.74	-	-		-	-	-	11,211.48
8F	5,039.76	-	-		-	-	-	10,079.52
9F	5,125.56	-	-		-	-	-	10,251.12
10F	-	243.63	-		-	487.26	-	-
PHF	-	27.04	-		27.04	-	-	-
合計	<b>44,467.30</b>	<b>270.67</b>	<b>20.32</b>		<b>27.04</b>	<b>487.26</b>	-	<b>88,942.40</b>
ビニル床タイル								
日常清掃				定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回
B2F	-	-	-		-	-	-	-
B1F	-	-	-		-	-	-	-
1F	1,512.84	-	-		-	-	-	3,025.68
2F	1,527.40	-	-		-	-	-	3,054.80
3F	-	-	-		-	-	-	-
4F	319.84	-	-		-	-	-	639.68
5F	336.48	-	-		-	-	-	672.96
6F	336.92	-	-		-	-	-	673.84
7F	337.62	-	-		-	-	-	671.24
8F	498.08	-	-		-	-	-	996.16
9F	356.58	-	-		-	-	-	623.08
10F	-	-	-		-	-	-	-
PHF	-	-	-		-	-	-	-
合計	<b>5,225.76</b>	-	-		-	-	-	<b>10,357.44</b>
タイルカーペット								
日常清掃				定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回
B2F	-	-	-		-	-	-	-
B1F	-	-	148.36		-	148.36	-	-
1F	1,164.48	-	-		-	-	-	2,328.96
2F	1,426.62	-	-		-	-	-	2,853.24
3F	2,474.64	-	-		-	-	-	4,949.28
4F	226.36	41.36	-		-	-	-	618.16
5F	241.38	-	-		-	-	-	482.76
6F	-	-	-		-	-	-	-
7F	-	-	-		-	-	-	-
8F	-	-	-		-	-	-	-
9F	-	-	-		-	-	-	-
10F	-	-	-		-	-	-	-
PHF	-	-	-		-	-	-	-
合計	<b>5,533.48</b>	<b>41.36</b>	<b>148.36</b>		-	<b>148.36</b>	-	<b>11,232.40</b>

磁器質タイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,607.88	-	-		-	2,924.92	-	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	529.24	-	-	
4F	-	94.77	-		-	173.98	-	379.08	
5F	-	27.92	-		-	166.92	-	55.84	
6F	67.06	-	-		-	-	-	134.12	
7F	66.84	-	-		-	-	-	133.68	
8F	48.70	-	-		-	-	-	97.40	
9F	30.60	-	-		-	-	-	61.20	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>1,821.08</b>	<b>122.69</b>	-		-	<b>3,795.06</b>	-	<b>861.32</b>	
大理石(柱・壁)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	125.66	-	-		-	969.26	-	-	
2F	-	87.35	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	-	-		-	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>125.66</b>	<b>87.35</b>	-		-	<b>969.26</b>	-	-	
ガラス清掃									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	120.28	-	-	
1F	68.33	-	25.31		-	1,615.25	-	-	
2F	91.54	-	-		-	1,082.60	-	-	
3F	11.95	-	-		-	789.53	-	-	
4F	73.43	-	-		-	766.81	-	-	
5F	100.93	-	-		-	1,075.06	-	-	
6F	81.32	-	-		-	1,111.27	-	-	
7F	99.51	-	-		-	1,111.27	-	-	
8F	139.42	-	-		-	1,021.08	-	-	
9F	114.70	-	-		-	1,176.82	-	-	
10F	-	-	-		-	41.40	-	-	
PHF	-	-	-		-	24.00	-	-	
合計	<b>781.13</b>	-	<b>25.31</b>		-	<b>9,935.37</b>	-	-	

ガラス清掃(職業能力開発センター)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
1F	-	-	-		31.98	-	-	-	
2F	-	-	-		125.07	-	-	-	
3F	-	-	-		130.42	-	-	-	
4F	-	-	-		-	1,070.20	-	-	
屋上	-	-	-		-	-	-	-	
合計	-	-	-		287.47	1,070.20	-	-	
ガラス清掃(第6隊舎等)									
日常清掃					定期清掃				
建物別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
第6隊舎	-	-	-		413.26	-	-	-	
教育棟	-	-	-		90.83	-	-	-	
食厨教場	-	-	-		132.88	-	-	-	
合計	-	-	-		636.97	-	-	-	
植栽剪定									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	1,087.98	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	980.19	-	
4F	-	-	-		-	-	524.79	-	
5F	-	-	-		-	-	1,565.10	-	
6F	-	-	-		-	-	258.75	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター1F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター2F	-	-	-		-	-	404.16	-	
職能センター3F	-	-	-		-	-	-	-	
職能センター4F	-	-	-		-	-	505.17	-	
合計	-	-	-		-	-	5,326.14	-	
フローリング(木床)									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	-	-	-		-	-	-	-	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	638.83	-		638.83	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	-	-	-		-	-	-	-	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	-	638.83	-		638.83	-	-	-	

コルクタイル									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	36.74	-	-		-	-	-	73.48	
3F	-	-	-		-	-	-	-	
4F	-	-	-		-	-	-	-	
5F	-	-	-		-	-	-	-	
6F	-	-	-		-	-	-	-	
7F	27.14	-	-		-	-	-	54.28	
8F	-	-	-		-	-	-	-	
9F	-	-	-		-	-	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>63.88</b>	-	-		-	-	-	<b>127.76</b>	
その他の床材質									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	1,763.88	-	115.36		-	67.68	-	-	
2F	55.84	-	103.86		-	-	-	-	
3F	-	-	68.40		-	-	-	-	
4F	2.00	76.52	124.20		-	312.80	-	-	
5F	13.10	-	182.82		-	549.16	-	-	
6F	-	-	154.60		-	-	-	-	
7F	-	-	148.20		-	-	-	-	
8F	-	-	148.80		-	-	-	-	
9F	41.80	-	-		-	-	-	83.60	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
合計	<b>1,876.62</b>	<b>76.52</b>	<b>1,046.24</b>		-	<b>929.64</b>	-	<b>83.60</b>	
塗床									
日常清掃					定期清掃				
階層別	日/2回	日/1回	週/2回		年/1回	年/2回	年/3回	年/4回	
B2F	-	-	-		-	-	-	-	
B1F	-	-	-		-	-	-	-	
1F	-	-	-		-	-	-	-	
2F	-	-	-		-	648.18	-	-	
3F	-	-	-		-	988.72	-	-	
4F	-	65.36	-		-	626.30	-	561.80	
5F	-	-	-		-	444.72	-	-	
6F	-	-	-		-	1,020.66	-	-	
7F	-	-	-		-	1,005.50	-	-	
8F	-	-	-		-	1,000.74	-	-	
9F	-	-	-		-	979.10	-	-	
10F	-	-	-		-	-	-	-	
PHF	-	-	-		-	-	-	-	
機能センター1F	-	-	-		-	-	-	-	
機能センター2F	-	-	-		-	171.24	-	-	
機能センター3F	-	-	-		-	-	-	-	
機能センター4F	-	-	-		-	39.74	-	-	
合計	-	<b>65.36</b>	-	-	-	<b>6,924.90</b>	-	<b>561.80</b>	

## 廃棄物資源化・減容化処理業務

## 1 目 的

本業務は、当病院から搬出する廃棄物の資源化及び減容化により減量化を実現する事を目的とする。

## 2 業務内容

付紙第1「廃棄物資源化・減容化処理業務要領」を参照すること。

## (1) 紙類の整理

コピー用紙、新聞紙、雑誌等の分別整理、段ボールの解体、整理を行う。

## (2) 一般廃棄物・産業廃棄物の整理

廃棄物保管場所に搬出された、一般廃棄物・産業廃棄物及び感染性廃棄物の点検整理を行う。

## (3) 作業場所の清潔保持

作業終了後、機械器具類及び作業場所の清掃を行い、清潔の保持に努めること。又、定期的に消毒清掃を行うこと。

## 3 業務時間等

## (1) 廃棄物処理

(ア) 清掃業者により収集した廃棄物は指定された種類に分別し、別に指定した場所に集積して処理業務を行うこと。

(イ) 塵芥回収時間帯（平日：月～金曜日）

08:00～09:00 1・2F外来、4FOR・ICU、5～9F病棟

（金曜日は15:00～16:00の間も回収を実施）

(ウ) 病院職員等のゴミ搬入時間帯（平日：月～金曜日）

08:30～09:00 病棟・その他（外来除く）

13:00～13:30 外 来

## (2) 感染性廃棄物専用容器の収集

(ア) 各病棟及び外来診察室等にある感染性廃棄物専用容器（以下「MDボックス」という。）の回収を行うこと。

(イ) 各病棟及び外来診察室等の一杯になったMDボックスを集積所まで運び、空のMDボックスと交換し、回収して来た先に運搬すること。

(ウ) 受託者は、各部門からのMDボックス交換依頼があった場合の対応を速やかに行うこと。

(エ) 医療廃棄物回収時間帯（平日：月～金曜日）

13:00～13:30 病棟・その他（外来除く）

15:00～15:30 外 来

## 4 受託者の責務

## (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、「再生資源利用促進法」・「東京都廃棄物の条例」及び関連法令等を遵守すること。

## (2) 履行上の注意

- (ア) 公的医療機関である自衛隊中央病院が自衛官等に医療サービスを提供するものであることを十分認識した上、誠実に業務を履行し、身だしなみ、言葉づかいなどにも細心の注意を払うこと。
- (イ) 業務を処理する上で不明な事項等が生じたときは、主観的な判断で処理することなく、その都度病院担当官と協議し処理すること。
- (3) 守秘義務  
受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。これは、契約の解除及び期間満了後に於いても同様とする。
- (4) 信用失墜行為の禁止  
受託者は、防衛省（中央病院）の信用を失墜するような行為はしてはならない。
- (5) 実施責任者の選任等  
受託者は、受託業務を円滑に執行するため、業務の現場における実施責任者（以下「実施責任者」という。）を選任し、病院担当者に届け出なければならない。  
なお、実施責任者については、特別産業廃棄物管理責任者講習修了者とする。但し、排出に関する責任は発注者側による。
- (6) 業務従事者の管理
- (ア) 業務従事者の明確化  
受託者は、受託業務の実施に先立ち、業務従事者に業務を行うのに適した、かつ統一された服装及び名札を着用させなければならない。なお、これに関わる費用は受託者の負担とする。
- (イ) 業務従事者の指導教育  
受託者は、当病院の清掃業務等に支障をきたすことのないよう業務従事者に対して受託業務上必要な指導教育等を実施し、円滑な業務の確保を図ること。
- (ウ) 業務従事者の健康管理  
受託者は、労働安全衛生法に基づき、定期健康診断を実施するとともに、常に業務従事者の健康に留意し、従事者が病毒伝染の危険のある疾病等に罹患した時は、当該従事者を業務に従事させないこと。
- (7) 業務日誌の提出  
受託者は、業務日誌に処理状況その他業務上取扱った事項を記入し、業務終了後、病院担当者に提出し承諾を得ること。
- (8) 関係書類等の取扱い  
受託者は、業務の仕様書及びその他関係書類を委託者の承諾なく持ち出し、使用し又は複写しもしくは複製してはならない。
- (9) 損害の予防及び破損箇所の報告
- (ア) 危害及び損害の予防  
受託者は、業務の実施に当たっては、病院又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を取らなければならない。又、危害もしくは損害を与えた場合又はそのおそれのある場合には、実施責任者は直ちに病院担当者に報告すること。
- (イ) 業務従事者は、業務中に破損箇所及び故障箇所を発見したときは、病院担当者に速やかに報告すること。

## 5 控 室

委託業務遂行上必要な控室（場所は、別図による）は無償で貸与し、これに係わる光熱水費は病院側が負担する。

## 6 疑義の解釈

本仕様書に疑義が生じた場合、また本仕様書に明示のない事項等については、病院担当者と協議し、その決定に従うこと。

## 廃棄物資源化・減容化処理業務要領

## 1 リサイクル品の整理整頓

## (1) 紙類の分別

コピー用紙（OA）、新聞、雑誌等に分けて、それぞれ示された容器に入れる。その際、整理整頓を確実にすること。

## (2) ダンボールの解体・整理

回収したダンボール類を解体し、専用の結束機を使用し束ねて整理整頓を行うこと。

## (3) シュレッターゴミの整頓

回収したシュレッターゴミは、異物等が混入していないかを確実に点検を行い、指定の場所に整理整頓を行い集積する。

## (4) ビン・カンの分別

回収して来たビン・カン、専用の容器に集積すること。その際、カン類については、専用のカン潰し機に投入し、アルミ・スチールに分別し専用の容器に入れ、水洗いを行い集積する。

## (5) ペットボトルの整理整頓

回収した、ペットボトルは蓋・ラベルを取り、専用の機械に投入しビニル袋に入れ専用の容器に集積する。

## 2 一般廃棄物・産業廃棄物の整理

## (1) 一般廃棄物（可燃ゴミ）の整理整頓

回収した可燃ゴミは一度開封し、中身の点検を行い、医療用廃棄物等が混入の有無を点検しその後、可燃物置場に搬入する。また、点検時、医療廃棄物等が混入していた場合は、病院担当者に速やかに連絡すること。

## (2) 産業廃棄物（不燃ゴミ）の整理整頓

(ア) 回収した不燃ゴミは一度開封し、中身の点検を行い、医療用廃棄物等の混入の有無を点検しその後、投入専用カゴに入れ投入機に入れる。

(イ) 回収した不燃ゴミの中にコード・鉄屑等が混入していた場合は、鉄屑専用の容器に分別を行う。ファイル等については、鉄部を取り外し紐等で結束し、指定の場所に集積する。

(ウ) かさばる不燃ゴミは、指定した容器に集積すること。

(エ) 不燃物の回収の際、識別シール及び内線を記入しているかを確認すること。記入がない場合は、各排出先の担当者等に記入をしてもらうこと。

(オ) 回収してきた不燃ゴミを点検中に針及び医療用手袋、点滴用チューブ等が混入していた場合は、速やかに担当者に報告すること。回収してきたゴミはそのままにして、担当者に確認してもらう。

(カ) その他官側の指示による。

## 3 感染性廃棄物の運搬収集

## (1) 感染性廃棄物の回収集積要領

- (ア) 回収先は、指定された用紙により各部署から回収し、数量を確認後各部署より確認印をもらうこと。回収後集積所に運搬し、実施責任者に各部署の数量を報告する。
- (イ) 運搬集積完了後、新しい容器を受領し、回収先してきた各部署に交付する。
- (ウ) 実施責任者は、回収してきた数量を指定された定型用紙に記入後、病院担当者に報告すること。

#### 4 廃棄物収集運搬の立会い及び作業場所の清潔保持など

- (1) 一般・産業廃棄物等の回収時の積載作業
  - (ア) 清掃車・産廃回収車の収集時に請負業者は、積込作業のための作業員を配置すること。その際、病院担当者も立会いを行う。尚、積込作業が必要な産廃物種別は下記の種類とする。  
一般廃棄物・産業廃棄物（クローズドコンテナ積載の物は除く）・再生可能廃棄物（空き缶類・PET・ビン等）
  - (イ) 医療廃棄物回収車収集時に請負業者は、業務責任者を配置し、回収した数量の確認を行うこと。
- (2) 作業場所の清掃要領
  - (ア) 分別作業場所等の清掃は、廃棄物の回収作業終了後掃き掃除をし、水で床面を清掃する。清掃後、床面の水分を水切り等で取ること。汚れの酷い場合は洗剤等で洗い流すこと。又、1週間に1・2回は消毒作業を行う。
  - (イ) 廃棄物等回収後は、床面を洗剤等で洗い流した後、床面の水分を水切り等で取る。その後消毒作業を行うこと。
  - (ウ) 廃棄物置場に設置されている各機械等の清掃については、定期的に拭き清掃や水洗を行い、水を掛けて良い場所を理解して清掃を行うこと。
  - (エ) 分別作業場所等は、常に清潔保持に努めること。

床材質別等清掃場面積

実施場所	床材質等	地下2階	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	PH階	計	
病院本館	ビニル床シート	199.91	1,151.78	2,843.86	2,064.47	279.14	2,844.49	2,668.47	2,639.41	2,814.88	2,531.89	2,585.61	243.63	27.04	22,894.58	
	ビニル床タイル			756.42	763.70		159.92	168.24	168.46	167.81	249.04	178.29			2,611.88	
	タイルカーペット		74.18	582.24	713.31	1,237.32	154.54	120.69							2,882.28	
	塗り床						75.09								75.09	
	フローリング						649.99								649.99	
	コルクタイル				18.37						13.57				31.94	
	磁器質タイル			803.94				13.96	33.53	33.42	24.35	15.30			924.50	
	量												95.41		95.41	
	その他材質			27.92				34.48	97.96							160.36
	小計		199.91	1,225.96	5,014.38	3,559.85	1,516.46	3,918.51	3,069.32	2,841.40	3,029.68	2,805.28	2,874.61	243.63	27.04	30,326.03
	職能能力 開発センター	磁器質タイル														0.00
		ビニル床シート														0.00
		タイルカーペット														0.00
		塗り床														0.00
フローリング							226.16								226.16	
外部通路及びバルコニー等					117.30	146.60	199.60								463.50	
小計		0.00	0.00	0.00	117.30	146.60	146.60	425.76	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	689.66	
合計		199.91	1,225.96	5,014.38	3,677.15	1,663.06	4,344.27	3,069.32	2,841.40	3,029.68	2,805.28	2,874.61	243.63	27.04	31,015.69	

## 各種衛生器具清掃数量表

病院本館

機種 階	洋風 大便器	小便器	洗面器 カウンタ-	洗面 化粧台	手洗器 洗面器	洗髪器 洗髪台 沐浴台	掃除流し	汚物流し	洗濯機 パン	化粧鏡	流し台	WCSW	US・UB	計
地下2階														0
地下1階	15	4	8		7		2			17	1			54
1階	24	5	35		18		2	6		41	23			154
2階	22	11	46		6		3	2		49	25			164
3階	14	8	7	3	2		2			8	5			49
4階	17	2	7		25		1	4		30	19		4	109
5階	67	3	63		71			6	6	76	15	24	6	337
6階	70	3	73		55			6	6	90	11	28	4	346
7階	62	3	51		52			5	6	73	9	22	4	287
8階	51	1	47	6	55			6	6	62	15	19	10	278
9階	38	4	52		38		1	7	4	62	14	11	4	235
10階														0
小計	380	44	389	3	329	6	11	42	28	508	137	104	32	2,013

単位:台・枚

## 職業能力開発センター

4階	2	1	1		1					2				7
----	---	---	---	--	---	--	--	--	--	---	--	--	--	---

## 窓ガラス・網戸清掃面積表

実施場所	窓・網戸	地下2階	地下1階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	PH階	計
		面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	
病院本館	窓		202.21	1,332.16	1,346.03	699.39	813.42	1,072.65	1,041.73	1,059.97	1,023.20	1,028.96	41.40	24.00	9,685.12
	伸縮網戸		52.24	141.54	114.44	180.28	186.60	252.96	270.48	270.48	244.86	256.50			1,970.38
	個		20	43	42	66	66	80	89	86	78	81			651
職能能力 開発センター	窓			63.96	190.23	196.74	535.10								986.03
	伸縮網戸				59.90	64.10									124.00
	個				20	20									40
合計	窓面積	0.00	202.21	1,396.12	1,536.26	896.13	1,348.52	1,072.65	1,041.73	1,059.97	1,023.20	1,028.96	41.40	24.00	10,671.15
	網戸面積	0.00	52.24	141.54	174.34	244.38	186.60	252.96	270.48	270.48	244.86	256.50	0.00	0.00	2,094.38
	網戸個数	0	20	43	62	86	66	80	89	86	78	81	0	0	691

実施場所	面積
第6隊舎	413.26
食厨教場	132.88
教育棟	90.83
合計	636.97

## 環境殺菌消毒対象面積

単位: m<sup>2</sup>

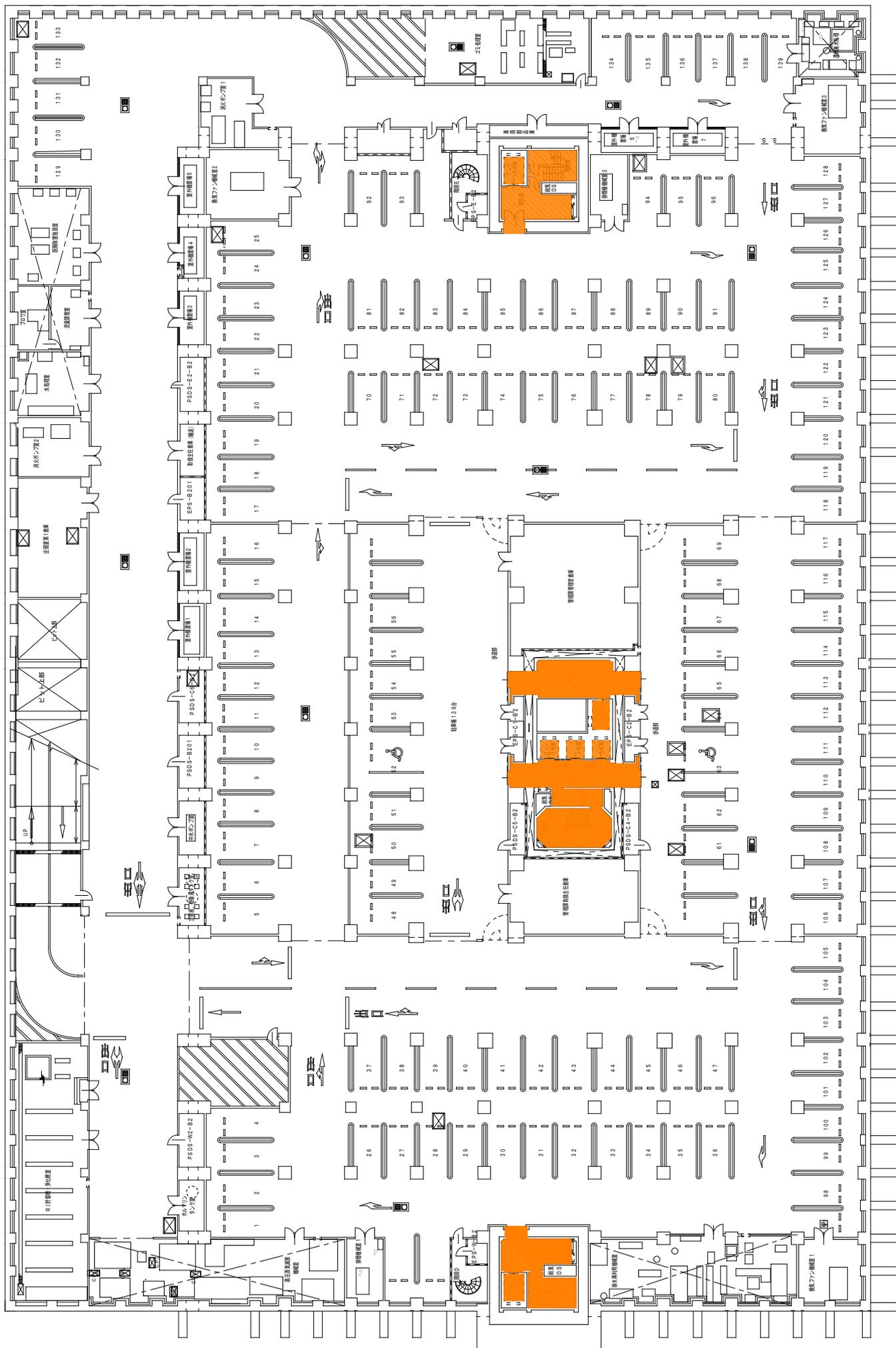
階	部 屋 名	床面積	壁面積	天井部蛍光灯・ 空調機清拭殺菌	合計	清 浄 度
1	救急総合診療処置室2	52.76	87.12	52.76	192.64	クラス 100,000
1	前室	15.65	12.32	4.69	32.66	クラス 100,000
1	救急手術室	43.42	78.96	43.42	165.8	クラス 10,000
1	X線透視検査室2	33.21	20.73	9.96	63.9	クラス 10,000
1	無菌製剤室	20.71	47.2	20.71	88.62	クラス 10,000
4	IVR-CT検査室	54.17	24.69	16.24	95.1	クラス 100,000
4	心カテ検査室	58.41	30.2	22.61	111.22	クラス 100,000
4	手術室(1)	49.14	84	49.14	182.28	クラス 10,000
4	手術室(2)	50.17	85.8	50.17	186.14	クラス 10,000
4	手術室(3)	51.94	86.4	51.94	190.28	クラス 10,000
4	手術室(4)	81.57	108.36	81.57	271.5	クラス 10,000
4	手術室(5)	50.29	85.08	50.29	185.66	クラス 10,000
4	手術室(6)	78.53	106.32	78.53	263.38	クラス 100
4	手術室(7)	73.74	102.96	73.74	250.44	クラス 100
4	手術室(8)	50.74	85.44	50.74	186.92	クラス 10,000
4	前室	14.83	14.66	6.63	36.12	クラス 1,000
4	手術ホール	196.57	43.99	59.57	300.13	クラス 10,000
4	回復ホール	22.18	48.77	22.18	93.13	クラス 10,000
4	既滅菌組立室	146.21	37.71	43.86	227.78	クラス 10,000
4	滅菌器材庫	62.82	5.14	13.07	81.03	クラス 10,000
4	器材庫1	14.58	11.66	4.2	30.44	クラス 10,000
4	器材庫2	32.39	17.79	9.71	59.89	クラス 10,000
4	401号室(無菌室)	30.68	59.72	30.68	121.08	クラス 100・1,000
4	401号室前室	14.08	2.92	4.22	21.22	クラス 1,000
4	402号室	32.32	17.71	6.96	56.99	クラス 100,000
4	403~405号室	66.69	25.33	19.8	111.82	クラス 100,000
4	406号室	22.17	14.66	6.69	43.52	クラス 100,000
4	407~408号室	27.52	16.18	8.1	51.8	クラス 100,000
4	熱傷浴室	17.11	42.92	17.11	77.14	クラス 10,000
4	手術室前室	22.1	6.6	6.6	35.3	クラス 100,000
4	ICUホール	213.74	44.2	60.3	318.24	クラス 100,000
4	人工透析室	95.99	32.9	28.79	157.68	クラス 100,000
4	隔離室	11.11	17.31	3.33	31.75	クラス 100,000
4	CAPD室	9.94	9.98	2.93	22.85	クラス 100,000
7	770号室(無菌ユニット)	13.27	31.28	13.27	57.82	クラス 100
7	770号室(無菌ユニット前室)	8.56	8.76	8.56	25.88	クラス 10,000
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	2.45	1.87	0.73	5.05	クラス 100,000
7	771号室(無菌ユニット)	13.27	31.28	13.27	57.82	クラス 100
7	771号室(無菌ユニット前室)	8.56	8.76	8.56	25.88	クラス 10,000
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	2.45	1.87	0.73	5.05	クラス 100,000
8	831号室(LDR1)	32.63	17.8	9.48	59.91	クラス 100,000
8	832号室(LDR2)	32.46	17.74	9.73	59.93	クラス 100,000
8	833号室(新生児室)	30.7	17.28	9.21	57.19	クラス 100,000
8	834号室(未熟児室)	36.74	18.9	11.02	66.66	クラス 100,000
8	分娩室	41.64	19.96	12.31	73.91	クラス 10,000
	計	2,040.21	1,691.23	1,108.11	4,839.55	

## 環境殺菌消毒管理対象ポイント表

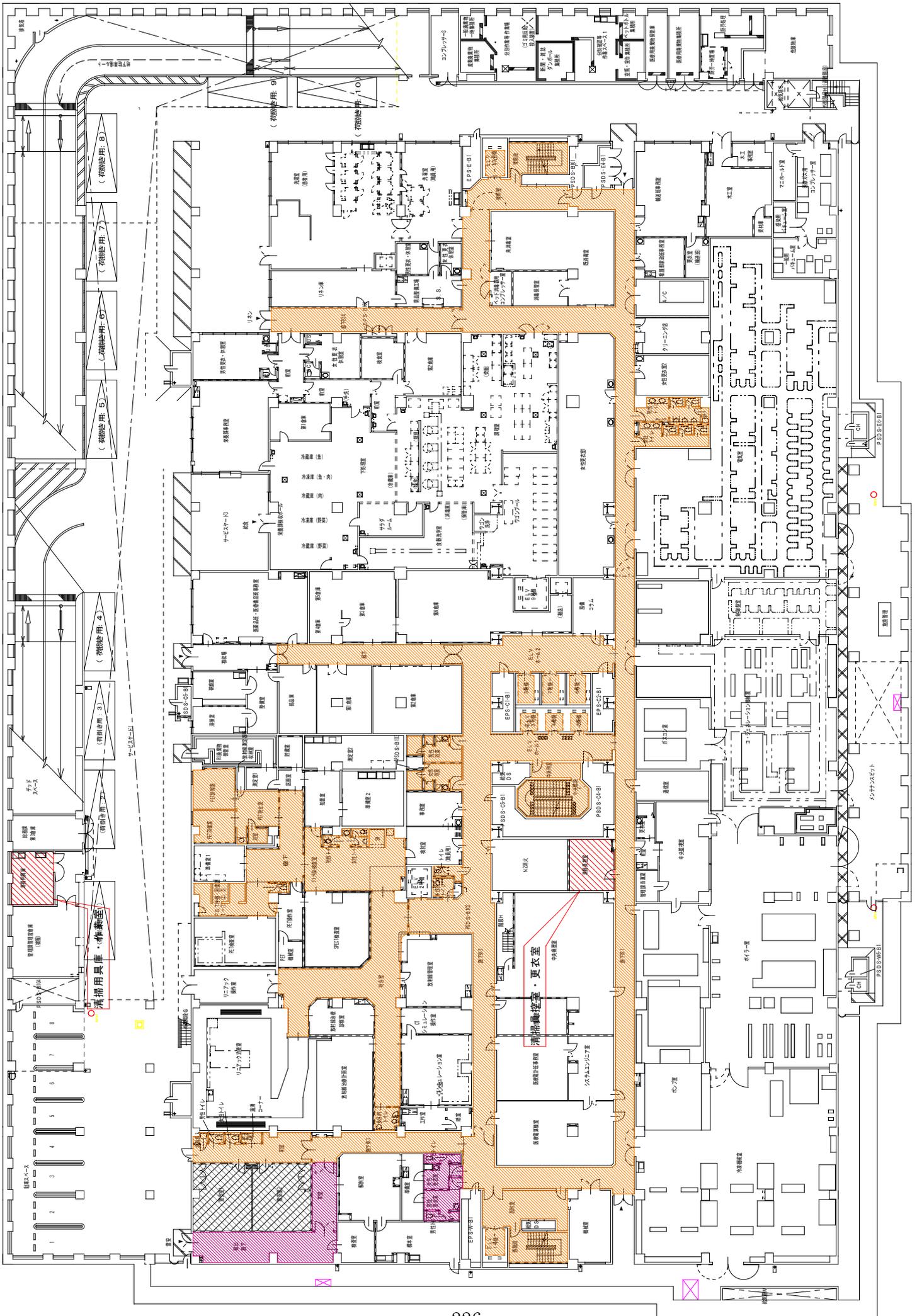
階	部 屋 名	清浄度 クラス	床面積	表面付着微生物(事前・事後)				計
				床面	壁面	天井面	無影灯	
1	救急総合診療処置室2	100,000	52.76	2				2
1	前室	100,000	15.65	2				2
1	救急手術室	10,000	43.42	5	4	1	1	11
1	X線透視検査室2	10,000	33.21	3	4	1	1	9
1	無菌製剤室	10,000	20.71	5				5
4	IVR-CT検査室	100,000	54.17	3				3
4	心カテ検査室	100,000	58.41	5				5
4	手術室(1)	10,000	49.14	5	4	1	1	11
4	手術室(2)	10,000	50.17	5	4	1	1	11
4	手術室(3)	10,000	51.94	5	4	1	1	11
4	手術室(4)	10,000	81.57	5	4	1	1	11
4	手術室(5)	10,000	50.29	5	4	1	1	11
4	手術室(6)	100	78.53	5	4	1	1	11
4	手術室(7)	100	73.74	5	4	1	1	11
4	手術室(8)	10,000	50.74	5	4	1	1	11
4	前室	1,000	14.83	3				3
4	手術ホール	10,000	196.57	10				10
4	回復ホール	10,000	22.18	3				3
4	既滅菌組立室	10,000	146.21	5				5
4	滅菌器材庫	10,000	62.82	5				5
4	器材庫1	10,000	14.58	3				3
4	器材庫2	10,000	32.39	3				3
4	401号室(無菌室)	1,000	30.68	3				3
4	401号室前室	10,000	14.08	2				2
4	402号室	100,000	32.32	3				3
4	403~405号室	100,000	66.69	7				7
4	406号室	100,000	22.17	2				2
4	407~408号室	100,000	27.52	4				4
4	熱傷浴室	10,000	17.11	2				2
4	手術室前室	100,000	22.1	2				2
4	ICUホール	100,000	213.74	5				5
4	人工透析室	100,000	95.99	3				3
4	隔離室	100,000	11.11	2				2
4	CAPD室	100,000	9.94	2				2
7	770号室(無菌ユニット)	100	13.27	5				5
7	770号室(無菌ユニット前室)	10,000	8.56	2				2
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2.45	2				2
7	771号室(無菌ユニット)	100	13.27	5				5
7	771号室(無菌ユニット前室)	10,000	8.56	2				2
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2.45	2				2
8	831号室(LDR1)	100,000	32.63	3				3
8	832号室(LDR2)	100,000	32.46	3				3
8	833号室(新生児室)	100,000	30.7	3				3
8	834号室(未熟児室)	100,000	36.74	3				3
8	分娩室	10,000	41.64	5				5
	計		2,040.21	169.0	40.0	10.0	10.0	229

## 各室天井取付機器リスト表

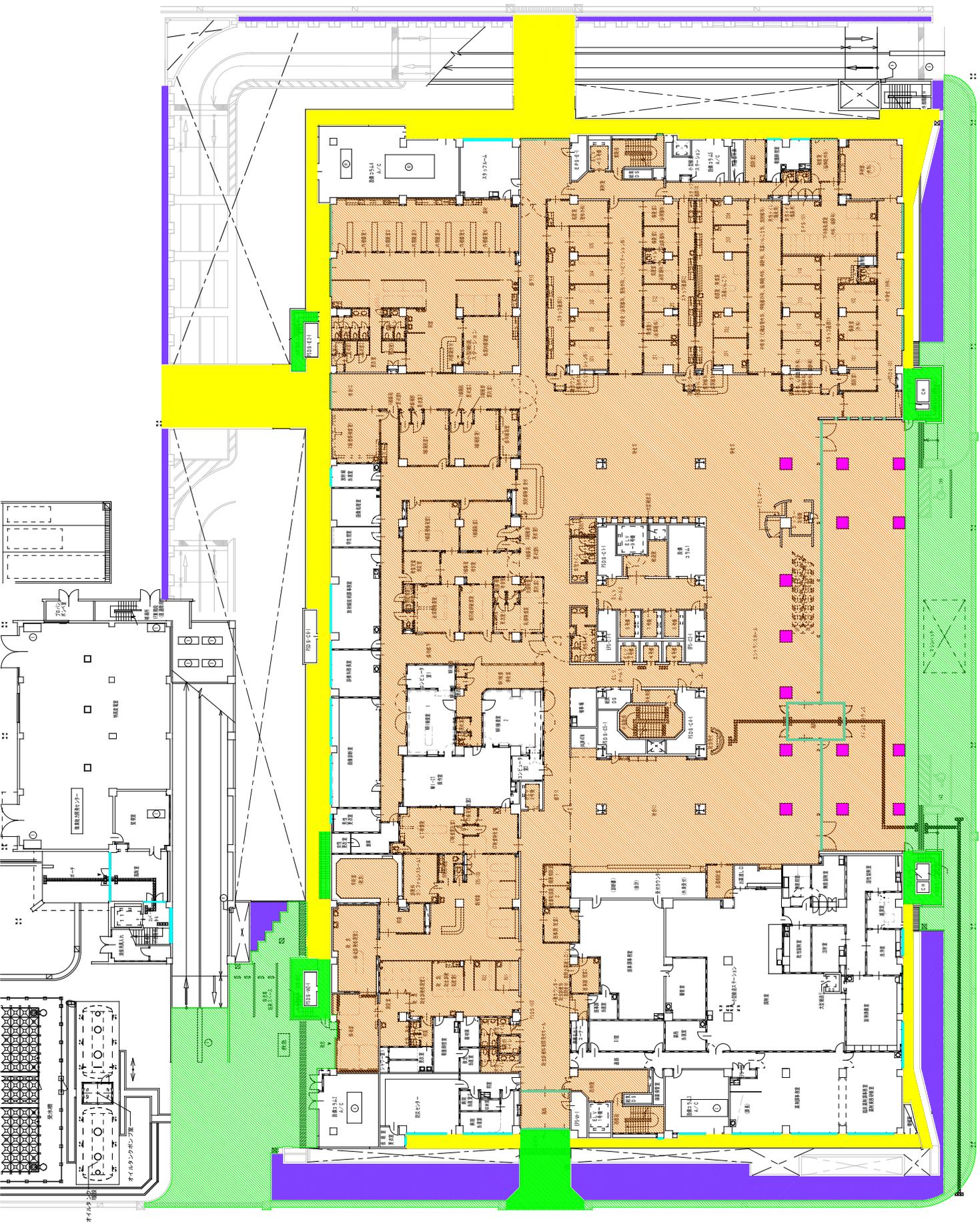
階	部 屋 名	清浄度 クラス	照明 器具	空調 吹出し口	無影灯 等	シーリング システム	放射線 機材	点検口	計
1	救急総合診療処置室2	100,000	34	6	2	6		10	58
1	前室	100,000	5	2				1	8
1	救急手術室	10,000	18	9	3			2	32
1	X線透視検査室2	10,000	7	4			1	2	14
1	無菌製剤室	10,000	4	4					8
4	IVR-CT検査室	100,000	10	7			1	4	22
4	心カテ検査室	100,000	10	7			1		18
4	手術室(1)	10,000	18	7	3			21	49
4	手術室(2)	10,000	18	7	3			1	29
4	手術室(3)	10,000	18	7	3			1	29
4	手術室(4)	10,000	22	7	3			1	33
4	手術室(5)	10,000	18	6	3			1	28
4	手術室(6)	100	24	27	4			1	56
4	手術室(7)	100	20	24	4			1	49
4	手術室(8)	10,000	14	7	3			1	25
4	前室	1,000	3	4				1	8
4	手術ホール	10,000	50	25				28	103
4	回復ホール	10,000	6	9					15
4	既滅菌組立室	10,000	37	20					57
4	滅菌器材庫	10,000	13	5					18
4	器材庫1	10,000	2	3					5
4	器材庫2	10,000	6	4					10
4	401号室(無菌室)	1,000	8	14		2			24
4	401号室前室	10,000	5	3				2	10
4	402号室	100,000	6	4		2		2	14
4	403~405号室	100,000	16	6		6		8	36
4	406号室	100,000	5	4		2		3	14
4	407~408号室	100,000	8	4		4			16
4	熱傷浴室	10,000	5	2				2	9
4	手術室前室	100,000	7	4				4	15
4	ICUホール	100,000	32	13				18	63
4	人工透析室	100,000	14	6					20
4	隔離室	100,000	3	3					6
4	CAPD室	100,000	3	2					5
7	770号室(無菌ユニット)	100	1						1
7	770号室(無菌ユニット前室)	10,000	6	3				1	10
7	770号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2	2					4
7	771号室(無菌ユニット)	100	1					1	2
7	771号室(無菌ユニット前室)	10,000	6	3					9
7	771号室(無菌ユニット手洗室)	100,000	2	2					4
8	831号室(LDR1)	100,000	5	2				2	9
8	832号室(LDR2)	100,000	5	2				2	9
8	833号室(新生児室)	100,000	8	4				4	16
8	834号室(未熟児室)	100,000	8	4				4	16
8	分娩室	10,000	9	6	1			2	18
	計		522.00	294.0	32.0	22.0	3.0	131.0	1,004

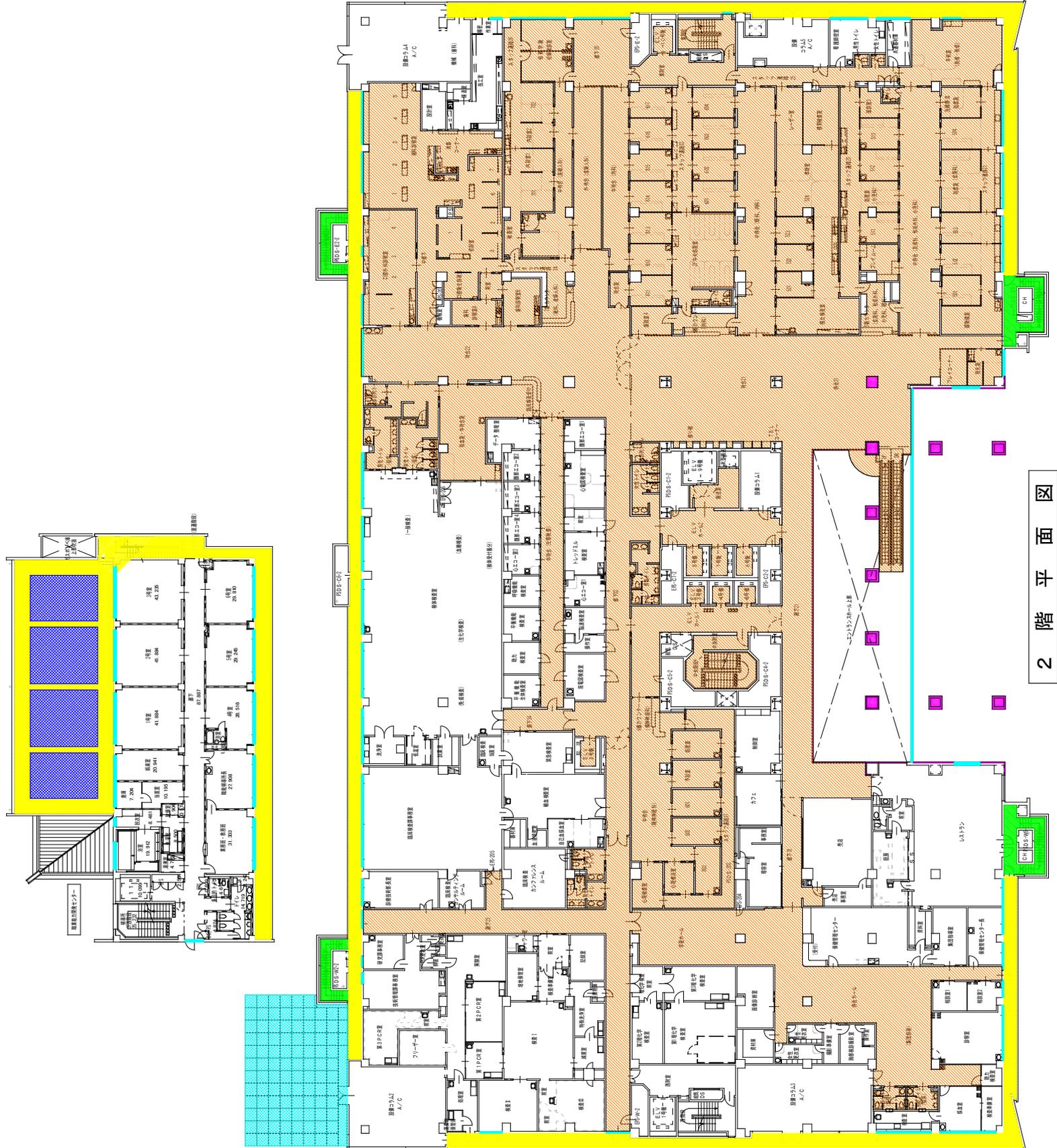


地下2階平面図



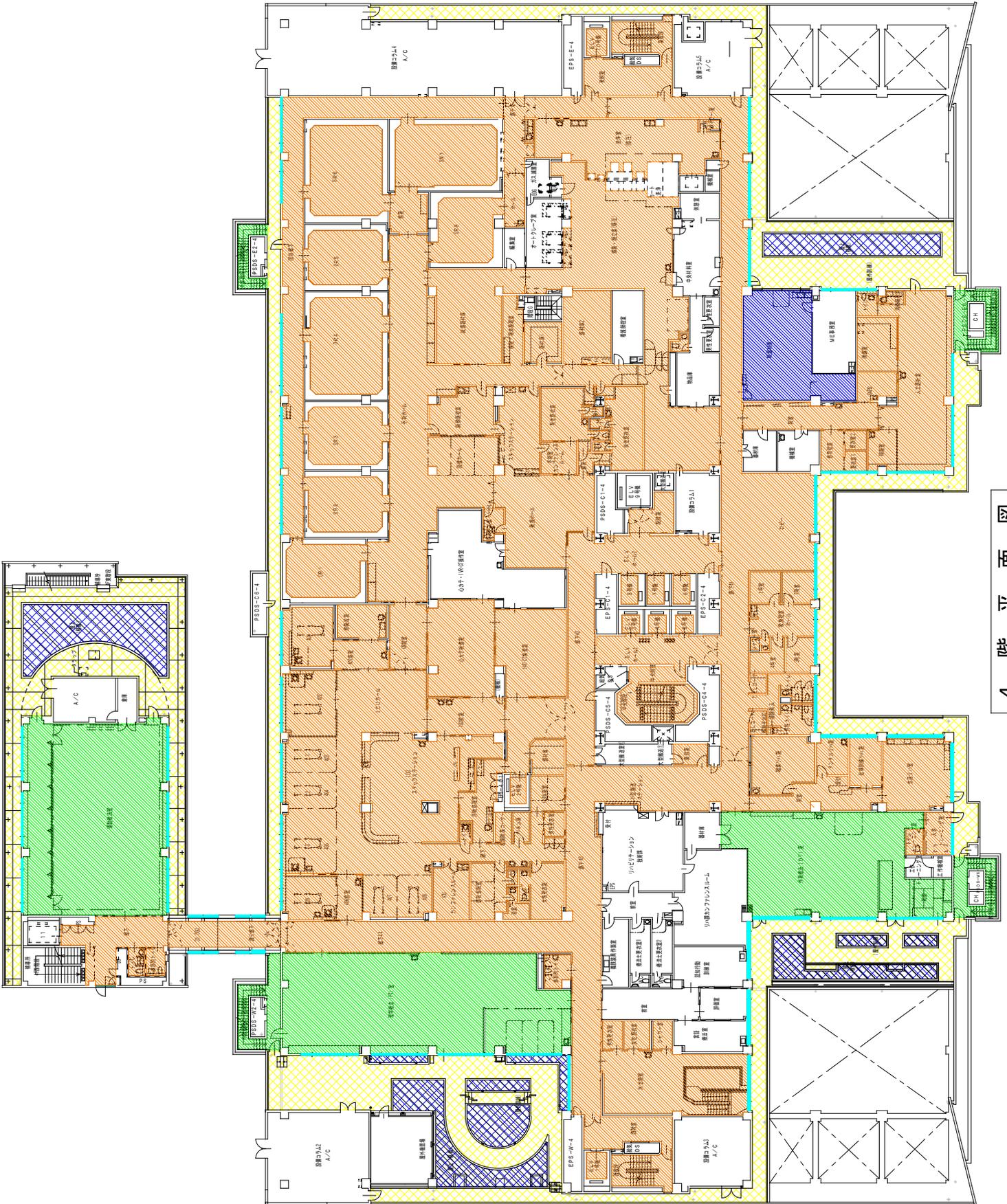
1階平面図



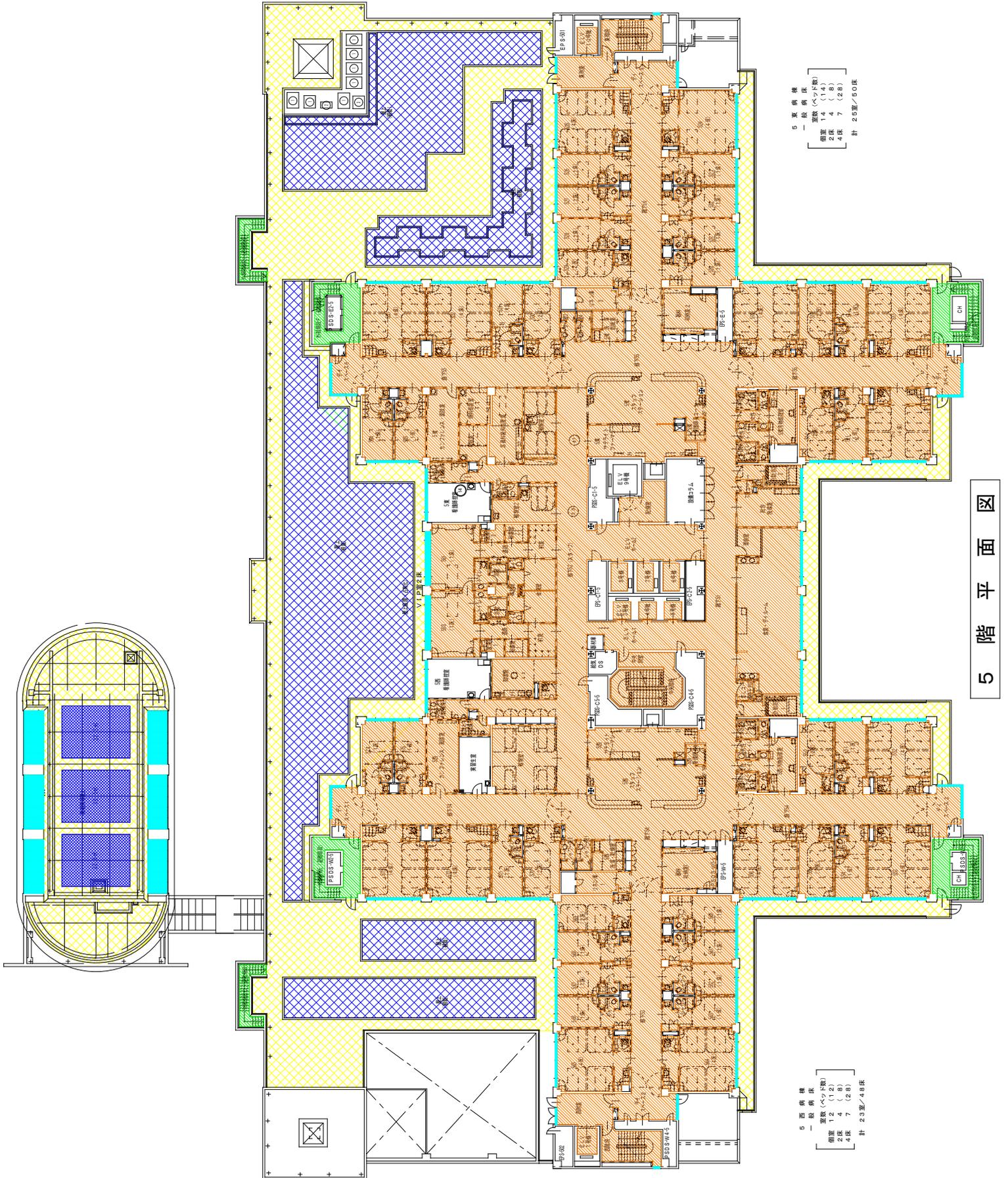


2 階平面図

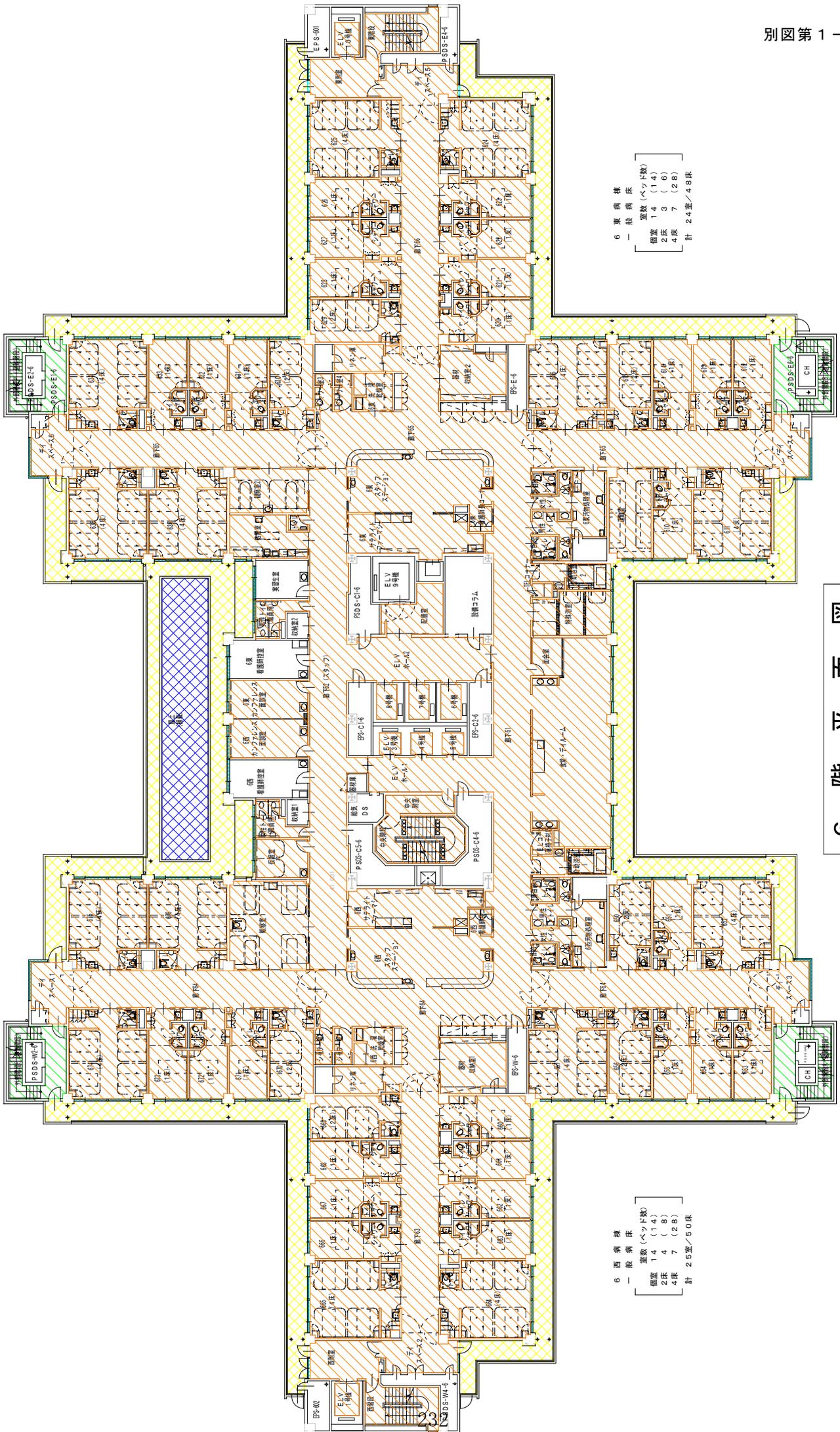




4階平面図



5 階 平 面 図

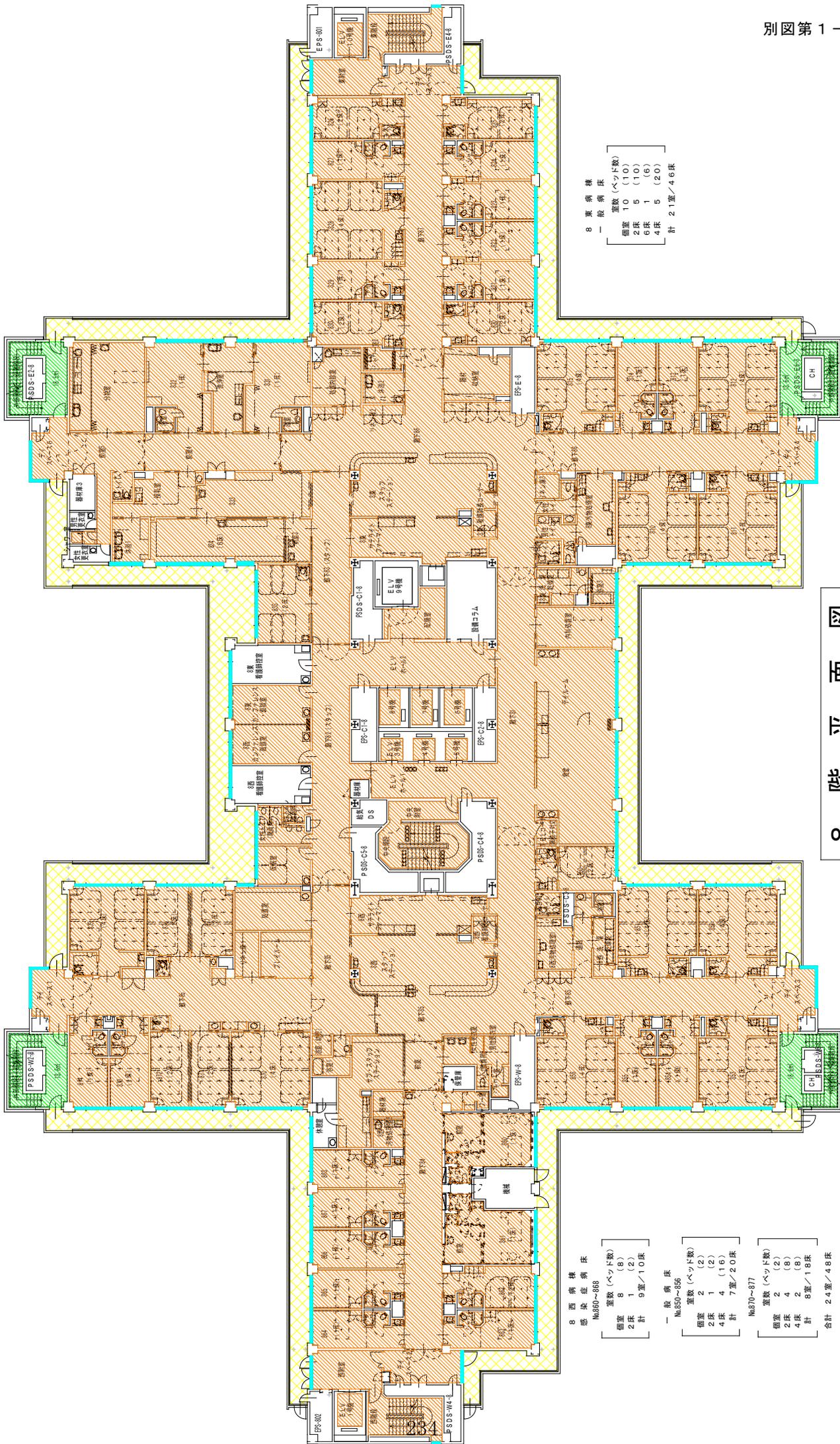


6 東 病 棟  
 一 般 病 床  
 室 数 (ベツド数)  
 個室 14 (14)  
 2 床 5 (6)  
 4 床 7 (26)  
 計 24室/48床

6 西 病 棟  
 一 般 病 床  
 室 数 (ベツド数)  
 個室 14 (14)  
 4 床 4 (6)  
 4 床 7 (26)  
 計 25室/50床

6 階 平 面 図





8 東病棟  
一般病床

個室	10	(10)
2床	5	(10)
6床	1	(6)
4床	5	(20)
計	21室/46床	

8 西病棟  
感染症病棟

No.860~868

個室	8	(8)
2床	1	(2)
計	9室/10床	

一般病床

No.850~856

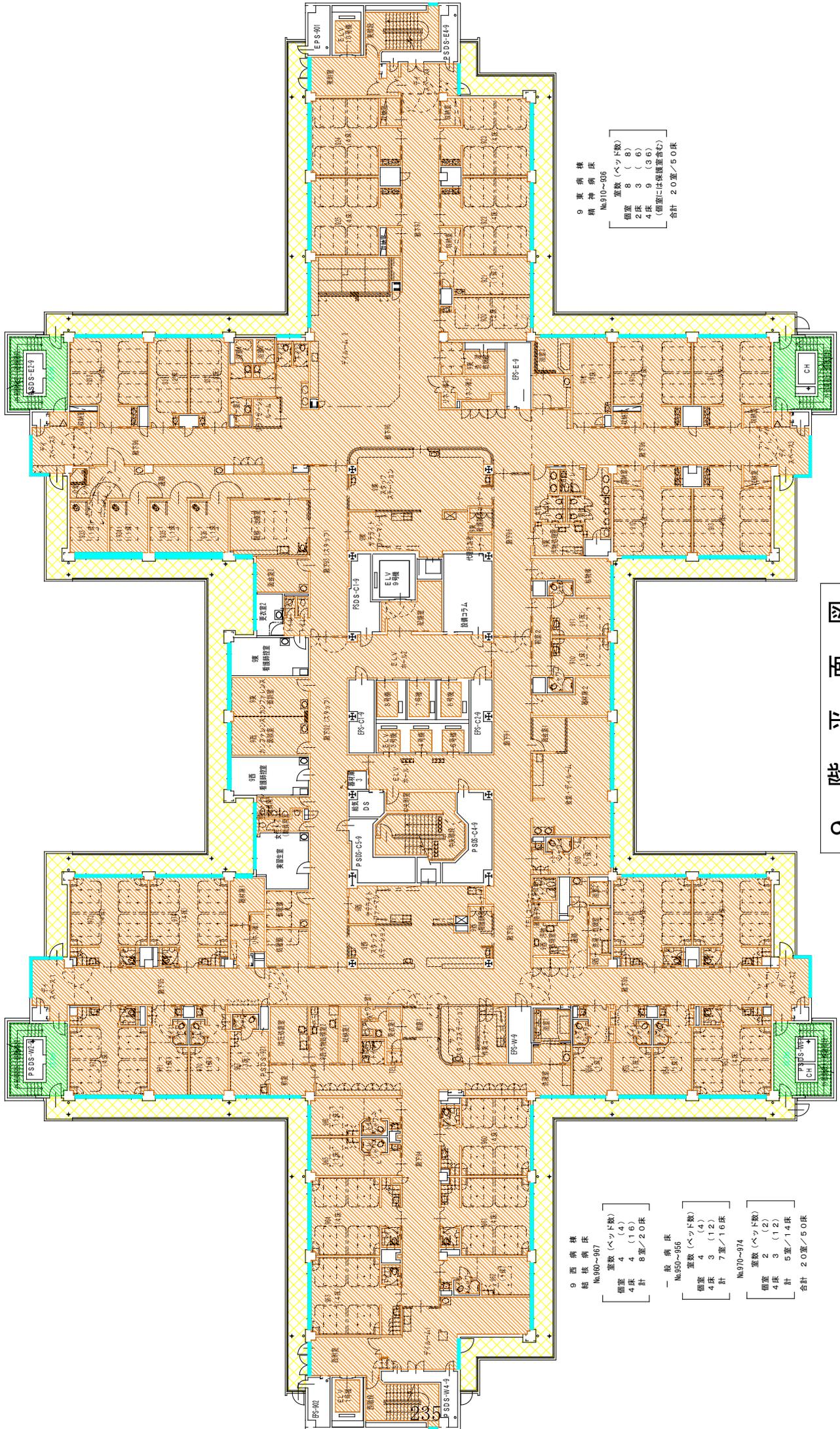
個室	2	(2)
2床	1	(2)
4床	4	(16)
計	7室/20床	

No.870~877

個室	2	(2)
2床	4	(8)
4床	2	(8)
計	8室/18床	

合計 24室/48床

8 階 平 面 図



9 東病棟  
精神病棟  
No.910~936

個室	8	( 8 )
2床	3	( 6 )
4床	9	( 36 )
合計 20室/50床		

9 西病棟  
船橋病棟  
No.960~967

個室	4	( 4 )
4床	4	( 16 )
計 8室/20床		

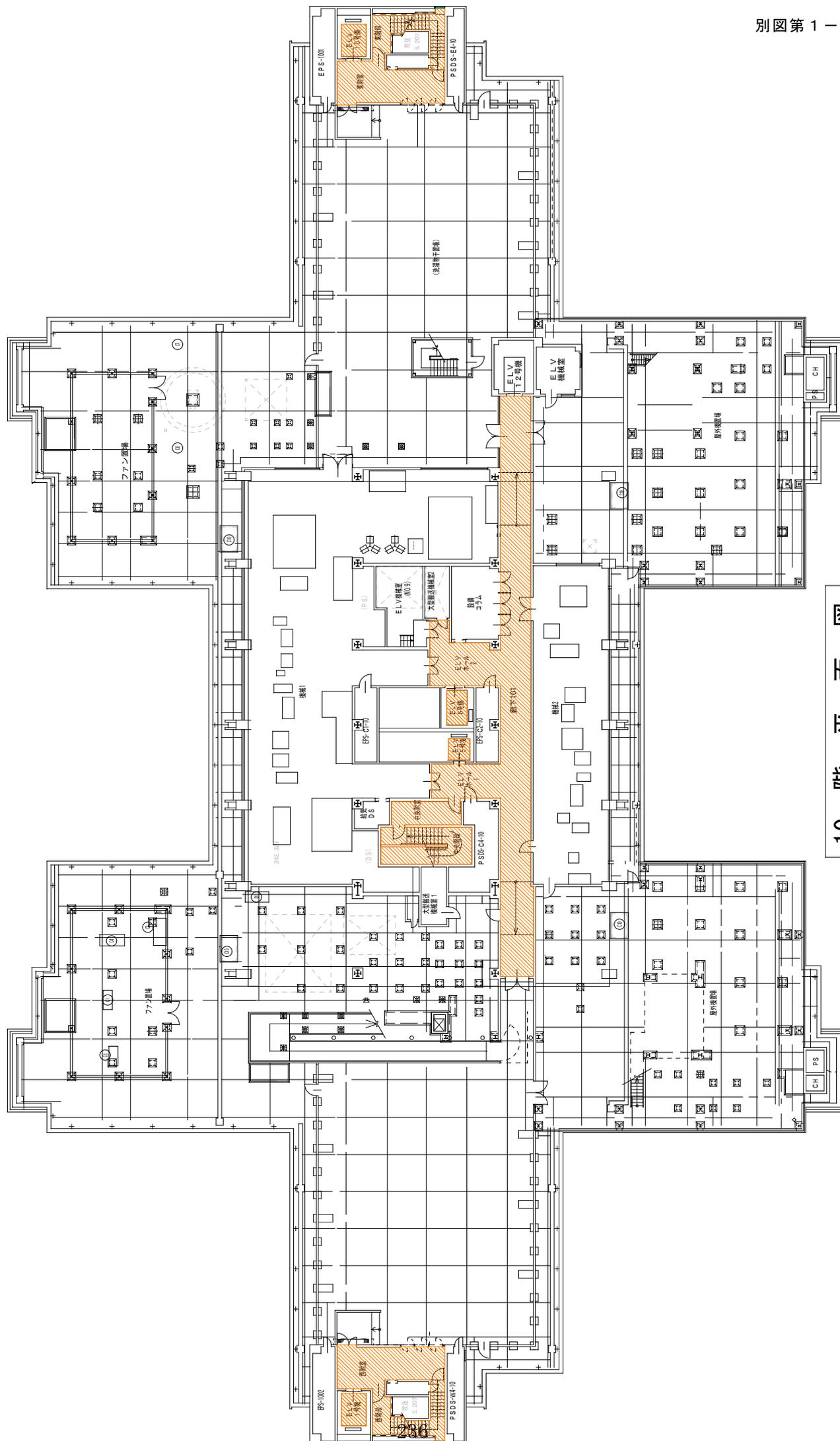
一般病棟  
No.970~976

個室	4	( 4 )
4床	3	( 12 )
計 7室/16床		

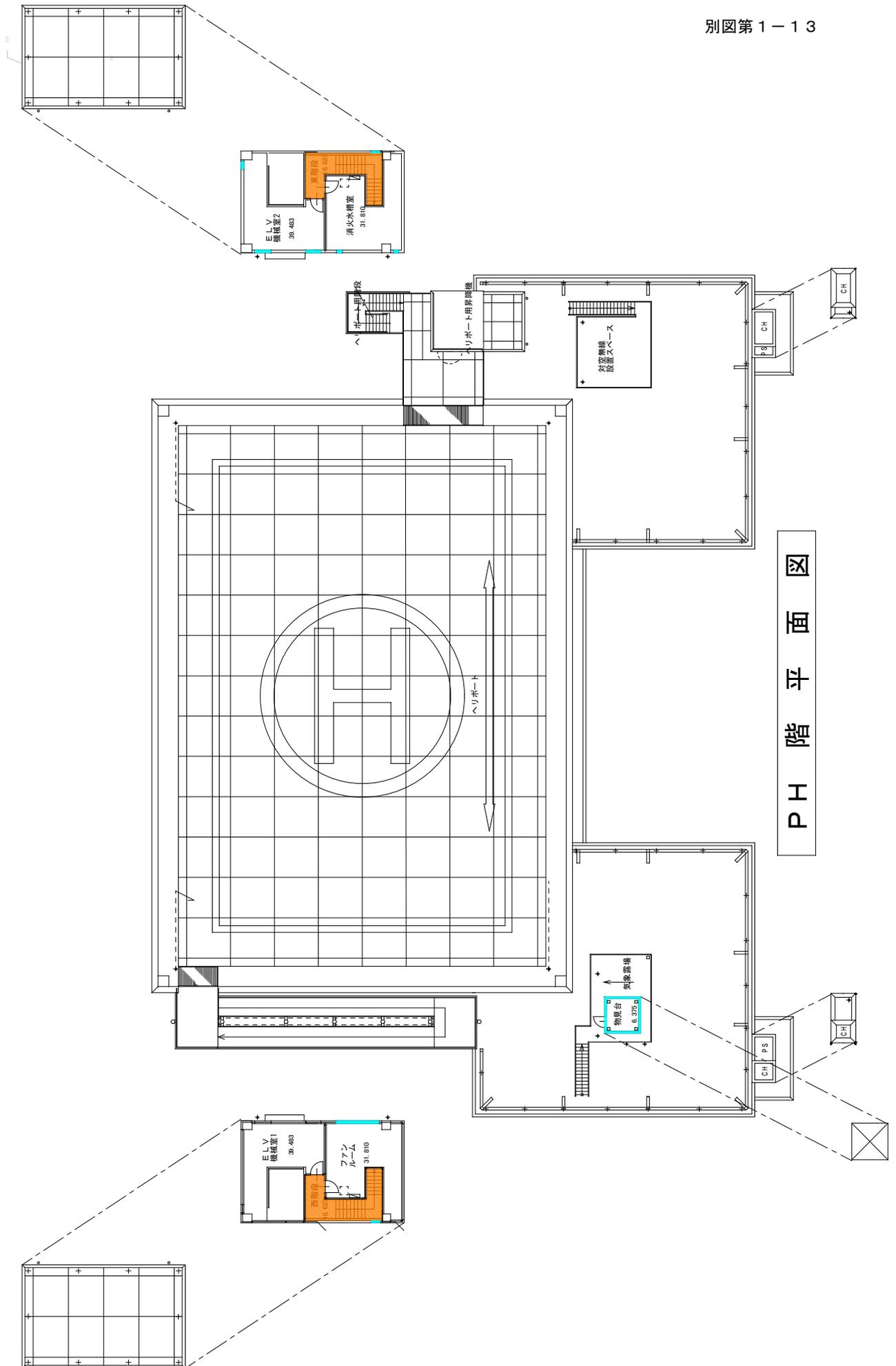
No.970~974

個室	2	( 2 )
4床	3	( 12 )
計 5室/14床		
合計 20室/50床		

9 階 平 面 図



10 階 平面 図

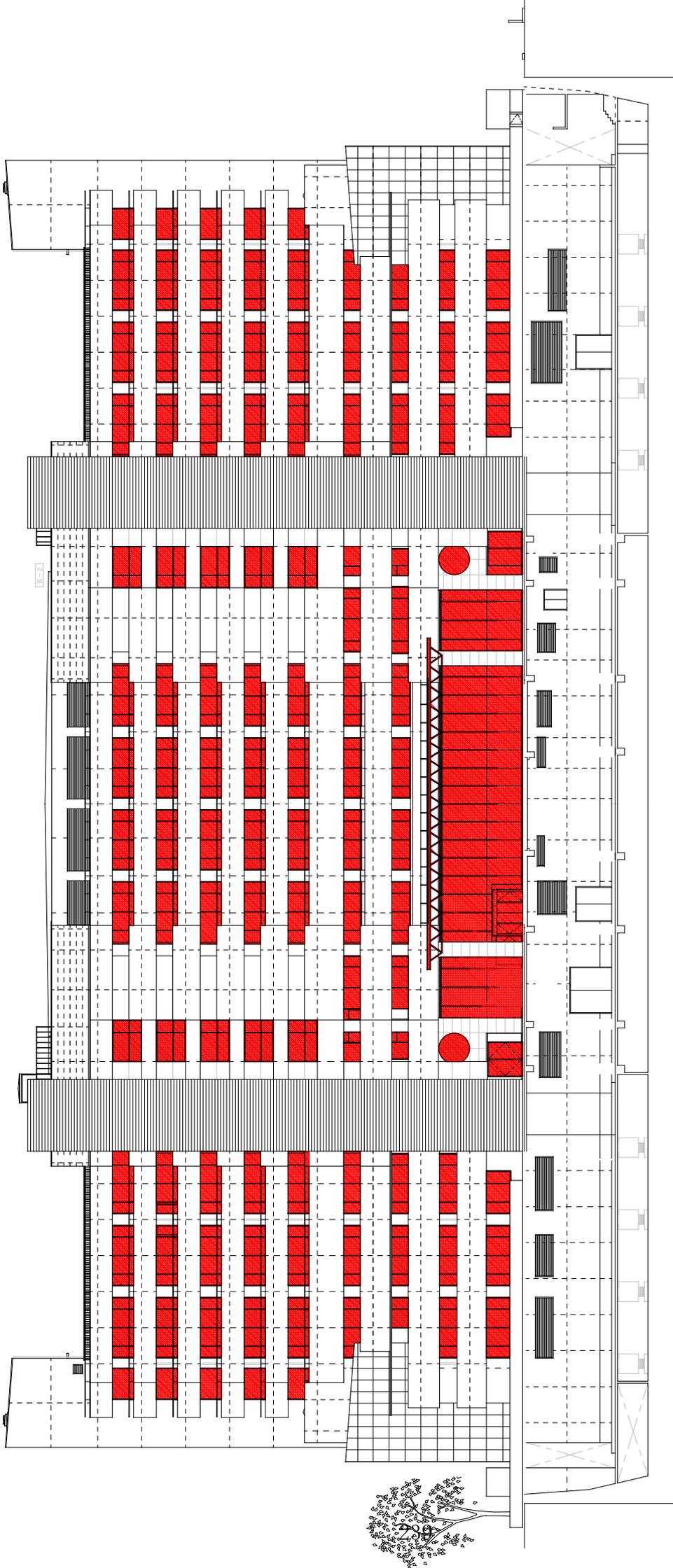




窓清掃箇所



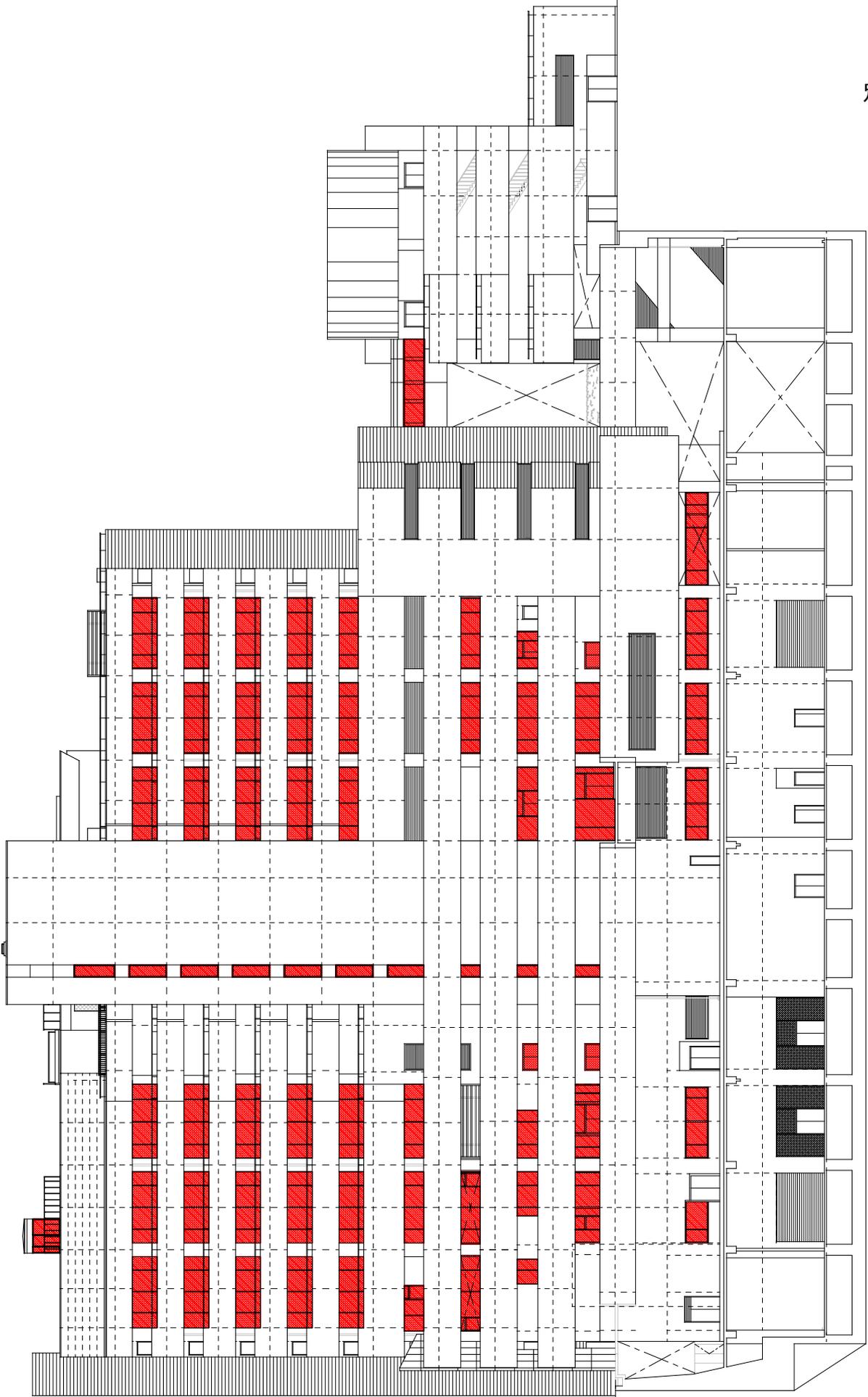
窓 清掃 北 立面 図



窓清掃箇所



窓 清掃 南 立面 図

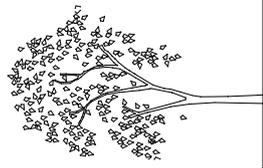


窓清掃箇所



窓 清 掃 東 立 面 図

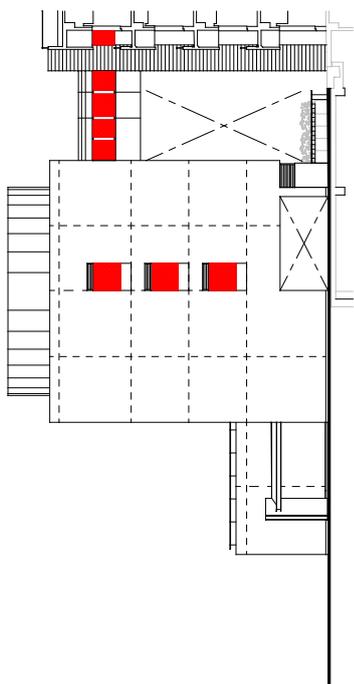




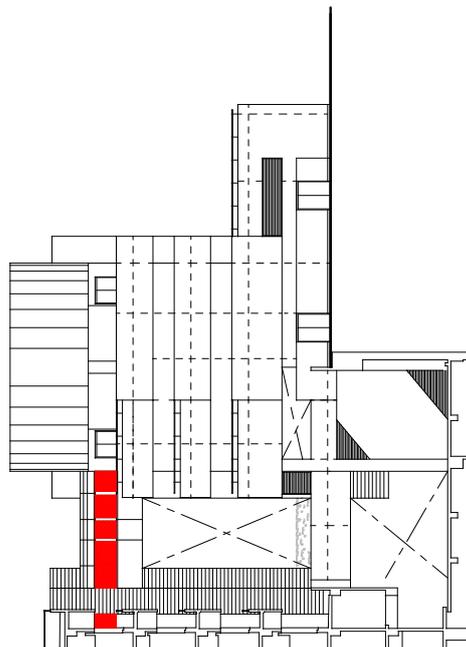
窗清掃箇所



窗清掃西立面图

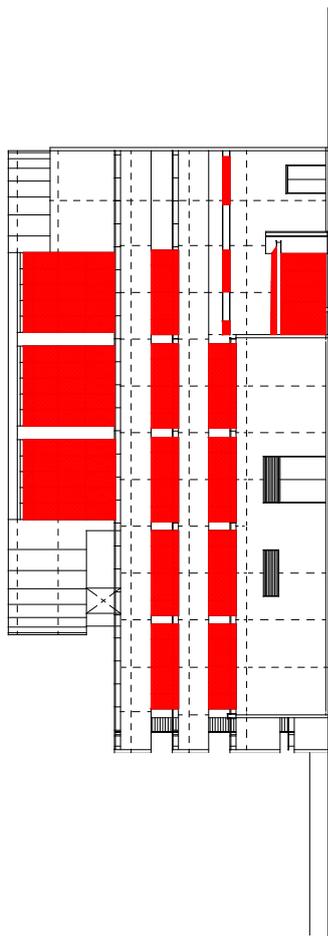


西立面図

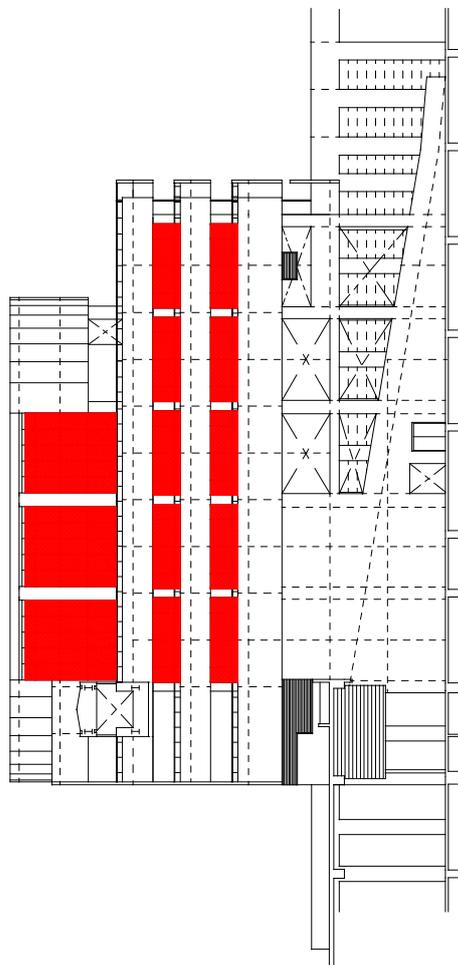


東立面図

窓清掃箇所



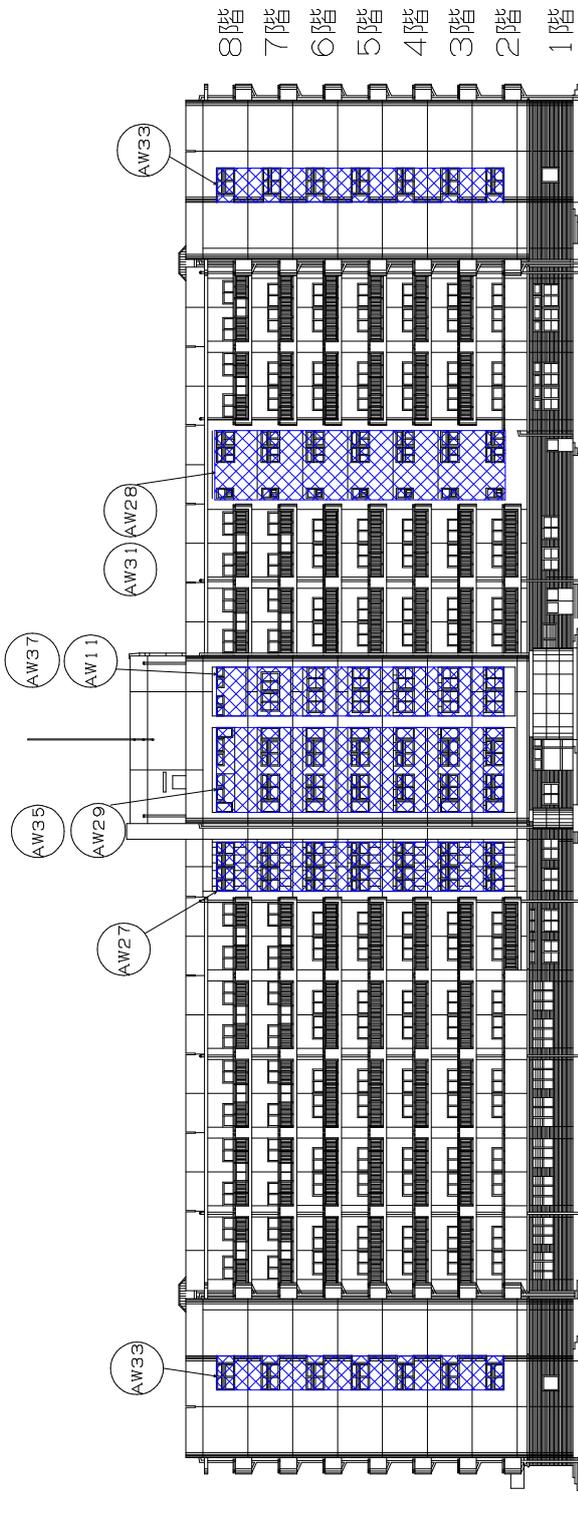
北立面図



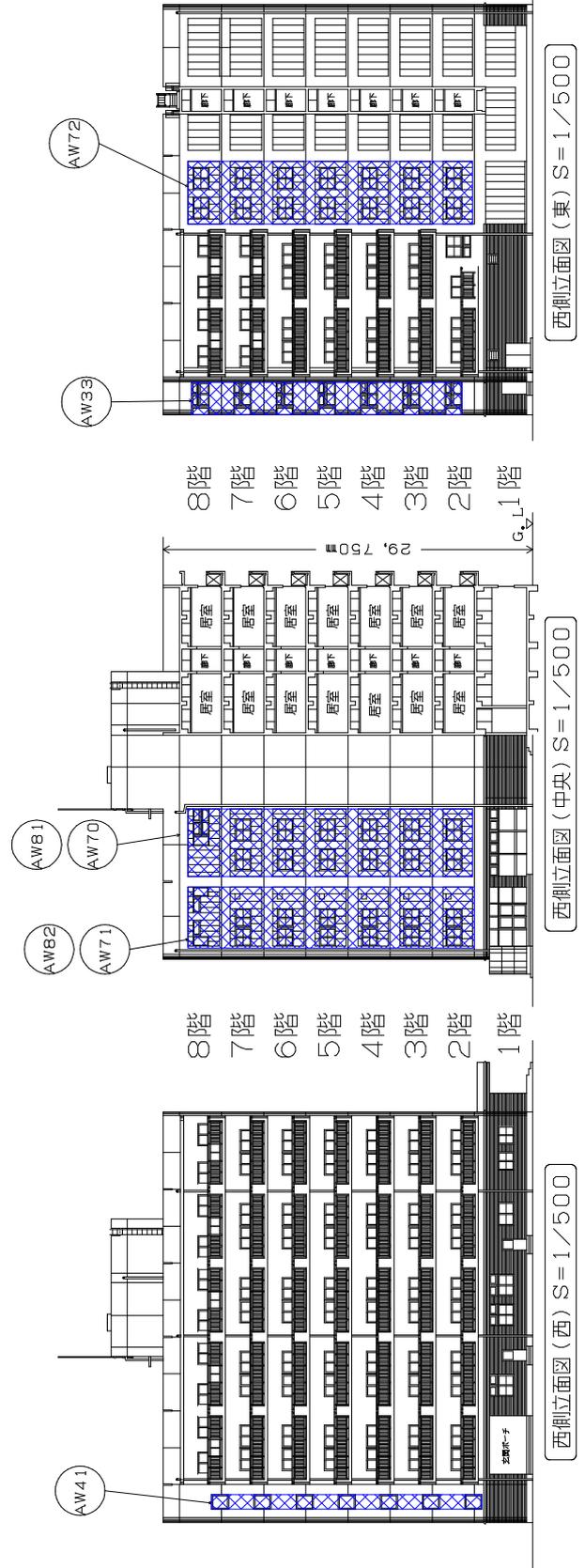
南立面図

職能補導所

窓ガラス清掃区域（第六隊舎1）



北側立面図 S=1/500

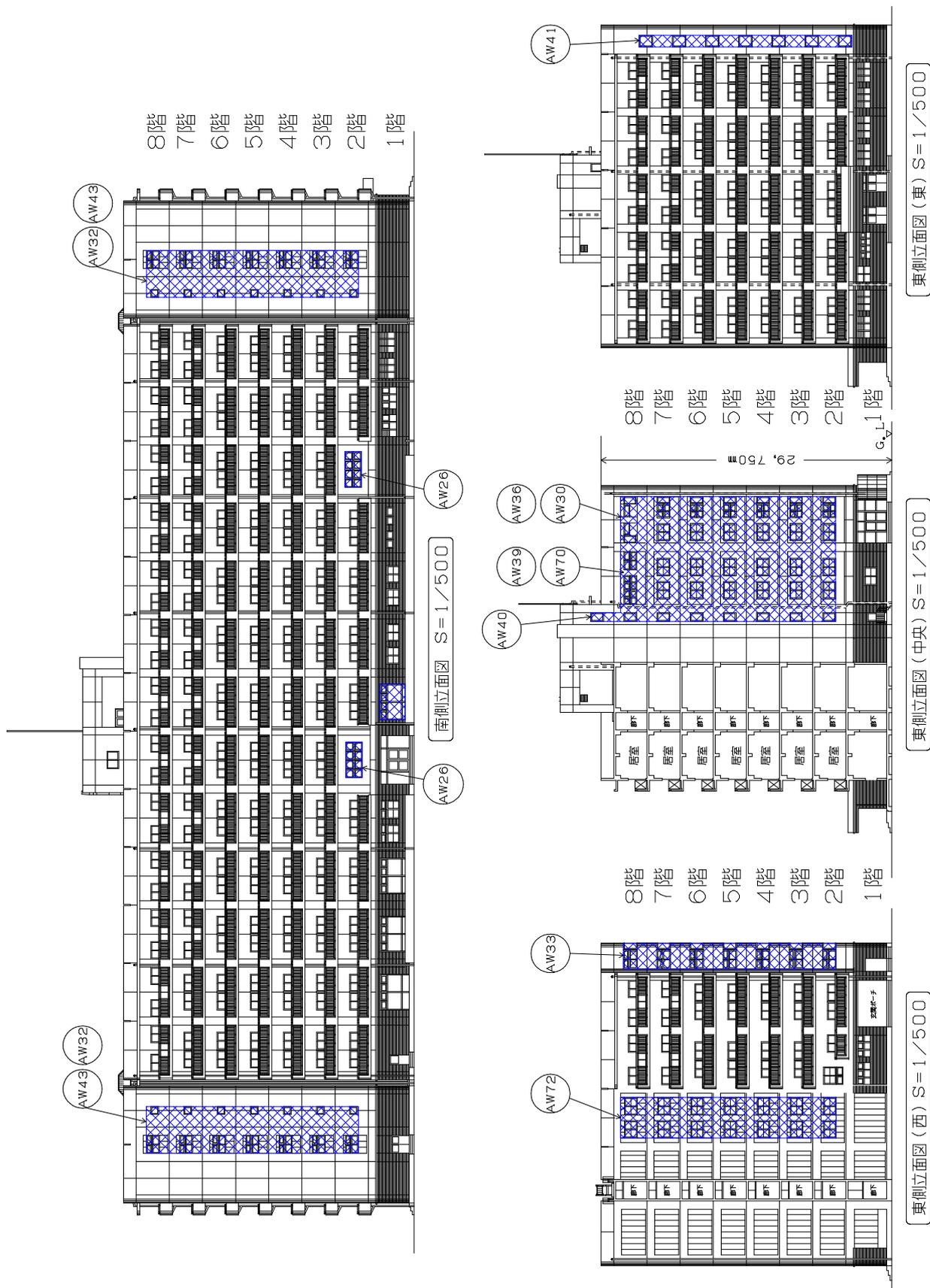


西側立面図(西) S=1/500

西側立面図(中央) S=1/500

西側立面図(東) S=1/500

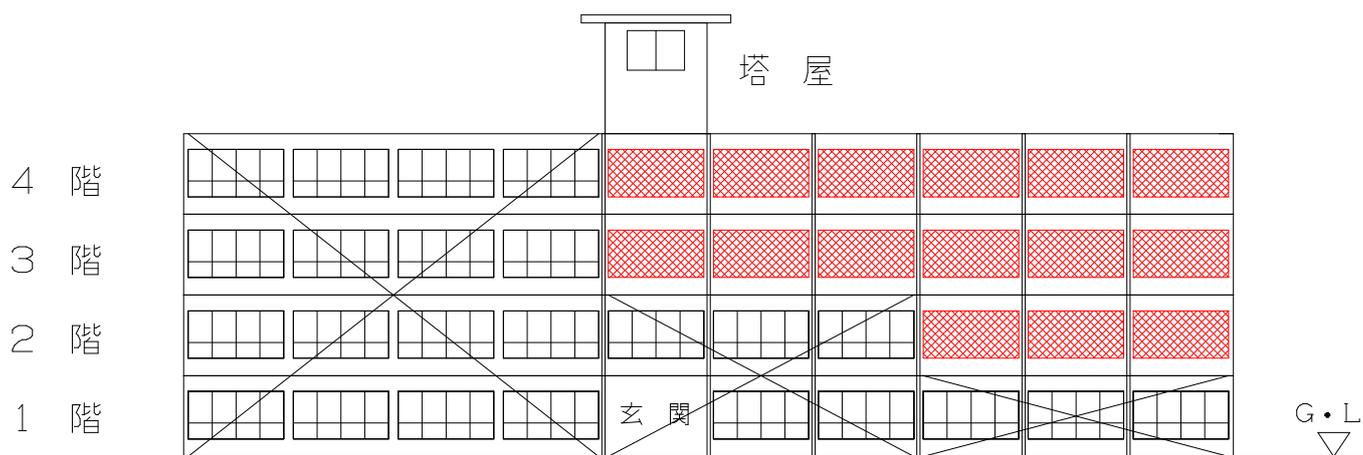
窓ガラス清掃区域（第六隊舎2）



### 教育棟窓ガラス清掃区域

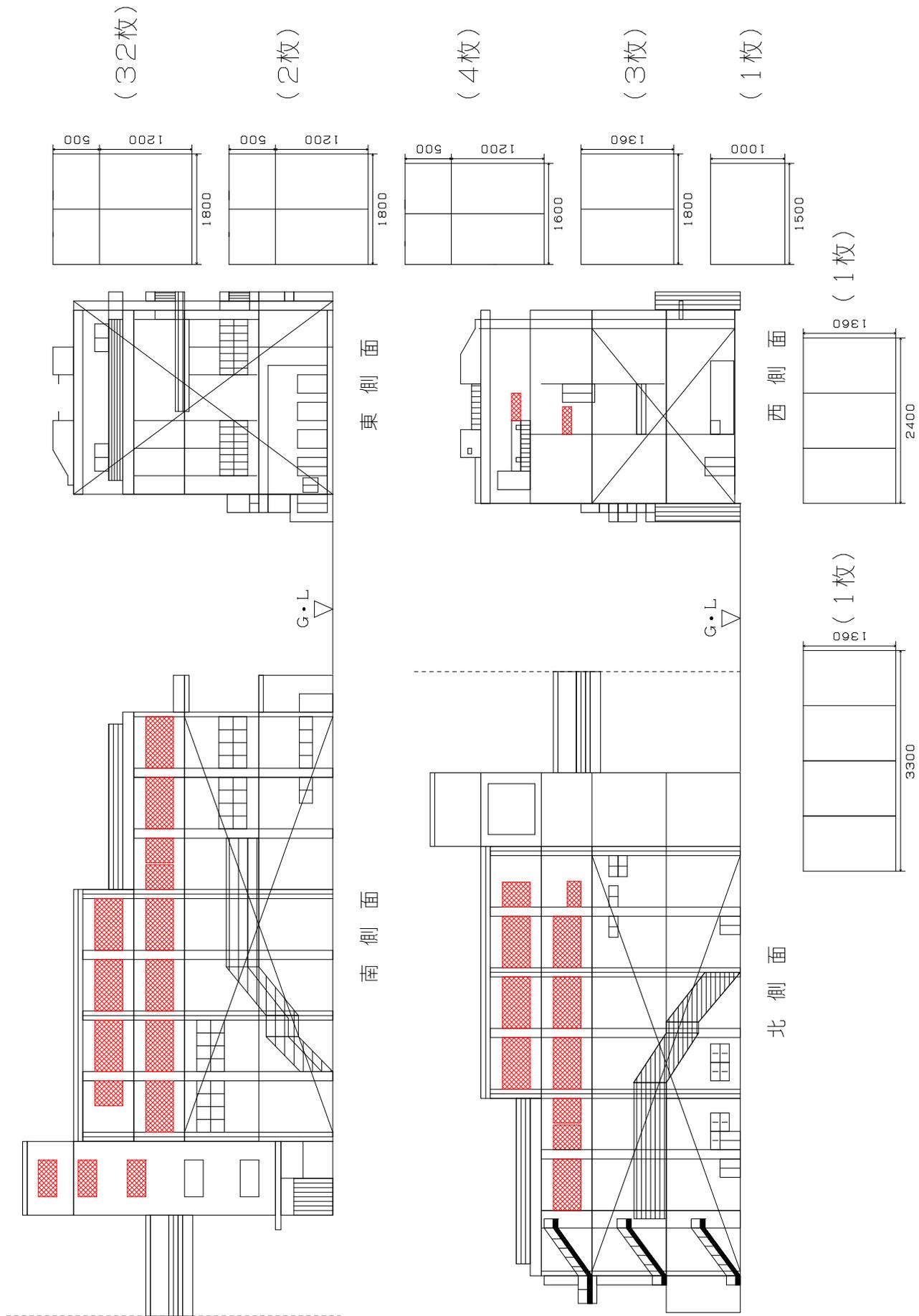


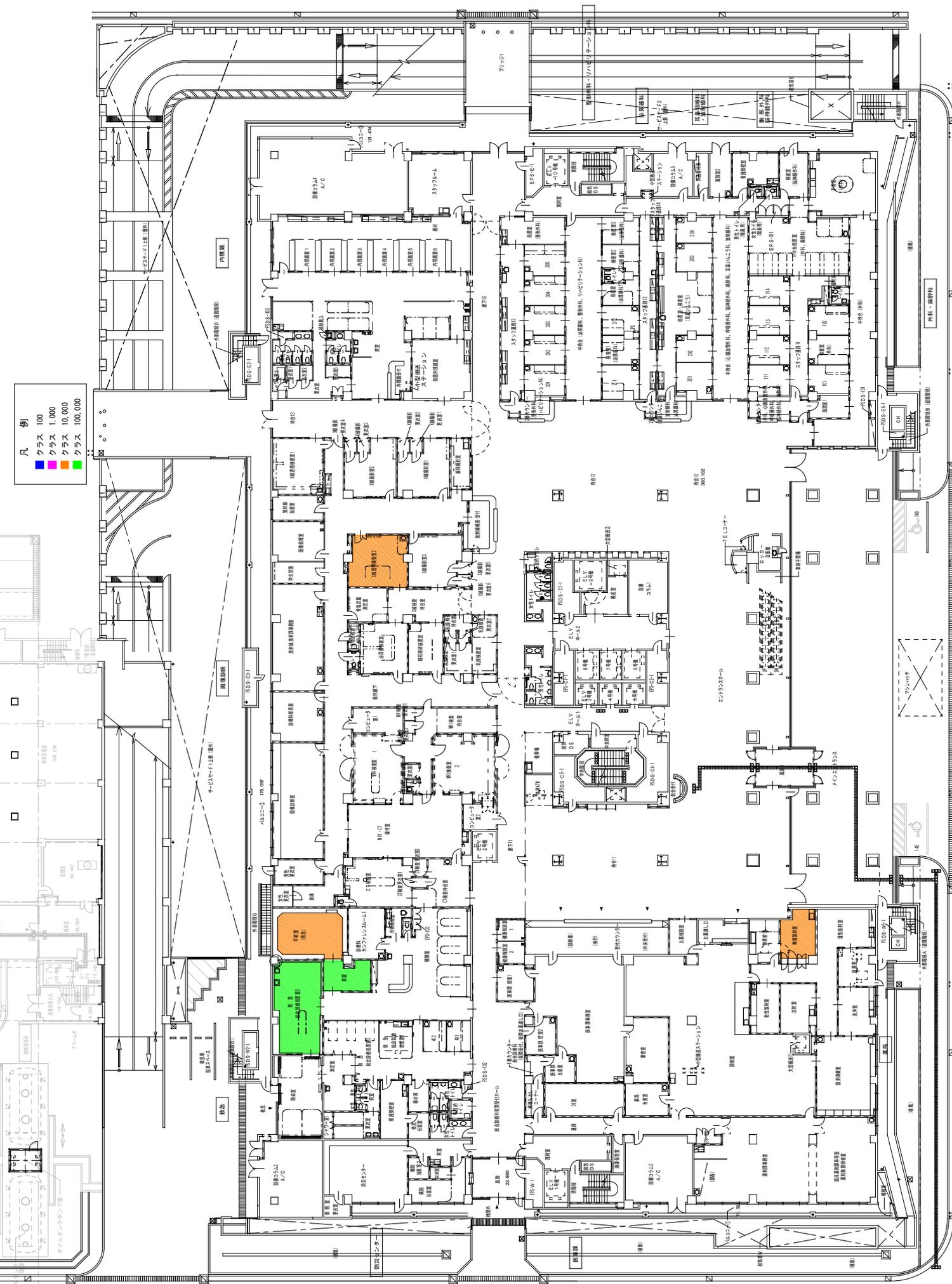
### 教育棟北側階段室



### 教場南側

食厨教場窓ガラス清掃区域





- 凡 例
- クラス 100
  - クラス 1,000
  - クラス 10,000
  - クラス 100,000

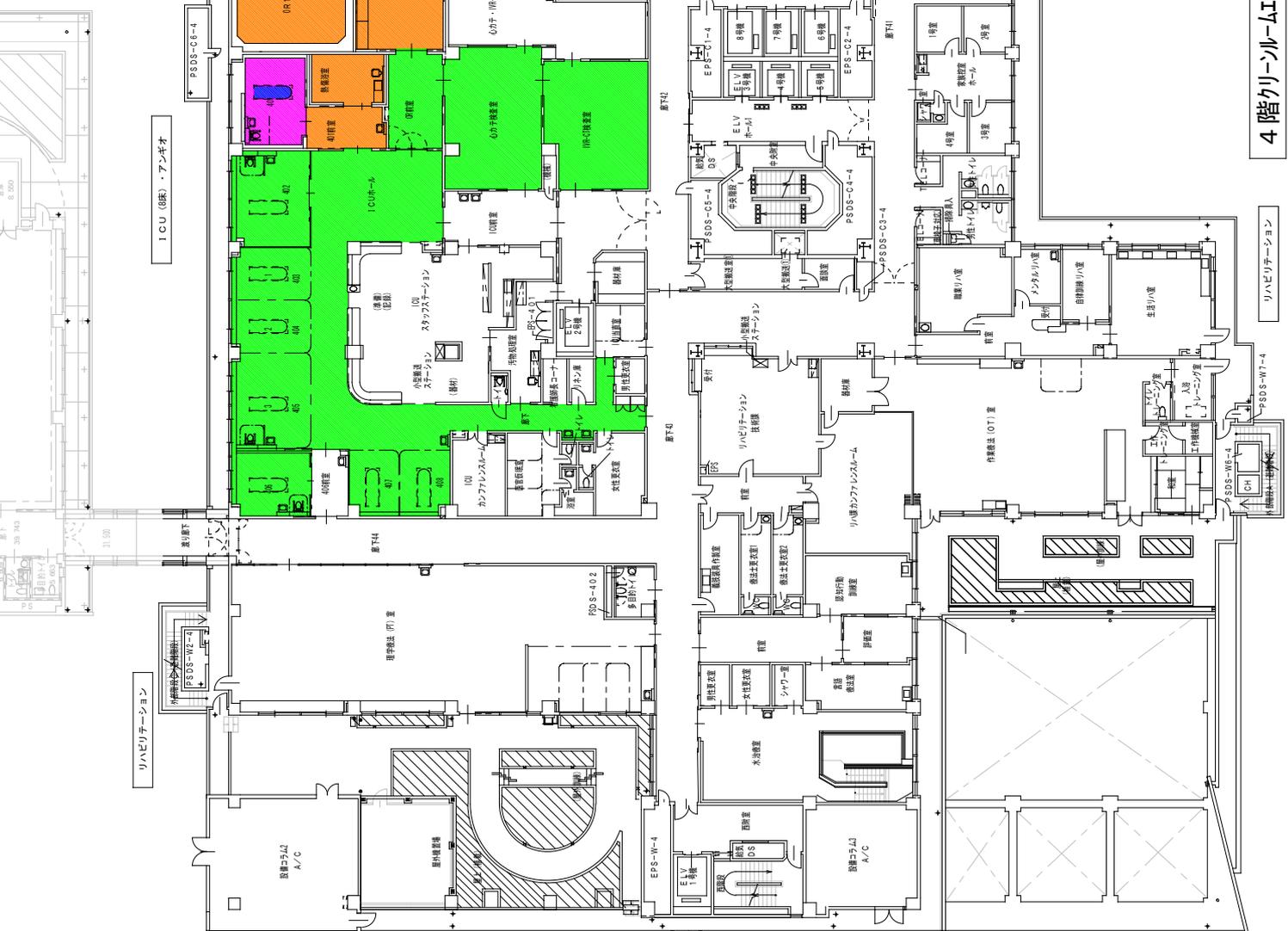
1階クリーンルームエリア図

凡例

- クラス 100
- クラス 1,000
- クラス 10,000
- クラス 100,000

手帳

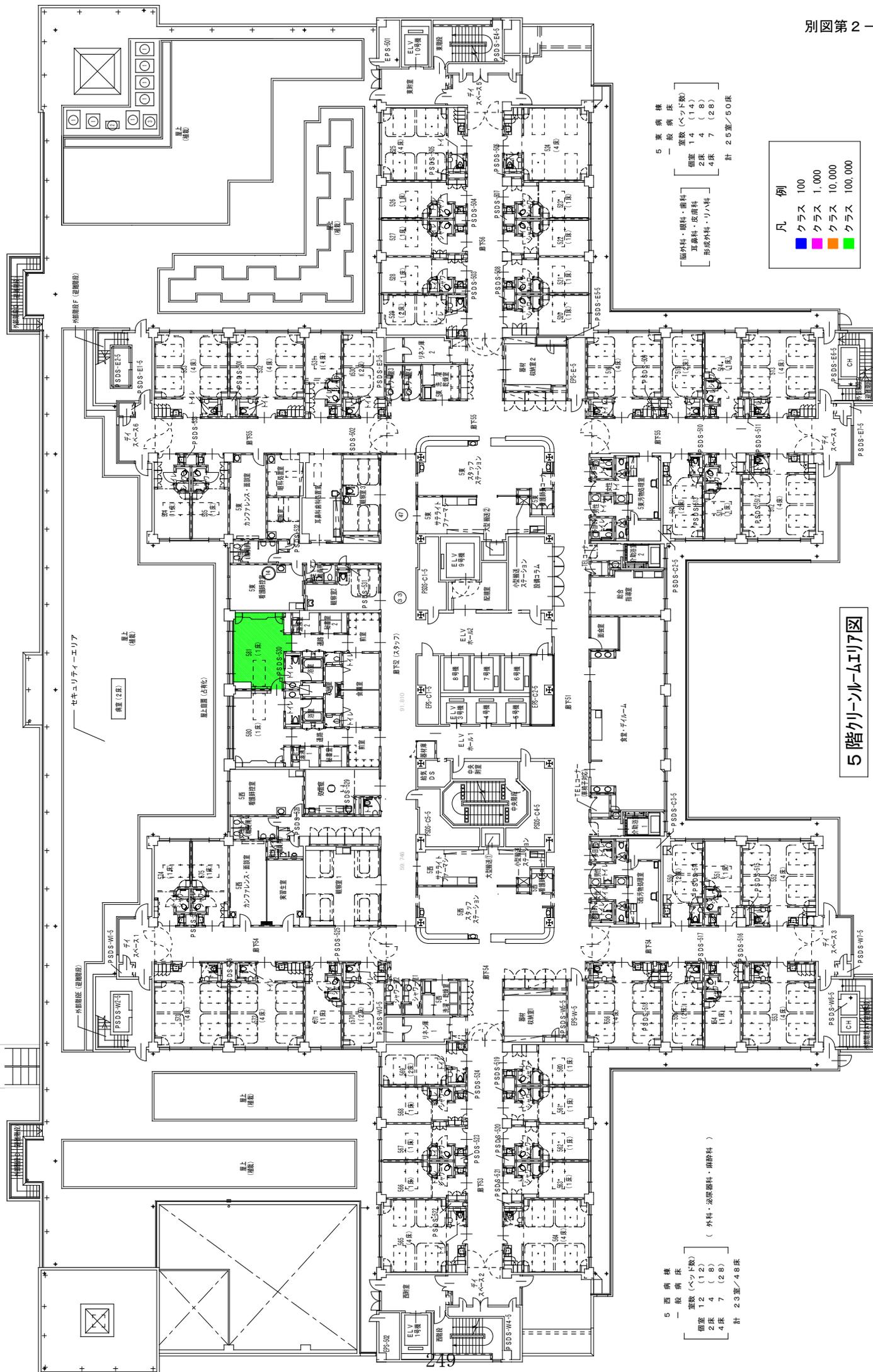
中央材料



4階クリニックエリア図

リハビリテーション

人工透析



5 西病棟  
一般病床  
病室 (ベッド数)  
12 (12)  
2床 4 (8)  
4床 7 (28)  
計 23室/48床

( 外科・泌尿器科・麻酔科 )

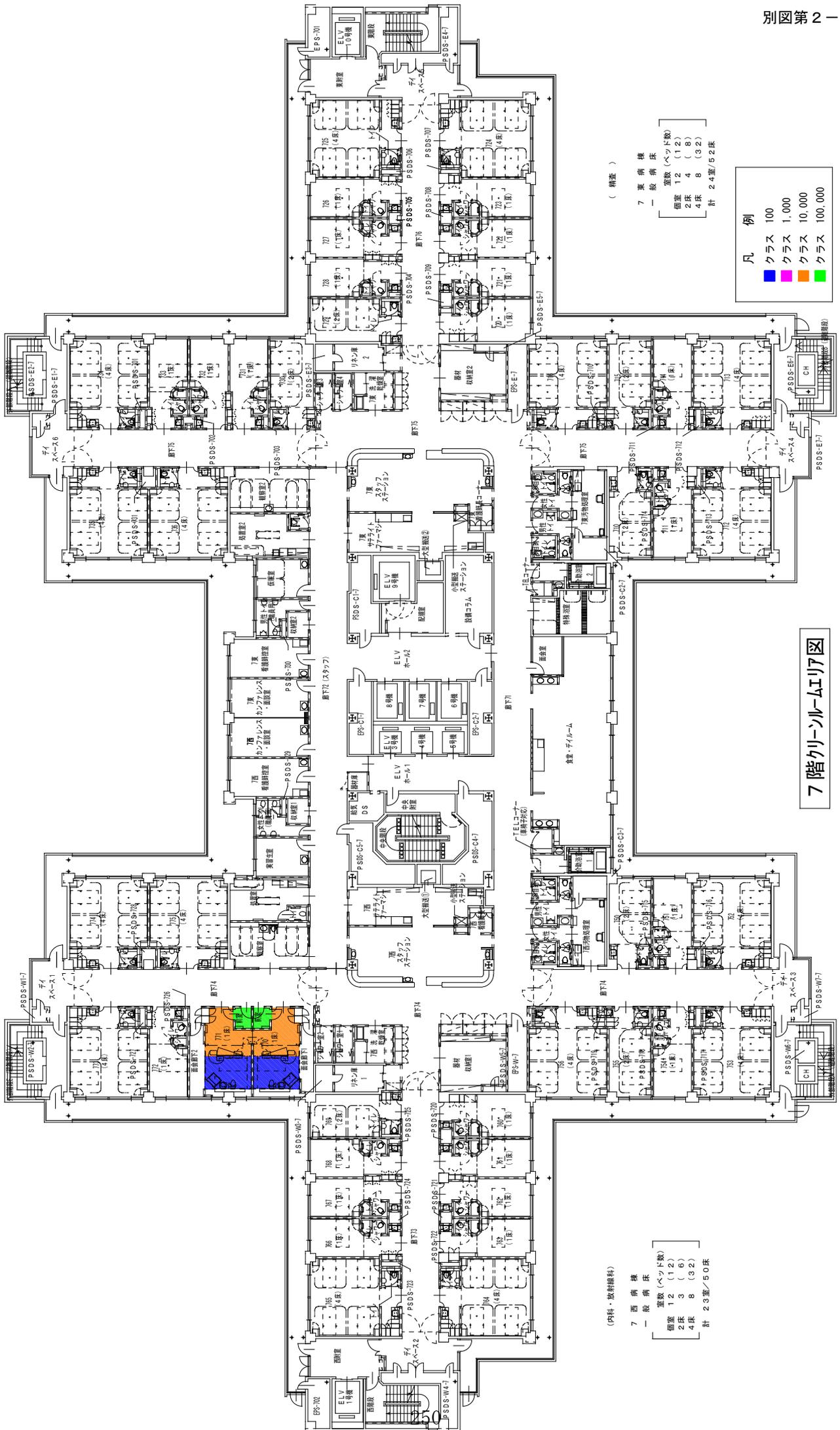
5 東病棟  
一般病床  
病室 (ベッド数)  
14 (14)  
2床 4 (8)  
4床 7 (28)  
計 25室/50床

【 整形外科・眼科・歯科  
耳鼻科・皮膚科  
形成外科・リハ科 】

凡 例

クラス 100
クラス 1,000
クラス 10,000
クラス 100,000

5 階クリーンルームエリア図



(内科・放射線科)

7 西 病 棟  
一 般 病 床

個室	1	2	(12)
2床	3	(6)	
4床	8	(32)	
計	23室/50床		

( 精 産 )

7 東 病 棟  
一 般 病 床

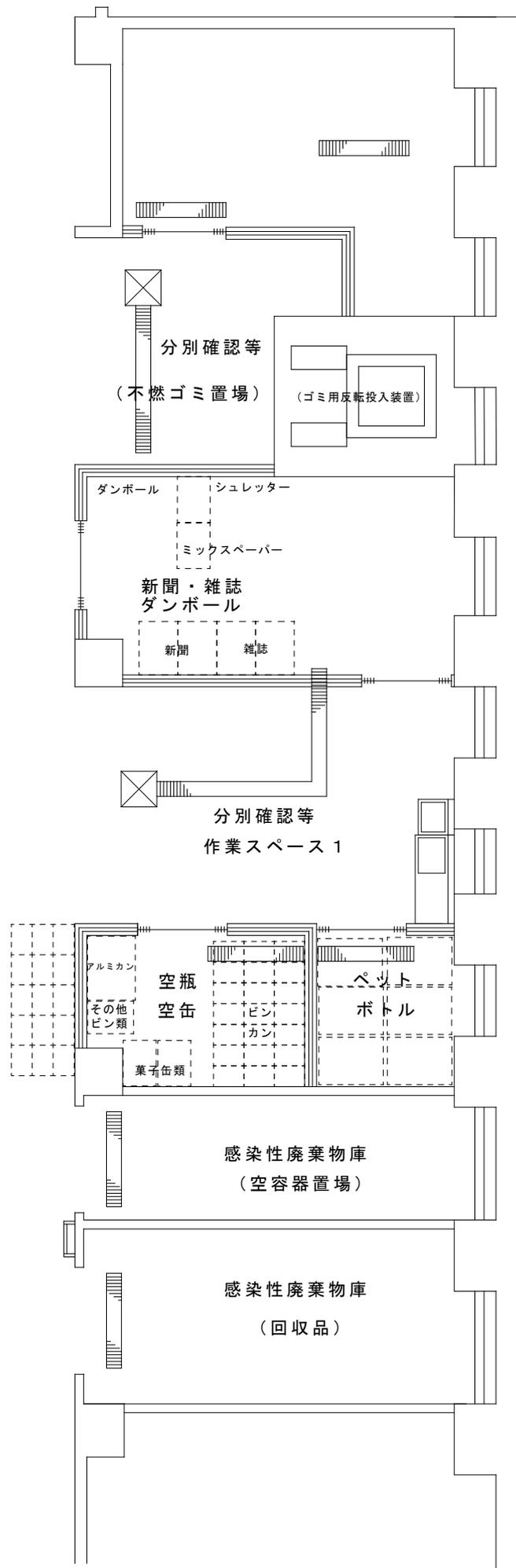
個室	1	2	(12)
2床	4	(8)	
4床	8	(32)	
計	24室/62床		

凡 例

■ クラス 100
■ クラス 1,000
■ クラス 10,000
■ クラス 100,000

7階クリーンルームエリア図





ゴミ置場等配置図

## 1 件 名 庁舎等清掃作業

### 2 総 則

適用範囲 本仕様書は、庁舎等清掃作業及び草刈作業（以下「本作業」という。）について規定する。

この仕様書に参考する次の文書は、この仕様書の一部をなすものであり、入札または見積書提出時における最新版とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

### 3 役務に関する要求

#### (1) 庁舎等清掃作業

##### (ア) 概 要

本作業は、防衛省三宿地区技術研究本部の区域の庁舎等清掃を実施する。

##### (イ) 役務の内容

庁舎等清掃作業は、別紙第1～別紙第4のとおりとする。また、清掃対象の建物規模については別添の「防衛省三宿地区技術研究本部の管理建物一覧表」のとおりとする。

##### (ウ) 役務期間及び役務時間

###### ・ 役務期間

役務期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、床ワックス清掃及びカーペット清掃を除き、土日祝祭日及び年末12月29日から年始1月3日までは行わないものとする。

###### ・ 役務時間

役務時間は、08:30から17:30までの間とする。ただし、作業時間の延長をする場合は、当日の午前中までに官側担当者と調整を行うものとする。

#### (2) 草刈作業

##### (ア) 概 要

本作業は、防衛省三宿地区技術研究本部の区域内の草刈作業を実施する。

##### (イ) 役務の内容

草刈作業範囲は、別図第1のとおりとする。

##### (ウ) 役務期間及び役務時間

###### ・ 役務期間

草刈作業は年4回実施とし、実施時期は5月、7月、9月、11月に実施すること。細部日程については、官側担当者と事前調整の上、決定すること。

###### ・ 役務時間

役務時間は、08:30から17:30までの間とする。ただし、作業時間の延長をする場合は、当日の午前中までに官側担当者と調整を行うものとする。

#### 4 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部（付図第1、別図第1）

#### 5 検 査

庁舎清掃作業及び草刈作業に規定されている業務内容について、作業報告書及び作業結果報告書に基づき、目視により実施する。

#### 6 その他の指示

- (1) 提出書類 契約相手方は、表に示す書類を官側に提出するものとする。

表

番号	名 称	部数	提出時期	備 考
1	作業従事者名簿	1部	作業実施前	
2	作業実施計画	1部		細部日程については別途調整とする。
3	作業報告書 (清掃作業日誌)	1部	作業後速やかに	別紙第 6-1～6-4 のとおり。
4	作業結果報告書 (草刈作業)	1部	作業後速やかに	作業前、中、後の記録 写真を含む

- (2) 本作業を実施にあたっては、美観を損なわないよう留意するものとし、良好な結果が得られるよう努めるものとする。
- (3) 契約相手方は、清掃の用に供する電力及び水道について、無償で支援を受けることができるものとする。
- (4) トイレットペーパー、芳香剤、石鹼水等の消耗品は、官側支給のものを使用すること。
- (5) 契約相手方は、清掃用資器材及び清掃に必要とする資材（（3）項及び（4）項に規定するものを除く。）を負担するものとする。
- (6) 契約相手方は、作業従事者に関する風紀、規律及び安全衛生等の管理責任を負うものとする。
- (7) 本作業を実施にあたっては、物品及び施設等に損傷を与える恐れがある場合、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に復するものとする。
- (8) 作業従事者は、作業着の着替え等を行う場合には、官の指定した控室において行うものとする。
- (9) 本作業によって生じた発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分を行うものとする。
- (10) 集積したごみ等は、官が準備するごみ袋に入れてごみ集積場に集積するものとする。
- (11) 特に汚れが目立つ場所については、薬品又はヘラ等を用いて汚れを落としてから清掃を行うものとする。
- (12) 契約相手方は、日々の作業について作業報告書（清掃作業日誌）により官に報告を行うものとする。
- (13) その他、この仕様書に疑義が生じた場合、速やかに官と協議するものとする。

## 7 草刈作業実施における細部作業規定について

### (1) 草刈作業

草刈作業は、別図第1に示す箇所とし、地面から1 cm以内に刈るものとする。

### (2) 発生材の処置

本作業における発生材は、契約相手方の責任において廃棄処分するものとする。なお、当該廃棄物を堆肥化処理する場合には、処分場の許可証（都道府県知事発行）の写し及び、請負業者との委託契約書の写しを提出すること。

## 日常清掃

清掃場所		面積(m <sup>2</sup> )		回数	清掃内容
庁舎本館玄関前		348.00	358.00	1回	1 庁舎本館玄関前の箒はきによる清掃 2 落ち葉かき及びごみ拾い 3 庁舎本館1階玄関扉(北側を含む。)の窓ガラス及びびっしょり部の洗剤による乾布拭き清掃
	光・電子実験棟玄関前	10.00			
庁舎本館(1階～2階)	玄関ホール	26.04	493.51	1回	床面の除塵、水拭き及び掃除機による清掃
	廊下(Pタイル部分)	149.31		1回	
	廊下(カーペット部分)	139.36		1回	
	階段・(非常)階段	178.80		1回	
光・電子実験棟(1階～2階)	玄関ホール	20.00	442.40	1回	床面の除塵、水拭き及びびっしょりの乾布拭きによる清掃
	廊下	364.80		1回	
	階段	57.60		1回	
洗面所	庁舎本館	男子便所	65.10	1回	1 床面、壁面、扉、間仕切り等の箒はき及び水拭きによる清掃 2 便器、洗面台、鏡、水洗類は、専用洗剤等による水拭き清掃 3 トイレレットペーパー、芳香剤及び石鹸水の補充 4 ごみ屑の処理及び屑かごの清掃
		女子便所			
	庁舎別館	男子便所	5.00		
		女子便所			
	光・電子実験棟	男子便所	6.00		
		女子便所			
	電波暗室		4.86		
	ドライパー控室				

定期清掃

清掃場所		面積(m <sup>2</sup> )	実施時期及び回数	清掃内容
玄関	庁舎別館	3.36	隔日	1 玄関前の箒はき清掃 2 玄関扉の拭き清掃
	電波暗室	4.50		
玄関ホール	庁舎本館1階	26.04	6月・9月・12月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗 浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。
	光・電子実験棟1階	20.00		
	電波暗室1階	12.60		
廊下・通路廊下・ (非常)階段・屋外 階段	庁舎本館(廊下3階～5階)Pタイル部分	129.40	隔日	床面の掃除機及びモップによる水拭き清掃
	庁舎本館(廊下3階～5階)カーペット部分	358.35		
	通路廊下	110.04		
	光・電子実験棟(廊下1階～R階)	511.20		
	ドライバ-控室(廊下)	8.10		
	庁舎本館(階段3階～R階)	351.96		
	庁舎別館(階段1階～2階)	49.60		
	光・電子実験棟(階段3階～4階)	44.10		
	光・電子実験棟(屋外階段1階～3階)	88.08		
	電波暗室(階段1階～R階)	107.63		
	庁舎本館(廊下・階段1階～R階)	819.42		
	庁舎別館(廊下・階段1階～2階)	109.32		
	通路廊下	110.04		
光・電子実験棟(廊下・階段1階～R階)	599.28			
電波暗室(階段1階～PH-1)	107.63			
ドライバ-控室(廊下1階)	21.60			
	1,767.29	4月	1 床面(Pタイル部分)を除塵・剥離する。 2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄す る。 3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。	
		6月・9月・12月・3月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗 浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等 で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。	

## 定期清掃

清掃場所	面積 (㎡)		実施時期及び回数	清掃内容
	面	積 (㎡)		
窓ガラス・窓枠	庁舎本館	1,474.01	6月・9月・12月・3月	1 洗剤を使用して、窓ガラス両面の汚れを落とした後、乾布拭き清掃 2 窓枠の汚れの拭き清掃
	庁舎別館	152.01		
	光・電子実験棟	370.80		
	電波暗室	25.50		
	冷暖房機械室	7.98		
	ドライバ-控室	43.25		
		2,073.55		
シャワー・更衣室	庁舎本館(3階)	26.04	隔日	1 床面及び壁面の箒はき及び水拭きによる清掃 2 シャワールームは、洗剤による水洗い清掃 3 ごみ屑の処理及び屑かごの清掃
	庁舎本館(4階)	15.00		
	光・電子実験棟(1階)	6.51		
		47.55		
湯沸室・談話室	庁舎本館(1階)	26.04	4月	1 床面(Pタイル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。 2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。 3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。
	庁舎本館(2階)	26.04		
	庁舎本館(3階)	26.04		
	庁舎本館(4階)	26.04		
	庁舎本館(5階)	26.04		
	ドライバ-控室(1階)	3.24		
		133.44		
構内(庁舎廻り)	1,520.00	10月～12月の間週3回	落ち葉掃き清掃及びごみ収集	
構内(雨水溝)	8.50	4月～3月の間で3回	雨水溝清掃	
庁舎本館玄関マット	8.64	4月～3月の間で2回	マットの洗剤洗浄	

## 定期清掃

清掃場所	面積(m <sup>2</sup> )	実施時期及び回数	清掃内容
庁舎本館廊下カーペット	487.75	6月・9月・12月・3月	カーペットの洗剤洗浄
庁舎本館エレベーター(籠内部)	3.61	6月・3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面(パネル部分)を除塵・剥離する。</li> <li>2 除塵・剥離後洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。</li> <li>3 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。</li> </ol>
講堂	175.40	6月・9月・12月・3月	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 床面(パネル部分)を洗剤を用い、モップ・ポリッシャー等で洗浄する。</li> <li>2 洗浄後十分乾燥させ、適正なワックスを塗布、ポリッシャー等で磨き仕上げをする。</li> <li>3 特に汚れのひどい箇所は、剥離洗浄を行う。</li> </ol>
ごみ集積場	17.85	週4回 (月、火、木、金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 集積ごみの整理、分別</li> <li>2 ごみ収集車立会</li> <li>3 実施日：月、木…可燃ごみ、火…不燃ごみ、金…資源ごみ</li> </ol>

役務場所一覧表

場所	廊下		階段	非常階段 屋外階段	講堂	洗面所					窓ガラス	玄関ホール	シャワー・ 更衣室	エレベーター (籠内部)	玄関前	構内
	(カーペット)	(Pタイル)				面積(m <sup>2</sup> )	洗面台	小便器	大便器	洗面台						
庁舎本館1階		129.40	48.08	18.02		39.06	4器	3器	5器	2	26.04			348.00		
庁舎本館2階	129.40	29.86	48.08	64.62		13.02	2器	3器	1器	1						
庁舎本館3階	119.45	29.86	48.08	64.62		13.02	2器	3器	1器	1			3.61			
庁舎本館4階	119.45	29.86	48.08	64.62		32.55	4器	3器	3器	2		26.04				
庁舎本館5階	119.45	69.68	48.08	50.89		13.02	2器	3器	1器	1		6.51				
庁舎本館R階			27.59													
通路廊下		110.04														
庁舎別館1階		29.86	22.30			5.00	1器	2器	1器	1				3.36		
庁舎別館2階		29.86	27.30		166.36											
光・電子実験棟1階		182.40	30.00	34.44		21.00	2器	3器	3器	1	20.00	14.40	20.00	10.00		
光・電子実験棟2階		182.40	27.60	34.44		21.00	2器	3器	3器	1						
光・電子実験棟3階		134.40	27.60	19.20		6.00	2器		1器	1						
光・電子実験棟R階		12.00	16.50													
電波暗室1階			16.63			6.13	1器	1器	1器	1	12.60		12.60	4.50		
電波暗室2階			22.75													
電波暗室3階			22.75													
電波暗室4階			22.75													
電波暗室PH-1			22.75													
冷暖房機械室																
ドライバ-控室						5.76	1器	1器	1器	1					1,520.00	
庁舎廻り																
構内(雨水溝)															8.50	
合計	487.75	969.63	526.92	350.84	166.36	175.56	23器	25器	21器	13	58.64	46.95	36.21	365.86	1,528.50	

清 掃 作 業 日 誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)					
			平成 年 月 日( )					
日常 清掃	庁舎本館玄関前	1回						
	光・電子実験棟玄関前	1回						
	玄関ホール	1回						
	庁舎本館(1階 ~2階)	廊下(マイル部分)	1回					
		廊下(カーペット部分)	1回					
	光・電子実験 棟(1階~2階)	階段・(非常)階段	1回					
		玄関ホール	1回					
	洗面所	廊下	1回					
		階段	1回					
	光・電子実験 棟(1階~2階)	庁舎本館(男子便所)	1回					
		庁舎本館(女子便所)	1回					
		庁舎別館	1回					
		光・電子実験棟(男子便所)	1回					
		光・電子実験棟(女子便所)	1回					
電波暗室		1回						
トライブ-控室	1回							
清掃時間								
清掃作業者氏名 印								
検査官確認 印								

清掃作業日誌

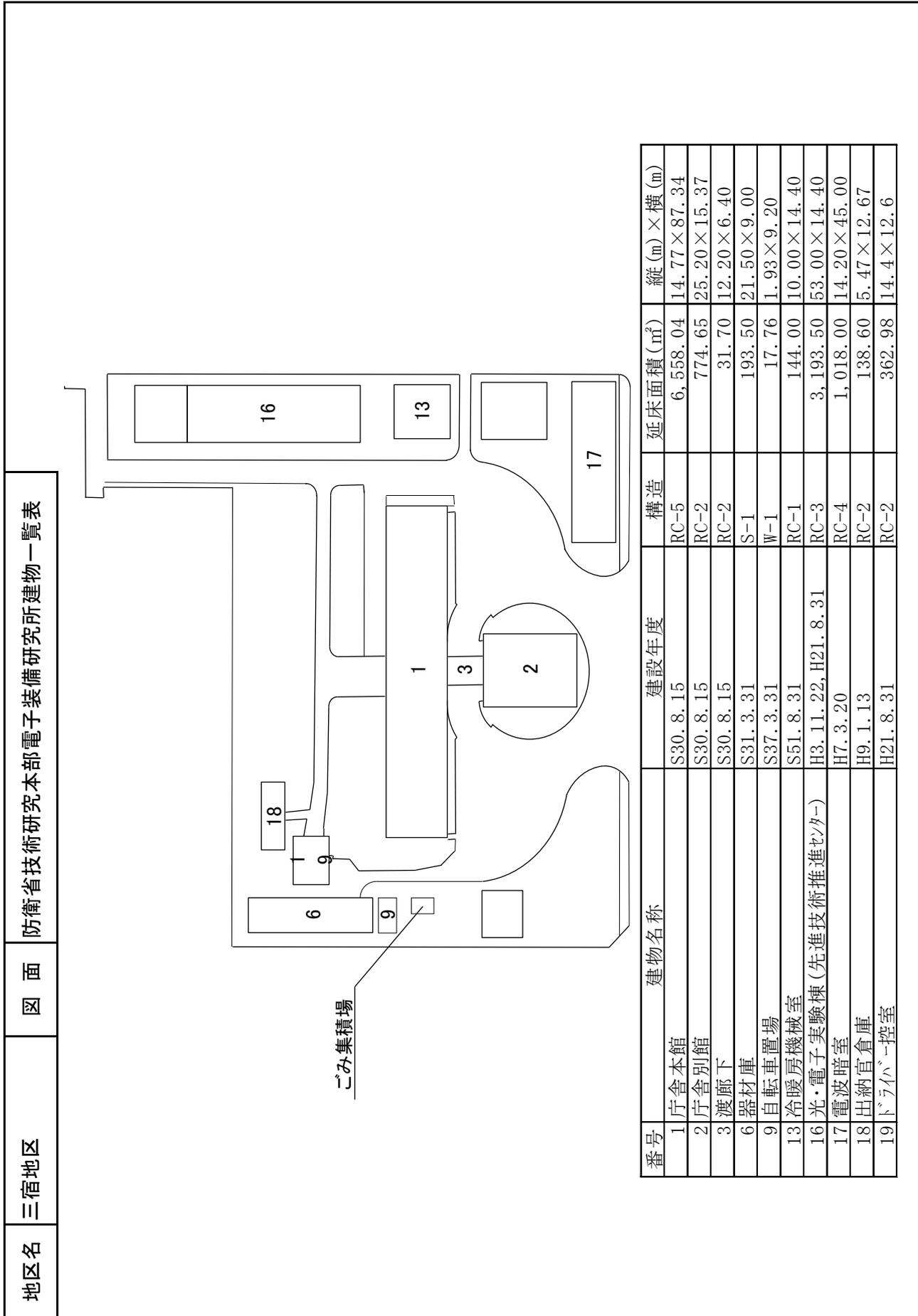
項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)				
			平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	平成 年 月 日( )	
定期清掃	玄関	隔日					
	庁舎別館 電波暗室						
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	隔日	庁舎本館(廊下3階~5階)P7外部分				
			庁舎本館(廊下3階~5階)カハット部分				
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	隔日	通路廊下				
			光・電子実験棟(廊下1階~R階)				
			ドライバ-控室(廊下)				
			庁舎本館(階段3階~R階)				
			庁舎別館(階段1階~2階)				
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	隔日	光・電子実験棟(階段3階~4階)				
			光・電子実験棟(屋外階段1階~3階)				
			電波暗室(階段1階~R階)				
			庁舎本館(3階)				
シャ-更衣室	隔日	庁舎本館(4階)					
		光・電子実験棟(1階)					
ごみ集積場		週4回(月・火・木・金)					
清掃時間							
清掃作業者氏名 印							
検査官確認 印							

清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)								
			平成 年 月 日( )								
定期清掃	玄関ホール	庁舎本館1階									
		光・電子実験棟1階	6月・9月・12月・3月								
		電波暗室1階									
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	庁舎本館(廊下・階段3階~5階)	4月								
		庁舎本館(廊下・階段3階~5階)									
		通路廊下									
	窓ガラス・窓枠	光・電子実験棟(廊下・階段1階~R階)	6月・9月・12月・3月								
		電波暗室(階段1階~RH-1)									
		ドライバ-控室(廊下1階)									
	シャワ-・更衣室	庁舎本館・別館	6月・9月・12月・3月								
		光・電子実験棟									
		電波暗室									
湯沸室・談話室	冷暖房機械室	6月・3月									
	ドライバ-控室										
	庁舎本館(3階)										
廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	庁舎本館(4階)	4月									
	光・電子実験棟(1階)										
	庁舎本館(1階)										
湯沸室・談話室	庁舎本館(2階)	6月・9月・12月・3月									
	庁舎本館(3階)										
	庁舎本館(4階)										
廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段	庁舎本館(5階)	4月									
	ドライバ-控室(1階)										
	廊下・通路廊下・(非常)階段・屋外階段										
清掃時間											
清掃作業者氏名 印											
検査官確認 印											

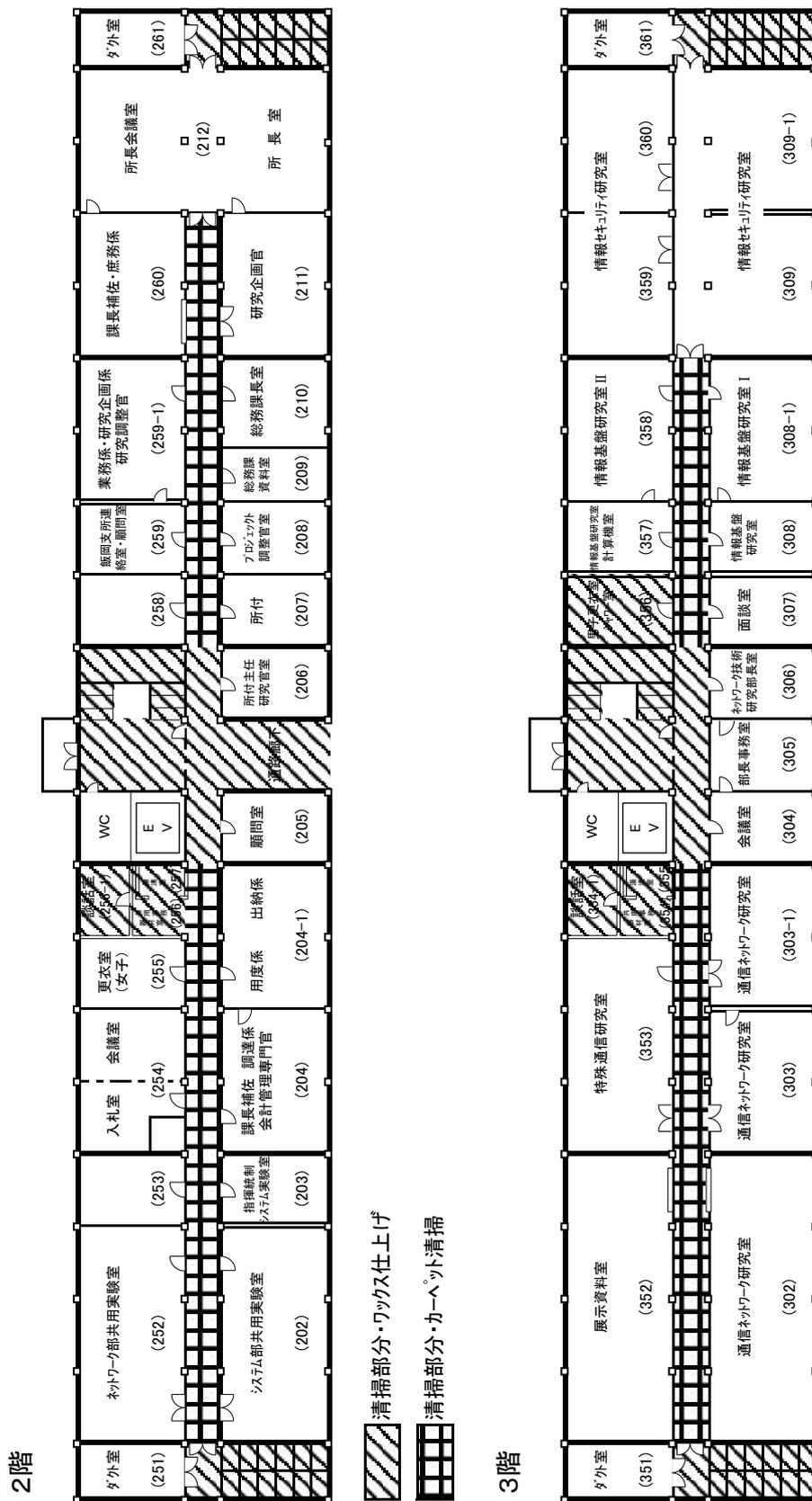
清掃作業日誌

項目	清掃作業場所	清掃作業回数	清掃作業年月日(曜日)								
			平成 年	月	日	( )	平成 年	月	日	( )	
定期 清掃	構内(庁舎廻り)	10月～12月の間で週2回									
	構内(雨水溝)	4月～3月の間で2回									
	庁舎本館玄関マット	4月～3月の間で2回									
	庁舎本館エレベータ(籠内部) 講堂	6月・9月・12月・3月 12月・3月									
	庁舎本館玄関カーペット	6月・9月・12月・3月									
	講堂	6月・9月・12月・3月									
清掃時間											
清掃作業者氏名 印											
検査官確認 印											

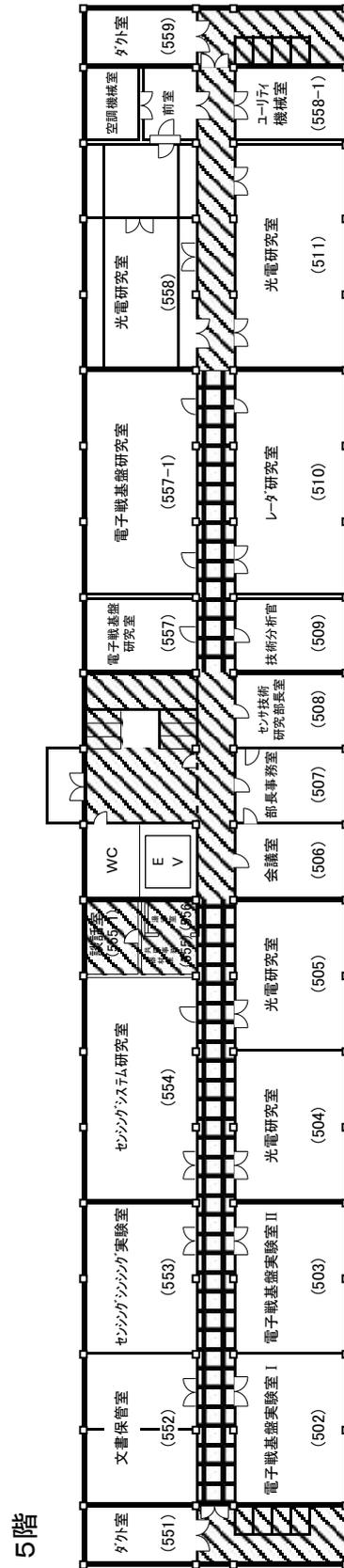
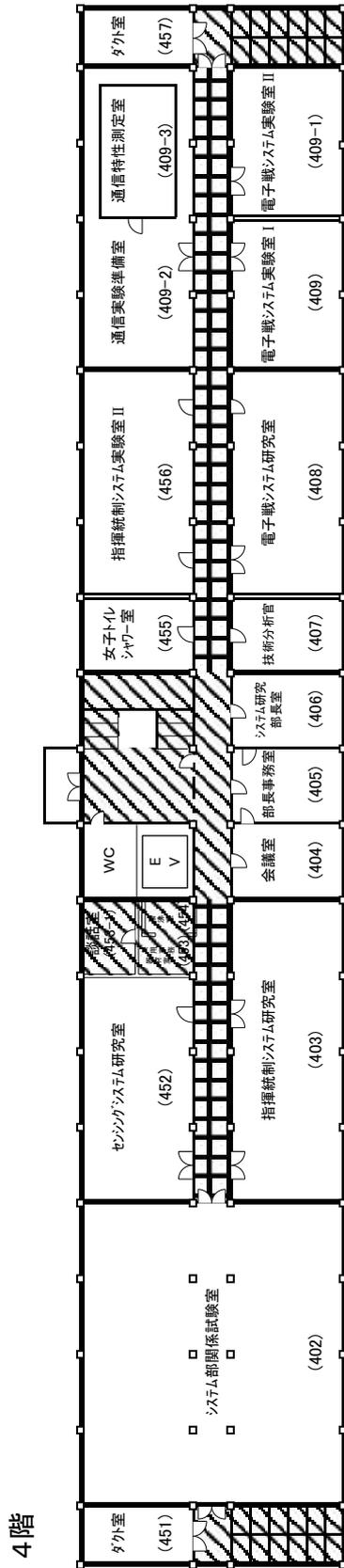




庁舎本館平面図

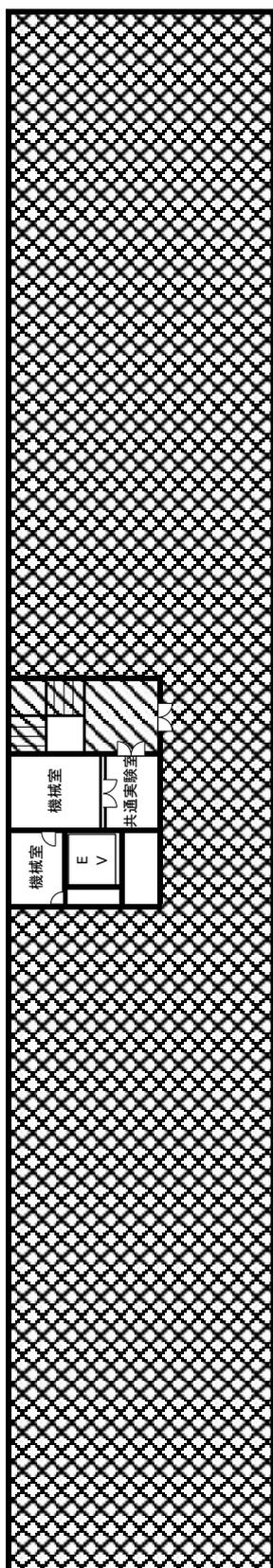


庁舎本館平面図



庁舎本館平面図

R階

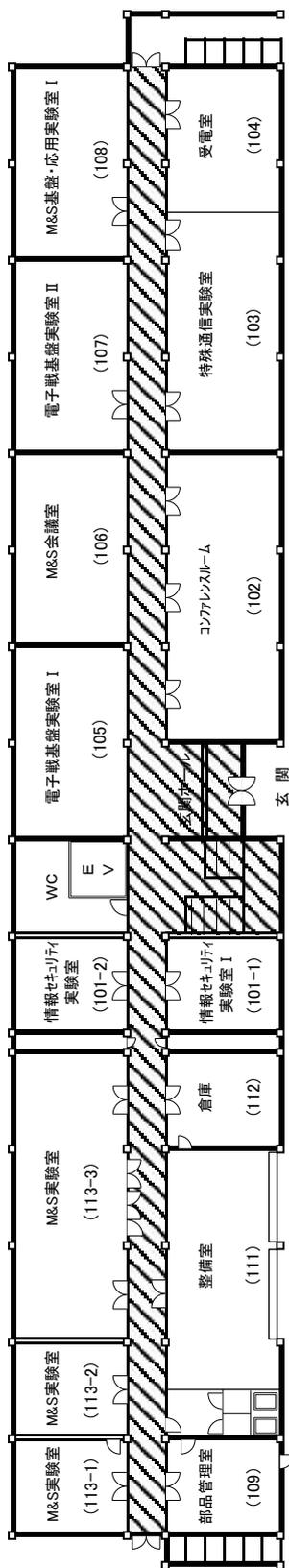


清掃部分・ワックス仕上げ



光・電子実験棟平面図

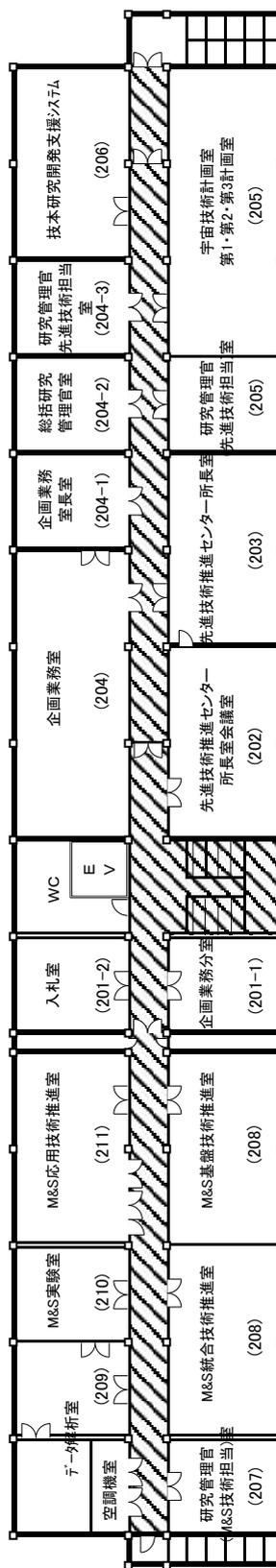
1階



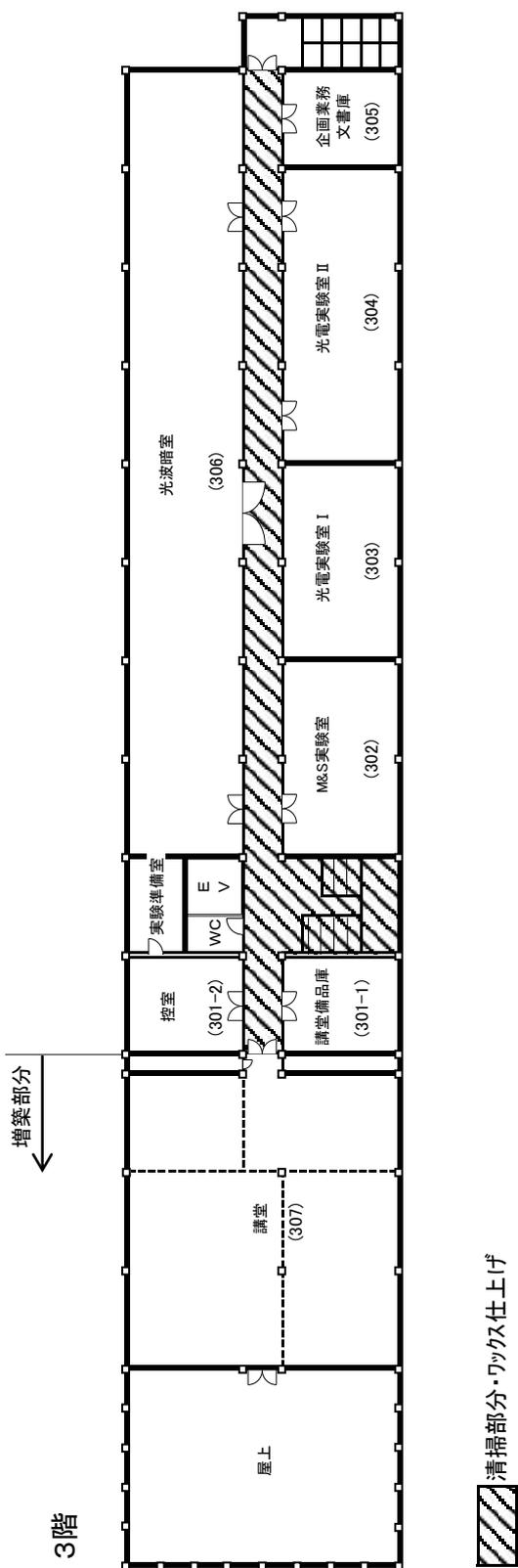
シャワー・エニヱク(男子)  
シャワー・エニヱク(女子)

清掃部分・ワックス仕上げ

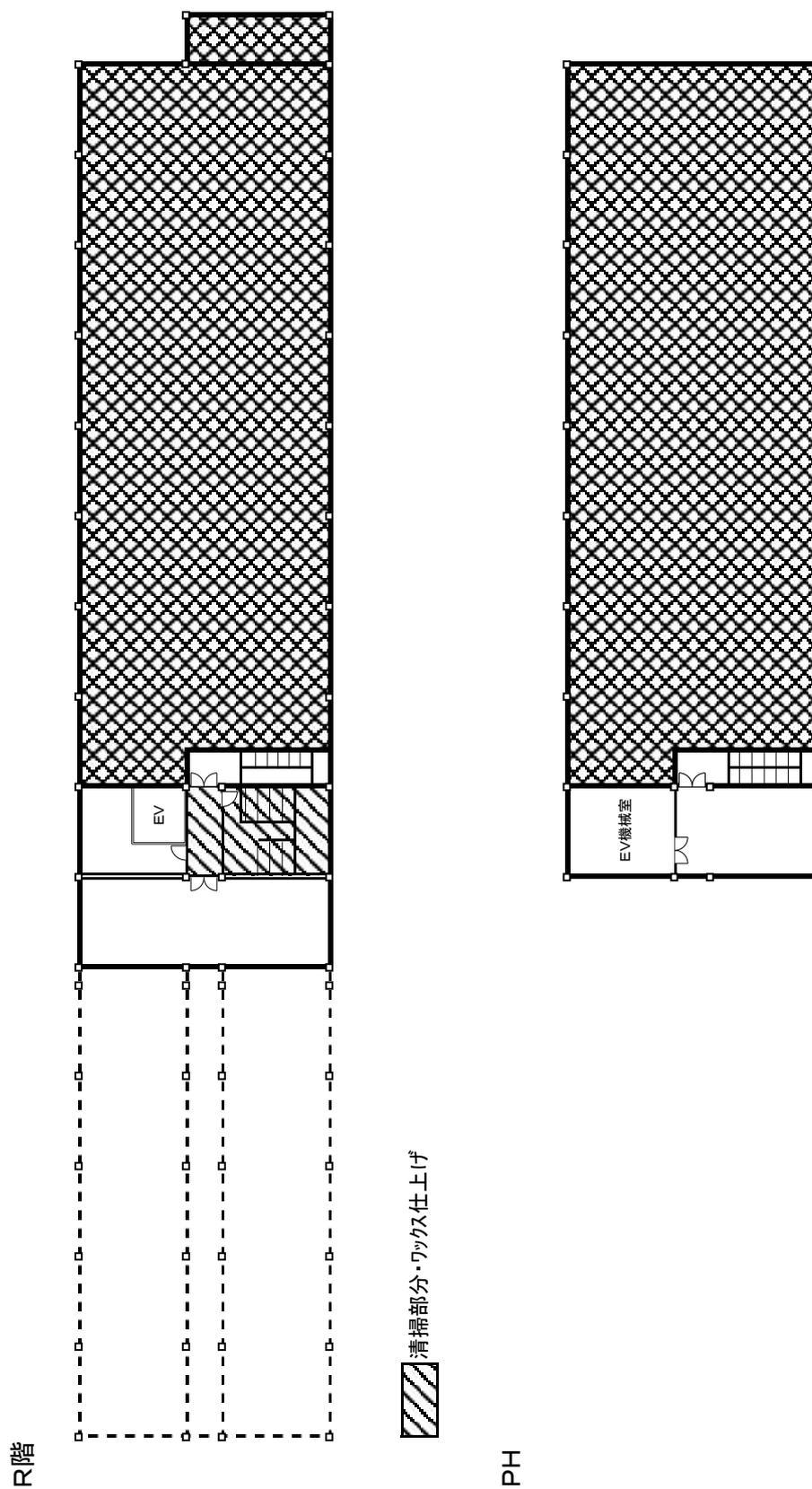
2階



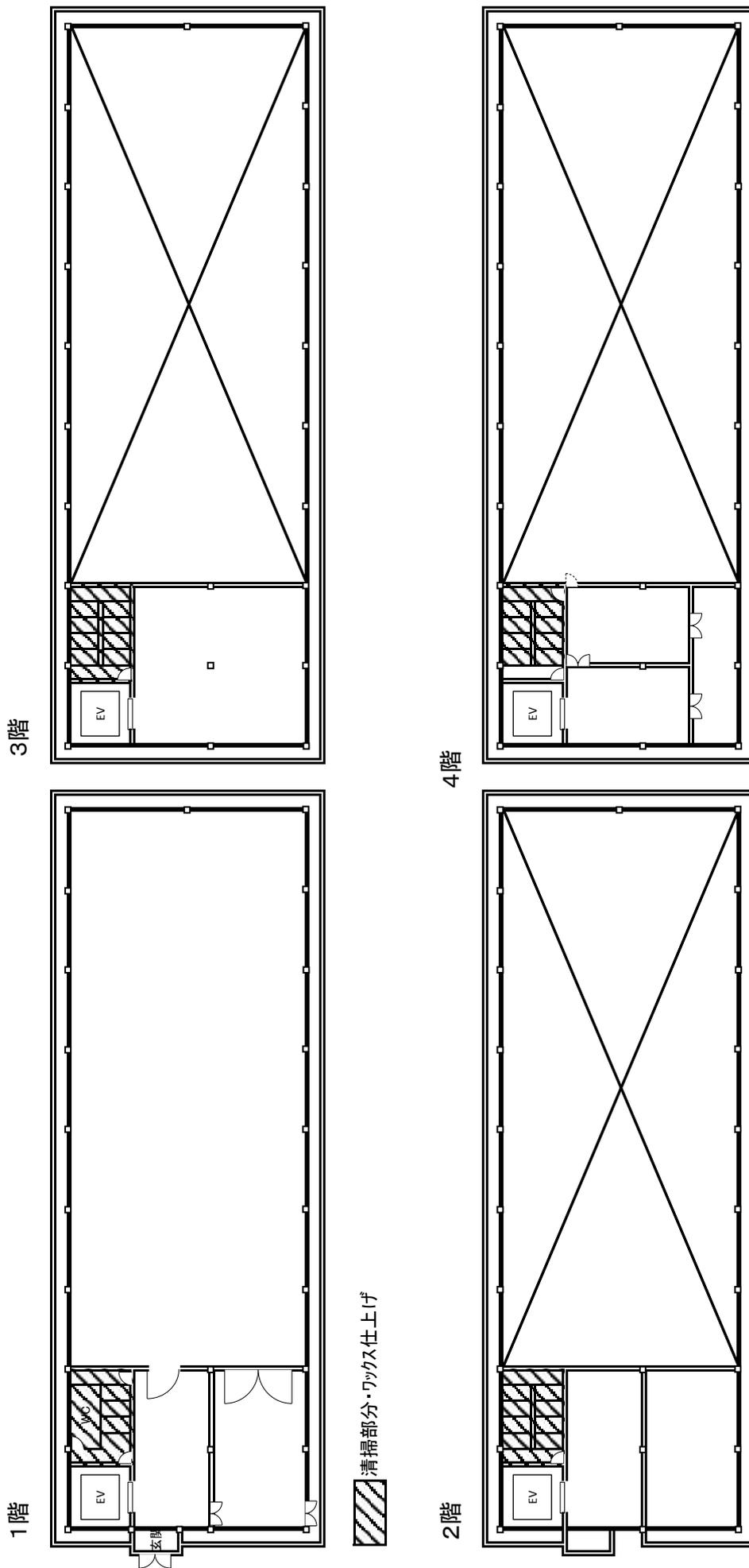
光・電子実験棟平面図



光・電子実験棟平面図

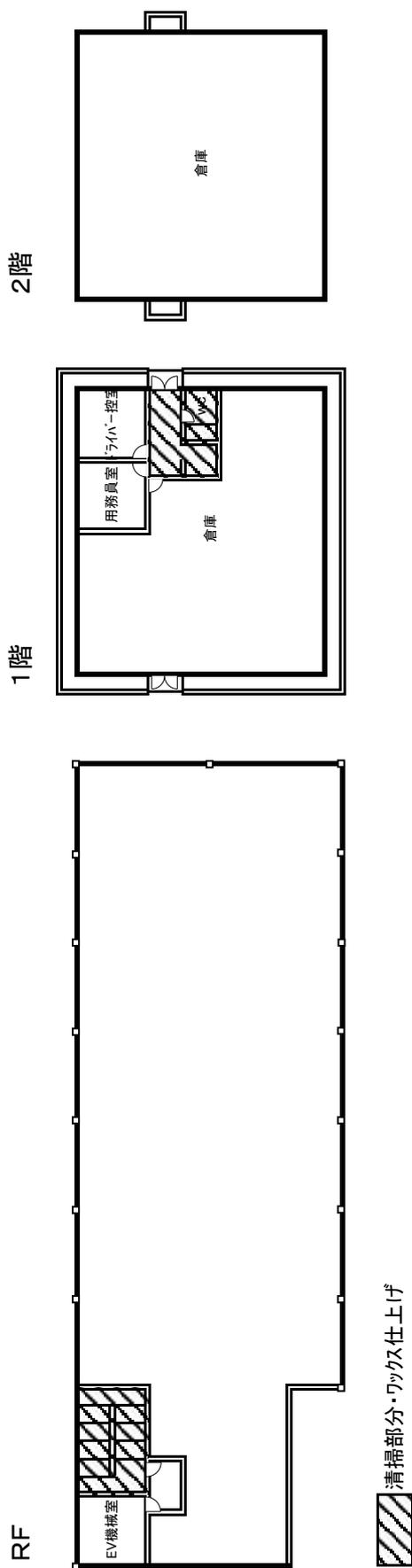


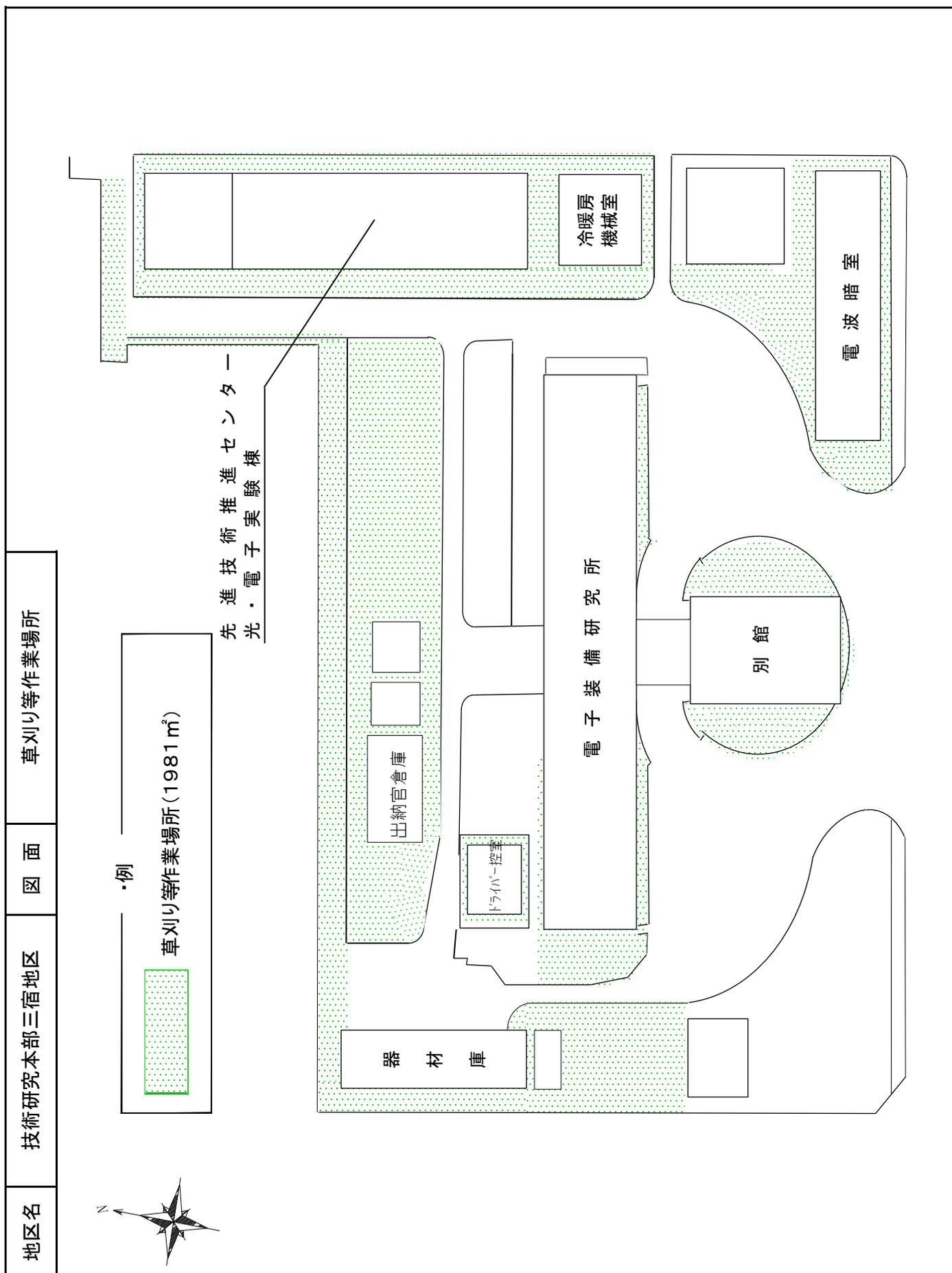
電波暗室平面図



ドライバークラウド

電波暗室平面図





1 件 名 シートクリーナー等の保守

2 総 則

適用範囲

本仕様書は、シートクリーナー他の保守（以下「本作業」という。）について規定する。

3 役務に関する要求

(1) 概 要

本役務は、シートクリーナー、サニタリーディスポーザル及びサニタイザーMK 7、WCオートサニタイザーMK 5 5（以下「シートクリーナー他」という。）を定期的に保守点検及び薬剤交換を行うものである。

(2) 役務の内容

シートクリーナー他をトイレに設置するものとし、詳細を以下に示す。

(ア) シートクリーナー

- ・ シートクリーナーは、表 1 に示すとおりとする。

表 1

名称	規格	数量	備考
シートクリーナーL	日本カルミック(株) H240×W140×D100(mm) 除菌剤容量 500ml	2 3 個	2 か月に 1 回除菌剤の補充を行うものとする。

- ・ 設置場所は、表 2 に示された箇所にある洋式大便器に設置する。

表 2

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館 1 階 (男女各 2 箇所)	4 個	技術研究本部庁舎別館 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個
〃 庁舎本館 2 階 (男性用 2 箇所)	2 個	〃 庁舎本館 3 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 庁舎本館 4 階 (男女各 2 箇所)	4 個	〃 庁舎本館 5 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 光・電子実験棟 1 階 (男性用 2 箇所)	2 個	〃 光・電子実験棟 2 階 (男性用 2 箇所)	2 個
〃 光・電子実験棟 3 階 (女性用 2 箇所)	2 個	〃 電波暗室 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個
〃 ドライバー控室 1 階 (男女共用 1 箇所)	1 個		
自衛隊中央病院 1 階	16 個	自衛隊中央病院 2 階	8 個
〃 3 階	12 個	〃 4～9 階	

(イ) サニタリーディスポージブル

- ・ サニタリーディスポージブルは、表 3 に示すとおりとする。

表 3

名称	規格	数量	備考
サニタリーディスポ ージブル (庁舎設置)	日本カルミック(株) ポリプロピレン H450×W250×D170(mm) 12L	7 個	交換頻度は月 1 回。
〃 (病院設置)	日本カルミック(株) サニコーナー L オートタイプ J	2 1 個	交換頻度は週 3 回とする。

- ・ 設置場所は、表 4 に示す場所の女性トイレブース内に設置する。

表 4

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館 1 階	2 個	技術研究本部庁舎別館 1 階	1 個
〃 庁舎本館 4 階	2 個	〃 光・電子実験棟 3 階	2 個
自衛隊中央病院 1 階	5 個	自衛隊中央病院 2 階	6 個
〃 3 階	6 個	〃 4 階	3 個
〃 5 階	6 個	〃 6 階	4 個
〃 7 階	4 個	〃 8 階東病棟	8 個
〃 8 階中央病棟	2 個	〃 9 階	3 個

(ウ) サニタイザーMK 7

- ・ サニタイザーMK 7 は、表 5 に示すとおりとする。

表 5

名称	規格	数量	備考
サニタイザーMK 7	日本カルミック(株) サニタイザーMK 7	2 5 台	取付け実施後、2 か月に 1 回薬 品、香料、消臭剤及びバッテリー 等消耗品の交換及び点検を行う ものとする。

- ・ 設置場所は、表 6 に示された箇所にある小便器に設置する。

表 6

設置場所	数量	設置場所	数量
技術研究本部庁舎本館 1 階	3 台	技術研究本部庁舎別館 1 階	2 台
〃 庁舎本館 2 階	3 台	〃 庁舎本館 3 階	3 台
〃 庁舎本館 4 階	3 台	〃 庁舎本館 5 階	3 台

〃 光・電子実験棟 1階	3台	〃 光・電子実験棟 2階	3台
〃 電波暗室 1階	1台	〃 ドライバー控室	1台

(エ) サニタイザーMK 7

- ・ サニタイザーMK 7は、表6に示すとおりとする。

表6

名称	規格	数量	備考
サニタイザーMK 7	日本カルミック(株) WCオートサニタイザ ーMK55	17台	取付け実施後、2か月に1回機能 確認及び消耗品類の補充を行う ものとする。

- ・ 設置場所は、表6に示された箇所にある大便器に設置する。

表6

設置場所	数量	設置場所	数量
自衛隊中央病院 地下1階	1台	自衛隊中央病院 1階	9台
〃 2階	7台		

4 検査

3 (2) の項について、目視及び作業報告書により実施する。

5 役務実施場所

防衛省三宿地区技術研究本部及び自衛隊中央病院

6 役務期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

7 その他の指示

- (1) 本作業に必要な資材、機材及び消耗品は、請負業者において準備するものとする。
- (2) 請負業者は、本作業を実施するに当たり、官側の保有する施設・設備等を使用する必要がある場合、予め官側と協議の上、無償で支援を受けることができる。
- (3) 請負業者は、各階の作業終了後、作業報告書1部を官側に提出するものとする。
- (4) 本作業によって生じた発生材は、請負業者の責任において適切に廃棄処分を行うものとする。
- (5) 本作業を実施するに当たり、養生等必要な措置を講ずるとともに、物品及び施設・設備等に損傷を与えた場合は、請負業者の責任において速やかに原状に復するものとする。
- (7) その他 この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする。

## ねずみ・害虫総合的有害生物管理仕様書

### 1. 目的

平成 15 年 4 月より建築物における衛生的環境の確保に関する法律が一部改正されました。その趣旨に基づき、ねずみ、こん虫の防除管理を行い、環境衛生上の維持管理に努めます。総合的有害生物管理の防除手法に則り人や環境に対する負荷を最小限にとどめつつ、有害生物を制御することを目的とします。

### 2. 防除対象

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（第四条の四）による、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物、昆虫類とします。防除対象は主に、ネズミ、ゴキブリ、カ、チョウバエ、ダニとします（以下「ねずみ等」という）。

### 3. 管理対象

○清潔区域、レストランを除く建物内全域

- ・共用部（廊下、トイレ、給湯室、汚物処理室、ゴミ置場、駐車場など）
- ・専用部（各外来診療所・ ナースステーション、入院用個室など）
- ・各排水槽（汚水槽、雑排水槽、湧水槽など）

### 4. 管理計画

防除種目	実施回数	作業場所	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	備考
ゴキブリ ダニ	年12回	専用部内	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1入院用個室は ヒアリング調査 による
ゴキブリ カ チョウバエ	年12回	重点箇所 ※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
ネズミ	年12回	重点箇所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

記号説明 ○：調査施工 調査の結果に基づき、必要に応じ、生息のある区域へは駆除施工を発生恐れがある区域については予防対策施工を実施します。

※1 入院用個室におきましてはナースステーション調査時にヒアリング調査を実施し、害虫の目撃情報等があった場合に入室し、調査及び防除処理を行います。

※2 重点箇所（給湯室、トイレ、ゴミ置場、排水槽など）となる、ねずみ等が発生しやすい箇所については、毎月、調査を実施し、生息状況の有無を確認します。

## 5. 種目別仕様書

### 【ネズミ防除仕様書】

生息種、生息場所、侵入経路、これらによる被害の状況等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこないます。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用します。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施いたします。

#### 1. 調査方法

調査方法	調査内容
①トラップ調査	ネズミの種類、生息状況を調査する為ネズミ用粘着トラップを配置し、捕獲する。
②ヒアリング調査	各施設の利用者から目撃の有無や、被害状況、糞、鳴き声等を聞き取る。
③目視調査	ネズミの糞、足跡、侵入箇所、営巣場所等を調査する。
④環境調査	餌の供給源の管理状況、潜伏・営巣場所となるダンボールやゴミの管理状況、構造上の防鼠機能を調べ、改善提案を行う。
⑤喫食調査	調査用の餌を生息可能な場所に設置し、生息の有無を調査する。

#### 2. 調査箇所例

天井裏・各種パイプスペース・機械室・駐車場・ゴミ置場・建物外周 等

#### 3. 処理方法

処理方法	薬剤・使用資機材	摘要
① 捕獲法	粘着シート	粘着シートによる捕獲。
② 毒餌法	主にクマリン系	経口投与による食毒死。
③ 遮断法	金網、パテ等資材	ネズミの侵入口の簡易遮断工事（防鼠工事）
④ 超音波忌避法	ネコのささやき	超音波の忌避効果による侵入防止。主に外部侵入防止に有効。
⑤ RFトラップ法	RFトラップ	餌付け効果を利用した高効率の捕獲方法。
⑥ 集中捕獲法	粘着シート	粘着シートの大量設置による捕獲法。
⑦ 忌避法	マウスボール	ハーブ臭の忌避効果による侵入防止。
⑧ 咬害防止法	シクロヘキシミド	ケーブル等対象物に塗布し咬害防止。

\*③④⑤⑥⑦⑧の処理方法は別途となります。

## 【ゴキブリ防除仕様書】

生息場所、発生源、侵入経路等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこないます。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用します。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施いたします。

### 1. 調査方法

調査方法	調査内容
①トラップ調査	ゴキブリ用粘着トラップを潜伏が考えられる箇所周辺に配置し、生息の有無を確認する。また、建物全体の統一的調査の際は、捕獲指数を算出する。
②ヒアリング調査	各施設の利用者から目撃の有無や、被害状況を聞き取る。
③目視調査	虫体、糞、卵鞘、営巣場所等証拠を調査する。
④環境調査	餌となる食材や、潜伏場所・営巣場所となるダンボールやゴミの管理状況を調べ、改善提案を行う。

### 2. 調査箇所例

冷蔵庫の下・自動販売機周辺・給湯場・トイレ・厨房・食品庫・排水溝・ゴミ置場他ゴキブリが発生しやすい箇所

### 3. 処理方法

処理方法	処理機材	主な使用薬剤	摘要
残留噴霧法	全自動噴霧器 (B&G)	フェニトロチオン プロペタンホス	ゴキブリが潜む場所、及び周辺を重点的に処理する。薬剤抵抗性の発現・発生の状況により、適宜薬剤を検討し、使用します。
超微粒子噴霧法	ULV機	フェノトリン	
局所微粒子噴霧法	マイクロガン エアゾール	フェノトリン イミプロトリン	
毒餌法	ベイトガン	ヒドラメチルノン ジノテフラン	
ドライ処理法	炭酸ガス製剤	シフェノトリン	

## 【カ・チョウバエ防除仕様書】

発生場所、生息場所、発生源、侵入経路等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこないます。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用します。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施いたします。

### 1. 調査方法

調査方法	調査内容
①ヒアリング調査	各施設の利用者から目撃の有無や、被害状況を聞き取る。
②目視調査	成虫の飛翔虫体、水域の幼虫の有無を調査する。
③環境調査	水槽内の清掃状況、停滞水の量・有無等の状況を調べ、改善提案を行う。

### 2. 調査箇所例

植木鉢・グリストラップ・給湯場・トイレ・厨房・排水構・排水桝・各排水槽

その他溜まり水

### 3. 処理方法

処理方法	処理機材	主な使用薬剤	摘要
残留噴霧	全自動噴霧器 (B&G)	フェニトロチオン プロペタンホス ピリプロキシフェン	幼虫対策として水域内に使用。
超微粒子噴霧	UV機 マイクロガン エアゾール	フェノトリン	水槽内に成虫が発生していた場合、殺虫を行う。
ドライ処理	炭酸ガス製剤	シフェノトリン	
蒸散法		ベーパーズリン	水槽内に吊るす（密閉された空間のみ）。

## 【ダニ防除仕様書】

毎月1回、専用部（テナント）に対しヒアリング調査を行います。その結果ダニの生息の疑いがある場合はサンプリング調査（別途費用）により、生息種の同定、生息環境、被害の状況等の調査を行い、その結果に基づき防除方法、作業計画を策定し管理をおこないます。また、防除対象種は室内生息の塵性ダニ（チリダニ類）・刺咬性ダニ（ツメダニ類）とし外部由来のタカラダニ、動物由来のトリサンダニ等の防除は別途見積もりとします。

防除するにあたり、薬事法に定める医薬品・医薬部外品を使用します。

また、不必要な、または、過剰な薬剤散布により、人に危害を与えたり環境に被害を及ぼさないよう、十分に配慮して実施いたします。

### 1. 調査方法

調査方法	調査内容
①ヒアリング調査	各施設の利用者から被害状況を聞き取る。
②サンプリング調査 (別途費用)	ダニが生息していると考えられる場所より、塵等を採取し、生息している種類、生息密度を調査する。主に検査シート（むしむし探偵団）による同定を行う。
③環境調査	室内の状況、床面の素材、清掃状況、ネズミ・鳥類の有無。

### 2. 調査箇所例

カーペット・畳・イス・居室・その他ダニの生息が考えられる場所

### 3. 処理方法

処理方法	処理機材	主な使用薬剤	摘要
残留噴霧	全自動噴霧器 (B&G)	フェニトロチオン プロペタンホス ピレスロイド系油剤	ダニが生息する場所、及び環境により、適宜薬剤を検討し、使用します。
超微粒子噴霧	ULV機	フェノトリン	
局所微粒子噴霧	マイクロガン エアゾール	フェノトリン イミプロトリン	
ドライ処理	炭酸ガス製剤	シフェノトリン	

## 6. 効果判定

駆除施工または、予防対策施工を実施した場合は、1～3週間以内に効果判定を行い、維持管理基準に達成するまで適切な処置を行ないます。

## 7. 報告書の提出

ねずみ等の防除にかかわる事項（調査、施工、効果判定、改善提案）はすべて記録し、報告書を提出します。

## 8. 緊急対応について

テナント及びビル係員によりねずみ等の生息および被害が確認された旨連絡があった場合は定期スケジュールとは別に速やかに生息状況調査・処理を行います。

# 樹木剪定、庭園管理

## 一般事項

- (1) 自然樹形を基本に、樹種特性に応じた樹形の骨格づくり、樹冠の整形、危険枝の除去を行う。
- (2) 作業の周知は、原則として実施の一週間前までにご連絡する。
- (3) 作業中に、トラブル及び事故の無いように、充分注意する。  
※ 発生した場合は、速やかに報告し、指示を仰ぐ。
- (4) 工事・作業に伴う発生材は、官側の指示に従う。  
※ 処分に当たっては、関係法令を厳守する。  
発生材(枝草など)は、リサイクル処理場に搬出し堆肥化もしくは、一般清掃工場に搬出する。
- (5) 植物管理に関する緊急時の対応については、速やかに関係各位に報告し、指示をうける。

## 実施要領

### 1. 樹木管理工

- 高・中木整枝工
- 低木整枝工
- 病虫害防除
- 施肥

### 2. 地被管理工

- 地被手入れ(屋上緑化)
- 除草(主に人力)
- 雑草刈(主に機械)
- 施肥

### 3. 補殺・薬剤防除工

- 人力補殺
- 農薬散布(大量発生時)

## 1. 樹木管理工

- ① 剪定は、対象樹木の剪定とする。
- ② 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。
- ③ 高・中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。
- ④ 作業においては、切り落とす枝など落下位置を確認し、通行人の安全確保に万全を期するものとする。
- ⑤ 生垣の刈込みは、枯木は、根元より切り取り、天端を揃え一定の幅定めて両面の刈込みとする。
- ⑥ 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。

## 2. 地被管理工

- ① 地被類手入れに関して(芝刈)一般的に、地際 3cm内外とする。
- ② 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。
- ③ 刈り取った残材は、指示の通り処理する。
- ④ 芝刈りの刈高は、3~5cm内外とする。
- ⑤ 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。
- ⑥ 刈り取った残材は、指示の通り処理する。

### 3. 補殺・薬剤防除工

- ① 病院内の樹木管理ですので、極力薬剤による補殺を避け発見次第、葉についた幼虫ごと取り除き除去する。著しく発生が多い時は、薬剤による殺虫とする。  
ツバキ・サザンカなどに発生するチャドクガに関しては、毛に毒があり人的被害も多いため発生が分かり次第殺虫する事にします。

### 実施内容

- ① 落葉高木類に関する管理  
落葉高木特にサクラ剪定にかんしては、太枝はできるだけ切らず、障害枝の手入れにとどめる。
- ② 常緑高木類に関する管理  
常緑高木類に関しては、6～7月ごろまでに、夏季剪定とし軽い剪定とする。  
3～4年に1回は、基本的剪定とする。
- ③ 中木類に関する管理  
中木類に関しては、6～7月ごろまでに、夏季剪定とし軽い剪定とする。  
花木類は、花後の剪定とする。
- ④ 低木類に関する管理  
ツツジ類の花後の刈込作業とし、11月ごろに徒長枝の整姿手入れとし、年2回の作業とする。
- ⑤ 地被類に関する管理  
地被類は、除草と同作業とし、年3回の作業とする。
- ⑥ エントランス装飾に関する管理  
1階エントランス内に装飾を設置し、年7回の入れ替えを行い季節感を演出する。

作業対象箇所	作業内容
6階北側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。</li> <li>2. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。</li> <li>3. 病虫害防除について 風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。</li> <li>4. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。</li> <li>5. 作業後は、ルーフトレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。</li> <li>6. 建物内を通行する際は、床を汚さない様にウエス等の足ふきを用意すること。</li> <li>7. 不具合(枯れ木等)が発生した場合は、官側に相談し、対応する。</li> </ol>
5階北側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。</li> <li>2. 高・中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。</li> <li>3. 生垣の刈込みは、枯木は、根元より切り取り、天端を揃え一定の幅定めて両面の刈込みとする。</li> <li>4. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。</li> <li>5. 地被類手入れに関して(芝刈)一般的に、地際 3cm内外とする。</li> <li>6. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。</li> <li>7. 病虫害防除について 風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。</li> <li>8. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。</li> <li>9. 植え込み内に、自動灌水装置の配管が配置されている為、除草の際の機械刈りの際は、配管に充分注意をして、作業する事。</li> <li>10. 不具合(枯れ木、支柱の経年劣化等)が発生した場合は、官側に相談し、対応する。</li> <li>11. 作業後は、ルーフトレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。</li> </ol>
4階西・南側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。</li> <li>2. 高・中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。</li> <li>3. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。</li> <li>4. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。</li> <li>5. 病虫害防除について風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。</li> <li>6. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。</li> <li>7. その他、担当師長等から指示、要望があった場合は、なるべく、その指示・要望に従うこと。</li> <li>8. 建物内を通行する際は、他の通行者に充分に注意し通行し、壁・床等を汚さない様充分に注意すること。</li> <li>9. 不具合(枯れ木、支柱の経年劣化等)が発生した場合は、官側に相談し、対応する。</li> <li>10. 作業後は、ルーフトレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。</li> </ol>
4階東側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする。</li> <li>2. 作業後は、ルーフトレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。</li> <li>3. 建物内を通行する際は、他の通行者に充分に注意し通行し、壁・床等を汚さない様充分に注意すること。</li> </ol>

作業対象箇所	作業内容
3階東・西側 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。</li> <li>2. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。</li> <li>3. 中木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。</li> <li>4. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。</li> <li>5. 病虫害防除について風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。</li> <li>6. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。</li> <li>7. 建物内を通行する際は、他の通行者に十分に注意し通行し、壁・床等を汚さない様十分に注意すること。</li> <li>8. 不具合(枯れ木、支柱の経年劣化等)が発生した場合は、官側に相談し、対応する。</li> <li>9. 作業後は、ルーフドレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。</li> <li>10. 特に、院長室前の庭園は、予定日時を厳守し、事前確認も必ず行う。</li> </ol>
1階外周	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 低木の刈込みは、仕立ては全体としてまとまりある形状に考慮し、枝返しを必ず行う。</li> <li>2. 剪定方法は、対象樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら適切に作業する。</li> <li>3. 地被類手入れに関して(芝刈)一般的に、地際 3cm内外とする。</li> <li>4. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする、また除草の際低木等に損傷を与えないよう十分に注意する。</li> <li>5. 高木整姿工剪定は、その樹木の形状を想定し、枝葉がバランス良く均等になるよう最も適切な切り詰め・枝抜き・切り返し・枝降ろし・刈込みを選択し作業を行う。</li> <li>6. 作業においては、切り落とす枝など落下位置を確認し、通行人の安全確保に万全を期するものとする。</li> <li>7. 病虫害防除について風向き天気等を考慮し決められた希釈による散布を行う。</li> <li>8. 施肥について 粒状化成肥料を冬期に散布します。</li> <li>9. 不具合(枯れ木等)が発生した場合は、官側に相談し、対応する。</li> </ol>
職能棟 2階・4階・屋上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人力除草に際しては、雑草の根ごと取り除くようにする。</li> <li>2. 作業後は、ルーフドレーン等に枝草が無い様に清掃を行う。</li> <li>3. 作業場所への移動は、外階段を使用する。</li> </ol>
医実隊庁舎 屋上庭園	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定期的な除草を行いセダムが負けないように管理します。</li> <li>2. 施肥は液肥を散布する(年2回：4～5月・12～1月)</li> <li>3. 補植作業の実施。 枯れた株の目立つ箇所は、4種類程のセダムを植える。</li> </ol> <p>※1 セダムは、基本的に定期的な散水を行う事を必要がなく、乾燥に耐える植物である為、湿潤の土壤ですと根が腐り枯れるので、注意が必要。 また、雑草も多く生えセダムが負けてしまうので、灌水の管理が重要となる。 夏場の猛暑が続き雨が降らない状態が3週間近く続くようであれば朝・夕のどちらかに散水を行う。 日中に散水すると蒸れた状態になり枯れてしまう。</p> <p>※2 セダムは、花が咲くと地上部の茎が枯れる。 新しい芽をだし、移動する様に成長する。 花が一斉に開花すると全体的に枯れた様な状態になるので、施肥を施し新しい芽の促進に努める。</p>

管理番号	階数	保守名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考	
					内容	周期	リスト	交換頻度		
	6F	樹木剪定、庭園管理	除草・地被類手入	92.5㎡	低木刈り込み	年2回				
			低木手入		除草	年3回				
					病害虫防除	適宜				
	5F						施肥	年1回		
					除草・地被類手入	100.9㎡	除草	年3回		
						70.5㎡	病害虫防除	適宜		
						430.5㎡	施肥	年1回		
						207.3㎡				
						120.9㎡				
	4F				高木手入		高木剪定	年1回		
					中木手入		中木剪定	年2回		
					低木手入		低木刈り込み	年2回		
			除草・地被類手入	42.4㎡	除草	年3回				
				42.4㎡	病害虫防除	適時				
				39.3㎡	施肥	年1回				
				4.9㎡						
				18.4㎡						
				13.2㎡						
3F			高木手入		高木剪定	年1回適宜				
			中木手入		中木剪定	年2回				
			低木手入		低木刈り込み	年2回				
			除草・地被類手入	122.8㎡	除草	年3回				
				77.3㎡	病害虫防除	適時				
				122.8㎡	施肥	年1回				
				77.3㎡						
			高木手入		高木剪定	年1回適宜				
			中木手入		中木剪定	年2回				
			低木手入		低木刈り込み	年2回				

管理番号	階数	保守名称	仕様・内容	数量	メンテナンス		消耗品リスト		備考
					内容	周期	リスト	交換頻度	
	1F		除草・地被類手入	297.1㎡	除草	年3回			
				54.3㎡	病虫害防除	適時			
				48.2㎡	施肥	年1回			
				46.8㎡					
				46.8㎡					
				23.6㎡					
				14.8㎡					
			樹木剪定、庭園管理	高木手入		高木剪定	年1回適宜		
				低木手入		低木刈り込み	年2回		
				除草・地被類手入	105㎡	除草	年3回		
				除草・地被類手入	78㎡	除草	年3回		
				除草・地被類手入	148.6㎡	除草	年3回		
				除草・地被類手入	180㎡	除草	年4回		
						施肥	年2回		
					補植	適宜			

## 浮遊粒子濃度測定 仕様書

### 1. 目的

清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) JIS B9920:2002「クリーンルームの空気清浄度の評価方法」を参考に、室床面積(m<sup>2</sup>)の平方根を切り上げた整数と同数のポイントにて測定を行う
- (2) 測定は、JIS B9921:1997(光散乱式粒子計数器)に準拠したパーティクルカウンターを用いて、1ポイント当り下表の最少サンプリング空気量以上の手術室内の空気を3回連続的にサンプリングして測定し、その平均値を、そのポイントの測定値とする
- (3) 測定高さは、床上1mを標準とし、0.8~1.2mとする
- (4) 0.3 μm ≦ ~ 5 μm ≦ の粒径を測定し、あらかじめ協議の上定めた粒径の測定結果によって評価する
- (5) 結果は、JIS B9920:2002「クリーンルームの空気清浄度の評価方法」または、ISO14644-1「クリーンルーム及び関連制御環境-第1部:空気清浄度の分類」に基づいて性能を評価する

清浄度 クラス (N)	上限濃度 (個/m <sup>3</sup> )						最少サン プリング空気 量 (リットル)	旧規格[209D] 清浄度クラス (1CFUあたりの 0.5 μm粒子数)
	測定粒径							
	0.1 μm	0.2 μm	0.3 μm	0.5 μm	1 μm	5 μm		
クラス5	100,000	23,700	10,200	3,520	832	29	6	100
クラス6	1,000,000	237,000	102,000	35,200	8,320	293	2	1,000
クラス7				352,000	83,200	2,930	2	10,000
クラス8				3,520,000	832,000	29,300	2	100,000
クラス9				35,200,000	8,320,000	293,000	2	1,000,000

### 3. 使用機器

- ① 機器名称 パーティクルカウンター
- ② 型 式 KM-27
- ③ メーカー リオン株式会社
- ④ 製造番号 No. 22310066

### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG(エチレンオキサイドガス)滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

## 室内空気圧力差測定 仕様書

### 1. 目的

清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) クリーンルーム出入り口扉等の開口部と、クリーンルーム周囲の関連区域との空気圧力差の大きさと圧力方向を測定する
- (2) 測定は、高性能微差圧計を使用する
- (3) 測定高さは、床直上0mmとする
- (4) 結果は、「JACA No. 40-2005クリーンルームの性能試験方法指針(日本空気清浄協会)」に基づいて性能を評価する(下表は指針に記載されている評価基準)

評価基準	清浄度の異なる隣室間	複数の清浄度クラスを有する場合の最も清浄度の高いクリーンルームの室内と大気圧との間
1	5Pa～(50Pa)* <sup>1</sup>	10Pa～(100Pa)* <sup>1</sup>
2	室間の隙間を通過する空気の流れの方向が清浄度の高い側から低い側への流れであること* <sup>2</sup>	5Pa～(50Pa)* <sup>1</sup>

\*1: 差圧の上限値は表記の値の範囲でドア開閉など実用上不具合の無い値とする。

\*2: クリーンルームが陽圧に官埋される場合を不す。クリーンルームが陰圧に官埋される場合は、”室間の隙間を通過する空気の流れの方向が清浄度の低い側から高い側への流れであること”とする

### 3. 使用機器

- ① 機器名称 マノメーター
- ② 型式 WO-81FN50DH
- ③ メーカー 山本電気製作所株式会社
- ④ 製造番号 No. 832971

### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG(エチレンオキサイドガス)滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

## 温湿度測定 仕様書

### 1. 目的

清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) クリーンルーム中央部の1ポイントにて測定する
- (2) 測定は、アースマン通風乾湿計又は電子式温湿度計を使用する
- (3) 測定高さは、床上1mを標準とし、0.8～1.2mとする
- (4) 結果は乾球温度(°C) 相対湿度(%)で示す
- (5) 結果の評価は、設計値に準じているか、又は日本医療福祉設備協会規格、病院空調設備の設計・管理指針「HEAS-02-2004」に沿って行う。

### 3. 使用機器

- ① 機器名称 デジタル式温湿度計
- ② 型 式 RH-77Ui
- ③ メーカー 株式会社ティアンドディ

### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG(エチレンオキシドガス)滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

(

## 換気回数測定 仕様書

### 1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) クリーンルームの空調吹出口のパンチンググリルの吹出風速を、JIS T8202:1997（一般用風速計）に準拠した微風速計を使用し、パネルごとに3～6ポイントの風速を測定し、その平均値をそのパネルの平均吹出風速とする
- (2) 空調吹出口のパンチンググリルの開口面積と、開口率を測定し有効面積を測定する
- (3) 平均吹出風速と有効面積から、建築設備定期検査業務基準指導書（建設省住宅局建築指導課監修）の計算式を参考にして、吹出風量を計算する
- (4) 結果は吹出風量とクリーンルーム容積から求められる換気回数とする
- (5) 結果の評価は、設計値に準じているか、又は日本医療福祉設備協会規格、病院空調設備の設計・管理指針「HEAS-02-2004」に沿って行う。

### 3. 使用機器

- ① 機器名称 クリモマスター風速計（クリモマスタープローブ）
- ② 型 式 6541-21
- ③ メーカー 日本カノマックス株式会社
- ④ 製造番号 6541210282

### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG（エチレンオキサイドガス）滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

## フィルターリーク測定 仕様書

### 1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) クリーンルームのH E P Aフィルタが内蔵された空調吹出口において、パンチンググリルからの吹出清浄空気を、JIS B9921:1997（光散乱式粒子計数器）に準拠したパーティクルカウンターでパネルごとに測定する
- (2) 測定は、サンプリングプローブを空調吹出口のパンチンググリルから10mm程度離して走査することによりリークの有無を確認する
- (3) 走査はパネル面ごとに、サイズにより2～3回行う
- (4) 空調機から供給される空気の浮遊粒子数を測定する
- (5) 結果は0.3μm以上の粒径の粒子を対象に、下記の計算式によって99.97%以上の捕集効率が得られた場合に良好とする

$$\text{捕集効率} = \frac{(\text{供給空気の浮遊粒子数}) - (\text{走査で得られた平均値})}{(\text{供給空気の浮遊粒子数})} \times 100 \quad (\%)$$

### 3. 使用機器

- ① 機器名称 パーティクルカウンター
- ② 型 式 KC-03A
- ③ メーカー リオン株式会社
- ④ 製造番号 No. 10330602

- ① 機器名称 パーティクルカウンター プリンター
- ② 型 式 KP-06
- ③ メーカー リオン株式会社
- ④ 製造番号 No. 32731209

### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG（エチレンオキサイドガス）滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

## 浮遊微生物測定 仕様書

### 1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) 床上1mを標準とし、0.8~1.2mの位置にてサンプリングを行う
- (2) サンプリングはJ I S K 3 8 3 6「空中浮遊菌測定器の捕集性能試験方法」によって試験されたエアサンプラーを使用し、1ポイント当り100リットルの空気を吸引して行う
- (3) サンプリングに使用する培地は、原則的に普通寒天培地とする
- (4) 結果は37℃で48時間培養後の、グラム陽性球菌群、グラム陰性球菌群、グラム陽性桿菌群、グラム陰性桿菌群、真菌のそれぞれの生育コロニー数とし、細菌濃度についてクラス分類を行う（日本建築学会環境基準「微生物による室内空気汚染に関する設計維持管理規準・同解説 AIJES - A0002 - 2013」の病院の微生物の管理規準提案値を参考とする）

対象建物		設計基準（浮遊微生物）	維持管理基準（浮遊微生物）
病院	B C R手術室・病室	10 (CFU/m <sup>3</sup> )	10 (CFU/m <sup>3</sup> )
	一般手術室	200 (CFU/m <sup>3</sup> )	200 (CFU/m <sup>3</sup> )
	I C U・特殊治療室	200 (CFU/m <sup>3</sup> )	200 (CFU/m <sup>3</sup> )
	N I C U・未熟児室	200 (CFU/m <sup>3</sup> )	200 (CFU/m <sup>3</sup> )
	一般診療室・病室	200 (CFU/m <sup>3</sup> )	500 (CFU/m <sup>3</sup> )
	待合室	200 (CFU/m <sup>3</sup> )	500 (CFU/m <sup>3</sup> )

### 3. 使用機器

- ① 機器名称 エアサンプラー
  - ② 型 式 M B S - 1 0 0 0 D
  - ③ メーカー ミドリ安全株式会社
  - ④ 製造番号 N o . D 0 7 5 1 0 4
  - ⑤ 培地名称 トリプトソイ寒天培地（SCD寒天培地：栄研化学株式会社）
- 組成
- |          |       |           |
|----------|-------|-----------|
| カゼインペプトン | 15.0g | (培地1Lあたり) |
| ソイペプトン   | 5.0g  | (培地1Lあたり) |
| 塩化ナトリウム  | 5.0g  | (培地1Lあたり) |
| カンテン     | 15.0g | (培地1Lあたり) |
- p H 7 . 3 ±

#### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、E O G（エチレンオキサイドガス）滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません

## 清浄度回復測定 仕様書

### 1. 目的

手術室を中心とした清浄度及び室内環境状態を把握し、清浄度向上に寄与することを目的とします

### 2. 方法

- (1) クリーンルームの中央部の1ポイントにて測定を行う
- (2) あらかじめ空調設備を停止した後、スモークテスター等を利用して室内の浮遊粒子数を人為的に増加させる
- (3) 測定はパーティクルカウンタを用いて、クリーンルームの空気を連続的にサンプリングし、人為的に増加させた浮遊粒子数が空調設備を運転後、通常性能に回復するまで行う
- (4) 測定の高さは、床上1mを標準とし、0.8~1.2mとする
- (5) 対象粒径は0.5  $\mu$ m以上とする
- (6) 結果は性能回復するまでの時間で表示する

### 3. 特記事項

- (1) この測定のために、スモークテスターを使用して室内の浮遊粒子数を増加させても、手術室内の壁面、器具が汚染されることはありません
- (2) 『ポータブルファンなどを用いて、清浄区域外の空気を導入する』『PAO粒子を発生させる』などの方法も可能です
- (3) 『空調機を停止させて浮遊微粒子が増加するのを待つ』という方法も可能ですが、2室以上ある場合で空調系統が共通の場合には、一室ずつ測定する毎に次の部屋の浮遊粒子数を増加させる時間を要するため、全体の測定に長時間を要します

### 4. 一般事項

- (1) 清潔区域内の測定時は、EOG（エチレンオキサイドガス）滅菌済みのクリーンウェア、キャップ、手袋、マスクを着用し測定します
- (2) 清潔区域への持ち込み物品は、エタノール清拭を行った測定に必要な物品のみとし、箱、カバー、台車等は持ち込みません
- (3) 結果はデータの分析、評価と現場写真の添付を行い、報告書にて必要部数提出します

空気清浄度管理内容

別紙空気清浄度-1

階	室名	性能 (class)	床面積 (m <sup>2</sup> )	性能測定						
				浮遊粒子数測定	浮遊微生物測定	温湿度測定	室内空気差圧測定	換気回数測定	フィルター測定	清浄度回復測定
1	救急総合診療処置室2	100,000	52.76	8	8	1	1	4	4	—
1	前室	100,000	15.65	5	5	1	1	1	1	—
1	救急手術室	10,000	43.42	7	7	1	1	6	6	—
1	X線透視検査室 2	10,000	33.21	6	6	1	1	2	2	—
1	無菌製剤室	10,000	20.71	4	4	1	1	1	1	—
	1F 合計			30	30	5	5	14	14	—
3	特殊検査室	10,000	12.70	4	4	1	1	2	2	—
	3F 合計			4	4	1	1	2	2	—
4	OR-1	10,000	49.14	7	7	1	2	6	6	1
4	OR-2	10,000	50.17	8	8	1	2	6	6	1
4	OR-3	10,000	51.94	8	8	1	2	6	6	1
4	OR-4	10,000	81.57	10	10	1	2	10	10	1
4	OR-5	10,000	50.29	8	8	1	2	6	6	1
4	OR-6	100	78.53	9	9	1	2	27	27	1
4	OR-7	100	73.74	9	9	1	2	20	20	1
4	OR-8	10,000	50.74	8	8	1	2	6	6	1
4	BCR前室	1,000	15.10	4	4	1	1	2	2	—
4	手術ホール	10,000	196.57	14	14	1	3	18	18	—
4	回復ホール	10,000	22.18	5	5	1	—	3	3	—
4	滅菌組立	10,000	146.21	13	13	1	2	16	16	—
4	滅菌器材庫	10,000	62.82	7	7	1	4	4	4	—
4	器材庫1	10,000	14.58	4	4	1	1	—	—	—
4	器材庫2	10,000	32.39	6	6	1	1	2	2	—
4	心カテ検査室	100,000	58.41	8	8	1	2	3	3	—
4	IVR-CT検査室	100,000	54.17	8	8	1	2	3	3	—
4	401号室	100・1000	30.68	6	6	1	1	6	6	—
4	401号室前室	1,000	14.08	4	4	1	1	1	1	—
4	402号室	100,000	32.32	6	6	1	1	1	1	—
4	403～405号室	100,000	66.69	9	9	1	—	3	3	—
4	406号室	100,000	22.17	5	5	1	1	1	1	—
4	407～408号室	100,000	27.52	6	6	1	—	2	2	—
4	熱傷浴室	10,000	17.11	5	5	1	1	1	1	—
4	ICU準備室	100,000	15.90	5	5	1	1	1	1	—
4	ICUホール	100,000	213.74	15	15	1	7	12	12	—
4	人工透析室	100,000	95.99	10	10	1	5	—	—	—
4	隔離室	100,000	11.11	4	4	1	1	—	—	—
4	CAPD室	100,000	9.94	3	3	1	1	—	—	—
	4F 合計			214	214	29	52	166	166	8

## 空気清浄度管理内容

別紙空気清浄度-1

階	室名	性能 (class)	床面積 (m <sup>2</sup> )	性能測定						
				浮遊粒子 数測定	浮遊微生物 測定	温湿度 測定	室内空気 差圧測定	換気回数 測定	フィルタ リーク測定	清浄度 回復測定
7	770号室無菌ユニット	100	13.27	4	4	1	1	8	8	—
7	770号室無菌ユニット前室	10,000	8.56	3	3	1	2	1	1	—
7	770号室無菌ユニット手洗室	100,000	2.45	2	2	1	1	—	—	—
7	771号室無菌ユニット	100	13.27	4	4	1	1	8	8	—
7	771号室無菌ユニット前室	10,000	8.56	3	3	1	1	1	1	—
7	771号室無菌ユニット手洗室	100,000	2.45	2	2	1	1	—	—	—
	7F 合計			18	18	6	7	18	18	—
8	831号室	100,000	32.63	6	6	1	2	2	2	—
8	832号室	100,000	32.46	6	6	1	2	2	2	—
8	833号室	100,000	30.70	6	6	1	1	2	2	—
8	834号室	100,000	36.74	6	6	1	2	2	2	—
8	分娩室	10,000	41.64	7	7	1	1	4	4	—
	8F 合計			31	31	5	8	12	12	—
	総 合 計			297	297	46	73	212	212	8